### 改 訂 前

### 第1章 総則

### 第1節 風水害等対策計画の概要

#### 第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定に基づいて下妻市防災会議が策定する計画であり、本 市の市域及び施設並びに市民に係る風水害等に備え、災害予防、 災害応急対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財 産を災害から保護することを目的とする。

風水害対策編は、災害の性質を考慮し、「地震災害対策計画編」とは別に定める。

なお、本市の地域における震災対策については「地震災害対策計画編」において別に計画を定め、各災害対策を実施することとしている。なお、本計画に特段の定めのないものについては、「地震災害対策計画編」の定めるところによる。

### 改 訂 後

### 第1章 総則

### 第1節 風水害対策計画の概要

#### 第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づいて下妻市防災会議が策定する計画であり、本市の市域及び施設並びに市民に係る風水害に備え、災害予防、災害応急対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を風水害から保護することを目的とする。

なお、本市の地域における震災対策については、別に「地震 対策計画編」を定め、各災害対策を実施することとし、本計画 に特段の定めのないものについては、「地震対策計画編」の定 めるところによる。

また、国土強靭化計画及び茨城県国土強靭化計画を踏まえ、本市においても、令和3年3月に下妻市国土強靭化計画が策定され、以下の4つの基本目標を掲げて、いかなる大規模災害が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築を推進することとなっている。

- I. 人命の保護が最大限図られる
- Ⅱ. 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに 維持される
- Ⅲ. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV. 迅速な復旧復興

#### 訂 改 前 改 訂 後 第2 他の計画との関係 第2 他の計画との関係 地震災害対策計画編 第1章 第1節 第2「他の計画との この計画は、国が作成する「防災基本計画」、指定行政機関・ 関係」を準用する。 指定公共機関が作成する「防災業務計画」及び茨城県が作成す る「茨城県地域防災計画」と矛盾、または抵触することの無い ように定める。 地域防災計画 災害対応マニュアル 発災時または事前に実施すべき<mark>災害対策に係る実施事項や</mark> 災害対策本部を構成する 役割分担等を規定するための計画 各部(各班)が、職員の参 集、本部の開設、情報の収 (災害対策(予防、応急、復旧・復興)に関する業務を対象! 実施すべき事項を主体に記述) 調整、会議の開催、報告 広報、記録等の諸活動を、 組織的・円滑に実行するた めの準拠として定めたもの ①災害対策本部の組織、各 発災時の限られた必要資 発災時には職員や庁舎等の 部・班等の役割や所掌業 源を基に、非常時優先業務を 被災による行政機能の低下と 務、各人の業務分担、実 膨大な災害応急対策業務が生 目標とする時間・時期までに ずることから、他自治体、機 実施できるようにするための ②災害対策本部の開設・運 関、ボランティア等の応援を具体化 計画 (実効性の確保) 営の基本的事項の手順と 最大限活用するための計画 ①庁舎、職員、電力、情報シ (実効性の確保) ステム、通信等の必要資源 ③業務の優先順位と目標、 の被災を評価、課題の明確完 ①応援・受援の組織の確立 実行性 基本的なやり方 ②応援・受援計画等の策定へを担保 ②非常時優先業務と業務開始 の取組み ④業務遂行に関連する基礎 的資料や機関等の連絡先 目標時間を設定 ③災害対応の資源所要の整理 ③平常時における体制整備を ⑤業務を簡便にするための 4応援・受援に係る研修や図 計画的に推進 様式やひな形 上訓練等の実施 図 地域防災計画、業務継続計画、受援計画、災害対応マニュ アルの関係 また、市は、SDGs(※)の達成に資する施策を推進する ため、本計画にSDGsで掲げる17の目標を取り入れるよう 努めるものとする。 ※SDGsとは、「Sustainable Development Goals(持続可 能な開発目標)」の略称であり、経済、社会及び環境の3つ の側面のバランスがとれた社会を目指す世界共通の目標と

改 訂 前	改訂	後
	して、17 のゴール(目標)とその	課題ごとに設定された 169
	のターゲット(達成基準)から構	<b>靖成されている。</b>
第3 計画の構成	第3 計画の構成	
地震災害対策計画編 第1章 第1節 第3「計画の構成」	この計画は、本市及び防災関係	機関の防災業務の実施責任
を準用する。	を明確にし、かつ、これら防災関係	機関相互の緊密な連絡調整
	を図るために必要な大綱を示すも	のであり、その実施細目等
	については別途各防災関係機関が	定める。
	市地域防災計画の構成は次のと	<b>おりである</b> 。
	地震災害対策計画編風水害対策計画編	総則 地震災害予防計画 地震災害応急対策計画 復旧復興計画 東海地震の警戒宣言発 令時の対応措置計画 総則 災害予防計画 災害応急対策計画
		復旧復興計画
	航空災害対策	
	数道災害対策 大規模災害 道路災害対策	 災害予防
	対策計画編 危険物等災害対策	
	大規模な火事災害対策	
	林野火災対策	
	資料編	

### 改 訂 前

### 改 訂 後

#### 第 4 基本方針

この計画は、過去の災害の教訓を踏まえ、自然災害による被害を最小限に止めるよう、災害の予防、発災時の応急対策及び復旧・復興対策を含む総合的な計画とする。

- ① 災害対策にあたって、その実施責任を明確なものとするため、「誰が」「何をすべきか」を具体的に明示する。
- ② 市をはじめとする防災関係機関はもとより、「自らの 身の安全は自らが守る」との観点から、市民や事業者 の役割も明示した計画とする。
- ③ 鬼怒川、小貝川の氾濫による水害や、市内に分布する 急傾斜地崩壊等の土砂災害をも想定した防災体制の 確立を図る。

#### 第5 計画の修正

地震災害対策計画編 第1章 第1節 第5「計画の修正」 を進用する。

### 第6 計画の習熟・周知

地震災害対策計画編 第1章 第1節 第6「計画の習熟・

#### 第4 基本方針

- ①この計画は、過去の災害の教訓を踏まえ、自然災害による 被害を最小限に止めるよう、災害予防、災害応急対策及び 復旧・復興対策を含む総合的な計画とする。
- ②災害対策にあたって、その実施責任を明確なものとするため、「誰が」、「何をすべきか」を具体的に明示する。
- ③市をはじめとする防災関係機関はもとより、「自らの身の 安全は自らが守る」との観点から、市民や事業者の役割も 明示した計画とする。
- ④鬼怒川、小貝川の氾濫による水害や、市内に分布する急傾 斜地崩壊等の土砂災害をも想定した防災体制の確立を図 る。
- ⑤本計画は、豊かで持続可能な地域社会の実現に向けて、S DGsとの調和を図るよう努めるものとする。

#### 第5 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年 検討を加え、必要があると認められる場合はこれを修正する ものとする。

各防災関係機関は、計画の修正が必要であると認められる 事項がある場合には、修正案を下妻市防災会議に提出する。

### 第6 計画の習熟・周知

市及び防災関係機関管理職員等並びに防災関係施設の管理

改 訂 前	改 訂 後
周知」を準用する。	者は、この計画の遂行にあたって十分な責務が果たせるよう、
	職員に対して計画の周知徹底に努めるとともに、特に必要と
	認める事項については、災害対策基本法第42条第4項に定め
	る公表のほか、市民への周知徹底にも努める。
	■ 資料編 「下妻市防災会議条例」
	■ 資料編 「下妻市SDGsに基づく持続可能なまちづくり推
	進条例」
第1章 総則	第1章 総則
第2節・下妻市の防災環境	第2節 下妻市の防災環境
为乙則 下安中の防火垛场	为之即 下安中心则火垛场
  第1 下妻市の概要	第1 下妻市の概要
地震災害対策計画編 第1章 第2節 第1「下妻市の概要」	下妻市は茨城県の西南部、東京から 60km 圏に位置し、北
を準用する。	は筑西市、南は常総市、東はつくば市と筑西市、西は結城郡
	八千代町に接している。本市は筑波山を背景とした比較的平
	坦な地形であり、東には小貝川、西には鬼怒川、まちの中央
	には市民の憩いの場として知られる砂沼と、豊かな水環境に
	恵まれ、比較的肥沃な土地を活かした農業や畜産業が盛んで
	ある。
	本市には、「筑波サーキット」があり、レース開催時には
	全国から多くのモータースポーツファンが集まる。また、天
	然温泉と地ビールが楽しめる「ビアスパークしもつま」や国
	道 294 号沿線に設置された「道の駅しもつま」、「やすらぎ

### 第1章 総則

改 訂 前	改 訂 後
	の里しもつま」、「さんぽの駅サン・SUN さぬま」や
	「Waiwai ドーム」などの観光施設が整備されている。これら
	の恵まれた自然環境や観光資源を活かして、「輝く自然・あ
	ふれるやさしさ・活力みなぎるまちしもつま」を目指し、ま
	ちづくりを進めている。
	図 下妻市位置図
	図 下妻市概況図
第2 自然環境の特性	第2 自然環境の特性
	1 河 川
1 河川	本市には、国管理の鬼怒川、小貝川の2河川、県管理の糸繰
本市は、鬼怒川、小貝川、糸繰川など、一級河川が8河川あ	川など6河川の一級河川と、木田川など市管理の準用河川が
り、国管理が2河川、県管理が6河川、木田川など市管理の準	3河川ある。
用河川は3河川ある。	東の市境には小貝川、西の市境には鬼怒川、北西部には糸繰
東の市境を小貝川、西の市境を鬼怒川、北西部には糸繰川が	川が流れ、市域は、河川で囲まれている。また、市内には多数
流れており、河川で囲まれている。また、市内には多数の中小	の中小河川が流れている。
河川が流れている。	表 市内の河川状況
表 市内の河川状況	

改 訂	前	改訂	後
A hydra 8# 8	区 河川名 管理者	A ##	区 河川名 管理者
— 0 a a — 0 n e	鬼怒川 国	— 0 ii ii 0 fiqir	鬼怒川 国 小貝川
	—     糸繰川       級     高木川       河     北台川		一     糸繰川       級     高木川       河     北台川
	八日州 県   内沼川   八間堀川   八間堀川		
	山川 河進 尻手川		山川 河 進
Command All	河準	Latinu AD	河準
図 市内の主な	河川	図 市内の主な河川	

#### (1) 小貝川

小貝川は、水源を栃木県那須烏山市大赤根の山地を水源とし、関東平野を北から南へ流れ、北相馬郡利根町で利根川に合流する利根川の主要支川である。延長距離は112kmで、流域面積は1,043k㎡である。古くは子飼川、蚕養川と呼ばれ、流域に貝塚があり、小貝が取れることからこのような名前になったと言われている。

本市の東部に位置し、中郷から南流し、途中の比毛付近で糸繰川と合流したのち、鯨まで流れ、区間延長は12.3kmである。河道沿いには、水田として利用されている。古くからあばれ川として知られ、洪水時には流下能力不足による浸水や水位上昇に伴う支川での内水氾濫などの水害が起こっている。

#### (2) 鬼怒川

鬼怒川は、栃木県と群馬県坂井の鬼怒沼山(標高 2,040m)を 水源とし、茨城県守谷市大木地先で利根川に合流する利根川の

#### (1) 鬼怒川

鬼怒川は、栃木県と群馬県境の鬼怒沼山(標高 2, 141m)を 水源とし、茨城県守谷市大木地先で利根川に合流する利根川の 支川である。管理は国が行う一級河川で、流路延長は 177 km、 流域面積は 1,760 kmである。

鬼怒川は、本市の西部、平方から皆葉を南流し、その区間延 長は12.3kmである。あばれ川として知られ、かつては、糸繰 川を通じて小貝川と繋がっていた。江戸時代になると伊奈忠次 による東遷事業の一環で堤防が築かれ、小貝川と分離された。

#### (2) 小貝川

小貝川は、栃木県那須烏山市大赤根の山地を水源とし、関東 平野を北から南へ流れ、北相馬郡利根町で利根川に合流する利

### 改 訂 前

改 訂 後

支川である。管理は国が行う一級河川で、流路延長は 177km で、 流域面積は 1,760k ㎡である。

本市の西部に位置し、平方から皆葉を南流し、その区間延長は12.3kmである。あばれ川として知られ、かつては、糸繰川を通じて小貝川と繋がっていた。江戸時代になると伊奈忠次による東遷事業の一環で堤防が築かれ、小貝川と分離された。

根川の主要支川である。延長距離は112kmで、流域面積は1,043kmである。古くは子飼川や蚕養川とも呼ばれ、流域に貝塚があり、小貝が取れることからこのような名前になったと言われている。

小貝川は、本市の東部、中郷から南流し、途中の比毛付近で糸 繰川と合流したのち、鯨まで流れる。区間延長は12.3 kmで、河 道沿いは、水田として利用されている。古くからあばれ川として 知られ、洪水時には流下能力不足による浸水や水位上昇に伴う支 川での内水氾濫などの水害が起こっている。

#### (3) 糸繰川

糸繰川は筑西市犬塚を水源とし、下妻市東古沢付近で小貝川と合流する。市の北部の福田から南下し、下妻市市街地で東へと流路を変え、比毛地先で小貝川と合流する。延長距離は13.8kmであり、下妻市では、福田から比毛までの区間延長7.7kmを流れる。

流域は平坦で河道沿いは水田として利用されている。水害は 小貝川の水位上昇に伴う内水氾濫が多い。昭和36年から中小 河川改修が開始され平成7年に完了した。また、小貝川からの 逆流防止水門や排水機場が設置されている。

#### (3) 糸繰川

糸繰川は筑西市犬塚を水源とし、市の北部、福田から南下し、 市街地に入って東へと流路を変え、比毛地先で小貝川と合流す る。延長距離は13.8 km、市では、福田から比毛までの区間延 長7.7 kmを流れる。

流域は平坦で河道沿いは水田として利用されている。水害は 小貝川の水位上昇に伴う内水氾濫が多く、昭和36年から中小 河川改修が開始され、平成7年に完了した。また、小貝川から の逆流防止水門や排水機場が設置されている。

### 改 訂 前

(鬼怒川・小貝川:平成 20 年度、

その他: 平成 19 年度 データ)

(4) 重要水防箇所

河川名	<b>電 111.4</b> 箇所数計 延長計		(水防上最も	A (水防上最も重要な区間)		3 要な区間)	要注意	重点	
/박/미선	(箇所)	(m)	箇所数計 (箇所)	延長	箇所数計 (箇所)	延長	箇所数計 (箇所)		
鬼怒川	96	22,150	23	1,310	68	15,020	5	1,200	-
小貝川	132	30,570	18	1,640	101	29,600	8	3,650	5
糸繰川	3	5,110	-	-	3	5,110		-	-
北台川	1	300	1	300					
八間堀川	2	1,350	1	300	-	-			

※ 延長距離は重複加算あり

### 2 気候

地震災害対策計画編 第1章 第2節 第2「気候」を準用する。

# (4) 重要水防箇所

令和3年度茨城県水防計画(重要水防箇所一覧)参照

後

	管	箇所数計	延長計	А		E	3	要注意	区間
河川名	理	(箇所)	(m)	箇所数 (箇所)	延 長 (m)	箇所数 (箇所)	延 長 (m)	箇所数 (箇所)	延 長 (m)
鬼怒川	国	261	79, 231	49	1, 292	182	59, 176	30	18, 763
小貝川	围	382	117, 957	61	1, 050	318	116, 572	3	335
大谷川	围	18	4, 240	11	0	7	4, 240	0	0
八間堀川	県	4	6, 860	4	6, 860	0	0	0	0
糸繰川	県	2	3, 300	0	0	2	3, 300	0	0
大谷川	県	2	3, 400	0	0	2	3, 400	0	0
北台川	県	5	3, 100	5	3, 100	0	0	0	0

訂

### 2 気候

本市は、気候帯的(大局的)に見た場合には太平洋側に属し、一般的に温暖な気候である。しかしながら、内陸に位置するため、夏季は湿度が高く厳しい暑さとなり、冬季は季節風が強く乾燥し、体感温度の低い厳しい寒さとなる。

過去 30 年間の平均年間降水量は 1,231.8mm、平均気温は 14.3℃である。



改 訂 前	改 訂 後
	年人口比率が上昇傾向にある。
	図 人口と世帯の推移(出典:国勢調査)
	図 人口構成比の推移(出典:国勢調査)
	2 産業 本市の産業別(3部門)就業者割合(平成27年国勢調査) は、第一次産業が6.2%、第二次産業が37.5%、第三次産業が56.3%であり、茨城県全体よりも第二次産業がやや高く、第三次産業がやや低い。 市内には2,171の事業所があり、19,570人が従業している(出典:統計 しもつま(平成28年6月1日現在)。
	3 土地利用
	本市の総面積は 80.88 kmであり、非線引き都市計画区域に おいて、用途地域の指定に基づき、市街地や住宅地、工業団
	地等の整備を進めている。全般的には、農業的土地利用を中
	心としており、農地においては土地改良事業の推進により、
	優良農地の保全に努めている。一方、用途地域内及び市街地

改 訂 前	改 訂 後
	周辺部については、土地区画整理事業による計画的な住宅地
	の形成を進めるとともに、中心市街地の更なる活性化を図っ
	ている。
	また、北関東自動車道や首都圏中央連絡自動車道の整備な
	どに伴う道路交通体系やつくばエクスプレス沿線開発に伴う
	広域的環境の変化により、本市においても土地開発が増加し
	ており、今後も、引き続き効率的な土地利用を進めるととも
	に、豊かな自然と調和しながら、生活環境の向上など地域活
	力を高める適切な対策を講じる。
	4 公共施設整備状況
	本市は、茨城県西部の中心都市として、市の施設のほか、
	国や県の出先機関が集まっており、その多くは市役所を中心
	とする市中心部に集中する。その他、県西部の広域事務組合
	に係る施設(下妻消防署、ごみ処理施設)などが分布するほ
	か、大字毎に教育施設や公民館、公園等が立地しており、災
	害時の活動拠点としての役割を担っている。
	5 交通の整備状況
	本市を南北に縦断する関東鉄道常総線(取手-下館間)は、
	市内に、騰波ノ江駅・大宝駅・下妻駅・宗道駅の4つの駅が
	あり、市内事業所への通勤、市内高校への通学の手段とし
	て、また、市内からは隣接地への通勤・通学、さらには、つ
	くばエクスプレスの開業により、身近になった都心への交通

改 訂 前	改 訂 後
	手段として多くの市民に利用されている。
	関東鉄道常総線では、つくばエクスプレスの開業に伴い、
	近代化策として快速列車の運行やスピードアップ、増便など
	の整備を行い、利便性の拡大を図ってきた。
	反面、市内の路線バスは、土浦方面行きとつくばセンター
	方面行きの2系統と少なく、1日の運行回数、平均乗降客数
	ともに減少傾向にある。
	本市の道路網の発達をみると、市域中央部を国道 294 号が
	南北に縦断しており、市域東西を結ぶ国道 125 号と、堀篭付
	近で交差している。この二つの国道により、筑西市、つくば
	市、土浦市、古河市、常総市の各都市との結節が図られ、こ
	の他、各県道により結城市、桜川市、坂東市との連接が図ら
	れている。市域は全般に低平な地勢を示すため、市域内及び
	周辺自治体との結節交通状況は総じて良好である。
	図 交通網図
<b>放する (A)</b> PU	数 4 <del>立</del> 《》 D.I.
第1章 総則	第1章 総則
第3節・下妻市の自然災害	第3節 下妻市の風水害
   第1 災害の履歴	第1 風水害の履歴
第1	第1 風 <b>小</b> 古の履歴 平成元年以降の茨城県の風水害の履歴は次のようになって
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
(1) 水害	いる。
平成元年以降の茨城県の災害履歴は次のようになってい	
る。	

	改	訂 前	改 訂 後					
			番号	年日 (号)	内容			
○茨城県 1) 台風	県の災害履歴(平) し	成元年以降)			6日15時頃銚子市付近に上陸。17時 過ぎに水戸市付近を通過し、7日24時 頃新潟県村上市の北北西30km付近に			
番号	年日(号) 平成元. 8.5 ~ 7 (第13号)	内 容 6日15時頃銚子市付近に上陸。17 時過ぎに水戸市付近を通過し、7日 24時頃新潟県村上市の北北西30km 付近に進み、日本海に抜けた。県内 では5日午後から南部を中心に北	1	平成元. 8. 5~7 (台風第 13 号)	進み、日本海に抜けた。県内では5日 午後から南部を中心に北東の風が強 まり、水戸では最大瞬間風速31.6m/s (6日)を記録した。被害は、住宅被 害(全壊5、半壊1、一部損壊1、床 上浸水87、床下浸水250)、道路破壊 48、崖崩れ5、堤防決壊1、橋梁流失 等4、農業被害約1億3千万円、林業			
		東の風が強まり、水戸では最大瞬間 風速 31.6m/s (6日)を記録した。被害は、住宅被害(全壊5、半壊1、一部損壊1、床上浸水87、床下浸水250)、道路破壊48、崖崩れ5、堤防決壊1、橋梁流失等4、農業被害約1億3千万円、水産被害3千万円。	2	平成元. 8.26~28 (台風第 17 号)	被害約1億3千万円、水産被害3千万円 円 27日09時頃室戸岬付近に上陸。20時には富士市の北北東約30kmで日本海に抜けたが、その後も日本海沿岸を進み、28日05時能代市付近に、再び上陸した後、北海道を縦断して18時にオホーツク海に抜けた。県内は27日朝には全域で雨となり、北部を中心に強雨となった。被害は住宅の一部損壊1、床上浸水1、床下浸水20、道路損壊12			
2	平成元. 8.26 ~28 (第 17 号)	27日09時頃室戸岬付近に上陸。20時には富士市の北北東約30kmで日本海に抜けたが、その後も日本海沿岸を進み、28日05時能代市付近に、再び上陸した後、北海道を縦断して18時にオホーツク海に抜けた。県内は27日朝には全域で雨と	3	平成元. 9.19~20 (台風第 22 号)	19日12時頃九州南部をかすめて本州 沿岸を進み、20日03時静岡県沿岸、 05時に房総半島に上陸し、06時銚子 市の南西約40kmで東海上に抜けた。 県内では19日夕方から雨が降り出し、 夜半前には県北部で、明け方頃には南 部で強雨となった。被害は住宅の半壊 1、床上浸水7、床下浸水13、道路損 壊3等			

	改	訂 前	改 訂 後				
3	平成元. 9.19 ~20 (第 22 号)	なり、北部を中心に強雨となった。 被害は住宅の一部損壊1、床上浸水 1、床下浸水20、道路損壊12。 19日12時頃九州南部をかすめて本 州沿岸を進み、20日03時静岡県沿 岸、05時に房総半島に上陸し、06		4	平成 2. 8. 8~10 (台風第 11 号)	10日07時頃御前崎付近に上陸。その後16時宇都宮市付近、17時黒磯市付近を通過した後、11日02時に宮古市の北東海上に抜けた。このため、10日の雨量は南部で30~100mm前後、北部では100~250mm以上の大雨となった。被害は負傷者1名、床下浸水1、道路破損1、農業被害約1,324万円、田の	
4	平成 2.8.8 ~10 (第 11 号)	時銚子市の南西約 40km で東海上に 抜けた。県内では 19 日夕方から雨 が降り出し、夜半前には県北部で明 け方ごろには南部で強雨となった。 被害は住宅の半壊 1、床上浸水 7、 床下浸水 13、道路損壊 3 等。 10 日 07 時頃御前崎付近に上陸。そ の後 16 時宇都宮市付近、17 時黒磯 市付近を通過し栃木県を通過した		5	平成 2.9.19~20(台風第 19 号)	冠水 2 ha。 19 日 20 時過ぎに紀伊半島に上陸。20 日 04 時には長野市付近で、その後も 東北に進み、11 時頃三陸沖に抜けた。 県内では 19 日昼前からほぼ全域で雨が降り始め、風は南部を中心に所々で強くなった。また、一部の地域では、 竜巻も発生して被害が出た。被害は人的被害(軽傷 2 名)、住家被害(一部損壊5、その他13)、非住家被害(全壊1、一部損壊3、その他1)道路損壊3、倒木による被害2、農業被害約5千万円	
		後、11 日 02 時に宮古市の北東海上に抜けた。このため、10 日の雨量は南部で30~100mm前後、北部では100~250mm以上の大雨となった。被害は負傷者1名、床下浸水1、道路破損1、農業被害約1、324万円、		6	平成 2.9.30~10.1 (台風第 20 号)	30日09時頃に紀伊半島南部に上陸。 その後東海地方を東北東に進み、21時 頃東京湾付近を通って、房総半島の東 海上に抜けた。県内では30日早朝か ら雨が降り出し、夕方から宵の内にか けて強雨となった。被害は住家被害 (床上浸水1、床下浸水5)、道路の冠 水等 本州南岸の前線の活動が台風の影響	
5	平成 2.9.19 ~20	田の冠水 2 ha。 19 日 20 時過ぎに紀伊半島に上陸。 20 日 04 時には長野市付近でその後		7	平成 2.11.28~ 12.1 (台風第 28 号)	で活発となった。台風は30日14時頃紀伊半島に上陸。北北東進して19時頃四日市市付近で温帯低気圧に変わり、1日24時頃日本海に抜けた。県	

	改	訂前		改	訂	後
	(第 19 号)	も東北に進み、11 時頃三陸沖に抜けた。県内では19日昼前からほぼ全域で雨が降り始め、風は南部を中心に所々で強くなった。また、一部の地域では、たつ巻も発生して被害が出た。被害は人的被害(軽傷2名)、住家被害(一部損壊5、その他13)、非住家被害(全壊1、一部損壊3、その他1)道路損壊3、例木による被害2、農業被害約5千万	8	平成3.9.18~21 (台風第18号)	内かは次宅損壊り でら住部損円 19 甲の内 日 者 部 別 男 日 男 の 内 日 者 音 報 県 1 名 第 2 名 場 2 、782)	28 日から雨となり、30 日昼頃 第に風雨ともに強まった。被害 技害(床上浸水1、床下浸水3、 接1)、非住家被害(全壊2、一 1)、道路被害、農業被害約2千 の内に房総半島沖に達し、20 日 は三陸沖に進み、本州付近の前 が活発となり大雨になった。 は18 日午後から雨が降り始め、 中心に大雨となった。被害は負 3、住家被害(全壊3、半壊24、 長47、床上浸水466、床下浸水 非住家被害214、崖崩れ424、
6	平成 2.9.30 ~10.1 (第 20 号)	円。 30 日 09 時頃に紀伊半島南部に上陸。その後東海地方を東北東に進み、21 時頃東京湾付近をとおり、房総半島の東海上に抜けた。県内では30 日早朝から雨が降り出し、夕方から宵の内にかけて強雨となっ	9	平成 3 . 10. 10~13 (台風第 21 号)	9千万円 む。) 日本の門 路を変え 近し、14 した。 県 降り始め	1,043、農作物の被害約37億円(秋雨前線による影響を含 南海上の台風は西から東に進た、13日昼頃に茨城県に最も接 日には北海道の南東海上に達 限内では10日夜半前から雨が り、11日朝のうちから13日夕けて大雨となった。被害は住家
7	平成 2 . 11. 28 ~12. 1 (第 28 号)	た。被害は住家被害(床上浸水1、 床下浸水5)、道路の冠水等。 本州南岸の前線の活動が台風の影響で活発となった。台風は30日14 時頃紀伊半島に上陸。北北東進して 19時頃四日市市付近で温帯低気圧 に変わり、1日24時頃日本海に抜	10	平成 5.8.26~27 (台風第 11 号)	被害(一 浸水 500 損壊 2、 道路 00 その水戸 は仙山 上を北北	-部損壊 5、床上浸水 31、床下 6)、非住家被害(全壊 1、一部 床上浸水 4、床下浸水 26)、

	改	訂 前		改	訂 後
		けた。県内では28日から雨となり、 30日昼頃から次第に風雨ともに強 まった。被害は住宅被害(床上浸水 1、床下浸水3、一部損壊1)、非			らは風雨ともに強まり宵の内まで続いた。被害は住家(一部損壊2、床上浸水1、床下浸水91)、道路被害10、橋梁流失2、非住家被害4、農業被害約7億6千万円、水産被害約130万円等
8	平成 3.9.18 ~21 (第 18 号)	住家被害(全壊2、一部損壊1)、 道路被害、農業被害約2千万円。 19日宵の内に房総半島沖に達し、 20日未明には三陸沖に進み本州付 近の前線の活動が活発となり大雨 になった。県内では18日午後から	11	平成 5.9.4 (台風第 13 号)	3日16時には枕崎付近、20時には延岡市付近、4日24時には松山市付近、5日05時には鳥取市の北北東約50kmの日本海に抜けた。このため、県下には暖気が流入し、大気の状態が不安定となり、つくば市で竜巻が発生し、家屋の屋根瓦やビニールハウスに被害が出た。
		雨が降り始め、19 日を中心に大雨 となった。被害は負傷者 2 名、住家 被害(全壊 3、半壊 24、一部損壊 47、床上浸水 466、床下浸水 2,782) 非住家被害 214、崖崩れ 424、道路 被害 1,043、農作物の被害約 37 億	12	平成 6.9.28~30 (台風第 26 号)	29 日夜に紀伊半島に上陸し、30 日早朝日本海に抜けた。この台風の影響により関東南岸にあった停滞前線が活発となり、県下では29日昼頃から宵の内にかけて雨が強く降った。被害は住家(全壊2、半壊1、一部損壊4、床下浸水726)、山崖崩れ57、道路被害3等
9	平成 3 . 10. 10 ~13	9千万円。(秋雨前線による影響を含む) 日本の南海上の台風は西から東に 進路を変え、13 日昼頃に茨城県に	13	平成7.9.16~17 (台風第12号)	16 日に伊豆諸島近海を北上し、17 日には三陸沖に進んだ台風の接近により、総雨量は鹿嶋で 294 mm、鉾田で 185 mmを記録した。被害は住家被害 (半壊1、一部損壊 39、床下浸水 28)、非住家被害 26 等
	(第 21 号)	最も接近し、14 日には北海道の南 東海上に達した。県内では10日夜 半前から雨が降り始め、11 日朝の うちから13日夕方にかけて大雨と	14	平成 8 . 7 . 15 (ダウンバースト)	梅雨前線が一時南下し、大気の状態が 不安定となった県南西部では、降ひよ うを伴う雷雨となり、下館市の川島地 区と同市南部にダウンバーストが発 生した。被害は死者1名、負傷者20名、 住家被害(全壊1、半壊31、一部損壊

	改	訂 前			改	訂 後
		なった。被害は住家被害(一部損壊				1,342)、非住家被害 123 等
		5、床上浸水 31、床下浸水 506)、				21 日、本州付近に秋雨前線が停滞し
		非住家被害(全壊1、一部損壊2、				た。また、22 日の日中から夜にかけて 北東進後、三陸沖に進んだ台風の影響
		床上浸水 4、床下浸水 26)、道路被		15	平成8.9.21~23	で県内は大雨と強風となった。被害は
		害 41 等。		10	(台風第 17 号)	死者1名、負傷者13名、住家被害(全
1	0 平成5.8.26	27日06時には、八丈島の東約80km、				壊 2 、半壊 12、一部損壊 263、床上浸 水 18、床下浸水 450)、非住家被害 28、
1						田畑冠水約 2, 200ha 等
	~27	その後 15 時には銚子市付近、18 時				台風は愛知県に上陸後、北東に進んで
	(第 11 号)	には水戸市の南東約 50km、28 日 01		1.0	平成 9.6.20	北関東、福島県を通って太平洋に抜け
		時には仙台市の東約 100km と本州		16	(台風第7号)	た。この影響で強風を伴った大雨となり、被害は負傷者1名、住家被害(一
		の東海上を北北東に進み、11 時 30				部損壊4、床下浸水3)等
		分頃には釧路市付近に上陸した。県				この期間、前線が日本付近に停滞し、
		内では26日夕方前から全域で雨と			1 (1137/17) C II	台風第4号が日本の南海上をゆっく
		なり、27 日朝からは風雨ともに強				りと北上した。台風の間接的な影響も 加わり、前線に向かって暖かく湿った
		   まり宵の内まで続いた。被害は住家				空気が南から流入して前線の活動が
		(一部損壊2、床上浸水1、床下浸				活発となり大雨となった。特に那珂川
		水 91)、道路被害 10、橋梁流失 2、		17		上流の栃木県那須町では1,254㎜の記
		非住家被害4、農業被害約7億6千			風) 🚣	録的な降水量となり、河口付近の水戸市でも計画高水位を上回って溢水し
						被害が出た。水戸市に災害救助法が適
		万円、水産被害約130万円等。				用され、被害は、負傷者5名、床上浸
1	1 平成5.9.4	3 日 16 時には枕崎付近、20 時には				水 423 戸、床下浸水 490 戸、被害額は 約 35 億 6,800 万円であった。
	(第 13 号)	延岡市付近、4日24時には松山市				台風は 16 日明け方静岡県に上陸、そ
		付近、5日05時には鳥取市の北北 東約50kmの日本海に抜けた。この ため、県下には暖気が流入したため			の後関東地方から東北地方を縦断し	
				平成 10. 9.15~17	た。県内は15日夕方から雨が降り出	
				18	(台風第5号)	し、16 日には風も強まった。被害は負傷者5名、住家被害(半壊1、一部損
		大気の状態が不安定となり、つくば				場有 3 名、任家傚書(丰壌 I 、一部損
	1					住家 10 等

	改	訂 前		改	訂 後
12	平成 6.9.28 ~30	市で「たつ巻」が発生し、家屋の屋根瓦やビニールハウスに被害がでた。 29日夜に紀伊半島に上陸し、30日早朝日本海に抜けた。この台風の影	19	平成 12. 7. 7~8 (台風第 3 号)	台風は7日夜に伊豆諸島に接近、その後スピードを上げながら北上し、8日に房総半島沖から茨城県の沖合を通過した。このため、県内各地で大雨となり、住家被害(一部損壊1、床上浸水33、床下浸水209等)の被害が生じた。
13	(第 26 号) 平成 7. 9.16 ~17 (第 12 号)	響により関東南岸にあった停滞前線が活発となり、県下では29日昼頃から宵の内にかけて強く降った。被害は住家(全壊2、半壊1、一部損壊4、床下浸水726)、山崖崩れ57、道路被害3等。 16日伊豆諸島近海を北上し、17日には三陸沖に進んだ台風の接近により、総雨量は鹿嶋で294mm、鉾田で105年は記号にはたけるでは	20	平成 14. 7. 9~11 (台風第 6 号)	台風は室戸岬沖から本州の南海上を 進み、11日に千葉県富津市付近に上陸 後、房総半島を横断し、茨城県沿岸を 北上した。この影響により県内は大雨 に見舞われ、9日13時から11日9時 までの総雨量は花園で307mmを記録す るなど、県北山沿いを中心に150~280 mmの雨を観測した。また、これと併せ て栃木県での大雨により那珂川の水 位が上昇し、水府橋観測所では危険水 位を1m以上超えた。被害は、住家被 害(一部損壊1、床上浸水14、床下浸 水45)等
14	平成 8.9.21 ~23 (第 17 号)	で 185mm を記録した。被害は住家被害(半壊1、一部損壊39、床下浸水28)、非住家被害26等。 21 日、本州付近に秋雨前線が停滞し、22 日日中から夜にかけて北東進後三陸沖に進んだ台風の影響で県内は大雨と強風となった。被害は死者1名、負傷者13名、住家被害(全壊2、半壊12、一部損壊263、床上浸水18、床下浸水450)、非住	21	平成 14.10.1 (台風第 21 号)	三浦半島を通過した台風は、1日の 夜、神奈川県川崎市付近に上陸後、茨 城県を横断し東北地方の太平洋側を 北上した。台風の接近・通過に伴い、 県内は1日18時頃から東〜南東の風 が強まり、22時頃から西〜南西の風に 変わった。台風が県内を通過した21〜 22時頃には15m/sの強風が吹き荒 れ、潮来市及び鹿嶋市においては電力 用鉄塔の倒壊が発生した。その他の被 害は負傷者16名、住家被害(半壊10、 一部損壊682、床下浸水2)非住家227、 停電99、584戸等

	改	訂 前		改 訂 後				
		家被害 28、田畑冠水約 2,200ha 等。				関東南部を低気圧が通過し、これに併		
15	平成9.6.20	台風は愛知県に上陸後、北東に進ん				せて前線が南下、県南、鹿行地域では 局地的に雷を伴う激しい雨となった。		
	(第7号)	で北関東、福島県を通り太平洋に抜		22	平成 15. 10. 13	また、神栖町においてダウンバースト		
		   けた。この影響で強風を伴った大雨		22	(ダウンバースト等)	と見られる突風が発生した。被害は、		
		│ │となり、被害は負傷者1名、住家被│				死者2名、負傷者5名、住家被害(一部損壊46、床上浸水4、床下浸水108)、		
		   害(一部損壊4、床下浸水3)等。				非住家被害 46 等		
16	平成 10. 9.15	台風は16日明け方静岡県に上陸、				日本海を北東に進んだ台風の影響に		
10	~17	その後関東地方から東北地方を縦		23	平成 16. 8.30~31 (台風第 16 号)	より、31日午前中には県内全域で強風		
	(第5号)	断した。県内は15日夕方から雨が			(百風泉 16 <i>年)</i>	が吹き、最大瞬間風速は水戸で25.5m/s を観測した。被害は負傷者3名等		
	(先3万)				平成 16. 10. 9	台風は伊豆半島に上陸後、千葉市付近		
		降り出し、16日には風も強まった。				から茨城県南部を通過したため、県内		
		被害は負傷者5名、住家被害(半壊				全域で強風・大雨となり、総雨量は鹿 嶋で 259 mm、江戸崎で 211 mmを記録す		
		1、一部損壊34、床上浸水20、床	24	24	(台風第 22 号)	るなど、県南部で200 mmを超す大雨と		
		下浸水 33)、非住家 10 等。				なった。被害は負傷者6名、住家被害		
17	平成 12. 7. 7	台風は7日夜に伊豆諸島に接近、そ				(一部損壊 50、床上浸水 9、床下浸水		
	~8	の後スピードを上げながら北上し、				156)、非住家被害4等 台風は高知県に上陸後、関東甲信地方		
	(第3号)	8日に房総半島沖から茨城県の沖				を経て茨城県南部を通過し、太平洋に		
		合を通過した。このため、県内各地				抜けた。その影響により総雨量は県全		
		で大雨となり、住家被害(一部損壊		25	平成 16. 10. 20~21	域で 150 mm~200 mmの大雨となり、協   和で 206 mm、笠間で 201 mmを記録し		
		   1、床上浸水 33、床下浸水 209 等)		20	(台風第 23 号)	た。被害は負傷者2名、住家被害(一		
		の被害が生じた。	-			部損壞2、床上浸水9、床下浸水210)、		
18	平成 14. 7. 9	台風は室戸岬沖から本州の南海上				非住家被害 128、田畑流失・埋没約 5,250ha、田畑冠水約 940ha 等		
10	~11	を進み、11 日に千葉県富津市付近				5,250na、田畑旭小州 940na 寺 台風は、関東の南海上を北上し、7日		
	(第6号)				平成 19. 9. 6~7	2時には神奈川県に上陸した。その後		
	(男り写)	に上陸後房総半島を横断し、茨城県		26	平成 19. 9. 6 ~ 7 (台風第 9 号)	関東地方を北上して、県内でも大雨と		
		沿岸を北上した。この影響により県				なり、総雨量は北茨城市花園で267mm、 高萩市大能で231mmを記録した。被害		

	改	訂 前	改 訂 後				
		内は大雨に見舞われ、9日13時から11日9時までの総雨量は花園で307mmを記録するなど、県北山沿いを中心に150~280mmの雨を観測した。また、これと併せて栃木県での大雨により那珂川の水位が上昇し、水府橋観測所では危険水位を1m以上超えた。被害は、住家被害(一	27	平成 21. 10. 8 (台風第 18 号)	は、負傷者 10 名、住家被害 (床上浸水 1、床下浸水 1) 台風は8日 12 時頃に最接近し、7日 11 時から8日 11 時までの総降水量 は、花園で167.0 mm、北茨城で129.5 mm、大能で116.5 mm、日立で130.0 mm、 柿岡で102.5 mmを観測した。また、8 日朝に土浦市、龍ヶ崎市及び利根町で 竜巻が発生した。被害は、負傷者15名、 住家被害(半壊34、一部損壊222、床 上浸水 1、床下浸水19)		
19	平成 14.10.1 (第 21 号)	部損壊1、床上浸水 14、床下浸水 45 等)。 三浦半島を通過した台風は、1日の 夜神奈川県川崎市付近に上陸後、茨 城県を横断し東北地方の太平洋側 を北上した。台風の接近・通過に伴い、県内は1日18時頃から東~南東の風が強まり、22 時頃から西~ 南西の風に変わった。台風が県内を	28	平成 23. 9.21 (台風第 15 号)	上浸水1、床下浸水19) 台風第 15 号の影響で県内の所々で総降水量(19 日 18 時~21 日 24 時)が100 mmを超え、北茨城市花園では288.0 mmを観測した。日最大瞬間風速は、北茨城市で南南東31.2 m/s、笠間市で南30.2 m/s、下妻市で南南東31.6 m/s、龍ケ崎市で南31.4 m/s(21 日 19 時 01分)を観測した。 県内の被害は、死者1名、負傷者15名(重傷1、軽傷11)、住家被害(半壊3、一部損壊47、床上浸水52、床下浸水88)		
		通過した 21~22 時頃には 15m/s の強風が吹き荒れ、潮来市及び鹿嶋市においては電力用鉄塔の倒壊が発生した。その他の被害は負傷者16名、住家被害(半壊10、一部損壊682、床下浸水2)非住家227、停電99、584 戸等。	29	平成 24. 5. 6 (竜巻)	県内3地域(常総市〜つくば市、筑西市〜桜川市、栃木県真岡市〜常陸大宮市)で竜巻が発生し、常総市からつくば市にかけては国内最大級となるF3の強さの竜巻であった。被害は、死者1名、負傷者41名、住家被害838棟(全壊89、半壊193、一部損壊556)、非住家被害660棟(全壊139、半壊70、一部損壊451)		

	改	訂 前		改	訂 後
21	平成 16. 8.30 ~31 (第 16 号) 平成 16.10.9 (第 22 号)	日本海を北東に進んだ台風の影響により、31 日午前中には県内全域で強風が吹き、最大瞬間風速は水戸で25.5m/sを観測した。被害は負傷者3名等。 台風は伊豆半島に上陸後、千葉市付近から茨城県南部を通過したため、県内全域で強風・大雨となり、総雨量は鹿嶋で259mm、江戸崎で211mmを記録するなど、県南部で200mmを超す大雨となった。被害は負傷者6名、住家被害(一部損壊50、床上浸水9、床下浸水156)、非住家被害4等。	30	平成 25. 10. 15 (台風第 26 号)	台風は日本の南海上を北上し、16日に 房総半島沖を北東に進んで三陸沖に 達した。県では、15日夜から16日に かけて大雨、暴風、高波の影響を受け、 鹿行地域を中心に非常に激しい雨と なり、鹿嶋市では16日05時54分ま での1時間に62.5 mmを、鉾田市では 16日06時27分までの1時間に53.5 mmを観測した。 また、降り始めからの総降水量は鹿嶋 市で362.5 mm、鉾田市で317.0 mmとなるなど、県内各地で大雨となった。16日未明からは風も強まり、北茨城市では10時56分に西北西32.2m/sの最大瞬間風速を観測するなど、県内各地で軒並み20m/sを超える最大瞬間風速を観測した。 県内の被害は、負傷者15名(重傷1、 軽傷12)、住家被害(全壊5、半壊8、 一部損壊55、床上浸水104、床下浸水
22	平成 16. 10. 20 ~21 (第 23 号)	台風は高知県に上陸後、関東甲信地 方を経て茨城県南部を通過し太平 洋に抜けた。その影響により総雨量 は県全域で150mm~200mmの大雨と なり、協和で206mm、笠間で201mm を記録した。被害は負傷者2名、住 家被害(一部損壊2、床上浸水9、 床下浸水210)、非住家被害128、田 畑流失・埋没約5、250ha、田畑冠水 約940ha等)。	31	平成 26. 10. 5 ~ 6 (台風第 18 号)	389)、がけ崩れ 525 箇所 台風は日本の南岸を進み、6日8時過 ぎに静岡県に上陸、6日昼前に茨城県 南部を通過した。 県では前線の影響で5日朝から雨が 降り始め、1時間雨量が笠間で48.5 ㎜、柿岡で47.0㎜など、県南、県西を 中心に各地で激しい雨となった。降り 始めからの総降水量も柿岡278.5㎜、 笠間269.0㎜を観測した。また、6日 には鹿嶋で南東21.5m/s、水戸で東北 東21.4m/s、日立で北西21.1m/s な ど、各地で20m/s 前後の最大瞬間風 速を観測した。

	改	訂 前		改	訂 後
24	平成 19.9.6 ~ 7 (第9号)	台風は、関東の南海上を北上し、7 日 2 時には神奈川県に上陸した。その後関東地方を北上して、県内でも大雨となり、総雨量は北茨城市花園で267mm、高萩市大能で231mmを記録した。被害は、負傷者10名、住家被害(床上浸水1、床下浸水1)。 台風は8日12時頃に最接近し、7日11時から8日11時までの総降水量は、花園で167.0mm、北茨城で129.5mm、大能で116.5mm、日立で130.0mm、柿岡で102.5mmを観測した。また、8日朝に土浦市、龍ヶ崎市及び利根町で竜巻が発生した。被害は、負傷者15名、住家被害(半壊34、一部損壊222、床上浸水1、	32	平成 27. 9. 9~10	県内の被害は、死者2名、軽傷2名、住家被害(一部損壊6、床上浸水12、床下浸水115)、農産物等への推計被害金額が278,649千円となっており、9市町で避難勧告を発令している。 7日21時に日本の南で発生した台風第18号は、9日9時過ぎに渥美半島を通過し、9時半頃愛知県西尾市付近に上陸。15時には温帯低気圧に変わった。9日は、台風や台風から変わった低気圧に向かって、湿った空気が流れ込んだ影響で大雨となり、特に県西地域では非常に激しい雨となった所があった。7日18時から11日12時までの雨量は、古河で297.5mm、坂東で265.0mm、下妻で228.5mmなど、南部を中心に200mmを超えた所があった。最大1時間降水量は、石岡市柿岡で56.0mm(10日07時09分までの1時間)、常陸太田市中野で49.5mm(10日09時39分までの1時間)、小美玉市美野里で
(2) そ 番 <sup>+</sup> 1		床下浸水 19)。  内容  梅雨前線が一時南下し大気の状態 が不安定となった県南西部では、降 ひょうを伴う雷雨となり、下館市の 川島地区と同市南部にダウンバー			46.0 mm (10 日 08 時 20 分までの 1 時間)を観測。月最大 24 時間降水量は、古河で 247.0 mm (10 日 05 時 00 分までの 24 時間)となり、統計開始以来の記録第 1 位となった。線状降水帯による鬼怒川上流域への集中豪雨により常総市若宮戸で溢水、同市三坂町で堤防が決壊した。 古河市、結城市、下妻市、常総市、守谷市、筑西市、坂東市、つくばみらい市、八千代町、境町に災害救助法が適

	改	訂 前		改	訂 後
2	平成 10. 8.26 ~31 (前線と台風)	ストが発生した。被害は死者1名、 負傷者20名、住家被害(全壊1、 半壊31、一部損壊1、342)、非住家 被害123等。 この期間、前線が日本付近に停滞 し、台風第4号が日本の南海上をゆ っくりと北上した。台風の間接的な 影響も加わり前線に向かって暖か く湿った空気が南から流入して前 線の活動が活発となり大雨となっ た。特に那珂川上流の栃木県那須町 では1,254mmの記録的な降水量と なり、河口付近の水戸市でも計画高 水位を上回って溢水し被害がでた。 水戸市に災害救助法が適用された。 被害は、負傷者5名、床上浸水423 戸、床下浸水490戸、被害額約35	33	平成 28. 8.22~24 (台風第 9 号)	用された。 被害は、死者 15 名(災害関連死 12 名 含む。)、負傷者 56 名、全壊 54 棟、半 壊 5,542 棟、床上浸水 230 棟、床下浸 水 3,880 戸,被害額は約 360 億 8,424 万円であった。 台風は 22 日 6 時には三宅島の南南西 を北に進み、22 日 12 時半頃、千葉県 館山市付近に上陸、その後、関東地方 から東北地方を北から北北東に進ん だ。 県では台風の接近、通過により 22 日 昼過ぎから夕方にかけて雨が強まり、 1 時間降水量が北茨城市花園で 50.0 mm(15 時 43 分)の非常に激しい雨、 古河で 35.0 mm(12 時 56 分)の激しい 雨となった。21 日 21 時から 22 日 24 時までの総降水量は、北茨城市花園で 146.0 mm、古河で 142.0 mm、高萩市大 能で 127.5 mmなど、多い所で 100 mmを 超える大雨となった。また、22 日の午 後には風が強まり、龍ケ崎で東南東 32.0 m/s、北茨城で南 27.1 m/s、鹿鳴 で南東 27.0 m/s など、30 m/s 前後の
3	平成 15. 10. 13 (ダウンバー	億 6,800 万円等であった。 関東南部を低気圧が通過し、これに 併せて前線が南下し、県南、鹿行地			最大瞬間風速を観測した。 県内の被害は、負傷者 19 名、住家被 害 217 件 (一部損壊 27、床上浸水 12、 床下浸水 178) であった。
	スト等)	ト等) 域では局地的に雷を伴う激しい雨となった。また、神栖町においてダウンバーストと見られる突風が発生した。被害は、死者2名、負傷者	34	平成 29. 10. 21~23 (台風第 21 号)	台風第は、発達しながらフィリピンの 東海上を北上し、21 日には超大型で非 常に強い勢力となり、22 日にかけて非 常に強い勢力を保ったまま、次第に速 度を上げて日本の南を北上し、23 日 3 時頃に超大型の強い勢力で静岡県御

	改	訂 前		改	訂 後
4	平成 24.5.6 (竜巻) ※1	5名、住家被害(一部損壊 46、床上 浸水 4、床下浸水 108)、非住家被 害 46 等。 5月6日は日本の上空 5500メート ルにおいて、氷点下 21 度以下の強 い寒気が流れ込んだ。一方、12 時 には日本海に低気圧があって、東日 本から東北地方の太平洋側を中心 に、この低気圧に向かって暖かく湿 った空気が流れ込んだ。さらに、日			前崎市付近に上陸した。その後、暴風域を伴ったまま東海地方及び関東地方を北東に進んだ。 県では、台風の接近、通過により22日昼前から雨が強まりはじめ、1時間降水量が古河で27.5 mm (23日04時06分)、北茨城市花園で26.5 mm (23日05時23分)の強い雨となった。20日12時から23日15時までの総降水量は、北茨城市花園で267.5 mm、高萩市大能で217.0 mmなど大雨となった。 県内の被害は、死者1名、負傷者7名(重傷1、軽傷6)、住家被害7件(全
		射の影響で地上の気温が上昇したことから、関東甲信地方は大気の状態が非常に不安定となり、落雷や突風、降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生した。突風が発生した時間に茨城県常総市からつくば市の被害地付近は、活発な積乱雲が通過中であった。	35	平成 30. 3. 1 (突風)	壊1、床下浸水5、一部損壊1) 低気圧や前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだため、大気の状態が非常に不安定となり、行方市で突風が発生した。 県内の被害は、負傷者4名(全で軽傷)、住家被害5件(全壊1、半壊1、一部損壊105) 台風は、9日に関東地方にかなり接近して昼前にかけて関東の東の海上を北に進んだ。 県では,前線や台風の接近により6日から9日にかけて、1時間降水量が大
		<ul> <li>・人的被害死者 1名負傷者 37名(軽傷)</li> <li>・住家被害全壊 76棟、半壊 158棟、一部損壊 388棟</li> <li>・非住家被害全壊 105棟、半壊 60</li> </ul>	36	平成 30. 8. 6~9 (台風第 13 号)	子で45.0 mm (6日17時12分)、石岡市柿岡で41.5 mm (7日02時16分)の激しい雨となり、6日14時から9日24時までの総降水量は、北茨城市花園で181.5 mm、高萩市大能で130.5 mmなど、大雨となった。また、台風の中心が茨城県に最も接近した9日は、水戸で北東21.6m/s、鹿嶋で北20.9

### 第1章 総則

棟、一部損壊 243 棟 常総市 ・人的被害なし ・住家被害一部損壊 12 棟 ・非住家被害一部損壊 16 棟  ※1 水戸地方気象合現地災害調査連報より作成  ※1 水戸地方気象合現地災害調査連報より作成  ※1 水戸地方気象合現地災害調査連報より作成  ※2 水戸地方気象合現地災害調査連報より作成  ※3 本部機関 1)、対り動れ2 箇所 台風は、景風域を作いすぎに強い勢力を維持して30 日 20 時頃に和歌山県田 辺市付近に上陸した。その後も暴風域を伴った主東に連及を迎えて東海、関東甲信、東では直を変めて東海、関東甲信、東北地方を北東に進み、10 月 1日 には一窓町で南 32 元m/s、筑西市下館で南東 32 元m/s、筑西市下館で南東 32 元m/s、筑西市下館で南東 32 元m/s、筑西市下館で南東 32 元m/s、筑西市下館で南東 32 元m/s、筑西市下館で南東 33 元m/s が高東市大能で 98 元 10 月 1日にかけて、1 時間降水最が高東市大能で 42 の m 北天坡市花園で 39 元 5m. 龍ヶ崎で 37 の mmの数しい雨となり、9 月 29 日 4 時から 10 月 1日 6 時までの総降水量は、北坂坡市花園で 110.0 m 高森市大能で 98 元 m 企大財 で 36 元 4 元 4 元 4 元 4 元 4 元 4 元 4 元 4 元 4 元

### 改 訂 前

### 改 訂 後

第2 下妻市に被害をもたらす可能性のある水害

#### 第2 下妻市に被害をもたらす可能性のある災害

### 1 鬼怒川の氾濫

以下に示す浸水想定区域図は、河川管理者である国土交通省 下館河川事務所が作成したものである。

現在の河道・ダムの整備状況で洪水防御に関する計画の基本となる降雨である概ね100年に1回程度起こる大雨が降ったことにより、鬼怒川がはん濫した場合に想定される浸水の状況を、シミュレーションにより求めたものである。

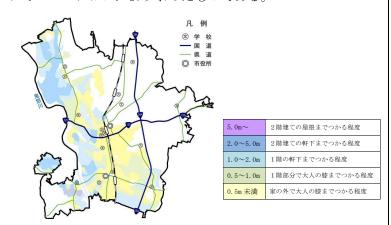


図 鬼怒川浸水想定区域図

1.	作成主体	国土交通省関東地方整備局 下館河川事務所
2.	指定年月日	平成 17 年 3 月 31 日
3.	告示番号	国土交通省関東地方整備局告示第 272 号
4.	指定の根拠	水防法第 10 条
法令		

#### 1 鬼怒川のはん濫

市は、国土交通省下館河川事務所が平成28年8月2日に指定した利根川水系鬼怒川の洪水浸水想定区域図(想定最大規模)を基に下妻市洪水ハザードマップを作成した。このマップは、想定される最大規模の降雨(鬼怒川流域・石井上流域の72時間総雨量669mm)によって、鬼怒川がはん濫した場合に、浸水が想定される区域(洪水浸水想定区域)と、その浸水深を表示している。



図 下妻市ハザードマップ 鬼怒川

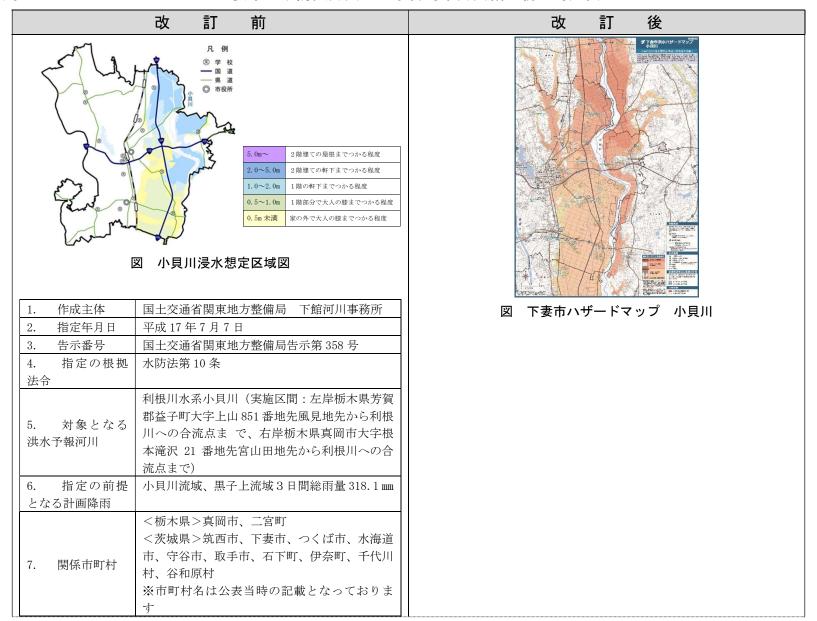
	改 訂 前			改	訂	後
5. 対象となる 洪水予報河川	利根川水系鬼怒川 (実施区間: 左岸栃木県塩谷郡塩谷町大字風見地先から利根川への合流点まで、右岸栃木県河内郡上河内町大字宮山田地先から利根川への合流点まで)					
6. 指定の前提 となる計画降雨	鬼怒川流域、石井上流域3日間総雨量402 mm					
7. 関係市町村	< 栃木県>宇都宮市、真岡市、小山市、さくら市、塩谷町、高根沢町、河内町、上河内町、上三川町、南河内町、二宮町、芳賀町 < 茨城県>筑西市、下妻市、結城市、水海道市、守谷市、石下町、八千代町、千代川村、谷和原村 ※市町村名は公表当時の記載。					
2 小日川の河際		2	小貝川のはん濫	<del>-</del>		

#### 2 小貝川の氾濫

以下に示す浸水想定区域図は、河川管理者である国土交通省 下館河川事務所が作成したものである。

指定現在の河道の整備状況、母子島遊水地等の洪水調節施設 の状況を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる既往最 大の洪水である昭和61年8月相当の(概ね150年に1回の大 雨)により、小貝川がはん濫した場合に浸水が想定される区域 である。

市は、国土交通省下館河川事務所が平成29年3月21日に 指定した利根川水系小貝川の洪水浸水想定区域図(想定最大 規模)を基に下妻市洪水ハザードマップを作成した。このマ ップは、想定される最大規模の降雨(小貝川流域・黒子上流 域の 72 時間総雨量 778 mm) によって、小貝川がはん濫した 場合に、浸水が想定される区域(洪水浸水想定区域)と、そ の浸水深を表示している。

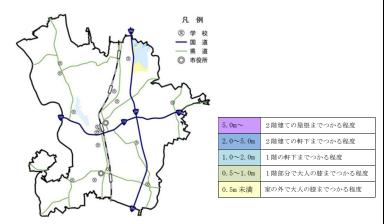


### 改 訂 前 改 訂 後

#### 3 大谷川の氾濫

以下示す浸水想定区域図等は、河川管理者である国土交通省 下館河川事務所が作成したものである。

指定時点の大谷川の河道の整備状況等を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる降雨である概ね150年に1回程度起こる大雨が降ったことにより大谷川がはん濫した場合に想定される浸水の状況を、シミュレーションにより求めたものである。



#### 図 大谷川浸水想定区域図

	// N. N. /-	
1.	作成主体	国土交通省関東地方整備局 下館河川事務所
2.	指定年月日	平成 18 年 7 月 6 日
3.	告示番号	国土交通省関東地方整備局告示第 335 号
4.	指定の根拠	水防法第 10 条
法令	•	
5.	対象となる	利根川水系大谷川(実施区間:茨城県筑西市大
洪水予報河川		字野殿字大道下 361 番の 2 地先の野殿橋から小

#### 3 大谷川のはん濫

以下示す浸水想定区域図等は、河川管理者である国土交通 省下館河川事務所が作成したものである。

指定時点の大谷川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる既往最大の洪水である昭和61年8月相当(毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が概ね1/150(約0.7%))の降雨に伴う洪水により大谷川がはん濫した場合の浸水の状況を、シミュレーションにより予測したものである。

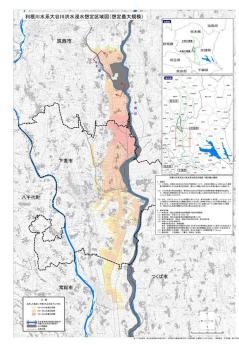


図 大谷川浸水想定区域図

### 第1章 総則

改 訂 前	改 訂 後
日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本	改 訂 後  4 八間堀川のはん濫 以下示す浸水想定区域図等は、河川管理者である茨城県が作成したものである。 指定時点の八間堀川の河道を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる年超過確率 1/10 (毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が概ね 1/10 (10%)) の降雨に伴う洪水により八間堀川がはん濫した場合の浸水の状況を、シミュレーションにより予測したものである。

改 訂 前	改 訂 後
	利根川木系八間堀川
第 1 章 総則 第 4 節 各関係機関の業務の大綱	第1章 総則 第4節 各機関の業務の大綱
地震災害対策計画編 第1章 第4節「各機関の業務の 大綱」を準用する。	第1 下妻市 1 下妻市防災会議及び下妻市災害対策本部に関すること 2 防災に関する施設、組織の整備と訓練 3 災害による被害の調査、報告と情報の収集・伝達及び 広報

### 第1章 総則

改 訂 前	改 訂 後
	4 災害の防除と拡大の防止
	5 救助、防疫等り災者の救助・保護
	6 災害復旧資材の確保
	7 被災産業に対する融資等の対策
	8 被災市営施設の応急対策
	9 災害時における文教対策
	10 災害対策要員の動員
	11 災害時における交通、輸送の確保
	12 被災施設の復旧
	13 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整
	14 応援の受入れ及び応援
	15 広域避難の実施及び受入れ
	第2 茨城西南広域消防本部
	1 消防力等の整備に関すること
	2 防災のための調査に関すること
	3 防災教育・訓練に関すること
	4 災害の予防・警戒及び防御に関すること
	5 災害時の避難・救助及び救急に関すること
	6 その他災害対策に関すること
	第3 茨城県
	1 茨城県防災会議及び茨城県災害対策本部に関する事務
	2 防災に関する施設、組織の整備と訓練

改 訂 前	改 訂 後
	3 地震による被害の調査報告と情報の収集・伝達及び広
	報
	4 災害の防御と拡大の防止
	5 救助、防疫等り災者の救助・保護
	6 災害復旧資材の確保と物価の安定
	7 被災産業に対する融資等の対策
	8 被災県営施設の応急対策
	9 文教対策
	10 震災時における社会秩序の維持
	11 災害対策要員の動員
	12 震災時における交通、輸送の確保
	13 被災施設の復旧
	14 市町村が処理する事務、事業の指導、指示、あっせん
	等
	15 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力
	第4 指定地方行政機関
	関東管区警察局
	1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・
	調達に関すること
	2 他管区警察局及び警視庁との連携に関すること
	3 管区内防災関係機関との連携に関すること
	4 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並
	びに報告連絡に関すること

改 訂 前	改 訂 後
	5 警察通信の確保及び統制に関すること
	6 津波、火山警報等の伝達に関すること
	関東総合通信局
	1 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の
	運営に関すること
	2 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の
	貸し出しに関すること
	3 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、
	無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置
	場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置(臨
	機の措置)の実施に関すること
	4 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報
	提供に関すること
	関東財務局
	1 災害復旧事業費の査定立ち会いに関すること
	2 災害つなぎ資金の融資(短期)に関すること
	3 災害復旧事業の融資(長期)に関すること
	4 国有財産の無償貸付業務に関すること
	5 金融上の措置に関すること
	関東信越厚生局
	1 管内の被害情報の収集及び伝達に関すること

改 訂 前	改 訂 後
	2 防災関係機関との連絡調整に関すること
	茨城労働局
	1 工場、事業場における震災後の労働災害防止に関する
	こと
	2 災害時における賃金の支払いの確保に関すること
	3 災害時における労働時間の延長、休日労働に関するこ
	کے
	4 労働保険給付に関すること
	5 職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策
	に関すること
	関東農政局
	1 ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等
	の実施または指導に関すること
	2 農地の浸水防止対策などに係る防災ダム、ため池、農
	業用河川工作物等の施設の整備やたん水防除に関するこ
	ځ
	3 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関す
	ること
	4 災害時における災害救助用米穀の供給に関すること
	5 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること
	6 災害時における農産物、蚕、家畜等に係る管理指導及
	び病害虫の防除に関すること

改 訂 前	改 訂 後
	7 土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出
	し及び動員に関すること
	8 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関
	すること
	関東森林管理局
	1 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持、
	造成に関すること
	2 災害復旧用材(国有林材)の供給に関すること
	関東経済産業局
	1 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給
	の確保に関すること
	2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する こと
	3 被災中小企業の振興に関すること
	日日 夫 夫 ル 女 米 /ロ ch 55c を2 cm
	関東東北産業保安監督部
	1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなど危
	険物等の保全に関すること
	2 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関する
	こと

改 訂 前	改 訂 後
	関東運輸局
	1 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要
	請に関すること
	2 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の
	輸送力確保に関すること
	3 災害時における応急海上輸送の輸送力確保に関するこ
	ک
	東京航空局
	1 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保
	するための必要な措置に関すること
	2 遭難航空機の捜索及び救助に関すること
	3 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること
	関東地方測量部
	1 災害時等における地理空間情報の整備・提供
	2 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言
	3 地殻変動の監視
	東京管区気象台(水戸地方気象台)
	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に
	関すること
	2 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動によ
	る地震動に限る。)、水象の予報及び特別警報・警報・

改 訂 前	改 訂 後
	注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の
	適時・的確な発表と防災関係機関への伝達、及び防災関
	係機関や報道機関による住民への情報等の周知に関する
	こと
	3 気象庁が発表する緊急地震速報についての周知・広報
	に関すること
	4 市町村長が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルや
	ハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に
	関すること
	5 災害の発生が予想される時、または災害発生時におけ
	る、県及び市町村に対する気象状況の推移やその予想の
	解説等に関すること
	6 県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気
	象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関するこ
	ک
	第5 自衛隊
	1 防災関係資料の基礎調査に関すること
	2 災害派遣計画の作成に関すること
	3 茨城県地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実
	施に関すること
	4 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある応急
	救援又は応急復旧に関すること
	5 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付

改 訂 前	改 訂 後
	及び譲与に関すること
	第6 指定公共機関
	日本郵便株式会社
	1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること
	2 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること
	3 被災地あて救助用郵便物等の料金免除に関すること
	4 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること
	日本銀行(水戸事務所)
	1 通貨の円滑な供給の確保に関すること
	2 金融機関の間の円滑な資金決済の確保に関すること
	3 金融機関の業務運営の確保に関すること
	4 金融機関による金融上の措置の実施に関すること
	5 上記の各業務に係る広報に関すること
	日本赤十字社(茨城県支部)
	1 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の
	救護の実施に関すること
	2 災害時における血液製剤の確保及び供給に関すること
	3 災害救助の協力、奉仕団の連絡調整に関すること
	4 義援金品の募集、配布に関すること

改 訂 前	改 訂 後
	日本放送協会(水戸放送局)
	1 気象予報、警報等の周知徹底に関すること
	2 災害状況及び災害対策室の設置に関すること
	3 社会事業等による義援金品の募集、配布に関すること
	東日本高速道路株式会社
	会社の管理する高速自動車国道及び一般有料道路に係る道
	路の保全及び応急復旧工事の施行に関すること
	独立行政法人水資源機構
	1 ダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、専
	用用水路その他水資源の開発又は利用のための施設の新
	築又は改築に関すること
	2 前号に掲げる施設の操作、維持、修繕その他の管理及
	び災害復旧工事に関すること
	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
	原子力緊急時支援・研修センター等を通じての次のような原
	子力防災対策への支援・協力
	1 国,県,所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災
	対策への積極的な支援・協力(緊急時モニタリング、緊
	急被ばく医療活動, 広報活動等)
	2 原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・
	技術的支援(事故拡大防止,汚染拡大防止等)

改 訂 前	改 訂 後
	3 原子力防災に必要な教育・訓練
	東日本電信電話株式会社(茨城支店)
	1 電気通信施設の整備及び点検に関すること
	2 災害時における緊急電話の取扱いに関すること
	3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関するこ
	ک
	日本通運株式会社(茨城支店)
	1 救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
	東京電カパワーグリッド株式会社(下館支社)
	1 災害時における電力供給に関すること
	2 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること
	K D D I 株式会社
	1 電気通信施設の整備及び点検に関すること
	2 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関するこ
	ځ
	株式会社NTTドコモ(茨城支店)
	1 電気通信施設の整備及び点検に関すること。
	2 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関するこ
	کے

改 訂 前	改 訂 後
	第7 指定地方公共機関
	茨城県土地改良事業団体連合会
	1 各土地改良区の農地・農業用施設の復旧に関する支援
	及び復旧計画書作成に関すること
	社会福祉法人茨城県社会福祉協議会
	1 災害時におけるボランティアの受入れに関すること
	2 生活福祉資金の貸付に関すること
	医療関係団体(一般社団法人茨城県医師会、公益社団法人茨
	城県歯科医師会、公益社団法人茨城県薬剤師会、公益社団法
	人茨城県看護協会)
	1 災害時における応急医療活動に関すること
	Light for any Eq. (4)
	水防管理団体
	1 水防施設・資材の整備に関すること
	2 水防計画の樹立と水防訓練に関すること
	3 水防活動に関すること
	一般社団法人茨城県トラック協会
	1 災害時における避難者、救助物資その他の輸送の協力
	に関すること

改 訂 前	改 訂 後
	関東鉄道株式会社
	<ul><li>ガス事業者</li><li>1 ガス施設の安全、保全に関すること</li><li>2 災害時におけるガスの供給に関すること</li><li>3 ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関すること</li></ul>
	-般社団法人茨城県高圧ガス保安協会  1 高圧ガス事業所の緊急出動態勢の確立に関すること  2 高圧ガス施設の自主点検、調査、巡視に関すること  3 高圧ガスの供給に関すること  4 行政機関、公共機関等が行う高圧ガス災害対策の協力 に関すること
	報道機関(株式会社茨城新聞社、株式会社茨城放送) 1 市民に対する防災知識の普及と警報等の周知に関すること 2 市民に対する災害応急対策等の周知に関すること 3 行政機関、公共機関等が行う災害広報活動の協力に関すること

改 訂 前	改 訂 後
	第8 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者
	江連八間土地改良区
	1 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関するこ
	ک
	2 たん水防除施設の整備と活動に関すること
	大井口土地改良区
	1 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関するこ
	کے
	2 たん水防除施設の整備と活動に関すること
	下妻市高道祖土地改良区
	1 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関するこ
	2 たん水防除施設の整備と活動に関すること
	吉田用水土地改良区
	ロ田州水土地は民位   1 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関するこ
	1 展地及の展集用地域の被音調査と及音後間に関すること
	2 たん水防除施設の整備と活動に関すること
	   霞ヶ浦用水土地改良区
	1 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関するこ
	E

改 訂 前	改 訂 後
	2 たん水防除施設の整備と活動に関すること
	常総ひかり農業協同組合
	1 被害調査に関すること
	2 物資、資材等の供給確保及び物価安定に関すること
	3 融資希望者の取りまとめ、あっせん等に関すること
	下妻市商工会
	1 被害調査に関すること
	2 物資、資材等の供給確保及び物価安定に関すること
	3 融資希望者の取りまとめ、あっせん等に関すること
	真壁医師会(下妻支部)
	1 医療・救護体制の円滑な実施に関すること
	2 一般診療所及び病院の医療活動の取りまとめに関する
	こと
	一般診療所・病院
	- 板砂原別・柄匠 1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関する
	1 火舌时にわける収谷忠有に対する医療の確保に関すること
	2 災害時における負傷者等の医療救護に関すること
	2 火音时における貝勝日寺の区原仪護に関りること
	一般運輸事業者
	1 災害時における緊急輸送の確保に関すること

#### 第1章 総則

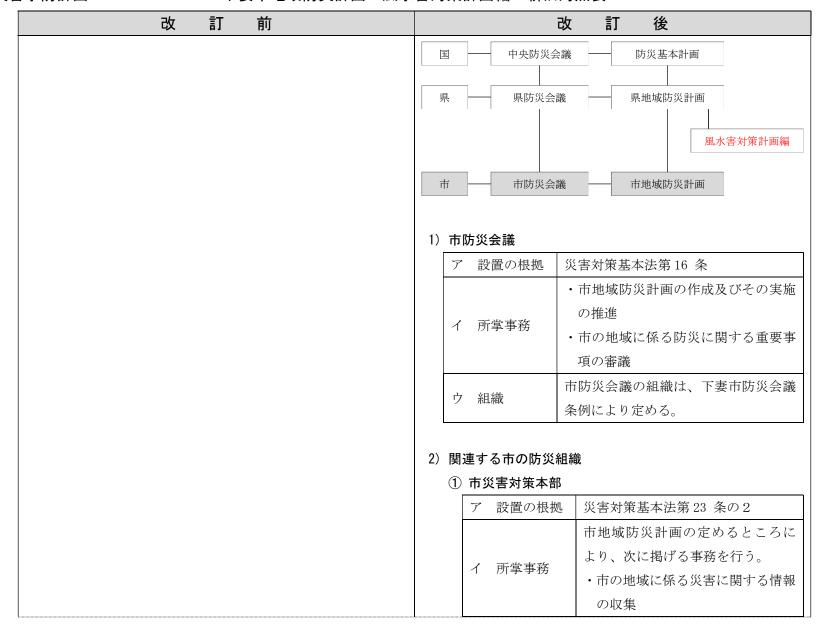
改 訂 前	改 訂 後
	危険物関係施設の管理者
	1 災害時における危険物の保安措置に関すること

#### 訂 後 改 前 改 第2章 災害予防計画 第2章 災害予防計画 第1節 風水害対策に携わる組織と情報ネットワー 第1節 風水害対策に携わる組織と情報ネットワー クの整備 クの整備 第1 対策に携わる組織の整備 第1 対策に携わる組織の整備 地震災害対策計画編 第2章 第1節 第1「対策に携わる 組織の整備」を準用する。 ■ 基本事項 1 趣 旨 災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市及び防災 関係機関は、防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強 化していくものとする。 2 留意事項 (1) 職員への災害時の役割と体制の周知徹底 市は、職員に対して、日常業務とは異なる災害時の担当業務 やその実施体制等について、活動要領 (マニュアル) を作成す るとともに、研修・訓練の実施などにより周知徹底を図ってお くことが必要である。 (2) 市各部局・課及び関係機関等の連携体制の強化 市は、各部局・課が平素の防災体制の整備及び災害発生時の 対応にあたり緊密に連携が取れるよう、組織の確立、計画の作

成及び研修・訓練を合同で行うものとする。また、震災時には 市独自では十分な対応ができないことが想定されることか

改 訂 前	改 訂 後
	ら、防災関係機関等との協力体制の強化を図っておくことが
	必要である。
	(3) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立
	市及び防災関係機関は、男女双方の視点に配慮した防災を
	進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場
	における女性の参画の拡大を積極的に図っていくことが必要
	である。
	3 体制整備の体系
	第1 対策に携わる組織の整備
	1 活動体制の全体像
	2 市の活動体制の整備
	3 防災関係機関等の活動体制の整備
	4 計画的な <mark>風水害防災対策</mark> の推進
	■ 活動体制の整備
	1 活動体制の全体像
	(1) 市の防災体制の整備【市防災会議、市(総務部)】
	災害対策基本法(以下「災対法」という。)によって定めら
	れている国、県及び市の防災会議と防災計画の体系は次のと
	おりである。

#### 第2章 災害予防計画



改 訂 前	改	訂 後
		・市の地域に係る災害予防及び災害
		応急対策を的確かつ迅速に実施
		するための方針の作成、並びに災
		害予防及び災害応急対策の実施
	- → ◆□<	市災害対策本部の組織は、下妻市災
	ウ組織	害対策本部条例により定める。
	②下妻消防署	
	ア 設置の根拠	消防組織法第9条
	イ 所掌事務	市域の消火及び水防に関する事務
		消防署の組織は、市町村長の承認を
	ウ組織	得て消防長が定める。(消防組織法
		第 10 条)
	③消防団	
	ア 設置の根拠	消防組織法第9条
	イ 所掌事務	市域の消火及び水防に関する事務
	ウ組織	消防団の組織は、市町村の規則で定
	グが上が	める。(消防組織法第 18 条)
	(2) 防災関係機関等の防災	災体制の整備 ∵【下妻消防署、防災関係機関】
		【
		等の円滑な実施を図るため、自らの組
	水奶面面及0奶奶面面	4 -> 1 -1 1 1 2 × 2 2 2 2 2 1 C 2 2 1 D 3 2 WILL

改 訂 前	改 訂 後
	織を整備するとともに、市との連携を密にする。
	2 市の活動体制の整備
	(1) 市職員への災害時の役割と体制の周知徹底【市(各部)】
	市職員として、行政を進める中で、日頃より積極的に風水害
	対策を推進し、かつ災害時において円滑に応急対策を実施す
	るため、以下の事項について、市は、研修会などを通じて周知
	徹底を図る。
	【周知内容】
	1) 災害時において各職員が果たすべき役割(防災業務の
	内容)
	2) 災害時における体制 (動員体制等)
	3) 市地域防災計画の内容
	4) 県及び市域におけるハザードマップの結果
	5) 風水害に関する基礎知識
	このうち、1)及び 2)については、各部により内容が異なる
	ため、人事異動等を考慮し、年度当初に各部等において、所属
	職員に対し研修会等を通じて周知徹底を図る。
	なお、その際、各部において(2)に示す活動要領(マニュア
	ル) 等を作成している場合は、これを用いて事前の周知徹底を
	図る。
	(2) 各部における活動要領 (マニュアル) の整備【市(各部)】
	各部は、本計画に基づき、災害時の応急対策活動が円滑に行

改 訂 前	改 訂 後
	えるよう、防災対策に関する活動要領(マニュアル)等の整備
	を図り、その周知徹底を図る。
	なお、活動要領(マニュアル)は組織の改編や人事異動、風
	水害災害対策計画編の見直し等の状況の変化に対応して毎年
	検討を加え、必要があると認める場合は修正を行う。
	(3) 部間及び防災関係機関等との連携体制の整備【市(各部)】
	各部は、災害時に他部及び防災関係機関等とも円滑に連携
	が図れるよう、日常より情報交換を緊密に行うとともに、(2)
	の各部で作成した活動要領(マニュアル)の調整を図り、必要
	があれば修正等を行う。
	(4) 業務継続計画 (BCP) の実行【市(各部)】 
	災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、日頃より研修
	会等を通じ、職員に対し災害時の役割と体制の周知徹底を図
	るとともに、地域防災計画に基づき災害応急対策に関する活
	動要領(マニュアル)等の整備を図っていくものとする。
	各部は、市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、
	本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・
	水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段
	の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先
	業務の整理について、策定した業務継続計画(BCP)に基づ
	き、業務の優先順位を整理し、必要な人員や物資など資源の確
	保策や代替策等を検討・準備するものとする。

改 訂 前	改 訂 後
	また、業務に影響を与える要因は職場ごとに異なるため、各
	部において、業務継続マニュアルを策定し、発災時はそれぞれ
	の職場において整理した課題や対応策を実行することによ
	り、業務立ち上げ時間の短縮や、発災後の速やかな業務レベル
	の向上を図ることとする。
	なお、業務継続計画(BCP)及び関連するマニュアルは、
	人事異動や事務分掌の変更、組織の改編など状況の変化に対
	応して検討を行い、必要に応じて、修正を行うものとする。
	併せて、各部は、災害時に他の部局とも円滑に連携が図れる
	よう、情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同
	で行うなど部局間の連携体制を整備しておくものとする。
	3 防災関係機関等の活動体制の整備
	【下妻消防署、防災関係機関等】
	防災関係機関等は、災害時の災害応急対策活動を円滑に行
	えるよう、職員の動員・配備・任務等をあらかじめ明確に定め
	るなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を
	整備するとともに、風水害対策に関する活動要領(マニュア
	ル)等の整備を図るものとする。
	また、災害時に市各部及び他の機関とも円滑に連携が図れ
	るよう情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共
	同で行うなど、市各部及び各機関との連携体制を整備してお
	< ∘

改 訂 前	改 訂 後
	4 計画的な風水害対策の推進【市(総務部)】 市の風水害対策を計画的に推進するため、国・県の水防計画 等と連携し、本計画に必要な事業を定める。 ■ 資料編 「下妻市災害対策本部条例」
第2 相互応援体制の整備 地震災害対策計画編 第2章 第1節 第2「相互応援体制	第2 相互応援体制の整備
の整備」を準用する。	■ 基本事項  1 趣 旨  災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市及び防災 関係機関等は自らの防災体制を整備するとともに、応援協定 の締結及び訓練の実施等により相互の連携を強化して相互応 援体制の実効性の確保に万全を期すものとする。
	2 留意事項 (1) 他機関との連携体制の事前整備 他市町村並びに防災関係機関等との応援・協力体制の構築 について、協定の締結、応援・受援組織の構築、マニュアル の整備及び平常時における訓練・情報交換の実施等の具体的 な方策を着実に実行し、連携の強化を図っていくことが必要 である。

#### 第2章 災害予防計画

改 訂 前	改 訂 後
	大規模災害時(その後の復旧・復興対策を含む。)には、
	本市だけですべての対策を実施することは困難であり、また
	隣接する市町も同時に大きな被害を受ける可能性もあるた
	め、近隣の市町のみならず、広域的な地方公共団体間の相互
	応援体制を確立しておくことが必要である。
	(3) 実効性の確保
	相互応援体制の構築にあたっては、実効性を確保すること
	が必要である。
	このため、作成した応援・受援に関する計画やマニュアルに
	基づき、
	①円滑な応援要請の発出、受入れ、活動調整・支援ができる
	よう執務場所の確保及び資器材や資料等の整備を行う
	②市単独または関係自治体・機関等と合同の研修・訓練等
	を実施して、職員等への周知と計画・マニュアルの検証・
	見直しを行う
	など、相互応援体制の実効性の確保に努めるものとする。
	3 体制整備の体系
	第2 相互応援体制の整備
	the state of the s
	1 応援要請・受入体制の整備
	2 他市町村の災害時の応援活動のための体制整備

改 訂 前	改 訂 後
	■ 体制の整備
	1 応援要請・受入体制の整備
	(1)都道府県間の相互応援【県】
	1) 協定の締結
	県は、大規模災害時の応援要請を想定し、災対法第74条の
	規定による応援要請に関し、あらかじめ隣接都県をはじめ広
	範囲の都道府県との応援協定の締結を推進する。
	現在、県は、全国都道府県間での応援協定を締結している
	他、福島県、栃木県、群馬県及び新潟県との間で「災害時等に
	おける福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応
	援に関する協定」等を締結しており、要請手続き、要請内容、
	経費負担等について取り決めを行っている。
	2) 応援要請体制の整備
	県に係る応援要請体制の整備については、茨城県地域防災
	計画を参照のこと
	3) 応援受入体制の整備
	県に係る応援受入体制の整備については、茨城県地域防災
	計画を参照のこと
	(2) 市町村間の相互応援【市(総務部)、他市町村】
	1) 協定の締結
	市は、市域に係る災害について適切な応急措置を実施する
	ため、大規模災害時(その後の復旧・復興対策を含む。)の
	応援要請を想定し、災対法第67条の規定等に基づき、県外

改 訂 前	改 訂 後
	の市町村との応援協定の締結を推進するとともに、既に締結
	された協定については、より具体的、実践的なものとするよ
	う常に見直しを図っていく。
	また、消防組織法第39条の規定に基づき、県下の消防本
	部間における「茨城県広域消防相互応援協定」、県境にある
	市町村が隣接する他県の市町村との間で「消防相互応援協
	定」を締結している。
	【茨城県内の市町村が締結している協定】
	①災害時等の相互応援に関する協定
	この協定は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223
	号) 第 67 条の規定に基づき、県内で暴風、豪雨、地震
	等による災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急
	処置ができない時に、市町村相互間の応援を円滑に遂行
	するため締結したものである。
	応援する種類は次のとおりとする
	1 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に
	必要な資機材の提供
	2 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に
	必要な資機材及び物資の供給
	3 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
	4 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能
	職等の職員の派遣
	5 被災者の一時収容のための施設の提供

改 訂 前	改 訂 後
	6 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事
	項
	②消防相互応援協定 {平成7年12月1日締結 茨城西南地
	方広域市町村圏事務組合を構成する市町村}
	この協定は、火災及びその他の災害に対応するため、
	市町村及び茨城西南広域消防本部相互の消防力を活用し
	て、災害による被害を最小限に防止することを目的とす
	る。
	応援の種別は、協定市町村の区域内で発生した災害
	で、発生市町村長の要請に基づいて出動する応援とす
	る。
	応援要請は現場最高指揮者の求めに応じ災害発生市町
	村の長から電話その他の方法により次の事項を明らかに
	して他の市町村長の長に行う。
	1 災害の種別
	2 災害の発生場所
	3 被害の状況
	4 応援隊集結場所
	5 その他必要な事項
	2) 応援要請体制の整備
	市では、災害時(その後の復旧・復興対策を含む。)の応
	援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請の窓口の明確

改 訂 前	改 訂 後
	化やその手続き、情報伝達方法、派遣を求める職員の業務や
	人数等の応援要請についてのマニュアルや資機材を整備する
	とともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定
	を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施して
	おく。
	3) 応援受入体制の整備
	市では、応援要請後、他市町村等からの応援隊が効率的に
	応援活動を実施できるよう、受入れ窓口や指揮連絡系統の確
	立及びマニュアルの整備を行うとともに、職員への周知徹底
	を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間
	で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。
	(3) 国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん
	【市(総務部)】
	市では、災害時の国等の機関に対する職員派遣の要請及び
	あっせんが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続き、情
	報伝達方法等について整備するとともに、職員への周知徹底
	を図る。
	(4) 市と防災関係機関及び防災関係機関間の連携
	【市(各部)、下妻消防署、防災関係機関】
	1) 市と防災関係機関との連携
	市は、災害時において防災関係機関への応援要請等の手続
	きが円滑に行えるよう、防災関係機関との間であらかじめ要

改 訂 前	改 訂 後
	請手続き、要請内容、経費負担等に関する協定の締結、ある
	いは事前協議を行い、その内容について整備するとともに、
	職員への周知徹底を図るとともに、平常時から訓練及び情報
	交換等を実施する。
	2) 防災関係機関間の連携
	市域を管轄し、または市域にある防災関係機関は、災害時
	において相互に連携し、円滑かつ効率的に対策が講じられる
	よう平常時から情報交換、連絡調整の場を整備するととも
	に、連絡を密にしておくものとする。
	(5) 公共的団体との協力体制の確立-【市(各部)、公共的団体】
	市では、市域内または所掌事務に関係する公共的団体に対
	して災害時において応急対策等に対しその積極的協力が得ら
	れるよう協力体制を整えておく。
	このため、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよ
	う指導し、相互の連絡を密にして災害時に十分な連携・協力
	ができるよう体制の整備を図る。
	(6) 民間事業者及び民間団体・個人との協力体制の確立
	【市(各部)、民間団体等】
	災害時の人員、応急資機材、救援物資等に関する協力活動
	を迅速かつ円滑に実施できるよう、民間事業者及び民間団体
	と平常時から訓練、情報交換等を行い、協力体制を整える。
	個人においては人的・物的支援をいただける登録事業を進

改 訂 前	改 訂 後				
	め、データバンク化を図るとともに、民間事業者及び民間団				
	体においては人的・物的支援の協定の締結を図る。				
	2 他市町村の災害時の応援活動のための体制整備				
	(1) 応援要請に対応するための体制整備【市(各部)】 市は、被災市町村より職員等の応援要請を受けた場合にお				
	いて、直ちに人員派遣の措置が講じられ、かつ日常業務に支				
	でく、				
	成、携帯資機材、使用車両、作業手順等についてマニュアル				
	を整備しておく。その際、派遣される職員が派遣先の被災地				
	において被災市町村から援助を受けることのないよう、食				
	料、衣料から情報伝達手段に至るまで、各自で賄うことがで				
	きる自己完結型の体制とする。また、日常より研修及び訓練				
	の実施を行っておく。				
	(2) 市の職員派遣に対応するための資料整備【市(総務部)】				
	市長は、各防災関係機関からの職員等の派遣要請を受けた				
	場合において、直ちに人員派遣の措置が講じられるよう、あらかじめ関係資料を整備しておく。				
	りがしの因外具件を発揮しておく。				
	  ■ 資料編 「防災に関する主な協定等一覧				

### 改 改 訂 後 第3 自主防災組織等の活動体制の整備 第3 防災組織等の活動体制の整備 地震災害対策計画編 第2章 第1節 第3「防災組織等の ■ 基本事項 活動体制の整備」を準用する。 1 趣 旨 大規模な災害が発生した場合に、被害の防止または軽減を 図るためには、行政や防災関係機関のみならず、市民や事業 所が自主的に防災活動に参加して地域で助け合っていくこ と、また、市内外から各種ボランティア支援を効果的に活用 することが重要である。 このため、市は、地域住民による自助・共助の機運の醸成 と自主防災組織の活動環境の整備、及び事業所の防災体制の 強化と地域防災への協力の促進を積極的に行っていくものと する。 また、市内において災害時に幅広い知識や技能を持って対 応できるボランティアの養成及び登録を行うとともに、市外 からのボランティアによる支援活動が円滑に実施されるよ う、平常時からボランティア団体間のネットワーク化と受入 れ体制の整備を促進していくものとする。

#### 2 留意事項

#### (1) 「自助」「共助」による地域防災力の向上

防災の基本は、自分の安全は自分で守るということ、及び 大規模災害では市、警察、消防等の公的な支援には限界があ ることから、隣近所や地域の人々及び事業所等による自主防

改 訂 前	改 訂 後				
	災組織による地域防災力の向上を図ることが必要である。				
	(2) 事業所の防災体制の強化と地域防災力への協力の促進 災害発生時の事業者の役割(生命の安全確保、二次災害 止、事業継続、地域貢献)を果たすため、自らの防災体制 整備・向上を図るとともに、その組織力を活用し、地域の 主防災組織の一員として各種防災対策の推進に協力するこ が求められる。				
	(3) ボランティア養成と活動体制の整備 大規模災害発生時においては地域の防災力だけでは被災住 民に寄り添う災害対応には限界があることから、平素からボ ランティア意識の醸成と育成を図るとともに、既存のボラン ティア組織との連携の強化と活動環境の整備に努め、市内外 のボランティアの「力」を効果的に活用することが重要であ る。				
	3 体制整備の <del>対策</del> 体系 第3 自主防災組織等の活動体制の整備 1 自主防災組織の育成・連携 2 事業所の防災体制の強化・連携 3 ボランティア組織の活動促進				

改 訂 前	改 訂 後				
	■ 体制の整備				
	1 自主防災組織の育成・連携-【市(総務部)、自主防災組織】				
	(1) 自主防災組織の整備				
	市は、自主防災組織の結成や育成の強化を図り、消防団とこ				
	れらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制				
	の充実を図るものとする。				
	また、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世				
	代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織				
	の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画				
	の促進に努めるものとする。				
	1) 普及啓発活動の実施				
	市は、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等				
	を通じ、広く市民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓				
	発していく。				
	2) 自主防災組織の編成				
	①自主防災組織は、地域既存のコミュニティである自治				
	区等を活用し、それらの規模が大きすぎる場合は、さ				
	らにブロック分けする。				
	②地域内の事業所と協議の上、地域内の事業所の防災組				
	織を自主防災組織として位置付けて連携を図ってい				
	< ∘				
	③地域における昼夜間人口の構成を考慮し、昼夜間及び				
	休日・平日等においても支障のないよう組織を編成す				
	る。このため、各自主防災組織の構成員の属性をあら				

改 訂 前	改 訂 後
	かじめ調査し、昼間の構成員が確保できない組織に対
	しては、比較的地域内にいることが多い女性、定年退
	職者や職場が自宅にある人々の参加を促進していくこ
	と等で構成員の調整を図っていく。
	3) 自主防災組織の活動内容
	【平常時】
	①要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
	②地区防災計画の作成及び防災活動体制の構築
	③日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災
	知識の普及や、地域の危険箇所の点検・把握、防災カ
	ルテの作成・配布等
	④要配慮者に関する情報の収集、支援体制の構築
	⑤情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の
	防災訓練の実施
	⑥消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材
	の整備・点検等
	⑦災害発生時における、行政や消防団など地域内との連
	絡手段や伝達事項等のマニュアルの策定及び再確認
	【発災時】
	①初期消火の実施
	②情報の収集・伝達
	③避難誘導、救出・救護の実施及び協力
	④避難所の開設・運営、炊き出し及び給
	水、救助物資の分配に対する協力

改 訂 前	改 訂 後
	⑤避難行動要支援者の安全確保・避難支援等
	(2) 協力体制の整備
	市は、自主防災組織間の協力体制の整備を目的として、連絡
	協議会などの組織を設置し、組織間の情報交換等を行う。
	(3) 自主防災組織への活動支援
	市は、自主防災組織に対し、その結成及び資機材の整備等に
	ついて支援及び助成を行う。
	(1)
	(4) リーダーの養成
	市は、自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修
	等を実施し、自主防災組織の活動の活性化を図る。
	   2 事業所の防災体制の強化・連携【下妻消防署、事
	2 事業所の例及体制の風化 建協 (T)要用例名、事 業所】
	ついる   (1) 事業所の防災体制の強化と地域防災力への協力の促進事
	1) 事業継続計画の策定及び事業継続マネジメントの構築
	【市(各部)、事業所、商工会】
	事業所は、災害時の事業所の果たす役割(生命の安全確保、
	二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生)を
	十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、
	リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンス
	の組み合せによるリスクマネジメントの実施に努めるもの

改 訂 前	改 訂 後
	とする。
	具体的には、各事業所において災害時に重要業務を継続
	するための事業継続計画(BCP)を策定するように努め
	るとともに, 防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐
	震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等によ
	る資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点
	検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足
	への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継
	続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメ
	ント (BCM) の取組みを通じて防災活動の推進に努める
	ものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事
	業所や医療機関など、災害応急対策等に係る業務に従事す
	る事業所等は、国及び地方公共団体が実施する協定の締結
	や防災訓練等の防災施策に協力するよう努めるものとす
	る。
	このため、市及び各業界の民間団体等は、事業所の防災
	に資する情報の提供等を進め、事業所の管理者から一般社
	員に至るまで、防災意識の高揚を図るとともに、優良事業
	所表彰、事業所の防災に係る取組みの積極的評価等により、
	事業所の防災力向上を促進するものとする。また、市は、事
	業所防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続
	計画 (BCP) 策定及び事業継続マネジメント (BCM) 構
	築等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発
	展に向けた条件整備に努める。

改 訂 前	改 訂 後
	また、市、商工会及び商工会議所は、中小事業所等の事業
	継続力強化計画に基づく取組み等による防災・減災対策の
	普及を促進するため、互いに連携して、事業継続力強化支
	援計画の策定に努めるものとする。
	2) 情報連絡体制の整備
	【市(総務部)、事業所、商工会】
	市は、あらかじめ商工会及び商工会議所等と連携体制を構
	築するなど、災害発生時に中小事業所等の被害状況を迅速か
	つ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。
	3) 施設利用者の安全確保・帰宅困難者対策【事業所】
	事業所においては、災害発生時の施設利用者等の安全確保
	や突発的な機械の停止等による被害の拡大防止を図るため、
	防災行政無線の戸別受信機等の積極的活用を図るよう努め
	るものとする。
	また、災害発生時に従業員等を一定期間、事業所内等に留
	めておくことができるよう、従業員等に対する安否確認方
	法の周知や必要な物資等の備蓄など、帰宅困難者対策に努
	めるものとする。
	4) 施設利用者の安全確保・帰宅困難者対策【市、事業所】
	市は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地
	域の防災訓練等へ積極的に参加を呼びかけるなど、自主防災
	組織や消防団等と積極的な連携を図るよう、防災に関するア
	ドバイスを行う。
	事業所は、平素から地域活動への参加及び自主防災組織等

改 訂 前	改 訂 後
	との連携・協力を進めるとともに、災害時においてはその組
	織や保有する施設・資機材、水、食料等の非常用品等をもっ
	て地域の防災に貢献するよう努める。
	(2) 危険物等施設及び高圧ガス関係事業所等の防災体制の整備
	危険物等施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響
	が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び関係事
	業所相互間の応援体制を確立するものとする。
	また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、災害に
	よって高圧ガスの取扱施設等に被害が生じた場合には、消防
	署、消防団のみでは十分な対応が図れないことが考えられ
	る。
	このため、下妻消防署は、高圧ガスなどの危険物等施設の
	管理者に対し、自主防災体制の確立を図るよう指導する。
	3 ボランティア組織の活動促進
	(1)防災ボランティアの定義
	防災ボランティアは、個人の立場で活動するボランティア
	とNPO等の組織化されたボランティアの両者の意味を持
	つ。このうち、一般ボランティアと専門ボランティア(医療・
	防疫、語学、アマチュア無線)については、次の表に示す関係
	団体等がそれぞれ受入れ、紹介等に係る調整を行う。

改 訂 前	改 訂 後				
	表 ボランティアの区分				
	区分	活動内容	養成・登 録の有無	担当窓口	受入れ窓口
		炊き出し、みのは、 食、清け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		<b>担当窓口</b> 県(保健福 祉部) 市(保健福 祉部)	県協市協 県県会県県県県大県出場社議社議 医歯 薬看助臨師診技理会作会 新
		士、臨床心理士)、 医業類似行為業務の 提供(あん摩マッサ			県歯科技工 士会 県精神保健
		ージ指圧師、はり 師、きゅう師)			福祉士会 県臨床心理 士会
					県鍼灸師会 県鍼灸マッ

# 第2章 災害予防計画

改 訂 前		改	訂	後	
					サージ師会
	語	外国語通訳・翻訳	養成有り	県(県民生	県国際交流
	学		登録有り	活環境部)	協会
	アマ	非常通信	養成無し	県(防災・	県(防災・
	チュ		登録無し	危機管理	危機管理
	ア			部)	部)
	無				
	線	い。何いとこ、こ、こ	マの形切り	)= -) \	(0) 3 2 (4) 6
		お、一般ボランティン	アの取扱い	については、	(2) 736 (4) (7)
	とおり	りとする。			
	(2) 一角	般ボランティアの担	当窓口の認	と置	
		【市(保	(健福祉部)	、下妻市社会	<b>徐福祉協議会</b> 】
	市	は、大規模災害時(そ	その後の復	旧・復興対策	を含む。) に
	おける	るボランティア活動	を支援する	るため、あら	かじめ一般ボ
	ランプ	ティアの「担当窓口	」を設置す	-る。	
	市社	社会福祉協議会は、	大規模災害	時 (その後の	復旧・復興対
	策を含	含む。)におけるボ	ランティア	活動の「受入	れ窓口」とな
	るこ	ととし、その活動が「	円滑に行わ	れるよう、被	災地ニーズの
	集約億	体制等あらかじめそ	の機能を鏨	を備するものと	とする。また、
	市や市	市社会福祉協議会は	、ホームペ	ージに「ボラ	ンティアの受
	入れ領	窓口」を掲載するな	ど、広く市	万内外に周知っ	<b>する</b> 。
	(3) 「受	を入れ窓口」 の整備と	応援体制の	の確立	【市
		福祉部)、下妻市社会			
		は、県社会福祉協議会			_
	111 4	1の、ハコムコ田コエ   一切時で	7 C 221111 C	· ^ · / / / /	, V/X/\40'&

改 訂 前	改 訂 後
	円滑に進めるため、市町村社会福祉協議会間における相互応
	援協定を締結し、災害時の体制強化を図るものとする。
	(4) 一般ボランティアの養成・登録【市
	(保健福祉部)、下妻市社会福祉協議会、茨城県社会福祉協議会】
	1) コーディネートシステムの構築
	市は、県社会福祉協議会と共同で、大規模災害時(その後の
	復旧・復興対策を含む。)にボランティアの受入れ、調整、紹
	介が一元化して行えるようボランティアのコーディネートシ
	ステムをあらかじめ整備するとともに、防災関係機関等と共
	同でマニュアルを作成し、ボランティアのニーズに的確に対
	応できる体制の構築を図るものとする。
	なお、市においてコーディネーターが行う業務は次のとお
	りとする。
	【コーディネーターが行う業務】
	ア 紹介先、紹介人数、活動内容等のボランティアの
	調整
	イ 上記事項に基づくボランティアの紹介
	ウ ボランティアが不足している場合の県社会福祉協
	議会への応援の要請
	2) ボランティアリーダーの養成
	市は、大規模災害時(その後の復旧・復興対策を含む。)に、
	ボランティアが能力を十分に発揮し、組織的なボランティア
	活動が行えるよう、ボランティアリーダーを養成するための

改 訂 前	改 訂 後
	研修を実施する。
	3) ボランティアコーディネーターの養成
	市社会福祉協議会のボランティアコーディネーターは、災
	害時にボランティア活動の需給調整、行政との連絡調整等を
	円滑に行うため、平常時から県社会福祉協議会による、災害時
	における対応のノウハウに関する研修を受ける。
	4) 一般ボランティアの登録
	市社会福祉協議会は、県社会福祉協議会が登録したボラン
	ティア活動を希望する者の登録リストを受け取り、登録情報
	の共有化を図る。
	(5) 防災ボランティア団体との連携【県、市
	(保健福祉部)、茨城県社会福祉協議会、下妻市社会福祉協議会】
	県内のボランティア団体、ボランティア関連団体、NPO、
	事業所、大学等とのネットワーク化を進めるとともに、全国災
	害ボランティア支援団体ネットワークとの交流等により、災
	害時における協力体制を整備する。
	また、県及び市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日
	本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図ると
	ともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や
	活動調整を行う組織) を含めた連携体制の構築を図り、災害時
	において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その
	活動環境の整備を図るものとする。さらに、行政・NPO・ボ
	ランティアの三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時
	における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、

改 訂 前	改 訂 後
	防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災
	者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共
	有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとす
	る。なお、社会福祉協議会やNPO等との間で、被災家屋から
	の災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築す
	るものとする。
	   (6) 防災ボランティアの活動環境の整備
	  【市(保健福祉部)、下妻市社会福祉協議会】
	l) ボランティア活動の普及 <u>・</u> 啓発
	市は、災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な
	活動に結びつけるため、市民・事業所等に対するボランティア
	活動の普及*-啓発を行うとともに、学校教育においてもボラン
	ティア活動の普及に努める。
	また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の
	分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボラ
	ンティア活動の環境整備に努めるものとする。
	2) 防災ボランティアの活動拠点等の整備
	市は、災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよ
	う、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手
	段となる非常時用電話、FAX、パソコン等の資機材の整備を
	進める。
	【ボランティア活動拠点】
	・市役所(本庁舎、千代川庁舎)

改 訂 前	改 訂 後
	3) ボランティア保険への加入促進
	市はボランティア活動を支援するため、ボランティア保険
	への加入促進を図るとともに、ボランティア保険への加入者
	に対する助成に努める。
第4 情報通信ネットワークの整備	第4 情報通信ネットワークの整備
地震災害対策計画編 第2章 第1節 第4「情報通信ネッ	
トワークの整備」を準用する。	■ 基本事項
	1 趣 旨
	災害発生時には、国、県、市、防災関係機関の間で緊密な情
	報連絡を取ることが、すべての対策の基本となる。そのため、
	平常時より、ソフト・ハード両面で情報通信ネットワークの強
	化を図る。
	2 留意事項
	(1) 多様なネットワークの構築
	災害時の通信の基本は防災行政無線等の無線通信である
	が、災害時にとりかわされる多種多様な情報を扱うために
	は、様々なレベルの情報通信手段を活用したネットワークが
	必要である。
	このため、市は、ホームページ、ソーシャルメディア
	(Twitter、LINE、Yahoo!防災情報)、携帯端末の緊急速報メ
	ール機能、Lアラート等の活用による警報等の伝達手段の多
	重化・多様化に努めるものとする。また、Lアラートで発信

改 訂 前	改 訂 後	
	する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図	
	化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。	
	(2) 業務継続性の強化	
	市は、情報システムの耐災性の向上とバックアップの強化	
	を図り、各種重要データの消失を防止するとともに、それを	
	扱う情報システムを継続的に維持・稼動させるよう努める。	
	(3) 最新の情報通信関連技術の導入	
	被害情報及び防災関係機関が実施する応急対策の実施情報	
	等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の	
	情報通信関連技術の導入に努めるものとする。	
	3 体制整備の体系	
	第4 情報通信ネットワークの整備	
	20 2 113 TOOLS 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
	1 情報通信設備の整備	
	2 防災情報ネットワークシステムの整備	
	3 アマチュア無線ボランティアの確保	
	■ 体制の整備	
	1 情報通信設備の整備	
	(1) 県の情報通信設備	
	1) 防災情報ネットワーク	
	'/ WJ ~	

改 訂 前	改 訂 後
	県は、災害時の確実な通信の確保を図るため、地上系回線
	に衛星系回線を加え、通信を2ルート化し、迅速な情報伝達
	手段を確保する防災情報ネットワークを整備している。
	県庁の統制局の下、各県民センター、土木事務所、保健所
	等の県出先機関、市町村、消防本部、その他の防災関係機関
	がネットワークで結ばれている。
	2) 災害時の優先通信
	県の電話の一部は、災害時にも発信規制を受けない災害時
	優先電話(固定・携帯)として登録している。
	市町村や防災関係機関についても、災害時優先電話の登録
	が可能であることから、県は、登録を促進するとともに、登
	録状況について把握し、防災関係機関との情報共有を図る。
	(2) 市の情報通信設備
	1) 防災行政無線等【市(総務部)】
	市は、市民に対して災害情報等の伝達を図るため、防災行政
	無線システム(同報無線、移動無線、戸別受信機等)及び携帯
	電話を含めた多様な手段の整備とともに、その伝達体制の充実
	を図るよう努める。
	2) 市防災メール【市(総務部)】
	市は、市域全体を対象に災害・避難情報等の緊急防災情報
	を提供する市防災メールの普及やPRに努める。
	3) 消防無線【下妻消防署】
	いばらき消防指令センターと茨城県防災情報ネットワーク

改 訂 前	改 訂 後
	システムを接続することにより、大規模災害時に全国各地か
	ら応援出動する緊急消防援助隊と県庁に設置する消防応援活
	動調整本部の間で、無線により、直接、連絡調整を行うこと
	ができる。下妻消防署は、特に、広域応援体制による消火活
	動が円滑に実施できるよう消防無線の運用に努める。
	4) 災害時の優先通信【市(総務部)】
	市は、必要な部署等に災害時優先電話を配置するととも
	に、登録情報について管理し、関係機関との情報共有を図
	る。
	(3) 防災関係機関の情報通信設備【防災関係機関】
	本市に係る、各防災関係機関が整備している専用通信設備
	としては次のものがある。
	【専用通信設備】
	1) 関東管区警察局:警察無線設備
	2) 気象庁:気象通信設備、防災情報提供システム(専用
	回線・インターネット)
	3) 国土交通省関東地方整備局:国土交通省無線設備(多
	重回線)
	4) 東京電力パワーグリッド㈱茨城通信ネットワークセン
	ター:東京電力通信設備
	(4) 情報通信設備の機能確保【市(総務部)】
	市は、災害時の情報通信設備の機能を確保するため、保守

改 訂 前	改 訂 後
	点検の実施と的確な操作の徹底に努めるとともに、次の事項
	に留意し、その耐対策を十分に行うものとする。
	1) バックアップ化
	通信回線の多ルート化、制御装置の二重化等に努
	め、中枢機器や通信幹線が被災した場合でも通信が確
	保できるようにする。
	2) 非常用電源の確保
	風水害時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装
	置、自家発電設備等の整備に努めるとともに、発電機
	等の燃料の確保を図る。
	(5) サーバの負荷分散【市(総務部)】
	災害時の機器の損傷や電力の枯渇によるサーバの停止、災
	害発生後のホームページ用サーバにアクセスが集中し、情報
	が閲覧しにくい状況が生じる場合においても、情報発信を継
	続できるよう、ミラーリング(代替)サーバの確保など、サ
	ーバの負荷を分散する手段について情報通信事業者等と調整
	を図っておくものとする。
	2 防災情報ネットワークシステムの整備
	(1)防災情報ネットワークシステムの概要
	県の防災情報ネットワークシステムは、気象情報、被害情
	報、映像情報等の多様な情報を一元的に収集管理し、県、市、
	消防本部、救急医療機関及びその他の防災関係機関において、
	当該情報を共有することができるシステムである。

改 訂 前	改 訂 後
	市災害対策本部や消防本部等は、防災情報ネットワークシ
	ステムに被害情報を入力することができ、県災害対策本部等
	全ての構成機関はそれらの情報を閲覧することができる。
	このシステムにより、気象情報等を迅速・的確に防災関係機
	関に伝達できるとともに、多様な情報を防災関係機関で共有
	できるようになり、より円滑な防災対策を講じることができ
	る。
	また、Lアラート等と連携し、多様な手段を通じて県民に対
	して気象情報等を広く伝達することができる。
	(2) 防災情報ネットワークシステムの機能
	防災情報ネットワークシステムの主な機能は次のとおりで
	ある。
	1) 気象情報等 (予・警報、洪水情報、避難情報、避難
	所開設情報等)の迅速な伝達
	2) 各機関における被害情報(人的・住家・道路・鉄
	道・ライフライン被害情報等)等の登録・共有
	3) 防災情報ネットワークシステムを活用した携帯電話
	の通信事情に左右されない救急車から救急医療機関
	への無線を含む連絡網の構築
	4) いばらき消防指令センターが取得した消防・救急情
	報の県、市等における共有
	5) 国や県がそれぞれ整備した河川監視リアルタイム映
	像情報の共有

改 訂 前	改 訂 後
	(3) 防災情報ネットワークシステムの平常時の活用【市(各部)、県】 【市(各部)、県】 県の防災情報ネットワークシステムの構築を踏まえ、市に おいても防災情報のデータベース化、情報収集、伝達訓練の
	高度化、防災行政事務の効率化等を図り、平常時の予防対策 等の円滑な推進に資する。
	3 アマチュア無線ボランティアの確保【市(総務部)】 市は、災害発生時におけるアマチュア無線ボランティア活動を支援するため、あらかじめアマチュア無線ボランティア
	の「担当窓口」を総務部に設置する。 なお、このアマチュア無線ボランティアについては、茨城 地区非常通信協議会に協力を要請する。
	【担当窓口】 アマチュア無線ボランティア担当窓口:総務部

# 改訂前第2章 災害予防計画第2節 災害に強いまちづくり第1 防災まちづくりの推進

地震災害対策計画編 第2章 第2節 第1「防災まちづく りの推進」を準用する。

# 第2章 災害予防計画 第2節 風水害に強いまちづくり

訂

改

後

#### 第1 防災まちづくりの推進

### ■ 基本事項

#### 1 趣 旨

まちづくりの基本は安全であり、「生活者重視の原点は安全 と安心」ということを基本に捉えて、災害による被害を最小限 にするために、災害に強いまちづくりを進めることが重要で ある。

災害に強いまちづくりを進めるにあたっては、防災安全空間づくりの総合的な計画に基づき、延焼遮断空間等の防災空間の確保、防災拠点の整備、面的整備による木造密集市街地等の防災上危険な地域の解消、避難地、避難路ネットワークの整備等の各種防災対策を、計画的かつ総合的に推進する。

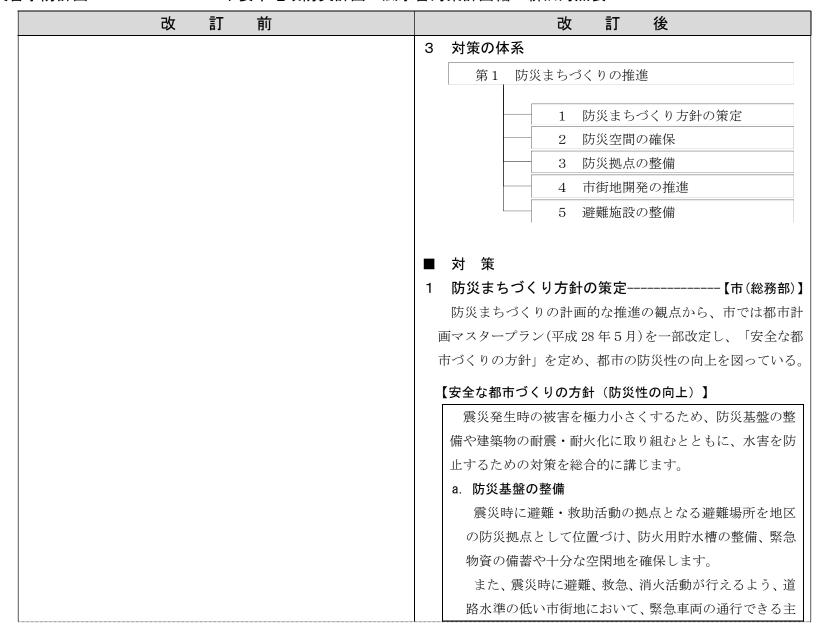
## 2 留意事項点

## (1) 計画的な対策の推進

財政的・時間的な制約のもとで災害に強いまちづくりを着 実に推進していくためには、防災まちづくりを計画的に推進 することが必要である。このため、市は、「まち」の防災力に ついての総点検を行い、防災まちづくりの計画を策定して、災 害危険度の高い地域に係る施設整備などの、緊急性・重要性の

改 訂 前	改 訂 後
	高いものから重点的に実施し、市全体の安全性の水準を段階
	的に引き上げていくことが必要である。
	(2) 都市計画の観点からの対策の展開
	建築物や各インフラストラクチャーの防災対策をそれぞれ
	個別に推進するのではなく、各対策を都市計画の観点から総
	合化して都市構造の減災対策を図り、その機能の信頼性を向
	上させるよう、計画的かつ積極的に防災まちづくりを行って
	いくことが必要である。
	(3) ソフト対策とハード対策の効果的な連携
	防災まちづくりは、大きく予防対策と被害軽減対策に分け
	られる。
	予防対策としてのハードの整備は、一朝一夕には完了する
	ものではなく、都市構造が防災上不完全な状態で災害に遭遇
	することも想定しなければならない。このため、発災後の避難
	のための施設や応急対策活動のための拠点の整備等の、ソフ
	ト対策の実施を容易にするためのハード対策が必要となって
	くる。
	このようなことから、ソフト対策とハード対策の密接な連
	携を図りつつ、被害の発生及び発生した被害を最小限に抑え
	ることが可能な都市構造を構築する上で重要である。

改 訂 前	改 訂 後
CX EJ FIJ	(4) 民間企業等との協力体制の整備 都市基盤を形成しているインフラには、鉄道やライフライン施設等、民間企業が管理するものが多く、また、公共施設についても、その設計や施工等の多くは民間企業により実施されている。 防災まちづくりを円滑に実施するためには、これらの関係する民間企業等との連携が不可欠であり、その協力体制の整備が必要である。
	(5) 住民主体の防災まちづくりの推進 防災まちづくりでは、個人の所有物の災害予防、市街地再開発や土地区画整理等の市街地開発、及びインフラ整備にあたっての用地取得等は、市民の協力・合意無しでは円滑に実施することはできない。 したがって、市は防災教育やまちづくり教育などの市民に対して、普及啓発を行う機会を設け、市民の気運を高めること
	が必要である。



改 訂 前	改 訂 後
	要な区画道路の整備に努めます。
	b. 市街地建築物の耐震・耐火化
	現在の耐震基準に適合していない建築物の耐震改修を
	促進し、地震による建築物の倒壊を防止します。
	総合拠点などの一定の土地の高度利用が想定される地
	区について、防火・準防火地域の指定を検討します。ま
	た、木造住宅が密集する地区においては、地区レベルの
	道路の整備と建築物の防火・耐火性の高い建築物への建
	替えを誘導します。
	C. 自然災害への対応
	河川改修や排水路整備等、雨水排水路の系統的な整備
	を進めるとともに、雨水流出量を極力抑制し、水害を防
	止します。
	2 防災空間の確保【市(建設部)】
	防災まちづくりを進めるため、市街地の同時多発的な火災
	へ対応するための延焼遮断空間、避難や救急車両の通行のた
	めの交通路、防災拠点や避難地などの防災空間の確保が不可
	欠である。そのため、市街地における防災空間を形成する道路
	や公園等の公共施設の整備を推進する。
	(1) 緑地保全地域・特別緑地保全地区の決定
	都市緑地法に基づき、緑地保全地域等を指定し、良好な緑地
	を保全し、健全な生活環境を確保するとともに、都市における

改 訂 前	改 訂 後
	災害の防止に役立てるものとする。
	(2) 延焼遮断空間を形成する公園や道路などの整備の推進
	延焼遮断空間を確保するため、幹線道路、都市公園、防災遮
	断緑地、河川等の整備や建築物の壁面後退、都市防災不燃化促
	進事業等の総合的な推進を図る。
	(3) 防災通路や避難路となる道路の整備の推進
	災害時においては、道路は単なる交通機能のみならず、避
	乗・緊急物資の輸送ルートとしての機能も有しているため、道
	路の新設・拡幅は、災害に強いまちづくりに貢献するところが
	大きい。
	よって、災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、地域
	住民の円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備
	を推進する。
	その際、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特に
	その効果の著しい広幅員の道路については緊急性の高いもの
	から整備を促進する。
	(4) 防災拠点や避難地となる都市公園、緑地の整備の推進
	防災拠点や避難地となる都市公園、緑地等の整備を推進す
	るとともに、これらの公園において耐震性貯水槽、ヘリポートなどの災害内急性内が恐れる
	などの災害応急対応施設の整備を行い、公園の防災機能の一
	層の充実を図る。

改 訂 前	改 訂 後
CX al Hil	(5) 消防活動空間確保のための街路整備 道路等の基盤が未整備な市街地においては、消防車両が進 入できない道路が多く、消防活動の困難性が特徴としてあげ られることから、消防活動が効果的に実施できる最低限の空 間としての消防用道路を確保する必要がある。 このため、消防活動困難区域においての街路事業等により、 消防活動困難区域の解消に資する道路の計画的な整備を推進
	する。  3 防災拠点の整備  (1) 県の防災活動拠点の整備
	拠点としての広域活動拠点の整備や食料等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備えた一次避難地や広域避難地となる公園(防災公園)の整備を行い、県内における広域的かつ総合的な防災活動拠点網の整備に努めることになっている。
	本市においては、砂沼広域公園が災害時の自衛隊等の防災 活動拠点として位置づけられている。  (2) 市の防災活動拠点の整備

改 訂 前	改 訂 後
	を整備するとともに、災害現場での災害応急活動を行う地区
	拠点の整備に努める。
	4 市街地開発の推進【市( <del>経済</del> 建設部)】
	木造密集市街地等、大きな被害を及ぼす危険性の高い地域
	について、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地
	総合整備促進事業等の面的整備事業を推進する。
	5 避難施設の整備
	(1) 避難施設整備計画の作成【市(総務部)】
	市は、夜間、昼間の人口の分布及び道路や避難場所としての
	活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、避難場所、避難所及
	び避難路等の整備に関する計画を作成する。
	(2) 指定緊急避難場所·指定避難所【市(総務部)】
	市は、建物倒壊等から避難者の生命を保護することを目的
	とし、設置基準に従って、指定緊急避難場所及び指定避難所を
	指定する。
	指定緊急避難場所は、集合した人の安全がある程度確保さ
	れるスペースを持った学校、公園、緑地等とし、指定避難所は、
	避難者の生活の場として、指定基準を満たす学校等の施設と
	する。
	【化中取名 海州 担配化中甘油
	【指定緊急避難場所指定基準】
	異常な現象の種類(洪水、がけ崩れ、地滑り、地震、大

改 訂 前	改 訂 後
	規模な火事、内水氾濫)ごとに、指定する。
	<風水害の場合の指定基準〉
	①管理条件:災害が切迫した状況において、速やかに、
	居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理
	体制を有していること
	②立地条件:異常な現象による災害発生のおそれがない
	区域(安全区域)内に指定緊急避難場所が立地してい
	ること
	③構造条件:指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地
	する場合には、その水位よりも上に避難上有効なスペ
	ースなどがあること
	【指定避難所指定基準】
	①規 模 条 件:被災者等を滞在させるために必要かつ
	適切な規模を有するものであること
	②構 造 条 件:速やかに被災者等を受入れ、生活関連
	物資を被災者等に配布することが可
	能な構造又は設備を有するものであ
	ること
	③立 地 条 件:想定される災害による影響が比較的少
	ない場所に立地していること
	④交 通 条 件:車両その他の運搬手段による物資の輸
	送等が比較的容易な場所にあること

改 訂 前	改 訂 後
	⑤福祉避難所関係: 専ら要介護高齢者、障がい者等の要配
	慮者のための指定避難所については、
	バリアフリー化され、また、相談や介
	助等の支援体制等を有すること
	(3) 広域避難場所の指定【市(総務部)】
	密集市街地等をかかえる地区については、二次災害の発生
	が想定されるため、(2)で指定した避難場所に加え、さらに規
	模の大きい緊急避難場所が必要となる。このため、次の設置基
	準に従って、広域避難場所の整備を行う。
	市では砂沼広域公園を広域避難場所に指定し、県が砂沼広
	域公園の防災拠点整備を行っている。
	【広域避難場所設置基準】
	①広域避難場所は、周辺市街地大火による輻射熱から安全
	な有効面積を確保することができるスペースを有する
	公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド、公共空地とする。
	有効面積は、広域避難場所内の建物、道路、池などを除
	き、利用可能な避難空間として1人あたり2㎡以上を確
	保することを原則とする。
	②広域避難場所は要避難地区のすべての住民を収容でき
	るよう配置する。
	③広域避難場所の木造建築物の割合は、総面積の2%未満
	であり、かつ散在していなければならない。
	④広域避難場所は、大規模ながけ崩れや浸水等の危険のな

改 訂 前	改 訂 後
	いところで、付近に多量の危険物等が蓄積されていない
	ところとする。
	⑤広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街
	地から 300m以上、建ぺい率 5 %程度の疎開地では 200
	m以上、耐火建築物からは 50m以上離れているところと
	する。
	⑥地区分けをする場合においては、町丁単位を原則とする
	が、主要道路・鉄道・河川等を境界とし、住民がこれを
	横断して避難することはできるだけ避ける。到達距離は
	2 km 以内とする。
	(4) 避難路の確保【市(総務部、建設部)】
	市は、市街地の状況に応じ原則として次の基準により避難
	道路を選定する。さらに、市職員、警察官、消防職員、その他
	   避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通
	   行の支障となる行為を排除し、避難道路の確保に努める。
	   【避難道路選定基準】
	1) 避難道路はおおむね8m~10m以上の幅員を有し、な
	るべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がな   
	NZE
	2) 地盤が耐震的で、地下に危険な埋設物がないこと
	3) 避難道路は、相互に交差しないこと
	■ 資料編 「避難所一覧」

改 訂 前 改 訂 後

#### 第2 水政計画

#### ■ 基本事項

#### 1 趣旨

河川の整備を推進し、住民等の安全確保の強化に努める。

#### 2 対策項目

- 1 河川改修
- 2 水防法に基づく洪水対策

#### ■ 対策

## 1 河川改修

## (1) 河川の概況

本市の河川は一級河川である鬼怒川、小貝川、糸繰川等の合計 8 河川である。

本市は鬼怒川及び小貝川の両大河に挟まれた下流域に位置 しており、上流の県及び市町村から流下した水による洪水被 害の危険性が非常に高い。

このため水防法に基づき、市の一部地域が浸水想定区域に指定されている。

また、大谷川は本市を流れてはいないが、河川管理者が発表した浸水想定区域に含まれている。

## 表 市内を流れる主要河川

#### 第2 水政計画

## ■ 基本事項

#### 1 趣 旨

河川の整備を推進し、市民等の安全確保の強化に努める。

#### 2 対策項目

- 1 河川改修
- 2 水防法に基づく洪水対策

#### ■ 対策

#### 1 河川改修

#### (1) 河川の概況

本市を流れる河川は、一級河川である鬼怒川、小貝川、糸繰 川等の合計8河川である。

本市は鬼怒川及び小貝川の下流域に位置し、両大河に挟まれているため、上流域の県及び市町村から流下した水による 洪水被害の危険性が非常に高い。このため水防法に基づき、市 の一部地域が洪水浸水想定区域に指定されている。

また、大谷川は本市を流れてはいないが、河川管理者である 国土交通省下館河川事務所が発表した大谷川の洪水浸水想定 区域に、騰波ノ江地域が含まれている。

## 表 市内を流れる主要河川

## 第2章 災害予防計画

## 下妻市地域防災計画 風水害対策計画編 新旧対照表

		改訂	前			改	文 訂	
河川名	区分	総流路延長	下妻市内 の延長	区間	河川名	区分	総流路 延長	
鬼怒川		176.7km	12.3 km	平方~皆葉	鬼怒川		176.7 km	
小貝川		111.8 km	11.2 km	中郷~鯨	小貝川		111.8 km	
糸繰川		13.8 km	7.7 km	福田~比毛	糸繰川		13.8 km	
高木川	一級	7.5 km	5.3 km	中郷~比毛	高木川	   一級	7.5 km	
北台川	一极	6.5 km	5.2 km	江~前河原	北台川	一叔父	6.5 km	
内沼川		1.6 km	0.5 km	福田~大宝	内沼川		1.6 km	
八間堀川		16.9 km	4.4 km	肘谷~鯨	八間堀川		16.9 km	
山川		9.3 km	0.7 km	村岡~村岡	山川		9.3 km	

#### (2) 河川改修事業

#### 【直轄河川改修】

鬼怒川は昭和2年、小貝川は昭和8年から改修工事が 施行されているが、堤防の整備率は未だ低く、全般的に河 積が狭小のうえ、地質が極めて悪く、更に河川が緩勾配の ため利根川の逆流でしばしば危険な状態になるので改修 の促進が望まれている。

## 2 水防法に基づく洪水対策

市域における水害に対する防止力の向上や洪水時の円滑かつ

#### (2) 河川改修事業

#### 【直轄河川改修】

鬼怒川は昭和2年、小貝川は昭和8年から改修工事が施 行されているが、堤防の整備率は未だ低く、全般的に河積 が狭小の上、地質が極めて悪く、さらに河川が緩勾配のた め利根川の逆流でしばしば危険な状態になるので改修の 促進が望まれている。

後

下妻市内

の延長

12.3 km

11.2 km

7.7 km

5.3 km 5.2 km

0.5 km

4.4 km

0.7 km

区間

平方~皆葉

中郷~鯨

福田~比毛

中郷~比毛

江~前河原

福田~大宝 肘谷~鯨

村岡~村岡

## (3) 下水道(雨水)の整備

市は、事前防災・減災等の観点から、都市内における浸水 リスクを評価し、雨水整備の優先度の高い地域を中心に浸水 対策を推進する。

## 2 水防法に基づく洪水対策

市域における水害に対する防止力の向上や洪水時の円滑か

### 改 訂 前

改 訂 後

迅速な避難を確保し被害の軽減を図るため、水防法に基づき、 大河川における洪水予報の提供(伝達)、中小河川における洪 水情報等の提供(伝達)、避難体制の整備など必要な措置を講 ずる。 つ迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るため、水防法に基づき、大河川における洪水予報の提供(伝達)、中小河川における洪水情報等の提供(伝達)、避難体制の整備など必要な措置を講ずる。

#### (1) 洪水予報河川の指定

国及び県は、洪水により相当な損害の生ずるおそれのある河川を洪水予報河川として指定し、洪水の恐れがあるときは、気象庁長官と共同して、国土交通大臣は県知事に、県知事は水防計画で定める水防管理者等(市長)に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知することとなっている。

市内の指定状況は次のとおりである。

· 国管理河川:鬼怒川、小貝川

・県管理河川:なし

## (2) 水位情報周知河川の指定

国及び県は、洪水予報河川に指定された以外の河川のうち、 洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を水位情報 周知河川として指定し、避難判断水位(はん濫注意水位を超え る水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位 をいう。)を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、国 土交通大臣は県知事に、県知事は水防計画で定める水防管理 者等(市長)に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力

#### (1) 洪水予報河川の指定

国及び県は、洪水により相当な損害の生ずるおそれのある河川を洪水予報河川として指定し、洪水の恐れがある時は、気象庁長官と共同して、国土交通大臣は県知事に、県知事は水防計画で定める水防管理者等(市長)に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知することとなっている。

市内の指定状況は次のとおりである。

·国管理河川:鬼怒川、小貝川

・県管理河川:なし

### (2) 水位周知河川の指定

国及び県は、洪水予報河川に指定された以外の河川のうち、 洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を水位周知 河川として指定し、避難判断水位(はん濫注意水位を超える水 位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をい う。)を定め、当該河川の水位がこれに達した時は、国土交通 大臣は県知事に、県知事は水防計画で定める水防管理者等(市 長)に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求め

## 改 訂 前 改 訂 後

を求めて,これを一般に周知することとなっている。

市内の指定の状況は次のとおりである。

・国管理河川:なし

県管理河川:なし

#### (3) 浸水想定区域の指定

国及び県は、洪水予報河川及び水位情報周知河川に指定された河川について、それぞれの河川の洪水防御に関する計画の基本となる降水量により河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定する。

なお、浸水想定区域の指定を行った国及び県は、指定区域及 び浸水した場合の水深を公表するとともに関係市町村に通知 する。

下妻市は、鬼怒川・小貝川の浸水想定区域に指定されている。

て、これを一般に周知することとなっている。

市内の指定の状況は次のとおりである。

・国管理河川:なし

· 県管理河川: 八間堀川

#### (3) 洪水浸水想定区域の指定

1) 国及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定された河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を、洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

また、県は、その他の河川についても、役場等の所在地に 係る河川は、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応 じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定の情報を提供 するよう努めるものとする。

2) 市長は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握した時は、これを水害リスク情報として市民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

## 改 訂 前 改 訂 後

#### (4) 避難体制等の整備

- 1) 市は、浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも当該浸水区域ごとに次に掲げる事項について定める。
  - ア洪水予報等の伝達方法
  - イ 避難場所、避難路その他洪水時の円滑かつ迅速な避難 の確保を図るために必要な事項
  - ウ 浸水区域内に地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)または主として高齢者等の避難行動要支援者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要が認められるものがある場合は、これらの施設の名称、所在地及びこれらの施設への洪水予報等の伝達方法
- 2) 市は、上記 1)の事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(洪水ハザードマップ等)の配付その他必要な措置を講ずる。

#### (4) 避難体制等の整備

1)複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「茨城県管理河川減災対策協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。

- 2) 市は、洪水浸水想定区域の指定があった時は、地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定める。
  - ア 洪水予報等の伝達方法
  - イ 避難場所及び避難経路に関する事項
  - ウ 洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項、その他洪 水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事 項
- エ 洪水浸水想定区域内に次の施設がある場合は、これらの 施設の名称、所在地並びに当該施設の所有者または管理者

改 訂 前	改 訂 後
3) 市長は、避難指示、避難勧告、避難準備(避難行動要支援者 避難)情報(一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対し て、早めの段階で避難行動を開始することを求める情報)等に ついて、国または県及び水防管理者等の協力を得て災害事象の 特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、判断基準及 び伝達方法を明確にしたマニュアルの作成に努める。また、避 難場所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹 底に努めるものとする。さらに、水防団等と協議し、発生時の	及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法 ・社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設(要配慮者利用施設)で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの ・大規模工場等(大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの)の所有者または管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるもの  3) 市長は、上記(1)の事項について市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(洪水ハザードマップ等)の配付その他必要な措置を講ずる。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。
底に努めるものとする。さらに、水防団等と協議し、発生時の 避難誘導に係る計画を作成し訓練を行う。  4) 国(気象庁、国土交通省)、県及び市は、関係機関の協力を 得て、雨量、水位等の情報をより効果的に活用するための内容	4) 市は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を躊躇なく 発令できるよう、「避難情報に関するガイドライン(内閣府
「付く、NN里、小匹寺V/旧刊でより別不中川C伯用するためV/P1合	第5 できるよう、「避難情報に関するガイトライン (内閣府 防災担当) 」及び「避難勧告等の発令に係る基本的考え方

## 改 訂 前

改 訂 後

の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。

また、市は、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

5) 県は、住民に対して水位、雨量等の河川情報を提供するため、河川情報提供システム(インターネット、携帯サービス、電話応答による)により、情報提供に努める。

(茨城県)」を参考に、国(国土交通省、気象庁等)、県及び水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水等の災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な数値に基づいた発令基準を設定するほか、5段階の警戒レベルを明記し、伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアルを作成する。

また、避難場所等をあらかじめ指定するとともに、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うよう努める。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ない時は、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。

5) 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等について、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、はん濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難情報の発令基準を策定する。

また、避難情報の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できる

改	訂 前	改 訂 後
		よう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必
		要に応じて見直すよう努める。国(国土交通省)及び県は、
		これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助
		言等を行うものとする。
		6) 国(国土交通省、気象庁)、県及び市は、防災関係機関の
		協力を得て、雨量、水位等の情報をより効果的に活用するた
		めの内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関
		を通じた一般への提供体制の整備を図る。
		また、市は、高齢者、障がい者等の要配慮者にも配慮した
		わかりやすい情報伝達の体制の整備を図る。
		7) 県は、住民に対してわかりやすく、かつ迅速に河川情報
		(雨量、水位及び河川監視カメラによる映像等)を提供する
		ため、水防テレメータシステムなどの更新・充実を図るとと
		もに、インターネットなどを活用した多様な手段による情報
		提供に努める。
  ■資料編 「各河川の水位」		■ 資料編 「各河川の水位」
		■ 資料編 「防災気象情報と警戒レベル」
		■ 資料編 「避難勧告等の発令に係る基本的考え方」
		■ 製作Mill (

改 訂 訂 後 第3 土砂災害防止計画 第3 土砂災害防止計画 ■ 基本事項 ■ 基本事項 1 趣 旨 1 趣旨 土砂災害がもたらす被害を防止、軽減するため、県及び防災 十砂災害がもたらす被害を防止、軽減するため、県及び防災 関係機関と協力し、的確な活動に努める。 関係機関と協力し、的確な活動に努める。 2 対策項目 2 対策項目 1 基礎調査の実施 1 基礎調査の実施 2 十砂災害警戒区域及び十砂災害特別警戒区域の指 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定・ 定 見直し 3 警戒避難体制の整備 3 警戒避難体制の整備 4 特定開発行為等の制限等 4 特定開発行為等の制限等 5 がけ崩れ対策 5 がけくずれ対策 ■ 対策 ■ 対策 ---【県】 1 基礎調査の実施-------1 基礎調査の実施------県は、国土交通大臣が策定する「土砂災害対策基本指針(平 県は、国土交通大臣が策定する「土砂災害対策基本指針(平 成13年7月9日国土交通省告示第1119号)」に基づき、急傾 成13年7月9日国土交通省告示第1119号)」に基づき、急傾 斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水の 斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水の 状況等に関する調査を行う。 状況等に関する調査を行う。 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定---│2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定・

【県】 見直し--

## 改 訂 前

県は、「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」 を指定する。

指定を行うにあたって、あらかじめ関係市町村長の意見を聴 くとともに政令で定める事項を公示する。

本市では、急傾斜地崩壊危険区域が3箇所、急傾斜地危険箇 所が5箇所指定されている。

なお、本市の急傾斜地危険箇所は「土砂災害警戒区域」に指 定されている。

#### 土砂災害警戒区域 • 土砂災害特別警戒区域

	急傾斜地の崩落等が発生した場合に住民
	の生命または身体に危害が生ずると認め
	られ、土砂災害を防止するために警戒避
土砂災害	難体制を特に整備すべき区域として政令
警 戒 区 域	で定める基準に該当するものを所定の手
	続きに従って「土砂災害警戒区域」(以
	下「警戒区域」という。)として指定す
	る。
	警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生
	した場合には建築物等に損壊が生じ住民
	等の生命または身体に著しい危害が生ず
土 砂 災 害	ると認められ、一定の開発行為の制限及
特別警戒区域	び建築物の構造の規制を加える区域とし
	て政令で定める基準に該当するものを所
	定の手続きに従って「土砂災害特別警戒
	区域」として指定する。

## 改 訂 後

県は、急傾斜地の崩落等が発生した場合に住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められ、土砂災害を防止するために、警戒避難体制を特に整備すべき区域として、政令で定める基準に該当するものを所定の手続に従って「土砂災害警戒区域」(以下「警戒区域」という。)として指定する。

また、県は、警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物等に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められ、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制を加える区域として、政令で定める基準に該当するものを所定の手続きに従って「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

なお、県は、指定を行うに当たって、あらかじめ関係市町村 長の意見を聴くとともに、政令で定める事項を公示する。ま た、対策工事が完了した箇所の区域縮小等、地形や土地利用の 変化に合わせた区域の見直し作業を計画的に行っていくもの とする。

なお、本市においては、県により、5箇所の警戒区域等が指 定されている。

- ・ 土砂 災 害 警 戒 区 域: 土砂災害のおそれがある区域
- ・土砂災害特別警戒区域:建築物の損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区

域

#### 改 訂 前

# 改訂後

## 3 警戒避難体制の整備-----【市(総務部)】

#### (1) 地域防災計画への記載

市は、警戒区域の指定があったときは、地域防災計画において以下の事項について定める。

- 1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報または警報の発令及び伝達、避難、救助、その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な計画避難体制に関する事項
- 2) 警戒区域内に主として高齢者等の避難行動要支援者が 利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑 な警戒避難が行なわれるよう土砂災害に関する情報、予 報及び警報の伝達方法

### (2) ハザードマップ等の作成

市は、上記(1)の事項について住民に周知させるため、これらの事項のうち避難場所や避難路等必要な事項を記載した印刷物(土砂災害ハザードマップ等)の配付その他必要な措置を講ずる。

#### (3) マニュアルの作成

市は、避難指示、避難勧告、避難準備(避難行動要支援者)情報等について、県等の協力を得て災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、判断基準及び伝達方法を

### 3 警戒避難体制の整備-----【市(総務部)】

#### (1) 地域防災計画への記載

市は、警戒区域の指定があった時は、地域防災計画において以下の事項について定める。

- 1) 情報伝達、予警報の発令・伝達に関する事項
- 2) 避難場所及び避難経路に関する事項
- 3) 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
- 4) 避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項 また、地域防災計画において、警戒区域内に要配慮者利用 施設で土砂災害のおそれがある時に利用者の円滑かつ迅速な 避難の確保が必要な施設の名称及び所在地、当該施設の所有 者または管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達につ いて定めるものとする。

### (2) ハザードマップ等の作成

市長は、上記(1)の事項について市民に周知させるため、これらの事項のうち避難場所や避難経路等必要な事項を記載した印刷物(土砂災害ハザードマップ等)の配付その他必要な措置を講ずる。

### (3) マニュアルの作成

市は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等について、 「避難情報に関するガイドライン(内閣府防災担当)」を参考 に、国(国土交通省、気象庁等)及び県の協力を得つつ、災害

### 改

訂 後

明確にしたマニュアルを作成する。

また、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民 への周知徹底に努めるものとする。

さらに、県等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画を作成 し訓練を行う。

#### (4) 情報提供体制の整備

気象庁、県及び市は、関係機関の協力を得て、雨量等の情報 をより効率的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政 機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備 を図る。

また、市は、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者にも配 慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

## 

県は、土砂災害防止法第9条に定める特定開発行為に関する 事項その他同法の規定に基づき、土砂災害の防止に関し必要な 対策を講ずる。

- 5 がけくずれ対策------【県・市(総務部、経済建設部)】 5 がけ崩れ対策------【県、市(総務部、建設部)】
- (1) 危険箇所のパトロール

事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具 体的な判断基準及び伝達方法を明確にした実用性の高いマニ ュアルを作成する。

また、避難場所、避難経路をあらかじめ指定するとともに、 県等と協議して、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、危険 な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うな ど、実践的な避難訓練の実施等による市民の意識啓発に努め るものとする。

#### (4) 情報提供体制の整備

気象庁、県及び市は、防災関係機関の協力を得て、雨量等の 情報をより効率的に活用するための内容の拡充を図り、関係 行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の 整備を図る。

また、市は、高齢者、障がい者等の要配慮者にも配慮したわ かりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

## 4 特定開発行為の制限等-----【県】

県は、土砂災害防止法第10条に定める特定開発行為に関す る事項その他同法の規定に基づき、土砂災害の防止に関し必 要な対策を講ずる。

- (1) 危険箇所のパトロール

## 改 訂 前

県は、がけくずれ災害の発生が予想される箇所の実態調査 を実施し、実態の把握に努める。

市は、その情報を基に定期的に防災パトロール等を実施するとともに、大雨など土砂災害を誘発するような場合にも随時パトロールを実施し減災に努める。

#### (2) 急傾斜地危険区域の指定

県は、市と協議のうえがけくずれ災害の発生が予想される 箇所について「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法 律」の第3条の規定により危険区域の指定を行い、対策工事を 実施するとともにがけに対する有害な行為を規制し民生の安 定と国土の保全をはかる。

本市では、急傾斜地崩壊危険区域が3箇所、急傾斜地危険箇 所が5箇所指定されている。

### (3) 所有者等に対する防災措置の指導

市は、(1)の防災パトロールの結果、著しく危険と判断される急傾斜地においては、その土地の所有者、管理者または占有者、被害を受けるおそれのある者に対して、危険である旨の説明をし、早期に急傾斜地崩壊危険区域に指定して行為制限が

## 改 訂 後

県は、がけ崩れ災害の発生が予想される箇所を調査し、地 形、地質、地下水、立ち木、排水施設、擁壁の状態及びがけ崩 れ等が生じた場合の付近家屋に及ぼす影響等、実態の把握に 努める。

市は、その情報を基に、定期的に防災パトロール等を実施するほか、大雨など土砂災害を誘発するような状況下においても随時パトロール等を実施し、災害発生時の被害縮小に努める。また、その他防災に必要な事項について、地域防災計画に定めておく。

#### (2) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、市と協議の上、がけ崩れ災害の発生が予想される箇所について「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」の第3条の規定により危険区域の指定を行い、対策工事を実施するとともに、がけに対する有害な行為を規制し、民生の安定と国土の保全をはかる。

本市では、急傾斜地崩壊危険区域が3箇所、急傾斜地危険箇 所が5箇所指定されている。

### (3) 所有者等に対する防災措置の指導

市は、(1)の危険箇所のパトロールの結果、著しく危険と判断される急傾斜地においては、その土地の所有者、管理者または占有者、被害を受けるおそれのある者に対して、危険である旨の説明をし、早期に急傾斜地崩壊危険区域に指定して行為

# 第2章 災害予防計画

#### 下妻市地域防災計画 風水害対策計画編 新旧対昭表

害予防計画 下妻市地域防災計画 風水害対策計画編 新旧対照表	
改 訂 前	改 訂 後
できるよう、調整する。	制限ができるよう、調整する。
■資料編 「急傾斜地崩壊危険区域・危険箇所及び土砂災害警戒 区域等の指定」	■ 資料編 「急傾斜地崩壊危険区域・危険箇所及び土砂災害警戒区域等の指定」
第4 土砂災害警戒情報の発表	第4 土砂災害警戒情報の発表
■ 基本事項	■ 基本事項
1 趣旨	1 趣 旨
県と水戸地方気象台は、大雨警報発表中において、大雨によ	県と水戸地方気象台は、大雨警報発表中において、大雨によ
る土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場	る土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な
合に、市の防災活動や住民の避難行動を支援するため、土砂災	場合に、市の防災活動や市民の避難行動を支援するため、土砂
害警戒情報を発表する。	災害警戒情報を発表する。
	なお、地震等により気象災害に係る諸条件が変化し、通常の
	基準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応
	じて土砂災害警戒情報の発表基準の引下げを実施するものと
	する。
2 対策項目	2 対策項目
1 発表対象地域	1 発表対象地域
2 発表及び解除	2 発表及び解除
3 伝達体制	3 伝達体制
· 1647711 1144	- 15.161

4 土砂災害警戒情報の活用

4 土砂災害警戒情報の活用

改 後 改 訂 ■ 対策 ■ 対策 十砂災害警戒情報は、市町村を発表単位とし、県内全ての44 十砂災害警戒情報は、市町村を発表単位とし、県内において は、警戒区域を有する40市町村を発表対象とする。 市町村を発表対象とする。 【発表】 大雨警報発表中に、予測雨量等による計算値が県 大雨警報発表中に、予測雨量等による計算値が県と水戸地方 発表 | と水戸地方気象台が監視する基準(危険降雨量) 気象台が監視する基準(十砂災害警戒避難基準雨量)を上回る を上回ると予測される時 と予測されるとき。 予測雨量等による計算値が県と水戸地方気象台 【解除】 解除 が監視する基準(危険降雨量)を下回り、かつ短 予測雨量等による計算値が県と水戸地方気象台が監視する基 時間で再び基準を超過しないと予測される時 準(十砂災害警戒避難基準雨量)を下回り、かつ短時間で再び 基準を超過しないと予測されるとき。 3 伝達体制------【県⋅水戸地方気象台】 3 伝達体制-----【県、水戸地方気象台】 水戸地方気象台から通報を受けた県は、防災情報ネットワー 十砂災害警戒情報の発表・解除があった時は、県はFAXに クシステムにより注意報・警報と同じ関係機関及び市等へ伝達 より市町村へ伝達するとともに、防災情報ネットワークシス する。 テムにより、注意報・警報と同じ防災関係機関及び市町村等へ 伝達する。 4 土砂災害警戒情報の活用-----【市(各部)】 4 土砂災害警戒情報の活用-----【市(各部)】 市は、避難勧告等の判断基準の設定に土砂災害警戒情報を活 市は、土砂災害に対する市民の警戒避難体制として、土砂災

用するとともに、必要に応じて基準の見直しを行うものとする。

害警戒情報が発表された場合に、直ちに避難情報を発令する

改 訂 前	改 訂 後
	ことを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定する。
	また、国(国土交通省)及び県の助言等を受けながら、面積の
	広さ、地形、地域の実情等に応じて、市をいくつかの地域に分
	割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度
	の高まっている領域が含まれる地域内の全ての警戒区域等に
	絞り込んで避難情報を発令できるよう、発令範囲をあらかじ
	め具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。
第5 交通計画	第5 交通計画
■ 基本事項	■ 基本事項
1 趣旨	1 趣 旨
水害等に備えての道路の災害予防及び維持補修に努める。	水害等に備えての道路の災害予防及び維持補修に努める。
2 対策項目	2対策項目
1 道路	1 道路
■ 対策	■ 対策
1 道路	1 道 路
(1) 道路建設上配慮すべき事項	(1) 道路建設上配慮すべき事項
1) 平面線形、できるだけ河川との接近や湿地、沼等を	1) 平面線形は、できるだけ河川との接近や湿地、沼等を避け
避ける。	る。
2) 縦断線形、平たん地における切土法面はなるべく取	2) 縦断線形は、平たん地における切土法面はなるべく取らず、
らず、水田等を通過する場合、洪水により水位の増	水田等を通過する場合、洪水により水位の増に対し安全な高さ

改 訂 前

を確保する。

に対し安全な高さをとる。

- 3) 横断こう配、路面水をすみやかに側溝に流下させる に必要なこう配をとる。
- 4) 路側、横断構造物、切土部において法長が大きく崩土おそれのある個所、盛土法面で常に水と接する部分(堤防併用)、水田を通る部分等にはコンクリート 擁壁、間知石積を施し法面の保護を図る。
- 5) 横断排水構造物は、洪水時に十分な排出の出来る通 水断面とする。
- 6) 排水側溝、路面水を処理し、すみやかに排水路にみ ちびき、地下水が高く路面排水困難な所は暗渠等を 施す。
- (2) 路面冠水箇所、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間

本市には、茨城県調査による路面冠水箇所、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間は存在しない。

(3) 道路防災事業計画-----【市(経済建設部)】

災害防除事業等により、災害の発生する恐れのある危険箇 所を緊急度の高い箇所から逐次解消をはかる。 3) 横断こう配は、路面水を速やかに側溝に流下させるために、必要なこう配を確保する。

訂

改

後

- 4) 路側、横断構造物、切土部において法長が大きく崩土おそれ のある箇所、盛土法面で常に水と接する部分(堤防併用)、水 田を通る部分等には、コンクリート擁壁、間知石積を設置し、 法面の保護を図る。
- 5) 横断排水構造物は、洪水時に十分な排出のできる通水断面とする。
- 6) 排水側溝は、路面水を速やかに排水路に導くよう、地下水が 高く路面排水困難な所は暗渠等を設置する。

(2) 路面冠水箇所、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間

本市には、県による路面冠水箇所、異常気象時通行規制区間 及び特殊通行規制区間は指定されていない。

(3) 道路防災事業計画-----【市(建設部)】

災害防除事業等により、災害の発生するおそれのある危険 箇所を緊急度の高い箇所から逐次解消を図る。 改 訂 前 改 訂 後

第6 文教計画

#### ■ 基本事項

#### 1 趣旨

市教育委員会は、学校及びその他の教育機関(以下「学校等」という。)における幼児・児童・生徒等(以下「児童生徒等」という。)及び教職員の安全を図り、教育活動の実施を確保するため、災害を予防する措置を講ずるとともに、私立学校設置者等に対し、指導・助言を行うものとする。

#### 2 対策項目

- 1 防災上必要な教育の実施
- 2 防災上必要な訓練の実施
- 3 消防・避難及び救助のための施設・設備等の整備
- 4 学校等施設・設備の災害予防措置
- 5 文化財保護

#### ■ 対策

#### 1 防災上必要な教育の実施-----【各学校】

- (1) 学校等の長(以下「校長等」という。)は、児童生徒等の安全を図るため、防災計画を作成し、安全教育が適切に行われるよう努める。
- (2) 教育委員会は、防災対策資料の作成・配布及び研修を実施し、関係教職員の災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び

#### 第6 文教計画

#### ■ 基本事項

#### 1 趣 旨

市教育委員会は、学校及びその他の教育機関(以下「学校等」という。)における幼児・児童・生徒等(以下「児童生徒等」という。)及び教職員の安全を図り、教育活動の実施を確保するため、災害を予防する措置を講ずるとともに、私立学校設置者等に対し、指導・助言を行うものとする。

#### 2 対策項目

- 1 防災上必要な教育の実施
- 2 防災上必要な訓練の実施
- 3 消防・避難及び救助のための施設・設備等の整備
- 4 学校等施設・設備の災害予防措置
- 5 文化財保護

#### ■ 対策

#### 1 防災上必要な教育の実施-----【学校等】

- (1) 学校等の長(以下「校長等」という。)は、児童生徒等の安全を図るため、防災に関する事項を盛り込んだ学校安全計画を作成し、安全教育が適切に行われるよう努める。
- (2) 市教育委員会は、防災対策資料の作成・配布及び研修を実施し、関係教職員の災害及び防災に関する専門的知識のかん養及

する。

### 下妻市地域防災計画 風水害対策計画編 新旧対照表

訂 改 後 ĒΤ 技能の向上に努める。 び技能の向上に努める。 (3) 教育委員会は、公民館等社会教育施設における諸活動並びに (3) 市教育委員会は、公民館等社会教育施設における諸活動並び 社会教育等団体の諸活動を通じ、防災思想の普及を図る。 に社会教育等団体の諸活動を通じ、防災思想の普及を図る。 (1) 校長等は、児童生徒等の安全を図るため、地域の実情に応じ | (1) 校長等は、児童生徒等の安全を図るため、地域の実情に応じ た避難等の防災上必要な訓練を定期的に実施する。 た避難等の防災上必要な訓練を定期的に実施する。 (2) 校長等は、関係教職員に対し、地域の実情に応じ、災害の状 | (2) 校長等は、関係教職員に対し、地域の実情に応じ、災害の状 況を想定した警報の伝達、初期消火等の防災上必要な訓練を定 況を想定した警報の伝達、初期消火等の防災上必要な訓練を定 期的に実施する。 期的に実施する。 (3) 学校等は、地域社会で実施する合同訓練には、積極的に参加 (3) 学校等は、地域社会で実施する合同訓練には、積極的に参加 するよう努める。 するよう努める。 3 消防・避難及び救助のための施設・設備等の整備------3 消防・避難及び救助のための施設・設備等の整備------【市(教育部、総務部)、各学校】 ------【市(総務部、教育部)、学校等】 災害発生の場合、迅速かつ適切な消防・避難及び救助が実施 学校等は、災害発生の場合、迅速かつ適切な消防・避難及び できるよう消防、避難及び救助に関する施設、設備等の整備及 救助が実施できるよう消防、避難及び救助に関する施設、設備 び救急医療用資材等の備蓄に努める。 等の整備及び救急医療用資材等の備蓄に努める。 4 学校等施設・設備の災害予防措置-4 学校等施設・設備の災害予防措置------【市(教育部、総務部)、各学校】 ------【市(総務部、教育部)、学校等】 災害による学校等施設・設備の被害を予防し、児童生徒等の 災害による学校等施設・設備の被害を予防し、児童生徒等の 安全と教育活動の実施を確保するため、次の計画について実施 安全と教育活動の実施を確保するため、次の計画について実

施する。

#### 改 前

- ため、建物の建築にあたっては、鉄筋コンクリート浩、鉄骨 造等による不燃堅牢構造化を促進する。
- に対する適切な予防措置を講ずる。
- 点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強補修等を実施し、 特に電気工作物、電気用品、ガス設備、その他の危険物があ る施設では、適切な管理に努める。

#### 

防災施設・設備(収蔵庫・火災報知器・消火栓・貯水槽・避 雷針) の整備の促進を図る。

なお、文化財の所在の明確化及び見学者に対しての防災のため の標識等の設置を図る。

## 第7 農地農業計画

#### ■ 基本事項

#### 1 趣旨

農地や農業用施設への災害を未然に防ぐため、老朽化したた め池の改修や農地等に冠水被害が発生している地域の排水改良 等を目的とした以下の対策を実施する。

#### 訂 後 改

- (1) 学校等施設・設備を火災及び台風等の災害から防護する | (1) 学校等施設・設備を火災及び台風等の災害から防護するた め、建物の建築にあたっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等 による不燃堅牢構造化を促進する。
- (2) 校地等の選定・造成をする場合は、崖崩れ・台風等の災害 | (2) 校地等の選定・造成をする場合は、崖崩れ・台風等の災害に 対する適切な予防措置を講ずる。
- (3)学校等施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全 │ (3) 学校等施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点 検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強・補修等を実施し、特 に電気工作物、電気用品、ガス設備、その他の危険物がある施 設では、適切な管理に努める。

防災施設・設備(収蔵庫・火災報知器・消火栓・貯水槽・避 雷針) の整備の促進を図る。

なお、文化財の所在の明確化及び見学者に対しての防災の ための標識等の設置を図る。

## 第7 農地・農業計画

#### ■ 基本事項

#### 1 趣 旨

農地や農業用施設への災害を未然に防ぐため、老朽化した 農業用ため池の改修や農地等に冠水被害が発生している地域 の排水改良等を目的とした以下の対策を実施する。

改 訂 前

## 改 訂 後

#### 2 対策項目

- 1 農地計画
- 2 農業計画

#### ■ 対策

1 農地計画-----【市(経済建設部)】

#### (1) ため池等整備事業

築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応して早 急に整備を要する農業用のため池(災害防止用のダムを含む。 以下同じ。)、頭首工、樋門、水路等の用排水施設の改修また は当該施設に代わる農業用用排水施設の新設並びにこれらの 附帯施設の新設または改修を行なう。

#### (2) 湛水防除事業

既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域(原則としてかつて応急の湛水排除事業が実施された地域)で、これを防止するために排水機、排水樋門、排水路等の新設または改修を行なう。

#### (3) 水質障害対策事業

農業用用水路・排水路の水質汚濁による農作物等への被害 を解消するため、用排水路の新設、改修または水質浄化施設の 整備を行う。

#### 2 対策項目

- 1 農地計画
- 2 農業計画

#### ■ 対策

#### (1) ため池等整備事業

市は、築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する農業用のため池(災害防止用のダムを含む。以下同じ。)、頭首工、樋門、水路等の用排水施設の改修または当該施設に代わる農業用用排水施設の新設並びにこれらの附帯施設の新設または改修を行なう。

#### (2) 湛水防除事業

市は、既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域(原則としてかつて応急の湛水排除事業が実施された地域)で、これを防止するために排水機、排水樋門、排水路等の新設または改修を行なう。

#### (3) 水質障害対策事業

市は、農業用用水路・排水路の水質汚濁による農作物等への 被害を解消するため、用水路・排水路の新設、改修または水質 浄化施設の整備を行う。

後 改 訂 改

#### (4) 地盤沈下対策事業

地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により 規制されている地域において、地盤の沈下に起因して生じた 農用地及び農業用施設の効用の低下を従前の状態に回復する ために農業用排水施設の新設または改修を行なう。

#### 

- (1) 災害の未然防止対策
- 1) 気象情報等の情報の伝達体制の確立 災害からの農作物被害を防ぐため、気象注意等の情報の伝 達体制を確立し、農家等の事前対策に供する。
- 2) 農業共済加入率の向上 農作物被害による損失に備えて、農業共済加入を促進する。

### (2) 農林漁業災害対策委員会の設置

長期的な異常気象などにより、農作物への影響が予測され る場合や、台風等の災害により被害が生じた場合には、必要に 応じて対策委員会を設置し、被害農家の救済対策、災害による 農作物被害の軽減及び未然防止対策等について検討する。

#### (3) 資材の確保

1) 防除器具の整備

市等の病害虫防除器具並びに災害防護器具を整備し、円滑

#### (4) 地盤沈下対策事業

市は、地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等に より規制されている地域において、地盤の沈下に起因して生 じた農用地及び農業用施設の効用の低下を従前の状態に回復 するために農業用排水施設の新設または改修を行なう。

- (1) 災害の未然防止対策
- 1) 気象情報等の情報の伝達体制の確立

災害からの農作物被害を防ぐため、気象注意等の情報の伝 達体制を確立し、農家等の事前対策に供する。

2) 農業共済加入率の向上

農作物被害による損失に備えて、農業共済加入を促進する。

#### (2) 農林漁業災害対策委員会の設置

長期的な異常気象などにより、農作物への影響が予測され る場合や、台風等の災害により被害が生じた場合には、必要に 応じて対策委員会を設置し、被害農家の救済対策、災害による 農作物被害の軽減及び未然防止対策等について検討する。

- (3) 資材の確保
- 1) 防除器具の整備

市等の病害虫防除器具並びに災害防護器具を整備し、円滑

改 訂 前	改 訂 後
に使用できるようにする。	に使用できるようにする。
2) 薬剤等	2) 薬剤等
災害の発生が予測される場合は薬剤等が迅速に確保される	災害の発生が予測される場合は薬剤等が迅速に確保される
よう常総ひかり農業協同組合等を通じて必要災量の備蓄を行	よう、常総ひかり農業協同組合等を通じて必要量の備蓄を行
なう。	う。
3) 飼料	
災害に備え、最低数日間の飼料を備蓄する。	
(4) 家畜対策	
1) 低湿地畜舎は周囲の盛土や排水路の整備を行なう。	
2) 増浸水の場合を想定して避難移動場所の確保を図る。	
3) 倒壊流失の懸念のある畜舎の補修を行なう。	
第8 住民の安全確保対策	第8 住民の安全確保対策
■ 基本事項	■ 基本事項
1 趣旨	1 趣 旨
市は、分かりやすい情報の提供に努め、自主避難・自主防衛	市は、わかりやすい情報の提供に努め、自主避難・自主防衛
に向けた支援対策に努める。	に向けた支援対策に努める。
2 対策項目	2 対策項目
1 洪水関連情報の提供	1 洪水関連情報の提供
2 避難マニュアルの作成	2 避難マニュアルの作成
3 情報提供の充実	3 情報提供の充実

# 改

#### ■ 対策

#### 1 洪水関連情報の提供-------【市(総務部)】 【情報提供】

- (1) 重要水防箇所、過去の浸水実績、浸水被害想定図等 の洪水関連情報の提供
  - (2) 広報紙、講習会等による広報活動
  - (3) パンフレットの作成
- (4) ハザードマップによる予報・警報の伝達方法や澼 難場所の周知

#### 予報・警報の伝達方法 気象庁・国土交通省 下妻市災害対策本部 気象情報 (雨量) 河川情報 (水位) テレビ・ラジオ・インターネット 防災行政無線·広報車 パトカー・消防車 $\prod$ Л Л

## 2 避難マニュアルの作成-----【市(総務部)】 2 避難マニュアルの作成-----【市(総務部)】

市は、避難指示、避難勧告等の情報について、河川管理者及 び県の協力を得て災害の状況や特性を踏まえ、避難対象区域、 避難判断基準及び伝達方法を明確にしたマニュアルを作成す る。

#### ■ 対策

#### 1 洪水関連情報の提供-----【市(総務部)】

訂

改

後

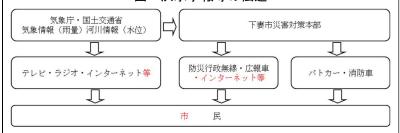
#### (1) 情報提供の内容

重要水防箇所、過去の浸水実績、洪水浸水想定区域図、洪水 予報等の伝達方法、避難場所等

#### (2) 情報提供の手段

広報紙の配布、講習会の開催、パンフレットやハザードマッ プの作成等

#### 図 洪水予報等の伝達



市は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等の情報につ いて、国(国土交通省、気象庁等)、県及び水防管理者の協力 を得つつ、豪雨、洪水等の災害事象の特性や収集できる情報を 踏まえ、避難すべき区域や具体的な数値に基づいた発令基準 及び伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアルを作成す る。

#### 改 訂 後 前 改

#### 

市、気象庁及び県は、関係機関の協力を得て、雨量等の情報 をより効率的に活用するための内容の拡充を図り、報道機関を 通じた一般への提供体制の整備を図る。また、市は、高齢者、 身体障がい者等の避難行動要支援者にも配慮した分かりやすい 情報伝達体制の確立を図る。

国(国土交通省、気象庁)、県及び市は、防災関係機関の協 力を得て、雨量、水位等の情報をより効果的に活用するための 内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じ た一般への提供体制の整備を図る。

また、市は、高齢者、障がい者等の要配慮者にも配慮したわ かりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

#### 第9 風水害時避難計画

#### ■ 基本事項

#### 1 趣旨

風水害時の避難を円滑に行うため、体制の整備や情報伝達の方 法等の平時の対策について推進を図る。

#### 2 対策項目

- 1 避難体制の整備
- 2 避難施設・避難路の確保と周知対策

### ■ 対策

#### 

市は、避難誘導体制を整備するとともに、住民に対して確実 な避難情報の伝達手段を確立する。

#### 第9 風水害時避難計画

#### ■ 基本事項

#### 1 趣 旨

風水害時の避難を円滑に行うため、体制の整備や情報伝達の方 法等の対策について、平常時より推進を図る。

#### 2 対策項目

- 1 避難体制の整備
- 2 避難施設・避難経路の確保と周知対策

### ■ 対策

市は、避難、誘導の体制を整備するとともに、市民に対して、 避難情報の確実な伝達手段を確立する。

### 改 訂 前

### 改 訂 後

#### 【辟難情報】

#### (1) 避難準備情報(氾濫注意水位)

小貝川及び鬼怒川に対し国土交通省関東地方整備局及び水戸地方気象台が発表する水防警報や洪水予報、さらに河川の水位や堤防の状況などから総合的に判断し、市長が必要と認めるとき、必要な地域に対し、避難行動に時間を要する避難行動要支援者へ避難行動の開始を求める情報である。

#### (2) 避難勧告(避難判断水位)

小貝川及び鬼怒川に対し国土交通省関東地方整備局 及び水戸地方気象台が発表する水防警報や洪水予報、 さらに河川の水位や堤防の状況などから総合的に判断 し、市長が必要と認めるとき(人的被害の発生する可 能性が非常に高いと判断したとき)、必要な地域に対 し、避難行動の開始を求める情報である。

#### (3) 避難指示(氾濫危険水位)

小貝川及び鬼怒川に対し国土交通省関東地方整備局 及び水戸地方気象台が発表する水防警報や洪水予報、 さらに河川の水位や堤防の状況などから総合的に判断 し、市長が必要と認めるとき、必要な地域に対し、即時 避難行動の開始を指示する情報である。 この際、鬼怒川、小貝川の水位等を踏まえた避難情報の発令 基準や台風等の接近に伴うタイムラインを作成する。

また、避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難行動に携わる関係者としての消防署、消防団、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治区、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要要支援者名簿を提供し、個別避難計画の作成、避難訓練の実施等に努めるものとする。(その他、地震災害対策計画編 第2章 第3節 第5「要配慮者安全確保のための備え」を参照)

また、その伝達手段は、市防災行政無線、市及び消防署の広報車、インターネット等及び報道機関への情報提供であるが、特に高齢者など、要配慮者が利用する福祉施設等に対しては、緊急時の避難情報の伝達・周知体制を確立し、迅速かつ安全な避難誘導を図る。

#### 【伝達方法】

• 市防災行政無線

・市及び消防署の広報車

改 訂 前 改 訂 後

・インターネット

- 報道関係機関への伝達
- ※高齢者、避難行動要支援者が利用する福祉施設等に対しては、特に緊急時の避難情報の伝達・周知体制を確立し、迅速かつ安全な避難誘導を図る。

#### 2 避難施設・避難路の確保と周知対策-----【市(総務部)】

#### (1) 水害時避難施設、避難路の整備

国土交通省による浸水想定区域内に居住する住民に対して、水害発生時における避難施設・避難路の確保に向け、浸水被害が想定される区域以外の地区において、水害時避難場所を設け、避難者の安全確保と(一時的な)生活の場を整備する。尚、避難中あるいは避難準備中に、水害時避難場所に到達できない事態を想定し、学校など2階以上の建築物を水害時緊急避難場所として整備し避難誘導を図る。

#### (2) 隣接市町との避難施設提供の協定

河川氾濫による浸水被害に伴う、市民の避難施設確保に向け、隣接市町における避難施設の提供協力を要請し、必要な避難人口に応じた避難施設の確保を図る。

このため、本市に隣接する市町を中心に、避難施設提供に関する相互応援協定に締結を進める。

#### (3) 浸水想定区域内の福祉施設の避難対策

国土交通省が想定する浸水想定区域内に位置し、避難行動

#### 2 避難施設・避難経路の確保と周知対策----【市(総務部)】

#### (1) 水害時避難施設、避難経路の整備

国土交通省による洪水浸水想定区域内に居住する住民に対して、水害発生時における避難施設・避難経路の確保に向け、 浸水被害が想定される区域以外の地区において、水害時避難 場所を設け、避難者の安全確保と(一時的な)生活の場を整備 する。

なお、避難中あるいは避難準備中に、水害時避難場所に到達 できない事態を想定し、学校など2階以上の建築物を水害時 緊急避難場所として整備し避難誘導を図る。

#### (2) 隣接市町との避難施設提供の協定

河川はん濫による浸水被害に伴う、住民の避難施設確保に向け、隣接市町における避難施設の提供協力を要請し、必要な避難人口に応じた避難施設の確保を図る。

このため、本市に隣接する市町を中心に、避難施設提供に関する相互応援協定の締結を進める。

#### (3) 洪水浸水想定区域内の福祉施設の避難対策

### 改 訂 前 改

要支援者、特に防災上配慮を要する者が利用する施設において、洪水時に、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設については、その名称、所在地、連絡方法並びに連絡事務等に関する情報を把握し、市と関係機関相互の連携により、迅速な避難対策を図る。

国土交通省が想定する洪水浸水想定区域内に位置し、要配慮者(特に防災上配慮を要する者)が利用する施設において、洪水時に、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合には、その名称、所在地、連絡方法並びに連絡事務等に関する情報を把握し、市と防災関係機関相互の連携により、迅速な避難対策を図る。

訂

後

#### 第10 情報通信設備等の整備計画

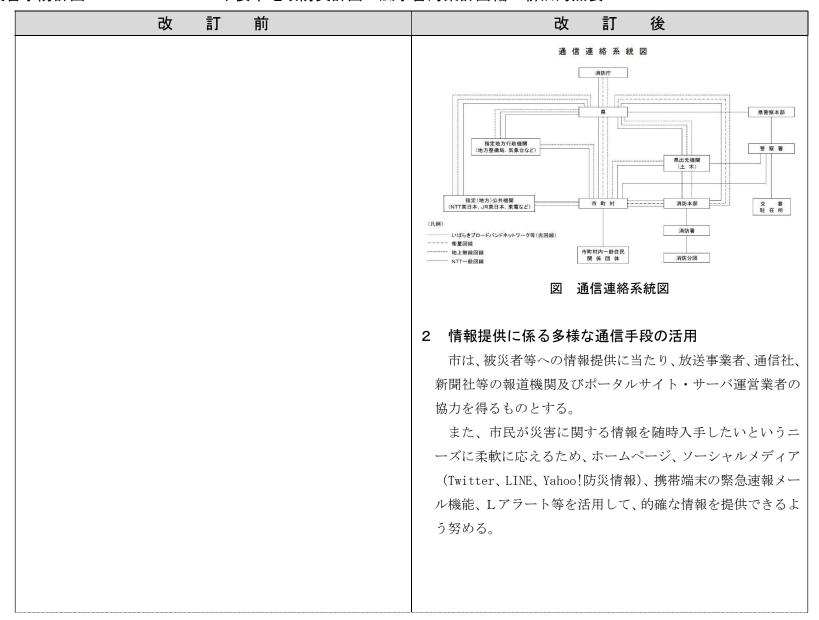
地震災害対策計画編 第2章 第1節 第4「情報通信ネットワークの整備」を準用する。

#### 第10 情報通信設備等の整備計画

情報通信設備等の整備については、第1節 第4「情報通信ネットワークの整備」を準用するほか、次により計画するものとする。

### 1 通信連絡系統図の作成

市は、防災関係機関との連絡のため、利用系統を検討し、通信連絡系統図を作成する。なお、この通信連絡系統図は関係 先、利用できる通信施設(有・無線)が一目瞭然にわかるよう なものとする。



# 改 訂 後 改 第 11 災害用資材・機材等の点検整備計画 第 11 災害用資材・機材等の点検整備計画 1 水防に必要な備蓄資材、器具 地震災害対策計画編 第2章 第3節 第2「消火活動、救 1 1 水防に必要な備蓄資材、器具 市は、水防の必要が予想される区域に水防倉庫、その他の資 助・救急活動への備え」を準用する。 材等備蓄場を設け、水防に必要な器具、資材等を整備するとと もに、その緊急調達の方法について、あらかじめ定める。 なお、救助・救急活動の備えに関することについては、地震 対策計画編 第2章 第3節 第2「消火活動、救助・救急活 動への備え」を参照する。 2 医療、助産及び防疫に必要な備蓄資材、器具及び薬剤 2 医療、助産に必要な備蓄資材、器具及び薬剤 地震災害対策計画編 第2章 第3節 第3「医療救護活動 市は、病院に対して、災害時に必要な医薬品、医療用品等 への備え」を準用する。 の備蓄を要請するとともに、災害時に必要な医薬品、医療用 品等を調達するため、あらかじめ医薬品・医療用品等の販売 事業者と協定の締結に努める。 (1) 医薬品、医療用品等の備蓄 -----【市(保健福祉部)、茨城県赤十字血液センター】 災害時に必要な医薬品、医療用品等の備蓄は、病院等のほ か、市役所(防災活動拠点)、防災備蓄倉庫、地区活動拠点 となる小・中学校に災害用医薬品セット等として配備、備蓄 を図るとともに、医薬品の調達のため、県医薬品卸売業組合

と応援協力協定の締結を進める。

また、輸血用血液製剤は、県赤十字血液センターにおいて

改 訂 前	改 訂 後
	確保する。
	(2) 真壁医師会、県医薬品卸業組合等との連携
3 備蓄食料 地震災害対策計画編 第2章 第3節 第4「被災者支援のための備え」を準用する。	3 備蓄食料 (1) 市の体制整備

改 訂 前	改 訂 後
	他市町村に要請を行い、必要量を確保する必要があることか
	ら、防災関係機関との連絡・協力体制の整備を図っておくも
	のとする。
	なお、備蓄・調達品目の設定においては、高齢者、障がい
	者、乳幼児や妊産婦等の要配慮者への配慮、アレルギー及び
	新型コロナウィルス感染症対策等を考慮するものとする。
	   (2) 県の体制整備【県】
	   県は、災害救助法が適用されるような一定規模以上の災害
	や、市町村段階での必要量の確保が困難になった場合に備え
	て、避難所生活で必要不可欠な食料及び飲料水、生活必需品
	等の計画的な備蓄・調達体制の整備を行うものとする。
	県の備蓄形態は、公的備蓄及び流通在庫備蓄の2形態と
	し、茨城県地震被害想定を踏まえ、当日を含む3日間の物資
	需要量を目標として市町村との協力により食料等の公的備蓄
	を行うものとする。
	なお、4日目以降は、国(非常(緊急)災害対策本部)か
	らの物資支援を受入れるほか、流通在庫備蓄を活用する。
	さらに、備蓄数量の設定にあたっては、市町村の備蓄状況
	等も勘案するとともに、大規模な災害が発生した場合の被害
	及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の
	地理的条件等も踏まえて、備蓄計画を策定するとともに定期
	的に見直しを図るものとする。
	1) 公的備蓄

改 訂 前	改 訂 後
	ア 備蓄品目
	(ア)食料等
	パン、アルファ米、クラッカー、乳児用粉ミルク・
	液体ミルク、飲料水等
	(イ)生活必需品等
	毛布、ビニールシート、簡易トイレ、乳児・小児用
	おむつ、大人用おむつ、生理用品、トイレットペーパ
	一等
	なお、品目については、市町村における備蓄状況、高
	齢者や障がい者等の要配慮者への配慮、アレルギー対策
	等を考慮し、選定・更新を行っていくものとする。
	イ 備蓄場所
	県は、県有施設等を利用し、備蓄の分散化を図るとと
	もに、県内全域を担う集中備蓄の拠点や各地域の拠点と
	なる備蓄倉庫の整備に努めることにより、確実かつ迅速
	な物資の配送及びリスクの分散化に努める。
	2) 流通在庫備蓄
	県は、県内の食品製造業者及び小売業者等の協力を得て、
	「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」の締結等を行う
	ことにより、次の食料及び飲料水、生活必需品等の確保を行う
	とともに、定期的に備蓄量や担当窓口の確認を行うなど緊急時
	における当該事業者等との情報連絡体制の整備に努める。
	〇 調達品目

改 訂 前	改 訂 後
	(ア) 食料等
	パックごはん、おにぎり、弁当、パン、ビスケット・
	クッキー、即席めん、味噌汁・スープ、レトルト食品、
	缶詰、乳児用粉ミルク・液体ミルク、飲料水等
	(イ)生活必需品等
	・寝具(毛布等、段ボール製ベッド・シート・間仕切
	り等)
	・日用品雑貨(石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、
	マウスウォッシュ、トイレットペーパー、ごみ袋、
	軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊
	取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、
	生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシ
	ュ、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、おしりふ
	き、使い捨てカイロ、マスク、ガムテープ等)
	・衣料品(作業着、下着(上下)、靴下、運動靴、雨
	具等)
	・炊事用具(鍋、釜、やかん、ケトル、包丁、缶切等)
	・食器(箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ, ほ乳ビ
	ン等)
	・光熱材料(発電機、ローソク、マッチ、懐中電灯、
	乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓
	上ガスコンロ等)
	・その他(ビニールシート、仮設トイレ、土嚢袋等)
	(ウ) 一般用医療品

改 訂 前	改 訂 後
	なお、品目については、市町村における備蓄状況、高
	齢者や障がい者等の要配慮者への配慮、アレルギー及び
	新型コロナウィルス感染症対策等を考慮し、選定・更新
	を行っていくものとする。
	3) 国・他都道府県からの調達
	ア 政府所有の米穀の調達
	県は、救助法が適用され応急食料が必要と認める場
	合、農林水産省政策統括官に対し、「米穀の買入れ・販
	売等に関する基本要領(平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総
	食第 113 号総合食料局長通知)」に基づき災害救助用米
	穀等の緊急引渡しを要請し、必要量を確保する。
	また、県及び関東農政局茨城県拠点は、円滑に買い受
	け・引き渡しが行えるよう連絡、協力体制の整備を図っ
	ておくものとする。
	イ 他都道府県との応援協定
	県は、県のみでは十分な食料の調達・供給ができない
	と認めた時は、災害時応援協定を締結している都道府県
	に対して応援を要請し、必要量を確保する。
	また、構成都道府県は、円滑に要請・応援が実施でき
	るよう、担当窓口の把握や通信手段の確保、備蓄量の把
	握、訓練の実施など連絡体制の整備を図っておくものと
	する。
	(ア)全国都道府県における災害時等の広域応援協定(全
	国知事会)

改 訂 前	改 訂 後
	<ul><li>(イ) 1都9県震災時等の相互応援に関する協定(関東地方知事会)</li><li>(ウ)災害時における福島県,茨城県,栃木県,群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定</li></ul>
	(3) 住民及び地域、事業所等の備蓄
第12 火災予防計画 地震災害対策計画編 第2章 第3節 第2「消火活動、救助・救急活動への備え」及び第2章 第2節 第6「危険物施設等の災害予防の推進」を準用する。	第 12 火災予防計画 消防力の充実強化を図るとともに、消防思想の普及徹底により、火災から市民の生命、身体及び財産を保護して生活の安全を期する。  1 消防組織の充実・強化 市は、「消防力の整備指針」に基づく消防組織を整備するとともに、火災予防の徹底を図る。さらに、茨城県広域消防相互

改 訂 後
応援協定等に基づき、広域防災体制の確立を図るものとする。
また、緊急消防援助隊を編成し、国内で発生する大災害時の派
遣に備える。
2 消防施設等の整備・強化
(1) 施設等の整備
市は「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合す
るよう、消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設等の整備
について年次計画を立て、その強化を図るものとする。
(2) 化学消火薬剤の備蓄
県は、危険物等に起因する大規模な火災に備え、化学消火薬
剤を購入し、茨城西南広域消防本部に、その備蓄管理を委託
し、科学消防力の強化充実を図っている。
3 火災予防対策の徹底
3 火災予防対策の徹底 (1) 建築同意制度の推進
市は、消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な
運用を図り、建築面からの火災予防の徹底を期するものとす
産用を囚り、 産来面からの人外 1 例の m 風を 別する 0 のとする。
~ ∘
(2) 防火管理者の育成、指導
市は、学校、病院、工場等消防法第8条及び第8条の2に規
定する防火対象物の所有者等に対し、必ず防火管理者を置く

改 訂 前	改 訂 後
	よう指導し、さらに当該防火管理者に対し、消防計画の作成、
	防火訓練の実施、消防施設等の整備、点検及び火気の使用等防
	火管理上必要な業務を行わせるよう努める。
	(3) 予防査察の強化指導
	市は、消防法第4条及び第4条の2に規定する予防査察の
	実施に当たっては、消防対象物の用途・地域等に応じて、計画
	的に実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握し、当
	該対象物の関係者に対して、火災発生危険及び火災拡大危険
	の排除等火災予防上必要な各種の措置の励行を強力に指導す
	るものとする。
	(4) 危険物施設等の保安監督の指導
	県、または市は、消防法に規定する危険物施設等の所有者、
	管理者又は占有者についてこれらの者が自ら計画的に危険物
	の取扱作業に関し、保安監督するよう指導し、また危険物取扱
	者に対し指導の強化を図るとともに、これら施設について必
	要の都度、消防法第16条の5の規定による立入検査を実施し、
	災害防止上必要な助言または指導をするものとする。
	(5) 防火思想、知識の普及徹底
	県及び市は、住民の防火思想を普及徹底するため、防災関係
	機関並びに団体等と協力して、映画会、講習会等の開催、広報
	車の巡回、広報紙の配布、新聞、ラジオ等報道機関の利用等を

改 訂 前	改 訂 後
	図るものとする。
	4 消防計画の作成と指導強化
	市は、国が定める基準に従い消防計画を作成している。しか
	しながら、近年の広域消防の実施増加に伴い、広域圏内の消防
	本部、署と消防団との相互活動計画及び隣接消防機関との応援
	計画等について十分な検討を加えて有機的な消防活動ができ
	るよう、関係市町村において修正するよう努めるものとする。
	消防計画の大綱は以下のとおり。
	(1) 消防力等の整備
	(2) 防災のための調査
	(3) 防災教育訓練
	(4) 災害予防・警戒及び防ぎょ
	(5) 災害時の避難、救助及び救急
	(6) その他災害対策
	5 消防団員の教育訓練
	市は、消防団員に高度の知識及び技術を修得させるため、消
	防団員を県立消防学校及び消防大学校に派遣するほか、一般教
	育訓練の計画を立て、実施するものとする。
	6 火災原因調査
	6 火災原因調査
	明調査をするものとする。

改 訂 前	改 訂 後
第 13 防災知識の普及計画	第 13 防災知識の普及計画
地震災害対策計画編 第2章 第4節 第1「防災教育」を	災害による被害を最小限にとどめるためには、市民の一人ひ
準用する。	とりが日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守
	り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。また、
	行政による公助、個々人の自覚に根ざした自助、地域コミュニ
	ティ等による共助が連携して減災のための社会をつくる市民
	運動の展開が必要である。このため、県・市、防災関係機関は、
	「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リ
	スクととるべき避難行動等についての市民の理解を促進する
	ため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提と
	し、市民主体の取組みを支援・強化することにより、社会全体
	としての防災意識の向上を図るものとする。また、災害発生時
	に市民一人ひとりが適切な行動をとることができるよう、防災
	教育活動を行うとともに、各地域で実施される防災訓練への参
	加を促すなど、普及啓発活動を推進するものとする。
	その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に
	十分配慮するよう努める。
	また、県、市、防災関係機関は、各地域において、防災リー
	ダーの育成等、自助・共助の取組みが適切かつ継続的に実施さ
	れるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活
	用を図るほか、防災(防災・減災への取組み実施機関)と福祉
	(地域包括支援センター・ケアマネジャー) の連携により、高
	齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

なお、市の防災対策に係る要員は、市民の先頭に立って対策

改 訂 前	改 訂 後
	を推進していく必要があり、災害とその対策に関する知識と
	高い意識を身につけられるよう防災教育活動を推進するもの
	とする。
	1 一般市民向けの防災教育
	(1) 普及すべき防災知識の内容
	1) 風水害時の危険性
	2) 家庭での予防・安全対策(食料、飲料水、懐中電灯、ラジオ、
	乾電池等)
	3) 特別警報、警報、注意報の内容と発表時にとるべき行動
	4) 避難場所及び避難所の位置、避難時や避難場所での行動
	5) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の内容と5段階
	の警戒レベルの意味
	6) 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避
	難行動をとること及び早期避難の重要性
	7) 河川近傍や浸水深の大きい区域である「早期の立退き避難
	が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難と浸水深、浸水
	継続時間等に応じた水・食料等の備蓄
	8) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
	9) 自主防災組織等の地域での防災活動
	10) 要配慮者への支援協力
	11) 帰宅困難者対策(地震災害対策計画編に準じる。)
	12) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養につ
	いての準備等

改 訂 前	改 訂 後
	13) その他地域の実情に応じて住民の安全確保に必要な情報
	(2) 広報紙、パンフレットの配布
	県、市、防災関係機関は、広報紙、パンフレット等を作成し、
	広く市民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普
	及、防災意識の高揚を図る。
	なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住す
	る地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき
	行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるととも
	に、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、
	避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、
	警戒レベル4までに必ず避難すること等の避難情報等の意味
	の理解促進に努めるものとする。
	ᄵᄼᆖᄬᄁᄼᄔᄼᅜᄝᄼᇷᅖᄝᅟᄹᄾᅟᅟᄰᅉᇰᄜᄲ
	(3) 講習会や住民参加型ワークショップ等の開催
	防災をテーマとした講演会、マイマップ、マイタイムライン
	や災害・避難カードの作成などの住民参加型ワークショップ
	等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図
	る。
	(4) その他メディアの活用
	1) テレビ・ラジオ局、CATV局の番組の活用
	1) / レビ・ノンオ周、URIV用の番組の信用 2) ビデオ、DVD、フィルムの製作、貸出し
	2)
	3) 义士双达の佰用

改 訂 前	改 訂 後
	4) インターネットの活用(ホームページ、メール、ソーシャル・
	ネットワーキング・サービス、ツイッター等)
	5) 地震体験車等の教育設備の貸出し
	2 児童生徒等に対する防災教育
	(1) 児童生徒等に対する防災教育
	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別
	支援学校においては、児童生徒等の発達段階に応じた防災教育
	を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。
	指導内容としては、災害時の身体の安全確保の方法、災害
	時の助け合いの重要性、災害のしくみ、防災対策の現状などが
	挙げられ、これらの教育に当たってはハザードマップ等の活
	用など主体的な学習を重視することとする。
	また、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、
	避難訓練の充実に努める。
	(2) 指導者に対する防災教育
	指導者のための手引書等の作成・配布及び防災に関する指導
	者研修会を通して指導者の資質向上を図る。
	3 防災対策要員に対する防災教育
	応急対策を実施する防災対策要員は災害に関する豊富な知
	識と適切な判断力が要求されるため、以下のような防災教育・
	研修の実施に努める。

改 訂 前	改 訂 後
	(1) <b>応急対策活動の習熟</b> 被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等の現場活動 に従事する防災対策要員に対しては、現場の活動を示した応急 計画(マニュアル)により対策の周知徹底を図る。
	(2) 研修会及び講演会の開催 災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った 自治体の防災担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開 催する。
第 14 防災訓練計画 地震災害対策計画編 第 2 章 第 4 節 第 2 「防災訓練」を 準用する。	第 14 防災訓練計画 災害時において迅速かつ的確な行動をとるためには、日頃から の訓練が重要である。このため、市及び関係機関相互の連携のも と、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、 継続的に実施する。また、訓練の実施にあたっては、被災時の男 女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
	<ol> <li>総合防災訓練</li> <li>訓練種目</li> <li>災害対策本部設置、運営</li> <li>交通規制及び交通整理</li> <li>避難準備及び避難誘導、避難所の運営</li> <li>救出・救助、救護・応急医療</li> </ol>

改 訂 前	改 訂 後
	5) ライフライン復旧
	6) 各種火災消火
	7) 道路復旧、障害物排除
	8) 緊急物資輸送
	9) 無線による被害情報収集伝達
	(2) 訓練参加機関
	県や市等が主催して、できるだけ多くの防災関係機関の参加 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	を呼びかける。その他、自主防災組織、ボランティア組織、事
	業所、要配慮者も含めた一般市民の参加も広く呼びかけるとと
	もに、応援の派遣、受入れを中心とした他県や他市との合同の
	訓練も含め、計画する。
	   (3) 防災訓練時の交通規制
	警察は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があ
	ると認める時は、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域また
	は道路の区間を指定して、歩行者または車両の道路における通
	行を禁止または制限するものとする。
	(4) 訓練参加機関
	訓練の実施後は評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応
	じ訓練実施方法や体制の改善を行うものとする。
	2 市及び防災関係機関等が宇族オス訓練
	2 市及び防災関係機関等が実施する訓練

改 訂 前	改 訂 後
	(1) 避難訓練
	1) 市による避難訓練
	災害時における避難指示及び立ち退き等の円滑、迅速、確実
	な実施を期するため、市が中心となり、警察、消防及びその他
	の防災関係機関の参加のもと、事業者、自主防災組織、要配慮
	者も含めた住民の協力を得て毎年1回以上実施するものとす
	る。
	2) 幼稚園、保育所、小学校、中学校、義務教育学校、病院及び
	社会福祉施設等における訓練
	市は、幼児、児童、生徒、傷病者、障がい者及び高齢者等の
	災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図
	り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し避難訓練
	を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。
	(2) 非常参集訓練
	各防災関係機関は災害時の迅速な職員参集のため、非常参集
	訓練を実施するとともに災害時の即応体制の強化に努める。ま
	た、非常参集訓練と同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓
	練も合わせて実施する。
	(3) 通信訓練
	市は、災害の発生を想定した被害状況の把握及び伝達が迅速
	かつ適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施するとともに、
	非常用電源設備を活用しての通信訓練も実施する。

改 訂 前	改 訂 後
	また、有線及び県防災行政無線が使用不能になった時に備
	え、茨城地区非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加
	し、非常時の通信連絡の確保を図る。
	(4) 水防訓練
	水防管理団体は、水防計画に基づく水防活動を円滑に遂行す
	るため、洪水が予想される時期前の最も訓練効果のある時期を
	選んで河川危険箇所等洪水のおそれのある地域で実施する。
	実施については、防災関係機関と緊密な連絡をとるものと
	し、また、必要と認める場合は他の関連する訓練と合わせて実
	施する。
	3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練
	(1) 事業所(防火管理者)における訓練
	学校、病院、工場、事業所、百貨店及びその他消防法で定め
	られた防火管理者は、その定める消防計画に基づき消火活動や
	避難等の訓練を定期的に実施する。また、地域の一員として、
	市、茨城西南広域消防本部及び地域の防災関係機関等の行う防
	災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行
	動により地域に貢献するよう努めるものとする。
	(2) 自主防災組織等における訓練
	各自主防災組織等は、地域住民の防災意識の向上、防災行動
	力の強化、組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るた

改 訂 前	改 訂 後
	め、市及び茨城西南広域消防本部の指導のもと、地域の事業所
	とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努め
	るものとする。
	訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高
	齢者・障がい者等安全確保訓練等を主として行う。
	また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関
	係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災
	組織等の活動を支援するものとする。
	(3) 一般市民の訓練
	市民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、市をはじめ
	とする防災関係機関は、防災訓練に際して、広く要配慮者も含
	めた住民の参加を求め、防災知識の普及啓発、防災意識の高揚
	及び防災行動力の強化に努めるものとする。
	また、市民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練
	への積極的・主体的な参加、防災施設での災害体験、家庭での
	防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施するよう努める
	ものとする。
第 15 防災組織等の活動体制整備計画	第 15 自主防災組織等の活動体制整備計画
地震災害対策計画編 第2章 第1節 第3「防災組織等の	自主防災組織等の活動体制整備については、第1節 第3「自
活動体制の整備」を準用する。	主防災組織等の活動体制の整備」を準用するほか、次により計
	画するものとする。

改 訂 前	改 訂 後
	1 企業防災の促進
	(1) 企業の責務
	企業は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況である時に
	従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実
	施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるた
	めの適切な措置を講ずるよう努めるものとする。
	   (2) 大規模工場等
	   浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地
	を定められた大規模工場等の所有者または管理者は、防災体制
	に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教
	育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に
	関する計画(以下「浸水防止計画」という。)の作成及び浸水
	防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成
	した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報
	告するものとする。
第 16 避難行動要支援者支援計画	
地震災害対策計画編 第2章 第3節 第5「避難行動要支	近年の災害では、要配慮者(自力で避難することが困難な高齢
援者安全確保のための備え」を準用する。	者、乳幼児、障害者及び日本語での災害情報が理解できにくい外
	国人など)と呼ばれる方々の犠牲が多くなっている。
	このため、県、市及び社会福祉施設、学校、医療施設その他の
	主として防災上の配慮を要する者が利用する施設(要配慮者利
	用施設) は、風水害等から要配慮者を守るため、安全対策の一層

改 訂 前	改 訂 後
	の充実を図り、平常時から地域において要配慮者を支援する体
	制を整備するよう努めていくものとする。
	また、市は、市地域防災計画において、避難行動要支援者を適
	切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める
	ものとし、市地域防災計画に基づいて、平常時より避難行動要支
	援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する
	ものとする。
	なお、詳細は地震災害対策計画編に準じるものとする。
	また、市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整
	備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大
	きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者に配慮した防
	災基盤整備を促進していくものとする。
	1 要配慮者利用施設の安全体制の確保
	(1) 防災組織体制の整備
	施設等管理者は、災害時に備え、あらかじめ防災組織を整え、
	職員の職務分担、動員計画及び避難誘導体制等の整備を図る。
	また、施設入所者の情報(緊急連絡先、家族構成、日常生活自
	立度)について整理・保管する。
	市は、要配慮者利用施設における防災組織体制の整備を促進
	し、施設入所者等の安全を図る。
	(2) 緊急応援連絡体制の整備
	施設等管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時におけ

改 訂 前	改 訂 後
	る通信手段の整備を図るとともに、他の要配慮者利用施設との
	相互応援協定の締結、地域住民(自主防災組織)、ボランティ
	ア組織等との連携等施設入所者等の安全確保についての協力
	体制を整備する。
	市は、施設相互間の応援協定の締結、施設と地域住民(自主
	防災組織)、ボランティア組織等の連携の確保について必要な
	援助を行う。
	(3) 防災資機材の整備、食料等の備蓄
	施設等管理者は、非常用自家発電機等防災資機材を整備する
	とともに、食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。
	市は、要配慮者向けの避難所となる要配慮者利用施設に対
	し、防災資機材等の整備や食料等の備蓄を促進する。
	(4) 防災教育、防災訓練の実施
	施設等管理者は、施設職員等に対し、防災知識や災害時にお
	ける行動等についての教育を行うとともに、夜間または休日に
	おける防災訓練や防災関係機関、地域住民(自主防災組織)、
	ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的に実施
	する。
	市は、施設管理者に対し、防災知識の普及及び防災意識の啓
	発を図るとともに、防災関係機関、地域住民(自主防災組織)、
	ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加
	を促進する。

改 訂 前	改 訂 後
	(5) 避難確保計画の策定等
	浸水想定区域内または土砂災害警戒区域内に位置し、市地域
	防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の
	所有者または管理者は、防災関係機関の協力を得て、防災体制
	に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るため
	の施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水
	防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の
	計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施す
	るものとする。
	また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について
	は、市長に報告するものとする。市は、要配慮者利用施設の避
	難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的
	に確認するよう努めるものとする。
	2 要配慮者の支援体制の確保
	(1) 避難行動要支援者状況把握【市(保健福祉部)】
	市は、要配慮者のうち自ら避難することが困難な避難行動
	要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置
	について定めるとともに、地域防災計画に基づき、総務部と
	保健福祉部との連携のもと、平常時より避難行動要支援者に
	関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。
	また、避難行動要支援者名簿については、避難行動要支援
	者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映した
	ものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等

改 訂 前	改 訂 後
	の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じない
	よう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。
	市は、避難支援等に携わる関係者としての消防署、消防
	団、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治
	区、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を
	得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供す
	るとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援
	者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の
	整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名
	簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
	1) 避難支援等関係者となる者
	・下妻消防署
	・下妻市消防団
	・下妻警察署
	・民生委員・児童委員
	・下妻市社会福祉協議会
	・自治区
	・自主防災組織
	・福祉事業者
	・その他市長が必要と認める者
	2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
	生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する
	者
	①市のひとり暮らし高齢者台帳に記載のある者

改 訂 前	改 訂 後
	②介護保険要介護3~5を受けている者
	③身体障害者手帳(1、2級)または旅客鉄道株式会社旅客
	運賃減額第1種身体障害者
	④療育手帳(④、A)を受けている者
	⑤精神福祉保健手帳(1、2級)を受けている者
	⑥上記以外で市が支援の必要を認めた方
	※社会福祉施設等への長期入所者等は除く。
	3) 名簿作成に必要な個人情報とその入手方法
	【個人情報】
	・要支援者の氏名
	・要支援者の生年月日
	・要支援者の性別
	・要支援者の住所または居所
	・要支援者の電話番号その他の連絡先
	・要支援者が避難支援等を必要とする事由
	・上記のほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認め
	る事項
	【入手方法】
	・ 2) の①~⑤は、市が対象者に通知をし、平常時におけ
	る名簿提供の可否を確認する。
	・ 2)の⑥は市のホームページ等によりお知らせし、随時
	受付をする。
	・名簿の提供に同意した方については、民生委員・児童委
	員等が対象者宅を訪問し、必要な個人情報を入手する。

改 訂 前	改 訂 後
	4) 名簿の更新に関する事項
	・転入した該当者、あらたに該当した者を名簿に追加
	・平常時における名簿提供の可否を確認
	・転居、死亡、社会福祉施設等への長期入所者は名簿から削
	除する。
	・民生委員・児童委員等が、名簿提供に同意した新規申請者
	宅を訪問する。
	5) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求
	める措置及び市が講じる措置
	【市が求める措置】
	・名簿の取扱いは情報漏えいに注意し、避難支援の目的以
	外には使用しない。
	・名簿は、施錠できる場所で保管する。
	・必要の無い複製は行わない。
	・避難支援等関係者には法律に基づく秘密保持義務があ
	り、関係者でなくなった後も同様である。
	【市が講じる措置】
	・個人情報漏えい防止のため、市は避難支援等関係者に対
	し名簿の取扱いに関する所要の説明を実施するととも
	に、「誓約書」の提出を求めるものとする。
	6) 要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができる
	ための通知または警告の配慮
	第3章 第4節 第2「避難指示・誘導」を準用する。
	7) 避難支援等関係者の安全確保

改 訂 前	改 訂 後
	・市は、避難行動要支援者に対し、名簿提供の同意を得る段
	階で、市からの通知・警告により適切に避難すること、避
	難支援等関係者は全力で支援しようとするが、助けられな
	い可能性もあることなどへの理解を得る。
	・避難支援等関係者の安全確保の措置を決めるにあたって
	は、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住
	民全体で話し合ってルール・計画を作り、周知する。
	(2) 災害時の情報提供、緊急通報システムの整備
	【市(保健福祉部)】
	市は、災害時における迅速かつ適切な情報提供を行うた
	め、聴覚障がい者など情報入手が困難な障がい者に対して、
	FAXなど通信装置の給付や障がい者団体との連携により情
	報伝達体制の確立に努める。
	特に、市は、要配慮者が迅速に避難できるよう、総務部と
	保健福祉部との連携のもと、防災関係機関及び福祉関係団体
	と協力して、避難に関する情報の伝達マニュアルを策定する
	とともに、情報伝達体制の整備に努める。
	また、市は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行
	うため、要配慮者に対する緊急通報装置の給付の促進など、
	緊急通報システムの整備を図る。
	   (3) 相互協力体制の整備
	市は、民生委員を中心として、要配慮者の地域住民(自主

改 訂 前	改 訂 後
	防災組織や地域防災協力員)、要配慮者を対象とする地域ケ
	アシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などとの連
	携により、要配慮者安全確保に係る相互協力体制の整備に努
	める。
	特に、市は、要配慮者が迅速に避難できるよう、総務部と
	保健福祉部との連携のもと、防災関係機関及び福祉関係団体
	と協力して、避難支援計画を策定するとともに、避難支援等
	関係者への避難行動要支援者名簿の事前配布等、避難支援体
	制の整備に努める。
	(4) 防災知識の普及啓発、防災訓練の実施
	【市(総務部)、自主防災組織、在宅ケアチーム】
	市は、地域住民(自主防災組織)、地域ケアシステムの在宅
	ケアチームやボランティア組織などの協力により、要配慮者
	やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。
	また、避難行動要支援者の防災行動マニュアルの策定な
	ど、要配慮者に十分配慮したきめ細かな防災対策に関する普
	及啓発を図る。
	3 外国人に対する防災対策の充実
	(1) 外国人の所在の把握【市(市民部)】
	市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円
	滑な支援ができるように、平常時における外国人の人数や所
	在の把握に努める。

改 訂 前	改 訂 後
	(2) <b>外国人を含めた防災訓練の実施【市(総務部)】</b> 市は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるた め、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。
	(3) 防災知識の普及啓発
	(4) ライフラインカードの携行促進
	2) 外国人にやさしいまちづくりの促進 市は、避難場所や避難路等の避難施設の案内板について、 外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るな

改 訂 前	改 訂 後
	ど、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。
	また、県と案内板の表示やデザインの統一化について検討
	を進める。
	3) 外国人への行政情報の提供
	市は、生活情報や防災情報などの行政情報を外国人に周知
	するため、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネット
	通信等、各種の広報媒体を利用して、外国語による情報提供
	を行う。
	4) 外国人と日本人とのネットワークの形成
	市は、外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員とし
	て地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交
	流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本
	人とのネットワークの形成に努める。
	5) 語学ボランティアの支援
	市は、災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外
	国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボラ
	ンティアの活動を支援するため、あらかじめその「担当窓
	口」を設置する。
第 17 気象業務整備計画(水戸地方気象台の対応等)	第 17 気象業務整備計画(水戸地方気象台の対応等)
■ 基本事項	■ 基本事項
1 趣旨	1 趣 旨
水戸地方気象台は、気象災害の予防や交通安全の確保のため	水戸地方気象台は、気象災害の予防や交通安全の確保のた

改

後 訂 改

に、次のような改善を計画している。

#### 2 対策項目

- 1 防災気象情報の改善・充実
- 2 防災、報道機関等への防災気象情報の利用促進
- 3 防災知識・災害に関わる気象の普及や広報
- 4 市の危機管理体制への協力

#### ■ 対策

- 1 防災気象情報の改善・充実-----【水戸地方気象台】
- (1) 土砂災害警戒情報の導入

県と水戸地方気象台は、大雨警報発表中において、大雨によ る土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な 場合に、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するため、 土砂災害警戒情報を発表する。

(2) 「竜巻発生確度ナウキャスト」「雷ナウキャスト」の提供 局地的に発生し急激に発達する激しい突風や雷による災害 の防止・軽減に向けて、竜巻等の発生確度や雷の激しさを予測 し、平成22年5月から分布図型式で「竜巻発生確度ナウキャ スト」「雷ナウキャスト」の提供を開始する。

-【水戸地方気象台】 | 促進--

2 対策項目

1 防災気象情報の改善・充実

めに、様々な対応を計画している。

- 2 防災関係機関及び報道機関等への防災気象情報の利 用促進
  - 3 災害に関わる気象等防災知識の普及や広報
  - 4 市の危機管理体制への協力

#### ■ 対策

- 1 防災気象情報の改善・充実-----【水戸地方気象台】
- (1) 土砂災害警戒情報の提供

県と水戸地方気象台は、大雨警報発表中において、大雨によ る土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な 場合に、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するため、 土砂災害警戒情報を発表する。

(2) 降雨ナウキャスト・竜巻発生確度ナウキャスト・雷ナウキャ ストの提供

局地的に発生し急激に発達する雨雲や激しい突風、雷によ る災害の防止・軽減に向けて、降水の強さや竜巻等の発生確 度、雷の激しさを予測する。

2 防災、報道機関等への防災気象情報の利用促進------- │2 防災関係機関及び報道機関等への防災気象情報の利用 -【水戸地方気象台】

#### 改 訂 前

#### 【防災、報道機関等への防災気象情報の利用促進】

- (1) 様々な機会を通じ、住民に対して気候特性や気象情報に関わる理解の促進、啓蒙を図る。
- (2) 市町村など防災機関が主催する講演会等へ講師を 派遣し、防災気象情報の種類・内容などについて周 知徹底し、利用を促進する。
- (3) 報道機関における防災気象情報の迅速な伝達を徹底するため、注意報の内容や運用に関わる事項について意見交換を行い、理解の促進に努める。
- (4) 台風の接近などの甚大な災害をもたらすことが予想される場合に防災機関や報道機関を対象に説明会等を開催し、災害の予防に寄与する。
- (5) 大雨や暴風等によって人的な被害を伴う災害が発生した場合には関係機関等と現地調査を実施し、 適宜調査結果を公表する。

### 3 防災知識・災害に関わる気象の普及や広報------

#### --【水戸地方気象台】

#### 【防災知識・災害に係る気象の普及や広報】

- (1) 住民の防災知識や災害に関わる気象についての理解の促進、啓発を図る。
- (2) 気象教室や防災気象講演会等を広く開催する。また、防災や気象・気候情報に係る講演会等へ講師を 派遣する。

#### 改 訂 後

- (1) 様々な機会を通じ、住民に対して気候特性や気象情報に関わる理解の促進、啓蒙を図る。
- (2) 市町村など防災関係機関が主催する講演会等へ講師を派遣し、防災気象情報の種類・内容などについて周知徹底し、利用を促進する。
- (3) 報道機関における防災気象情報の迅速な伝達を徹底するため、注意報の内容や運用に関わる事項について意見交換を行い、理解の促進に努める。
- (4) 台風の接近などの甚大な災害をもたらすことが予想される場合に、防災関係機関や報道機関を対象に説明会等を開催し、災害の予防に寄与する。
- (5) 大雨や暴風等によって人的な被害を伴う災害が発生した場合には防災関係機関等と現地調査を実施し、適宜調査結果を公表する。

#### 3 災害に関わる気象等防災知識の普及や広報--

#### --【水戸地方気象台】

- (1) 様々な機会を通じ、住民に対して気候特性や気象情報に関わる理解の促進、啓蒙を図る。
- (2) 気象教室や防災気象講演会等を広く開催する。また、防災や気象・気候情報に係る講演会等へ講師を派遣する。
- (3) 水戸地方気象台や東京管区気象台のホームページの一層の充実を図り、インターネットを活用した情報提供、知識

#### 第2章 災害予防計画

#### 下妻市地域防災計画 風水害対策計画編 新旧対照表

#### 改 訂 前

- (3) 水戸地方気象台や東京管区気象台のホームページ の一層の充実を図り、インターネットを活用した 情報提供、知識の普及、広報を行う。
- (4) 茨城県や市町村等が作成する広報資料や防災に関わる資料の作成に対し、助言や協力を行う。

#### 4 市の危機管理体制への協力-----【水戸地方気象台】

【市の危機管理体制への協力】

- (1) 危機管理に係る各種会議に積極的に出席、参加する。
- (2) 各関係機関が実施する災害時に備えた防災訓練、水防訓練等に積極的に協力する。
- (3) 災害の発生状況により情報提供を行う。また、要請に応じ専門家の派遣等を適宜行う。

### 改 訂 後

の普及、広報を行う。

(4) 県や市等が作成する広報資料や防災に関わる資料の作成に対し、助言や協力を行う。

#### 4 市の危機管理体制への協力-----【水戸地方気象台】

- (1) 危機管理に係る各種会議に積極的に出席、参加する。
- (2) 市が実施する災害時に備えた防災訓練、水防訓練等に積極的に協力する。
- (3) 災害の発生状況により、市への情報提供を行う。また、要請に応じ専門家の派遣等を適宜行う。

#### 第 18 災害に対する調査研究

#### ■ 基本事項

#### 1 趣旨

風水害等の様態は複雑多様である。人命、財産に直接被害を 与える洪水をはじめ、がけ崩れ、暴風などによる被害は甚大で ある。

各種に被害とその対策を総合的、科学的に把握するため、研

#### 第 18 災害に関する調査研究

#### ■ 基本事項

#### 1 趣 旨

風水害等の様態は複雑多様である。人命、財産に直接被害を与える洪水をはじめ、がけ崩れ、暴風などによる被害も甚大である。

各種の被害とその対策を総合的、科学的に把握するため、研

#### 前 改

究機関との連携を進めるなど、集中豪雨被害などの異常気象災 害等に関する研究調査資料の収集に努める。

また、これら各種の調査による成果を利用し、災害の危険性 を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメント を積極的に実施するとともに、防災マップ等の作成、配布によ り、住民への周知に努める。

#### 2 対策項目

- 1 風水害対策調査の実施
- 2 災害危険地域の調査研究の推進

#### ■ 対策

1 風水害対策調査の実施------【市(総務部)】 1 風水害対策調査の実施------【市(総務部)】

風水害対策に関する調査については、国土交通省による浸水 想定区域調査、県が実施する土砂災害防止法にもとづく土砂災 害危険箇所調査等の結果に留意し、災害防止対策を検討する。 また、研究調査結果を有効的に活用し、実践的な防災対策を 図るために、産学官の連携に努める。

#### 2 災害危険地域の調査研究の推進

(1) 浸水想定区域調査結果の把握と住民への周知------

【市(総務部)】

#### 後 訂

究機関との連携を進めるとともに、集中豪雨被害などの異常 気象災害等に関する研究調査資料の収集に努める。

また、それらの成果を利用して、災害の危険性を地域の実情 に即して的確に把握するための防災アセスメントを積極的に 実施し、防災マップ等の作成、配布により、市民への周知に努 める。

#### 2 対策項目

- 1 風水害対策調査の実施
- 2 災害危険地域の調査研究の推進

#### ■ 対策

風水害対策に関する調査については、国土交通省による洪 水浸水想定区域調査、県が実施する土砂災害防止法にもとづ く土砂災害危険箇所調査等の結果に留意し、災害防止対策を 検討する。

また、研究調査結果を有効的に活用し、実践的な防災対策を 図るために、民間企業、教育・研究機関、官公庁の連携に努め る。

#### 2 災害危険地域の調査研究の推進

(1) 洪水浸水想定区域調査結果の把握と市民への周知-----

【市(総務部)】

#### 第2章 災害予防計画

める。

#### 下妻市地域防災計画 風水害対策計画編 新旧対照表

#### 改 訂 前

改 訂 後 市は、浸水実績、国土交通省が公表す

浸水実績、国土交通省が公表する浸水想定区域等をもとに、 洪水等による災害発生の可能性のある地域の適切な土地利用 を誘導する。

また、洪水ハザードマップは、避難等に役立てるために、定 期的なデータの見直しに努める。

(2) 土砂災害危険箇所の調査把握-----【市(総務部)】

土砂災害危険箇所を事前に把握することにより、防災工事の実施、土地利用の適正化等の指導を進めるとともに、防災パトロールを行うなど土砂災害危険箇所の現状把握に努める。 また、土砂災害ハザードマップ等により住民への周知に努 市は、浸水実績、国土交通省が公表する洪水浸水想定区域等を基に、洪水等による災害発生の可能性のある地域の適切な土地利用を誘導する。

また、洪水ハザードマップは、避難等に役立てるために、定 期的なデータの見直しに努める。

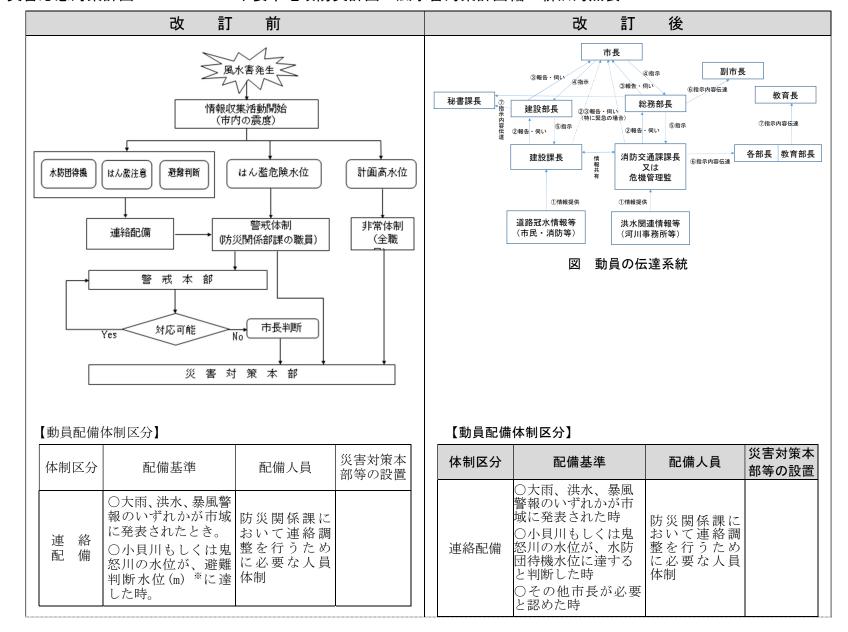
(2) 土砂災害危険箇所の調査把握-----【市(総務部)】

土砂災害危険箇所を事前に把握することにより、防災工事の実施、土地利用の適正化等の指導を進めるとともに、防災パトロールを行うなど土砂災害危険箇所の現状把握に努める。

また、土砂災害ハザードマップ等により市民への周知に努める。

### 第3章 災害応急対策計画 下妻市地域防災計画 風水害対策計画編 新旧対照表

炎 <del>舌</del> 心忌刈束計画	下麥甲地域防災計画 風/	N. 音刈束計凹編 新旧刈煦衣
	改 訂 前	改 訂 後
9	第3章 災害応急対策計画	第3章 災害応急対策計画
	第 1 節 初動対応	第1節 対応体制
第1職員参集	• 動員	第1 職員参集・動員
■ 基本事項		■ 基本事項
1 趣旨		1 趣 旨
災害応急対策	活動に必要な人員を把握して、災害応急対策活	災害応急対策活動に必要な人員を把握して、災害応急対策活
動を確実にする	ための計画である。	動を確実にする。
2 活動項目		2 対策項目
1 職員	員の動員配備体制区分の基準及び内容	1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容
2 職員	員の動員・参集	
		■ 活動内容
■ 活動内容		1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容
1 職員の動員	配備体制区分の基準及び内容	職員の動員配備は、市に係る気象情報、河川水位の情報、災
職員配備の決	定基準は市内での気象情報、河川水位の情報、	害の状況等により、次のとおり決定する。
災害の状況等に	より次の通り定める。	
1		



改 訂 前						改 訂	後	
警戒体 制 (事前 配備)	○市内において被害の発生が予想されのの発生が予想されのがときまたはり本部をといると認めたとき。 ○小貝川もしく、氾濫が、必要と認めたとない。 ○小貝川もしく、氾濫が、心質が、心質が、心質が、心で、 を関する。	各て絡滑をよ高制体部情活行配り次の行に集が人況か備きお、状や配でおり次の行	「警戒本 部」を設 置		警戒体制 (事前配備)	○災害の発生が予想される時 ○小貝川もしくは鬼怒川の水位が、避難判断水位に達すると判断した時 ○その他市長が必要と認めた時	各で格滑員にに体き 部情活にをよ高制体 に集がる状や配行 がる状や配行	「警戒本 部」を設 置
非常体制	○大規模な災害の発生き。 ○大規模なされるとき。 ○局地的な災害が発生した規模をきる。 ・一人規をといるがです。 ・一人規ではいるがでする。 ・一人のがでする。 ・一人ののではいるがでする。 ・一人ののではいるがでする。 ・一人ののではいる。 ・一人ののではいる。 ・一人ののではいる。 ・一人ののではいる。 ・一人ののではいる。 ・一人ののではいる。 ・一人ののではいる。 ・一人ののではいる。 ・一人ののではいる。 ・一人ののではいる。 ・一人ののではいる。 ・一人ののではいる。 ・一人ののではいる。 ・一人ののではいる。 ・一人ののではいる。 ・一人のではいる。 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、	て、大規模な災害に対し災害	「災害対 策本部」 を設置			○大規模な災害の発生が予想される時 ○災害が発生した時 ○災害が発生したは ○小貝川もしくに 窓川の水位が、 で を で を と で の と で の と で と で の と で と で の と で と で	課職員	「災害対 策本部」 を設置
※警戒体 示した職	1 で 備の配備職員:消防交通 制の配備人員:防災関係	系部署の課長以上	及び課長が指	G = 1	示した耶	制の配備人員:防災関係 競員 制の配備人員:全職員	系部課の課長以上	及び課長が指

### 下妻市地域防災計画 風水害対策計画編 新旧対照表

#### 改 訂 前

### 改 訂 後

※ 各水位については下表を参照。

#### 平成 25 年度 基準観測所水位

河川	力	く位標所在地	<u>t</u>	平水位	水防団	はん濫	避難判断水	はん濫	計画
141711	観測所名	市	大 字	十小江	待機水位	注意水位	位	危険水位	高水位
eta dell'ini	川島	筑西市	下川島	-3. 30	0.00	1. 10	1.60	3. 10	5. 907
鬼怒川	鬼怒川 水海道	常総市	本 町	-2. 78	1.50	3. 50	5. 10	6.00	7. 332
	三谷	栃木県 芳賀郡	高田	-0. 22	1. 40	1.80	2. 50	3.00	3. 38
小貝川	黒子	筑西市	西保未	0.45	2.50	3. 80	5. 40	5. 80	6. 082
小兵川	上郷	常総市	本豊田	0.61	3.00	3. 60	4. 70	5. 20	5. 542
	小貝川 水海道	常総市	渕 頭	1. 15	3. 80	4. 60	6. 00	6. 50	6. 596

#### 【基準観測所水位(令和3年度)】

河川名	48 JBI 35 A	所在地		水位 (m)				
刊川名	観測所名	市	大字	水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	
	石井	栃木県 宇都宮市	石井	1. 00	1. 50	2. 60	3. 30	
鬼怒川	川島	筑西市	下川島	0.00	1. 10	1. 90 <del>1. 80</del>	2.90 2.80	
	鬼怒川 水海道	常総市	本町	1. 50	3. 50	5. 60 4 <del>. 80</del>	6. 30 <del>5. 50</del>	
小貝川	三谷	栃木県 真岡市	高田	1. 40	1. 80	2. 90	3. 20	
	黒子	筑西市	西保未	2. 50	3. 80	5. 10	5. 80	
	上郷	常総市	本豊田	3. 00	3. 60	4. 80	5. 20	

#### 2 職員の動員・参集

#### (1) 義務登庁-----【市(各部)】

職員は、勤務時間外に「小貝川もしくは鬼怒川の水位が、計画高水位に達した」ことを知った場合は、登庁することを義務とする。

#### 【勤務時間外の義務登庁】

「小貝川もしくは鬼怒川の水位が、計画高水位に達した」場合。

以上のほかは、地震災害対策計画編 第3章 第1節 第1 「職員の参集・動員」を準用する。

改 訂 前 訂 後 改 第2 警戒本部 第2 警戒本部 ■基本事項 ■ 基本事項 1 趣 旨 1 趣旨 市及び防災関係機関は、市内の地域において災害が発生した 地震災害対策計画編 第3章 第1節 第2「警戒本部」を 場合、民間団体及び住民等も含め、一致協力して災害の拡大防 準用する。 止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめな ければならない。このため市及び防災関係機関は、防災対策の 中枢機関として、それぞれ災害警戒本部等を速やかに設置し、 防災業務の遂行にあたるものとする。 2 対策項目 2 活動項目 1 県の警戒体制 1 県の警戒本部 2 市における警戒本部の設置 2 市における警戒本部の設置 ■ 活動内容 1 県の警戒体制------【県】 ■ 活動内容 1 県の警戒本部-----【県】 県の警戒体制、配備基準、配備人員等については、茨城県地 地震災害対策計画編 第3章 第1節 第2「警戒本部」を 域防災計画を参照のこと 準用する。 2 市における警戒本部の設置 2 市における警戒本部の設置 (1) 設置及び廃止の基準 (1) 設置及び廃止の基準 【設置基準】 【設置基準】

#### 改 訂 前

- ① 小貝側・鬼怒川の水位が、はん濫注意水位・避難判 断水位に達した場合
- ② 大規模な被害な発生が予想される場合
- ③ その他市長が必要と認めた場合

#### (2) 動員配備基準との対応

地震災害対策計画編 第3章 第1節 第2「警戒本部」を 準用する。

#### (3) 組織

地震災害対策計画編 第3章 第1節 第2「警戒本部」を 準用する。

- 改訂後①災害の発生が予想される時
- ②小貝川もしくは鬼怒川の水位が、避難判断水位に達すると判断した時
- ③その他市長が必要と認めた時

#### (2) 動員配備基準との関係

警戒本部の設置基準と動員配備基準との関係は、第3章 第 1節 第1「職員参集・動員」に示したとおりである。

#### (3) 組 織

#### 【警戒本部の概要】

	本部長	市長				
	副本部長	副市長				
	一一四个印文	教育長				
		市長公室長				
		総務部長				
		市民部長				
		保健福祉部長				
組 織		経済部長				
	   本部員	建設部長				
	本即貝	議会事務局長				
		教育部長				
		消防署長				
		消防団長				
		本部長が必要と認めた者				
		(防災関係機関職員等)				
所掌事務	①災害対策本語	部を設置するにいたるまでの				
川手事物	措置	措置				

改 訂 前	改 訂 後	
	②災害対策本部を設置する必要がないと認められる災害についての措置を迅速かつ的確に行う。 庶務担当 総務部消防交通課	
	【警戒本部の各部の所掌事務】	_
	部名 所掌事務 担当職員	
	<ul> <li>・各部の連絡調整</li> <li>・県本部との連絡調整</li> <li>・本部内の事務</li> <li>・災害対策活動に関する物資 (無線機、雨具、懐中電灯等)の準備</li> <li>・被害状況の調査</li> <li>・発生速報の提供</li> </ul>	
	・応急処置の実施部長及びあら建設部・危険箇所の点検及び情報収かじめ定めら集れた職員	
	消防署 ・ 危険箇所の点検 ・ 市内巡回による情報収集 消防署長	
	上記以 外の全 ケの部 局等・所管する施設及び人的被害 等の発生情報収集 ・他部からの要請等に基づく 応援部長及びあら かじめ定めら れた職員	
(4) 設置の決定【市(総務部)】 地震災害対策計画編 第3章 第1節 第2「警戒本部」を 準用する。	(4) 設置の決定【市(総務部) 警戒本部の設置は、気象情報及び被害情報等に関する総務 長の報告をもとに市長が決定する。 市長不在の場合には、副市長、次いで教育長がその決定を	<b>多</b> 部

改 訂 前	改 訂 後
	行する。
第 3   災害対策本部	第3 災害対策本部
■甘土市场	<b>■</b> サナホガ
■基本事項 1 趣旨	■ 基本事項 1 趣 旨
地震災害対策計画編 第3章 第1節 第3「災害対策本部」	・ ペーロ
を準用する。	た場合、民間団体及び住民等も含め、一致協力して災害の拡大
	防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめ
	なければならない。このため市及び防災関係機関は、防災対策
	の中枢機関として、それぞれ災害対策本部等を速やかに設置し、
	防災業務の遂行にあたるものとする。
	2 対策項目
2 活動項目	1 県の災害対策本部
1 県の災害対策本部	2 市における災害対策本部の設置
2 市における災害対策本部の設置	3 県の現地対策本部との連携
3 県の現地対策本部との連携	
■ 活動内容	■ 対策
1 県の災害対策本部【県】	1 県の災害対策本部【県】
地震災害対策計画編 第3章 第1節 第3「災害対策本部」	茨城県の災害対策本部の設置、組織動員体制等については、
を準用する。	茨城県地域防災計画を参照のこと

#### 改 訂 前

# 改訂後

#### 2 市における災害対策本部の設置

地震災害対策計画編 第3章 第1節 第3「災害対策本部」を準用する。

#### 2 市における災害対策本部の設置

(1) 市災害対策本部の役割-----【市(災害対策本部)】

市災害対策本部は、本市の地域に係る総合防災体制の中核と して防災関係機関等との連絡調整をはかり、総合的、効果的災 害応急対策の実施を推進する。

指定地方公共機関

义

#### 図 市に係る総合防災体制

#### (2) 設置及び廃止の基準

#### 【設置基準】

- ① 小貝川・鬼怒川の水位がはん濫危険水位に達した場合
- ② 雨・風等により相当程度の局地災害が発生したとき
- ③ 大規模な災害が発生したとき
- ④ その他市長が必要と認めたとき

#### (2) 設置及び廃止の基準

#### 【設置基準】

- ①大規模な災害被害の発生が予想される時
- ②災害が発生した時
- ③小貝川もしくは鬼怒川の水位が、氾濫危険水位に達すると判断した時
- ④その他市長が必要と認めた時

#### 【廃止基準】

- ① 災害応急対策が概ね完了した場合
- ② その他市長が必要なしと認めた場合

#### 【廃止基準】

- ①災害応急対策が概ね完了した時
- ② その他市長が必要なしと認めた時

改 訂 前

#### (3) 動員配備基準との対応

地震災害対策計画編 第3章 第1節 第3「災害対策本部」を準用する。

#### (4) 組織

地震災害対策計画編 第3章 第1節 第3「災害対策本部」を準用する。

### (3) 動員配備基準との関係

第3章 第1節 第1「職員参集・動員」を参照

訂

後

#### (4) 組 織

災害対策本部は以下の者をもってあてる。

改

本部長	市長					
副本部長	副市長					
即不即又	教育長					
	市長公室長					
	総務部長					
	市民部長					
	保健福祉部長					
	経済部長					
本部員	建設部長					
平 部 貝	議会事務局長					
	教育部長					
	消防署長					
	消防団長					
	本部長が必要と認めた者(防災関係機関					
	職員等)					

なお、本部長に事故がある時、または本部長が欠けた時は、 市長の職務代理の順序により、副市長、次いで教育長がその職 務を代理する。

改	訂 前				改 訂 後		
			下妻市防災会議		本部会議		本部事務局
			1要中侧大五贼	本部長	市長		事務局長 危機管理監
					副市長		危機管理室
				副本部長	教育長		各部の本部連絡員
					市長公室長		
					総務部長		
					市民部長 保健福祉部長		
					経済部長		
				本部員	建設部長		
					議会事務局長		
					教育部長		
					消防署長 消防団長		
					本部長が必要と認めた者(防災関係機関職員等)		
					現地災害対策本部		
						各部	
						市長公室総務部	
						市民部	+
						保健福祉部	1
						経済部	
						建設部	
						教育部消防署	
					図 災害対策本部組織	<b>X</b>	
(5) 設置の決定		【市(総務部)】	(5) 設置の決	:定		[ī	市(総務部)】
地震災害対策計画編 第	3音 第1節	第3「災害対策太	災害対策	*本部	の設置は、気象情報及び	被 生情 報 竺	<b>室に関する総</b>
地及火台内水町画編 为	0 平 为工的	<b>为</b> 6 人员对水本	<b>火日</b> /1/	4> <del>+</del> 4-110	の既直は、八家田秋久し	X	
部」を準用する。			務部長の報	告を	もとに市長が決定する。		
Hr. 2 1714 7 20							
			市長不在	Eの場	合には、副市長、次いで	教育長がる	その決定を代
			/ 1				
			行する。				
   (6) 本部の設置		【災害対策本部】	(6) 本部の設	(置	[ त	7(本部事	務局、各部)】
地震災害対策計画編 第	3章 第1節	第3「災害対策本	1) 設置に関	する‡	旨示及び伝達		
部」を準用する。			①本部昌及	7、【関イ	系機関等連絡		
HL7 5 111 ) 50				. 0 1511	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
			総務部	長は	本部設置及び動員配備係	体制につい	て市長の指
			4H (Cti-ala)	~101		1 11111 - > 4	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

改 訂 前	改 訂 後
	示を受けた時は、災害対策本部事務局長(消防交通課長)を
	通じ <b>本部員及び関係機関等</b> に連絡する。
	②本部設置に関する指示
	本部設置に関する指示の流れは、以下のとおり。
	図
	2) 災害対策本部室の設営
	災害対策本部室は、市役所第2庁舎会議室とする。
	3) 現地災害対策本部の設置
	災害が局地的であり、かつ、特定の地域に著しい被害が生じ
	た時は、災対法第23条の規定に基づき、より被災地に近い場
	所に現地災害対策本部を設置する。
	①現地災害対策本部の組織
	現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本
	部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員
	その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって
	充てる。
	②現地災害対策本部の設置基準
	ア 災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場
	合
	イ 被害が広域にわたる場合であっても、特定の地域に著
	しい被害が生じた場合
	③現地災害対策本部の分掌事務
	ア 現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関

改	訂	前		改 訂 後
				すること
				イ 現地における災害応急対策の指揮・指令に関すること
(7) 本部員の動員			【市(総務部)】	(7) 本部員の動員【市(総務部)】
地震災害対策計画編	第3章	第1節	第3「災害対策本	第3章 第1節 第1「職員参集・動員」を参照
部」を準用する。				
(8) 本部の運営			【災害対策本部】	(8) 本部の運営【市(本部事務局、各部)】
地震災害対策計画編	第3章	第1節	第3「災害対策本	1) 本部会議
部」を準用する。				ア 組織及び協議事項
				本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって組織し、
				概ね次に掲げる災害予防、災害応急対策その他の防災に関す
				る重要な事項について協議する。
				各部長は、災害情報、被害状況及び災害応急対策の状況、
				その他必要な事項について、随時、本部会議に報告する。
				会議の庶務は、本部事務局が担当する。
				①災害救助法の適用に関すること
				②災害対策本部の設置及び廃止に関すること
				③現地災害対策本部の設置及び廃止に関すること
				④災害応急対策の実施及び調整に関すること
				⑤応援・受援に関すること
				⑥自衛隊の災害派遣要請及び配備に係る調整に関する
				⑦災害広報に関すること ◎ 場には、4.4 万円間に関すること
				⑧県に対する要望に関すること

改 訂 前			改 訂	後	
		⑨その他重	重要な事項に関する	こと	
	1	招集			
		<ul> <li>本部長</li> </ul>	が必要の都度招集。	トる。	
		<ul><li>招集の</li></ul>	伝達は、本部事務局	計長が庁	一内放送及び電話等
		により		-32073	
	٥)				
	-		通知及び公表		
		本部を設置ま	たは廃止した時は、	、担当す	ける各班が、庁内、市
	民	及び防災関係	機関に対し速やか	に通知及	及び公表する。
		通知及び	方 法	担当	備考
		公表先	 電話、県防災情	3	左記の通信手
		県 庁	報システム、衛	本部	段の使用が不能
		/1	星電話	班	となった場合
		下妻消防	電話、口頭、消	本部	は、「災害時に
		署	防防災無線	班	おける放送要請
		下妻警察	電話	本部	に関する協定」
		署		班	」に基づき、NH
		報道機関	口頭または文	情報	K及び茨城放送
			面、電話	班	を通じて公表を

改 訂 前	改 訂 後				
	防災行政無線				
	災害及び       対策の状況に応じ       電話、口頭また 本部は文面         必要と認める機関       財				
	3) 防災関係機関等に対する連絡員の派遣要請				
	本部長は、被害状況及災害応急対策実施状況に関する情報を				
	交換し、効率的な災害応急対策を実施するために必要があると				
	認める場合は、防災関係機関等に対し連絡員の派遣を要請す				
	る。				
	要請を受けた防災関係機関は、速やかに連絡員を派遣する。				
	この際、連絡員には、所属機関との連絡を確保するための、無				

改 訂 後
線機等を携行させるよう配慮する。
4) 職員の健康管理及び給食等
本部事務局長は、本部勤務職員の健康管理及び給食等に必要
な基本的な措置を講じるものとし、各部長及び各班長は、班員
の健康及び勤務の状態等を常に配慮し、適切な措置をとるもの
とする。
5) 関係者以外の立入り制限
本部室は、円滑に業務を行うため、関係者以外の立入りを制
限する。
3 県の現地対策本部との連携【市(本部事務局、各部)】
市は、県の非常(緊急)災害現地対策本部との連携を図り、総
合的な災害応急対策を効果的に実施する。

改訂前	改 訂 後
	第3章 災害応急対策計画
	第2節 避難対策
	第1 避難行動の原則
	風水害に際して、市が発令する避難指示等の避難情報の対象
	とする避難行動については、「自らの命は自らが守る」という考
	えのもと、以下の行動を避難行動としている。なお、立ち退き
	避難にあたっては、移動時間を考慮して避難開始のタイミング
	を考えておく必要がある。
	1 立退き避難
	「避難所(「自主避難所」を含む。)」、「安全な親戚、知人宅や
	宿泊施設」、「安全な場所・建物等」への立ち退き避難
	2 屋内安全確保
	「建物内の安全な場所」で安全を確保する。(「垂直避難」な
	ど)
	第2 避難所等の開設・運営
	1 避難所の開設
	市は、気象情報、水位情報等から避難情報の発令の可能性が
	高い場合は、避難者が安全に避難するため、天候が悪化する前
	に避難所を開設する。

改 訂 前	改 訂 後
	2 避難所の運営 基本的に災害発生前の市民等の「避難行動」としての避難所 の運営については、市が行う。 災害等が発生し、市民等が自宅に戻ることができずに「避難 生活」を続けることになった場合については、市職員、近隣の 自治区、自主防災組織やボランティアなどの協力により、避難 者自らが運営・実施する体制に移行するよう努める。
	3 近隣市町の避難所開設(広域避難) 鬼怒川や小貝川に洪水のおそれがある場合など、大規模水害 の発生のおそれがあり、または発生した場合において、市内の 避難施設のみでは、避難者の受け入れが困難になると判断した 場合には、「大規模水害時の広域避難に関する協定」に基づき、 近隣市町に避難所を開設し、市民等の受け入れを行う。 避難所の円滑な開設、受入れを実施するため、努めて協定市 町等との早期からの調整を行う。
	4 自主避難への対応 市が避難情報を発令していない場合でも、自主的に避難する ことを希望する市民等が見込まれる場合の自主避難の対応につ いては、以下による。 (1) 市の指定避難所のうち地区が管理する施設への自主避難 避難を希望する方が、地区の自治区長や施設管理者との連携

改 訂 前	改 訂 後
	の上、避難するもので、地域の共助としての対応とする。
	(2) 市が開設する自主避難所への自主避難 市は、自主避難を希望する市民が見込まれる場合の避難先の 選択肢の一つとして、「自主避難所」を開設・運営する。 自主避難所開設後に、市が避難情報を発令する場合について は、「自主避難所」を「避難所」と改名し、避難者の受け入れを 継続する。
	第3 避難情報の発令
	1 積極的な情報収集 市は、気象情報や河川状況、市内や周辺市町の状況等、避難 情報の発令に必要な情報を積極的に収集する。この際、下館河 川事務所や水戸地方気象台等とのホットラインの活用に留意す る。
	2 市民等や要配慮者利用施設等への情報提供 市は、円滑かつ安全な避難に資するため、市民等や要配慮者 利用施設に対し、収集した情報のうち必要な情報を適時・適切 に提供する。
	3 防災関係機関等との連携 円滑な避難を行うため、避難に係る防災関係機関との連携が

改 訂 前			改	訂 後	
	必要であり、消防、警察、自治区長や市内業者等との情報共有				
	や避難に関する協力依頼など、先行的な調整を行うことに留意				行うことに留意
	す	`る。			
	4	避難情報発	令		
	(1) 避難指示等の権限者				
		実施責任者	災害の種類	要件	根拠法令
				災害が発生し、	
			災害全般	または発生するお	
				それがある場合に	
				おいて、人の生命	
		市長		または身体を災害	災害対策基本
		(指示)	火音主成	から保護し、その	法第 60 条
				他災害の拡大を防	
				止するため特に必	
				要があると認める	
				時	
				市長がその全部ま	
		知事 災害全船		たは大部分の事務	災害対策基本
			(指示) 災害全般	を行うことができ	法第60条
		(1日/1)		なくなったと認め	
				る時	
		警察官	災害全般	①市長が避難のた	災害対策基本
		(指示)		めの立退きを指	法第 61 条

改 訂 前			改	訂 後	
				示することがで	
				きないと認める	
				時、または市長	
				から要求があっ	
				た時	
				②人の生命もしく	
				は身体に危険を	
				及ぼし、または	
				財産に重大な損	警察官職務執
				害を及ぼすおそ	行法第4条
				れのある天災等	
				危険な事態があ	
				る場合	
		知事、その		地すべりにより	
		命を受けた	地すべり	著しい危険が切迫	地すべり等防
		職員	地 9 11 9	していると認めら	止法第 25 条
		(指示)		れる時	
				災害派遣を命じら	
		自衛官 災害全般	れた部隊の自衛官		
			de the de	は、災害の状況に	古 <i>体形头外体</i> 0.4
			災害全般	より特に急を要す	自衛隊法第94
	(指示)		る場合で、警察官	条	
				がその現場にいな	
				い場合	

改 訂 前			改	訂	後			
	(2)	避難情報の	N 도 슈					
		(2) 避難情報の区分						
		以下の避難情報のうち、市はレベル3以上を発令する。(レ						
	^	ベル1及び2は気象庁)						
		警戒レ	避難情報等	住民が取るべき行動	参考となる			
		ベル				水位情報		
		5 保	緊急安全確	命の危	険 直ちに安	氾濫発生情		
			保	全確保!		報		
				危険な	場所から全員	氾濫危険情		
		4	避難指示	避難		報		
				高齢者等避	危険な	場所から高齢	氾濫警戒情	
		3	難	者等は避	難	報		
			大雨・洪水	自らの	避難行動を確	氾濫注意情		
		2	注意報	認		報		
		1	早期注意情	災害へ	の心構えを高			
		1	報	める				
	(3)	(3) 避難情報発令の決定 市は、あらかじめ定めておいた避難情報発令基準や台風等接 近に伴うタイムラインを参考とし、収集した情報や防災関係機 関等からの意見等を総合的に判断して、避難情報の発令を決定 する。						
	近							
	関							
	す							
	(4)	(4) 屋内退避等の指示						

改 訂 前	改 訂 後
	市は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、立ち退き避難を行うことにより、かえって人の生命や身体に危険を及ぼすおそれがあると認める時は、必要と認める地域の居住者に対し、屋内での退避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。
	第4 避難情報の周知
	<ul> <li>1 市民等への周知 市は、防災行政無線、エリアメール、防災アプリ、公式ホームページ、Lアラート、SNS、広報車等の可能な手段を最大限に活用し、また状況に応じて報道機関等を通じて、避難情報を市民等に周知する。</li> <li>2 要配慮者利用施設への周知</li> </ul>
	市は、要配慮者利用施設に、電話等により速やかに発令した避難情報を伝達する。
	3 県への報告、防災関係機関等への伝達等 市は、避難情報を発令した時は、電話、県防災情報ネットワークシステム等の手段により、速やかに県に報告する。 また、近隣市町との情報共有に努めるとともに、警察・消防 及び自衛隊等関係機関に伝達する。

改 訂 前	改 訂 後
	第5 警戒区域の設定
	1 市長の警戒区域設定権 市長は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている 場合において、人の生命または身体に対する危険を防止するた め特に必要があると認める時は、警戒区域を設定し、災害応急 対策に従事する者以外に対して当該区域への立ち入りを制限 し、もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずること ができる。
	2 警察官、災害派遣を命ぜられた自衛官の権限 警察官、災害派遣を命ぜられた自衛官は、市長もしくは、市 職員が現場にいない時、またはこれらの者から要求があった時 は、1の市長の職権を行うことができる。職権を行った場合は、 ただちにその旨を市長に通知しなければならない。
	第6 避難誘導
	1 避難所までの移動 市は、避難情報の発令に際して、市民等に開設する避難所を 明示する。避難所までの移動は、基本的に市民等自らまたは自 治区や近隣住民との協力により行う。
	2 避難行動要支援者の避難

改 訂 前	改 訂 後
	個別避難計画が作成されている避難者は、これに基づき避難
	するものとする。
	市は、個別計画が作成されていない避難行動要支援者に対し
	て、消防署、消防団、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉
	協議会、自治区、自主防災組織等の協力を得て、避難支援を行
	う。この際、避難行動要支援者名簿を活用することができる。
	3 避難経路上の安全対策
	警察、消防、消防団、自治区等は避難誘導にあたり、自らの安
	全を確保しつつ、以下の安全対策を行うよう努める。
	(1) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな 災害発生が予想される場所を避け、緊急輸送道路等を含む安全 な経路を選定する。
	(2) 危険な地点には表示・綱張り等を設置し安全を確保する。
第3章 災害応急対策計画	第3章 災害応急対策計画
第2節 災害情報の収集・伝達	第3節 災害情報の収集・伝達
第 1 通信手段の確保(通信計画)	第1 通信手段の確保(通信計画)
地震災害対策計画編 第3章 第2節 第1「通信手段の確	
保」を準用する。	■ 基本事項
	1 趣 旨

改 訂 前	改 訂 後
	災害発生後における迅速な災害応急対策を実施するため、災
	害の状況、被害の状況を的確に把握するための通信手段を確保
	する。
	2 留意事項点
	(1) 優先度の高い情報 <del>の</del> 伝達のための通信手段の確保
	大規模な災害が発生した場合には、無線通信を含め通信手段
	の確保が困難な場合も生ずると考えられる。このため、市及び
	防災関係機関間の協力を密にし、優先度の高い情報を伝達する
	ための通信設備を確保・運用することが重要である。
	(2) 情報通信手段の機能確認
	市及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機
	能確認を行うとともに支障が生じた施設の復旧を行うことと
	し、そのための要員を直ちに現場に配置する。
	(3) 緊急情報連絡用回線の設定
	市及び電気通信事業者は、携帯電話、衛星通信等の移動通信
	回線の活用による緊急情報連絡用回線の設定に努める。
	3 対策項目
	1 専用通信設備の運用
	2 代替通信機能の確保
	3 アマチュア無線ボランティアの活用

改 訂 前	改 訂 後
	■ 対策
	1 専用通信設備の運用【県、市(各部)、防災関係機関】
	専用の無線、有線通信設備を有する機関は、災害後直ちに自
	設備の機能確認を行い、支障が生じている場合には緊急に復旧
	させる。
	NTT等の公衆回線を含め、すべての情報機器が使用不能と
	なった場合には、他の防災関係機関に依頼してその旨を総務省
	に連絡し、代替通信手段の確保を依頼する。
	自機関で保有する設備の機能が確保された場合は、情報的に
	孤立している他の防災関係機関の行う情報連絡を積極的に支援
	する。
	2 代替通信機能の確保【県、市(各部)、防災関係機関】
	災害応急対策実施上必要な情報通信手段の使用が著しく困難
	で対策の実施に支障が生じる場合は、次の様な代替手段を用い
	る。
	(1) NTTの災害時優先通信等の利用
	NTTの災害時優先通信等は、災害の救援、復旧や公共の秩
	序を維持するため、法令に基づき、防災関係機関等に対し、提
	供しているサービスである。
	1) 災害時優先電話の指定
	防災関係機関は、既設の電話番号を「災害時優先電話」とし
	て、NTT東日本茨城支店長に申請し、承認を受け登録してお

改 訂 前	改 訂 後
	くものとする。 (事前対策)
	2) 災害時優先電話の利用
	一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先電
	話」からの電話は比較的かかりやすいが、相手等の通信設備の
	被害状況によっては利用が困難な場合もある。
	なお、災害時優先電話は発信のみ優先扱いとなり、着信につ
	いては、一般電話と同じであるので、緊急時には発信用として
	使用することが望ましい。
	3) 非常・緊急電報の利用
	①非常・緊急電報を利用する場合は、市外局番なしの「115
	番」にダイヤルし、次の事項をオペレータに告げ申込むこと
	とする。
	(※受付時間:8時から19時まで)
	・非常扱い電報または緊急扱い電報の申込みであること
	・発信電話番号と機関名称等
	・電報の宛先住所と機関名称等
	・通信文と発信人名
	なお、電報が著しく輻輳する時は、受付を制限する場合があ
	<b>ప</b> 。
	②非常・緊急電報の内容及び利用し得る機関の範囲は、資料編
	「非常・緊急電報の内容等」のとおりである。
	(2) 非常通信の実施
	市長及び防災関係機関は、災害が発生し、または発生するお

改 訂 前	改 訂 後
	それがある場合において、有線通信が利用できないか、または
	これを利用することが著しく困難である時に、災害応急対策等
	のため必要と認める時は、電波法第52条第4項の規定による非
	常通信を利用する。
	なお、非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防
	災関係機関からの依頼に応じて発受する。この場合あらかじめ
	関東地方非常通信協議会に対し非常の際の協力を依頼しておく
	ものとする。また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者
	から人命の救助に関するもの、及び急迫の危険または緊急措置
	に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか
	否かを判断の上行う。
	1) 通信の内容
	非常通信における通報(以下「非常通報」という。)の内容
	は、次に掲げるもの、またはこれに準ずる。
	①人命の救助に関するもの
	②天災の予報(主要河川の水位を含む。)及び天災その他
	の災害の状況に関するもの
	③緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
	④電波法第 74 条実施の指令及びその他の指令
	⑤非常事態に際しての実態の収拾、復旧、交通制限その
	他秩序の維持または非常事態に伴う緊急措置に関する
	もの
	⑥暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
	⑦非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するも

改 訂 前	改 訂 後
	0
	⑧遭難者救護に関するもの
	⑨非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関
	するもの
	⑩鉄道、道路、電力設備、電信電話回線の破壊または障
	害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運
	搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの
	⑪中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防
	災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援そ
	の他緊急措置に要する労務、施設、設備、物質及び資
	金の調達、配分、輸送等に関するもの
	⑩災害救助法第7条及び災対法第71条第1項の規定に
	基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事また
	は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの
	2) 取扱い無線局
	官公庁、会社、船舶等の総ての無線局は、非常通信を行う場
	合には、許可業務以外の通信を取り扱うことができる。
	ただし、無線局の機能及び通信可能範囲はさまざまなので、
	各防災関係機関は非常災害時に利用できる無線局の機能(通信
	範囲)を十分把握しておくことが必要である。
	なお、機関名は、資料編「非常無線通信を取り扱う無線局を
	有する主な機関」のとおりである。
	3) 発信の手続き
	非常通信を依頼する場合は、通信文を次の順序で、電報発信

改 訂 前	改 訂 後
	紙(無ければどんな用紙でもよい。) に電文形式 (カタカナ) ま
	たは平文ではっきり書いて、無線局に依頼する。
	①あて先の住所・氏名(職名)及びわかれば電話番号
	②本文はできる限り簡潔に記載し、字数は200字以内(平
	文の場合はカタカナ換算)にする。
	③本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。したがって
	次のマスを空けない。
	④応援要請を内容とする場合は、その具体的な項目を記
	入する。 (例えば「自衛隊 100 名派遣」、「毛布 1,000
	枚を送られたい。」など)
	⑤用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書し、末尾に発信人
	の住所、氏名(職名)及び電話番号を記入する。
	(3) 他機関の通信設備の利用
	県知事及び市長は、予警報の伝達等に際して緊急通信のため
	特別の必要がある時は、次の者が設置する有線電気通信設備も
	しくは無線設備を使用することができる(災対法第 55~57 条)。
	また、指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長また
	は県知事もしくは市長は、災害発生時における応急措置の実施
	上緊急かつ特別の必要がある時は、次の者が設置する有線電気
	通信設備もしくは無線設備を使用することができる(災対法第
	79 条)。
	1) 使用または利用できる通信設備
	・警察通信設備 ・航空通信設備 ・鉄道通信設備

改 訂 前	改 訂 後
	・消防通信設備 ・電力通信設備 ・水防通信設備
	<ul><li>気象通信設備</li><li>・自衛隊通信設備</li></ul>
	2) 事前協議の必要
	①市長は、災対法第57条(警報の伝達等のための通信設
	備の優先利用等)に基づく他機関の通信設備の使用に
	ついては、あらかじめ当該機関と使用協定を締結する
	等の措置を講じておく。(事前対策)
	②災対法第79条(通信設備の優先使用権)に基づく、災
	害が発生した場合の優先使用についてはこの限りでは
	たい。
	3) 警察通信設備の使用
	市が警察通信設備を使用する場合は、資料編「警察通信設備
	の使用手続き」に示す手続きによって行う。
	(4) 放送機能の利用
	市長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備または
	無線設備による通信ができない場合、または、著しく困難な場
	合においては、あらかじめ協議して定めた手続きにより、災害
	に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送をNHK水戸放送
	局及び㈱茨城放送に要請する。
	なお、市長の放送要請は県知事を通じて行うものとする。
	(5) 防災相互通信用無線電話の利用
	災害の現地において防災関係機関が災害応急対策のため相互

改 訂 前	改 訂 後
	の連絡を行う場合は、防災相互通信用無線電話を利用する。
	(6) 使送による通信連絡の確保
	有線通信及び無線通信が利用不能もしくは困難な場合、各防
	災関係機関は使送(自動車・バイク・自転車等を利用し、または
	徒歩により通信文を発信依頼先に直接届けること)により通信
	を確保する。
	(7) 自衛隊の通信支援
	市及び防災関係機関は、自衛隊による通信支援の必要が生じ
	た時は、第3章 第4節 第1「自衛隊派遣要請・受入体制の
	確保」に基づき要請手続きを行う。
	3 アマチュア無線ボランティアの活用
	〇
	市は、災害発生後、ボランティア「担当窓口」の開設時にコー
	ディネートを担当する職員を配置し、県・市内部及びボランテ
	ィア「受入れ窓口」との連絡調整、情報収集、提供及び広報活動
	等を行う。
	(2) アマチュア無線ボランティアの活動内容
	1)非常通信
	2) その他の情報収集活動

改 訂 前	改 訂 後
	■ 資料編 「非常・緊急電報の内容等」
	■ 資料編 「非常無線通信を取り扱う無線局を有する主な機関」
	■ 資料編 「警察通信設備の使用手続き」
	■ 資料編 「防災相互通信用無線局一覧」
第2 気象情報等計画	第2 気象情報等計画
■ 基本事項	■ 基本事項
1 趣旨	1 趣 旨
気象及び水防に関する警報、注意報及び伝達、災害情報の収	気象及び水防に関する警報及び注意報の伝達、災害応急対策
集、災害応急対策に必要な命令の伝達等を迅速確実に実施する	に必要な命令の伝達等を迅速、確実に実施する。
ための計画である。	
2 対策項目	2対策項目
1 注意報・警報	1 特別警報・警報・注意報
2 鬼怒川・小貝川の洪水予報	2 鬼怒川・小貝川の洪水予報
3 土砂災害警戒情報の発表	3 土砂災害警戒情報 <del>の発表</del>
4 火災気象通報	4 火災気象通報
5 異常現象発見者の通報義務等	5 異常現象発見者の通報義務等
■ 対策	■ 対策
1 注意報・警報	1 特別警報・警報・注意報
(1) 注意報・警報の種類と発表基準【水戸地方気象台】	(1) 特別警報・警報・注意報の種類と発表基準
水戸地方気象台が茨城県を対象にして行っている注意報及	【水戸地方気象台】

#### 改 訂 前

び警報の種類とその発表基準は次のとおりである。なお注意 報とは大雨、強風等により被害が予想される場合に行うもの であり、警報とは重大な災害が起こる恐れがあると予想され る場合に行うものである。

#### 1) 注意報等

本市における基準値は以下のとおりである(※1)。

種類	基 準 値
強風(平均風速)	陸上 12m/s
風雪(平均風速)	陸上 12m/s、雪を伴う
波浪(有義波高)	2.5m以上
大雨(市町村雨量基準)	1時間あたり30mm
大雨※(土壤雨量指数基	63
準最低值※2)	
洪水(市町村雨量基準)	1時間あたり30mm
大雪(24 時間降雪の深	10cm
さ)	
雷	落雷等により被害が予想
	される場合
乾燥	最少湿度 40%で、実効湿
	度 60%
	(基準は気象台の観測値)
濃霧(視程)	陸上 100m
霜(最低気温)	早霜、晩霜期に3℃

# 改 訂 後

水戸地方気象台が茨城県を対象にして行っている特別警報・ 警報・注意報の種類とその発表基準は、資料編「特別警報発表 基準」及び「警報・注意報基準」のとおりである。

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表される。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・はん濫、竜 巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高 まっている場所が「危険度分布」等で発表される。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

	改訂	前	改 訂 後
	低温(最低気温)	夏季:15℃以下が2日以	
		上継続	
	着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想さ	
		れる場合	
	記録的短時間大雨情報	100mm	
	(1 時間雨量)		
	※1:本市は茨城県の一	・次細分区域では「南部地域」	
	に属し、二次細分	区域では「県西地域」に属し	
	ている。		
	※2:土壌雨量指数は、	降雨による土砂災害の危険	
	性をあらわす指標	票で、土壌中に貯まっている	
	雨水の量を示す指	旨数。 土壌雨量指数基準値は	
	1km 四方毎に設定	している。欄中の数字は市内	
	における基準値の	)最低値を示している。	
2) 警幸	R		(2) 警報・注意報の細分区域
	種類	基準値	本市の警報・注意報の細分区域は、茨城県南部県西地域であ
	暴風(平均風速)	陸上 20m/s	る。
	暴風雪(平均風速)	陸上 20m/s、雪を伴う	
	波浪(有義波高)	6m以上	
	大雨(市町村雨量基準)	1 時間あたり 50mm	
	大雨※(土壌雨量指数基	106	
	準最低值※2)		
	洪水(市町村雨量基準)	1 時間あたり 50mm	
	大雪(24 時間降雪の深	30cm	

改 訂 前	改	訂	後
さ)			
(2) 注意報・警報の細分区域と運用【水戸地方気象台】			
1) 注意報・警報の細分区域			
水戸地方気象台の用いる細分区域では、本市は県西地域に含			
まれる。			
果中地域			
図 茨城県の地域細分			
<ul><li>2) 注意報、警報の構成と発表の仕方について</li><li>① 構成</li></ul>			
注意報・警報は次の順で構成されている。			
【注意報・警報の構成】			
ア 発表年月日時分、発表官署名			
標題に示す注意報または警報の発表時刻と発表官			

改 訂 前	改 訂 後
署名を示す。	
イ 標題	
対象となる発表区域及びその区域に対する注意報	
または警報の種類を示す。	
ウ 注意警戒文	
注意警戒を要する細分区域、現象の発生時刻、予	
想される災害等の要点を簡潔に記述し、二重括弧で	
囲う。	
工 本文	
a 本文は常に、平成 22 年 5 月から市町村を単位に	
記述し、[発表]・[解除]・[継続] を含む注意報・	
警報の発表状況や警戒すべき事項、予想される気	
象状況、量的予報事項を簡潔に記述する。予想さ	
れる気象状況については、現象の開始時刻、終了	
時刻、ピーク時刻及び最大値等を箇条書きで明示	
する。	
b 留意すべき気象現象の特徴を「付加事項」として	
明示する。	
② 発表の仕方	
注意報、警報は、平成22年5月から原則として市町村を	
単位に発表する。	
また、注意報、警報は、単独で発表することもあり、ある	
いは同時に2つ以上発表することもある。このような場合次	
のように取り扱う。	

改 訂 前	改 訂 後
【単独発表、同時に2つ以上発表】	
(7) 2 つ以上の注意報、警報を同時に発表する場合は多	
い。例えば冬期、季節風が強い時、強風注意報と乾	
燥注意報を同時に発表する。また発達した台風が接	
近する時には、暴風警報、大雨警報、洪水警報、波	
浪警報を同時に発表する場合などである。この場	
合、表題に発表区域ごとに注意報または警報の種類	
を併記すると共に、本文の市町村を単位に [発表]	
を付し、対象となる注意報または警報の種類を併記	
する。	
(イ) 1 つまたは2 つ以上の注意報や警報を発表した後に	
おいて、1 つまたは 2 つ以上の注意報や警報を発表	
した場合には、前に発表した注意報や警報は、後で	
発表した注意報や警報に切りかえられたことにな	
る。この場合、本文の市町村を単位に [発表]・[解	
除]・[継続] を付し、対象となる注意報または警報	
の種類を併記する。また、警報から注意報に切り替	
えた場合は、[警報から注意報]を付記する。	
【注意報、警報の解除】	
一度発表した注意報、警報はその必要がなくなった時	
は必ず解除を発表する。	
3) その他	(3) その他の気象情報の運用【水戸地方気象台】
水戸地方気象台は、注意報・警報とは別に気象現象の推移や	水戸地方気象台(気象庁)は、特別警報・警報・注意報とは

#### 改 訂 前

防災上の注意を報じるため気象情報を発表する。

気象情報には、数日後に災害が予想される場合に予告的な発表するものと、注意報・警報を補完するために発表するものとがある。

#### 【注意報、警報の解除】

① 台風情報(台風〇〇号に関する気象情報)

台風情報には、台風の中心気圧、最大風速、風速 25m/s 以上の暴風雨、風速 15m/s 以上の強風域、進 路予報をその内容としている。台風が日本に接近 したときには、台風の位置情報は1時間ごと(毎正 時)、進路予報は3時間ごと(3、6、9、12、15、18、 21、24 時)に発表する。

なお、48、72 時間の進路予想は 6 時間ごと(3、 9、15、21 時)に発表する。

なお、3日(72 時間) 先に台風の勢力を維持すると予報した台風に対して、4日(96 時間)及び5日(120 時間) 先の進路の予報を6時間ごと(3、9、15、21 時)に発表する。ただし、予想進路及び過去の統計から4日先または5日先に台風ではなくなっている可能性が高い場合は、4日先または5日先の予報を省略することがある。なお、台風の強さについては予報しない。

② 大雨情報(大雨等に関する気象情報) 大雨情報は、現在観測しているまたは予想され

# 改 訂 後

別に気象現象の推移や防災上の注意を報じるため気象情報を発表する。

気象情報には、数日後に災害が予想される場合に予告的な発表をするものと、警報・注意報を補完するために発表するものとがある。

1) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、茨城県気象情報、台風情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って 注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された 後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

2) 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)または解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・はん濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。

#### 3) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい 突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されて いる状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高 まった時に、「茨城県北部」・「茨城県南部」で発表する。な

### 改 訂 前

る大雨の分布やその強弱、盛衰、移動などの状況を 具体的に記述したり、図示する。

③ 記録的短時間大雨情報

記録的短時間大雨情報は、大雨警報を発表中に、 数年に 1 回程度しか起こらないような猛烈な雨を 観測若しくは解析した場合に、更なる警戒を喚起 するため「いつ」、「どこで」、「どの程度」だけを示 す。

④ 竜巻注意情報

本情報は雷、突風、ひょうなどに注意を呼びかける雷注意報が発表されている状況下で、さらに竜 巻やダウンバースト、ガストフロントのような激 しい突風現象の発生するおそれが高まった場合 に、その旨を速報する。

#### (3) 注意報・警報の伝達

1) 水戸地方気象台関係---【水戸地方気象台、防災関係機関等】 水戸地方気象台が発表した注意報・警報は次に示す伝達系 統図により通知する。

# 改 訂 後

お、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度 ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報 が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺 で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっ ている旨を付加した情報で発表される。この情報の有効期間 は、発表から1時間である。

4) 災害時気象支援資料

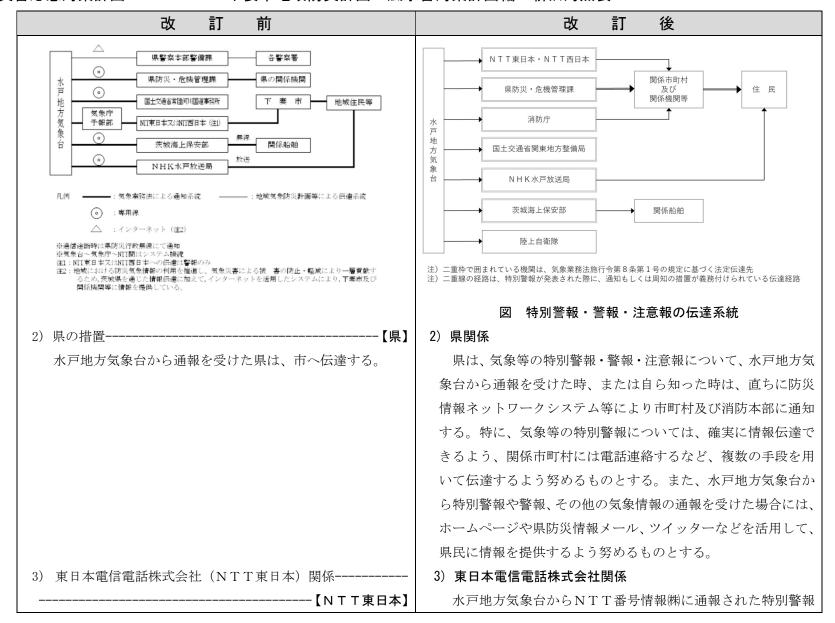
水戸地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災 地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

(4) 特別警報・警報・注意報の伝達-

-----【水戸地方気象台ほか防災関係機関】

1) 水戸地方気象台関係

水戸地方気象台が発表した特別警報・警報・注意報は次に示す伝達 系 統 図 に よ り 通 知 す る 。



#### 改 訂 前

水戸地方気象台からNTT番号情報(株)に通報された警報は、NTT東日本の通信系統により市に伝達される。

この場合警報の種類だけで内容については伝達されない。

#### 【警報の種類】

暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、波浪 警報、洪水警報、高潮警報

4) 日本放送協会(NHK)関係の措置-----【日本放送協会】 水戸地方気象台から NHK 水戸放送局に気象専用回線を通じ て通報された警報等は直ちに放送されることになっており、茨 城放送(IBS)もこれに準じている。

放 送 局 名	コール・サ イン	周波数	備考	
NHK東京第1放送	JOAK	594KHz	300KW	
NHK東京テレビジョン放送 (総合)	JOAK-TV	東京1 C H (VHF) 日立52 C H (UHF) 十王 51 CH(") 大子 51 CH(")	UHF サテライ ト局は他に32 局ある	
NHK水戸FM放送	JOEP-FM	83.2MHz	1KW	

# 改 訂 後

及び警報は、東日本電信電話㈱の通信系統により市に伝達される。

この場合、警報等の種類だけで内容については伝達されない。

特別警報	警報
暴風特別警報	暴風警報
暴風雪特別警報	暴風雪警報
大雨特別警報	大雨警報
大雪特別警報	大雪警報
波浪特別警報	波浪警報
高潮特別警報	洪水警報
	高潮警報

# 4 ) 日本放送協会関係

水戸地方気象台からNHK水戸放送局に気象専用回線を通じて通報された警報等は直ちに放送されることになっており、茨城放送(IBS)もこれに準じている。

放送局名	コール・サ イン	周波数	備考
NHK東京第1放送	JOAK	594 KHz	300 KW
NHK東京デジタル テレビジョン放送 (総合)	JOAK-DTV	東京27CH(UHF)	10 KW
NHK水戸FM放送 (水戸)	JOEP-FM	83.2 MHz	1 KW
NHK水戸FM放送 (日立)	JOEP-FM	84.2 MHz	100 W
NHK水戸FM放送	JOEP-FM	82.9 MHz	100 W

## 下妻市地域防災計画 風水害対策計画編 新旧対照表

	改	訂	前			강
(水戸)					(北茨城)	
(日立)		JJ	84. 2	100W	NHK水戸FM放送 (大子)	
(北茨城)		<i>)</i> ]	82. 9	100W		
(大子)		JJ	84.8	10W	NHK水戸デジタル テレビジョン放送	
茨城放送水戸放 送局	JOYF		1、197KHz	5KW	(総合)	
茨城放送土浦放 送局	JOYL		1、458 KHz	1KW		
<u> </u>		•	<u>.</u>		茨城放送水戸放送局	
					茨城放送土浦放送局	
					茨城放送水戸 (加波	

#### JOEP-FM 水戸20CH(UHF) 300 W 目立20CH(UHF) 3 W 十王47CH(UHF) 10 W UHFサテライト JOAK-DTV 局は他に 25局 (R01. 7. 1 現在) JOYF 1,197 KHz 5 KW 1,458 KHz JOYL 1 KW | 次城放达水戸(加波 | FM 94.6 MHz 1 KW 茨城放送日立(高鈴 FM88.1 MHz $0.1~\mathrm{KW}$ 茨城放送守谷 FM 0.02 KW 88.1 MHz

訂

後

84.8 MHz

10 W

#### 5) 県警察本部の措置-----【県警察本部】

水戸地方気象台から県警察本部(警備課)に通報され警察の 通信系により各警察署に伝達される。

6) この外主な官公庁には水戸地方気象台から直接通報してい る。

#### 5) 県警察本部関係

水戸地方気象台から通報される情報は、県防災・危機管理課 を経由して県警察本部(警備課)に通報され、警察の通信系に より各警察署に伝達される。

#### 6) その他

このほか、主な官公庁には水戸地方気象台から直接通報して いる。

#### 改 ĒΤ 前

### (4) 注意報及び気象情報の伝達-----【各機関】

注意報及び気象情報は気象業務法上警報のような定めはな いが、情報機関、防災関係機関の協力を求めて公衆に周知させ るよう努めることになっている。

# 2 鬼怒川・小貝川の洪水予報-------【気象庁、 2 鬼怒川・小貝川の洪水予報--関東地方整備局、県、市(各部)、東日本電信電話株式会社】

気象庁(水戸地方気象台・宇都宮地方気象台)と国土交通省関 東地方整備局下館河川事務所が共同で発表する鬼怒川・小貝川 洪水予報(はん濫注意情報・はん濫警戒情報・はん濫危険情報・ はん濫発生情報)は、下館河川事務所が茨城県(河川課)に通報 し、県は常総工事事務所を通じて市に伝達する。また、気象庁 から水戸地方気象台に伝達された洪水警報は、NTT番号情報 (株)に伝達され、NTT番号情報(株)の通信系統により市に伝 達される。この場合、洪水警報の標題のみ伝達される。

#### 表 洪水予報河川の予報区間

河川名	予報区間
	・左岸栃木県塩谷郡塩谷町大字風見地先から利
±1 #∀ [ [ ]	根川への合流点まで
鬼怒川	・右岸栃木県宇都宮市大字宮山田地先から利根
	川への合流点まで

#### 訂 後 改

#### (5) 注意報及び気象情報の伝達-----【防災関係機関】

注意報及び気象情報は気象業務法上警報のような定めはない が、情報機関、防災関係機関の協力を求めて公衆に周知させる よう努めることになっている。

#### -----【水戸地方気象台ほか防災関係機関】

水戸地方気象台は、国土交通省関東地方整備局下館河川事務 所と共同で、鬼怒川・小貝川の洪水予報(氾濫注意情報・氾濫警 戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報)を発表する(警戒レベル 2~5に相当)。これらの洪水予報は、下館河川事務所が県(河 川課)に通報し、常総工事事務所を通じて市に伝達する。また 水戸地方気象台は、県防災・危機管理課ほか防災関係機関・報 道機関に通報する。なお、市への伝達は下館河川事務所からも 行われる。

#### 表 洪水予報河川の予報区間

河川名	予報区間
	左岸:栃木県塩谷郡塩谷町大字風見 1201 番 16 地
由权111	先から利根川 <del>への</del> 合流点まで
鬼怒川	右岸:栃木県宇都宮市大字宮山田町カハタニ1302
	番地先から利根川 <del>への</del> 合流点まで
	左岸:栃木県芳賀郡益子町大字長堤字下田 2435 番
	地先から茨城県龍ケ崎市大字河原代町 88 番
小貝川	3 地先
	右岸:栃木県真岡市大字根本 2169 番地先から茨城
	県取手市宮和田字東正寺裏 524番 2 地先

#### 下妻市地域防災計画 風水害対策計画編 新旧対照表

#### 改 訂 前

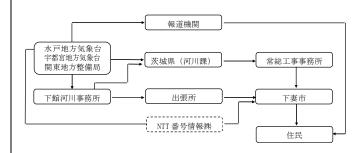
#### 小貝川

- ・左岸栃木県芳賀郡益子町大字上山 851 番地先 風見地先から利根川への合流点まで
- ・右岸栃木県真岡市大字根本滝沢 21 番地先宮 山田地先から利根川への合流点まで

#### 表 基本水位観測所 (平成 25 年度 基準観測所水位)

河川	水位標所在地			平水位	水防団	はん濫	避難判断水	はん濫	計画
	観測所名	市	大 字	十小江	待機水位	注意水位	位	危険水位	高水位
rfs Art III	川島	筑西市	下川島	-3. 30	0.00	1. 10	1.60	3. 10	5. 907
鬼怒川	鬼怒川 水海道	常総市	本 町	-2. 78	1.50	3. 50	5. 10	6.00	7. 332
	三谷	栃木県 芳賀郡	高田	-0. 22	1. 40	1.80	2. 50	3. 00	3. 38
小貝川	黒子	筑西市	西保未	0.45	2.50	3. 80	5. 40	5. 80	6. 082
小貝川	上郷	常総市	本豊田	0.61	3.00	3. 60	4. 70	5. 20	5. 542
	小貝川 水海道	常総市	渕 頭	1. 15	3. 80	4. 60	6. 00	6. 50	6. 596

#### 【洪水予報の伝達】



#### 3 土砂災害警戒情報の発表-----

県と水戸地方気象台は、大雨警報発表中において、大雨に よる土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要 な場合に、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するた

# 改 訂 後

左岸: 茨城県龍ケ崎市大字河原代町88番3地先か ら利根川合流点まで

右岸: 茨城県取手市宮和田字東正寺裏 524番2地 先から利根川合流点まで

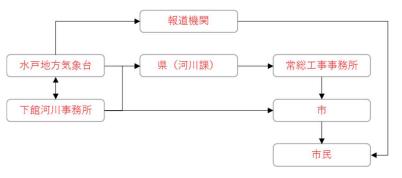


図 洪水予報の伝達

# 3 土砂災害警戒情報-----【県、水戸地方気象台】

土砂災害警戒情報は、大雨警報(土砂災害)発表中に大雨に よる土砂災害発生の危険度がさらに高まった時に、市町村長の 避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる

#### 改 訂 前

め、土砂災害警戒情報を発表する。 (発表対象地域や伝達等 については、風水害対策計画編 第2章 第2節 第4「土 砂災害警戒情報の発表」参照。)

#### 【伝達体制】

水戸地方気象台から通報を受けた県は、防災情報ネットワークシステムにより注意報・警報と同じ関係機 関及び市町村等へ伝達する。

#### 4 火災気象通報-----【水戸地方気象台】

水戸地方気象台が茨城県を対象として行う火災気象通報の実施基準は、次のとおりである。

#### (1) 通報の実施基準

実	施	官	署		実	施	基	準	
水戸	三地ブ	方気象	象台	に 平均 れる	なると 風速が 場合。	予想さ 12m/s 但し、i	れる場 以上に	合。 こなる。 と伴う。	40%以下 と予想さ ときは通

#### (2) 通報の対象地域

茨城県全域を対象とする。地域を限定して発表できる場合は、注意報・警報の細分区域に基づく。

# 改 訂 後

市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と水戸地方気象 台が共同で発表する。なお、これを補足する情報である大雨警 報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情 報)で、実際に危険度が高まっている場所を確認することがで きる(警戒レベル4に相当)。

発表対象地域や伝達等については、第2章 第2節 第4 「土砂災害警戒情報の発表」を参照

#### 4 火災気象通報------【水戸地方気象台】

水戸地方気象台が茨城県を対象として行う火災気象通報の実施基準は、次のとおりである。

#### (1) 通報の実施基準

実施官署	実施基準			
	①実効湿度 60%以下で、最小湿度 40%			
	以下になると予想される場合			
水戸地方気象台	②平均風速が 12m/s 以上になると予想			
	される場合。但し、雨、雪を伴う時は			
	通報を行わないこともある。			

#### (2) 通報の対象地域

茨城県全域を対象とする。地域を限定して発表できる場合は、 注意報・警報の細分区域である「北部・南部」、「県北地域・県央 地域・鹿行地域・県南地域・県西地域」を用いる。

#### 改 訂 前

#### (3) 通報先及び通報手段

茨城県生活環境部防災・危機管理課とし、通報手段は、防災 情報提供装置とする。

#### (4) 通報文の構成

【通報文の構成】

- 1) 標顥
- 2) 発表官署名及び発表・解除日時分
- 3) 本文は主文及び予想値(風向・風速・実効湿度・最小湿度)

#### (5) 通報の基準

気象状況が実施基準になると予想された場合は直ちに通報 し、また、基準値を下回る状況になった場合は解除を行う。

#### 5 異常現象発見者の通報義務等--【異常現象発見者、警察官】

(1) 災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を市長または警察官に通報しなければならない。

また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

(2) この通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に、また 市長は水戸地方気象台、県(生活環境部防災・危機管理課)、そ の他の関係機関に通報しなければならない。

#### \_\_\_\_\_\_ (3) 通報先及び通報手段

県防災・危機管理部防災・危機管理課とし、通報手段は、防災 情報システムとする。

訂

後

#### (4) 通報文の構成

- 1) 標題
- 2) 発表官署名
- 3) 発表・解除の日時分
- 4) 主文
- 5) 予想値(風向・風速・実効湿度・最小湿度)

#### (5) 通報の基準

気象状況が実施基準になると予想された場合は直ちに通報する。

#### 5 異常現象発見者の通報義務等

#### -----【 県 警 察 本 部 】

- (1) 災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ち にその旨を市長または警察官に通報しなければならない。また、 何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければな らない。
- (2) この通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に、また市長は水戸地方気象台、県(防災・危機管理部防災・危機管理課)、

改 訂 前	改 訂 後					
	その他の防災関係機関に通報しなければならない。					
	■ 資料編 「特別警報発表基準」					
	■ 資料編 「警報・注意報基準」					
	■ 資料編 「警報・注意報の細分区域」					
第3 災害情報の収集・伝達計画	第3 災害情報の収集・伝達計画					
■ 甘土市で						
■ 基本事項	■ 基本事項 1 趣 旨					
1 趣旨   災害時の応急対策を実施していく上で不可欠な気象情報、被	<b>1 趣 旨</b>					
ま情報、措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ	実情報、指置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ					
的確に収集・伝達する。	当情報、相直情報を例及関係機関相互の連携のもと、迅速がう 的確に収集・伝達する。					
印催に収未には戻りる。	印服で収米・四座する。					
2 対策項目	2 対策項目					
1 被害概況の把握	1 被害概況の把握					
2 被害情報・措置情報の収集・伝達	2 被害情報・措置情報の収集・伝達					
3 国への報告	3 国への報告					
■ 対策	■ 対策					
1 被害概況の把握	1 被害概況の把握					
(1) 各機関の報告に基づく概況把握	(1) 各機関の報告に基づく概況把握					
【県、市(各部)、防災関係機関】	【県、市(各部)、防災関係機関】					

#### 改 訂 前

県災害対策本部は、災害発生後直ちに市ならびに防災関係機 関に対して、被害概況の報告を求め、その報告を総括し、県全 体の被害概況を把握する。

市、防災関係機関は、災害後直ちに被害概況の把握を行い、 県に対し報告する。

#### (2) ヘリコプターによる概況把握-----【県、市(各部)】

- 1) 防災ヘリコプター、県警のヘリコプターによる概況把握 県は、防災ヘリコプター、県警ヘリコプターを出動させ、上 空からの概況把握を行う。特に、ヘリコプターテレビシステム により、被害状況を上空から撮影し、県災害対策本部において、 映像を受信、被害状況を把握する。
- 2) 他機関のヘリコプターによる概況把握の要請 県は、市、防災関係機関等から被害概況報告、または独自の 収集活動により得られた情報に基づき、相当の被害が見込まれ るときには、自衛隊、第三管区海上保安本部及びヘリコプター 等の航空機を有する機関に対し空中からの被害状況把握を要 請する。
- 3) 他機関のヘリコプターによる概況把握の実施 県災害対策本部からの要請、または独自の収集活動により得 られた情報に基づき、保有するヘリコプター等の航空機を用い て被害概況の把握をおこなうとともに、把握結果については速 やかに県、関係市町村、関係機関に対して報告する。
- 4) 民間ヘリコプターによる概況把握の実施

### 改 訂 後

県災害対策本部は、災害発生後直ちに市町村並びに防災関係機関に対して、被害概況の報告を求め、その報告を総括し、県 全体の被害概況を把握する。

市、防災関係機関は、災害発生後直ちに被害概況の把握を行い、県に対し報告する。

#### (2) ヘリコプターによる概況把握---

-----【県、市(各部)、防災関係機関】

#### 1) 防災へリコプター、県警へリコプターによる概況把握

県は、防災ヘリコプター、県警ヘリコプターを出動させ、上空からの概況把握を行う。特に、ヘリコプターテレビシステムにより、被害状況を上空から撮影し、県災害対策本部において、映像を受信、被害状況を把握する。

#### 2) 他機関のヘリコプターによる概況把握の要請

県は、市町村、防災関係機関等から被害概況報告、または独自の収集活動により得られた情報に基づき、相当の被害が見込まれる時には、自衛隊、第三管区海上保安本部及びヘリコプター等の航空機を有する機関に対し空中からの被害状況把握を要請する。

#### 3) 他機関のヘリコプターによる概況把握の実施

県災害対策本部からの要請、または独自の収集活動により得られた情報に基づき、保有するヘリコプター等の航空機を用いて被害概況の把握を行うとともに、把握結果については速やかに県、関係市町村、防災関係機関に対して報告する。

#### 改 前 訂

市が協定を締結した民間事業者のヘリコプターによる情報 収集を行う。

- 5) 重点的に把握すべき被害概況
  - ① 浸水の被害状況
  - ② 建築物の被害状況
  - ③ 道路、鉄道の被害
  - ④ 崖崩れの状況
  - ⑤ 道路渋滞の状況

#### (3) 現地調査班の派遣-----【市(各部)】

市は、災害後直ちに現地調査班を派遣し、被害状況の収集に あたる。災害による被害が相当のものと認められ、市による情 報収集活動が十分に行えない恐れがある場合は、県は、災害対 策本部の職員を派遣して調整を行なう。重点的に調査すべき項 目を次に示す。

#### 【重点的に調査すべき項目】

- 1) 浸水の被害状況
- 2) 建築物の被害状況
- 3) 道路、鉄道の被害
- 4) 崖崩れの状況
- 5) 道路渋滞の状況
- 6) 住民の行動、避難状況、要望

# 改 4) 民間ヘリコプターによる概況把握の実施

市が協定を締結した民間事業者のヘリコプターによる情報収 集を行う。

訂

後

- 5) 重点的に把握すべき被害概況
  - ①浸水の被害状況
  - ②建築物の被害状況
  - ③道路、鉄道の被害状況
  - ④崖崩れの状況
  - ⑤道路の渋滞状況

#### (3) 現地調査班の派遣-----【県、市(各部)】

市は、災害発生後直ちに現地調査班を派遣し、被害状況の収 集にあたる。災害による被害が相当のものと認められ、市によ る情報収集活動が十分に行えないおそれがある場合は、県は、 災害対策本部の職員を派遣して、現地での被害状況調査と連絡 員の役割を担うこととする。重点的に調査すべき項目を次に示 す。

- 1) 浸水の被害状況
- 2) 建築物の被害状況
- 3) 道路、鉄道の被害状況
- 4) 崖崩れの状況
- 5) 道路の渋滞状況
- 6) 住民の行動、避難状況、要望

#### 改 訂 前

- 7) 現地での応急対策活動での問題点
- 2 被害情報・措置情報の収集・伝達
- (1) 被害情報・措置情報の種類
- 1)被害情報

死者、行方不明者、負傷者、要救助者、建物損壊、浸水、火 災、道路・鉄道・港湾被害、公共施設被害等に関する以下の情 報を収集する。

#### 【被害情報】

- 被害発生時刻
- ② 被害地域(場所)
- ③ 被害様相(程度)
- ④ 被害の原因
- 2) 措置情報

#### 【措置情報】

- ① 災害対策本部の設置状況
- ② 主な応急措置(実施、実施予定)
- ③ 応急措置実施上の措置
- ④ 応援の必要性の有無
- ⑤ 災害救助法適用の必要性

被害情報、措置情報の収集伝達は、原則として防災情報シス テムを利用して、資料編「被害情報等報告様式(茨城県)」「市

# 改 訂 後

7) 現地での応急対策活動での問題点

- 2 被害情報・措置情報の収集・伝達
- (1) 被害情報・措置情報の種類
- 1)被害情報

死者、行方不明者、負傷者、要救助者、建物損壊、浸水、火 災、道路・鉄道被害、公共施設被害等に関する以下の事項を収 集する。

- ①被害発生時刻
- ②被害地域(場所)
- ③被害の様相(程度)
- ④被害の原因

#### 2) 措置情報

- ①災害対策本部の設置状況
- ②主な応急措置(実施、実施予定)
- ③応急措置実施上の措置
- ④応援の必要性の有無
- ⑤災害救助法適用の必要性

被害情報、措置情報の収集伝達は、資料編「被害情報等報告 様式(茨城県)」・「市の各種報告様式等」を踏まえ、原則として

### 改 訂 前

の各種報告様式等」により行う。

なお、報告すべき内容の主なものは、次のとおりである。

#### 【報告すべき主な内容】

- 1) 災害概況即報
- 2) 人的被害状況
- 3) 災害対策本部設置状況
- 4) 事務所状況報告
- 5) 避難所狀況
- 6) 避難準備情報・勧告・指示・警戒区域設定状況
- 7) 道路規制情報
- 8) 列車運行状況
- 9)被害状況報告

#### (3) 情報伝達の流れ-----【市(災害対策本部、総務部)】

災害情報は、把握した防災関係機関から収集し、市災害対策 本部において集約する。

なお、市災害対策本部未設置段階では、総務部消防交通課が 情報を収集する。

#### (4) 各機関の情報収集・伝達活動

- 1) 市の活動-----【市(総務部、各部)】
- ① 市は自地域内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態 が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施 状況に関する情報を収集し、資料編「被害情報等報告様式

### 改 訂 後

災害情報共有システムを利用する。

なお、報告すべき内容の主なものは、次のとおりである。

- 1) 災害概況即報
- 2) 人的被害状况
- 3) 災害対策本部設置状況
- 4) 事務所状況報告
- 5) 避難所状況
- 6) 避難準備情報・勧告・指示・警戒区域設定状況
- 7) 道路規制情報
- 8) 列車運行状況
- 9)被害状況報告

#### (3) 情報伝達の流れ------【市(総務部、各部)】

災害情報は、把握した防災関係機関から災害情報共有システムを利用して収集し、市災害対策本部において集約する。

なお、市災害対策本部未設置段階では、総務部消防交通課が 情報を収集する。

- (4) 各機関の情報収集・伝達活動-----【県、市、防災関係機関】
- 1) 市の活動

ア 市は市域内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が 発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に 関する情報を収集し、資料編「被害情報等報告様式(茨城県)」 に基づき、県<del>の</del>災害対策本部、その他必要とする防災関係機関に

#### 改 訂 前

(茨城県)」に基づき、県の災害対策本部、その他必要とする機関に対して防災情報システム等を利用して報告する。 ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに報告する。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、被害状況報告を用い災害応急対策完了後 10 日以内に行う。

併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準該 当事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後30 分以内で可能な限り早く報告するものとする。

#### 【情報収集を行う事態】

- ア 市災害対策本部が設置されたとき
- イ 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が 発生したとき
- ウ 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡 大発展するおそれがあるとき
- エ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から みて報告する必要があると認められるとき
- ② 県に報告することが出来ない場合には、国(消防庁)に対して直接報告し、報告後速やかにその内容について県に連絡する。
- ③ 災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場

# 改 訂 後

対して災害情報共有システム等を利用して報告する。ただし、緊 急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに報告する。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、被害状況報告を用い災害応急対策完了後10日以内に報告する。

併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準該 当事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後30 分以内で可能な限り判る範囲内で、その第一報を報告するも のとする。

#### 【情報収集・伝達を行う事態】

- ①市災害対策本部が設置された時
- ②災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生した時
- ③災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大 発展するおそれがある時
- ④災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて 報告する必要があると認められる時
- イ 県に報告することができない場合には、国(消防庁)に対 して直接報告し、報告後速やかにその内容について県に連絡 する。
- ウ 災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請する。

#### 改 訂 前

合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請する。

- ④ 地域住民等から 119 番への通報が殺到している状況下にあっては、直ちに県及び国(消防庁)へ同時に報告する。
- 2) 県の活動-----【県】
- ① 県災害対策本部は、市からの報告をとりまとめ、防災情報システム等を利用して関係機関との情報の共有化を図るとともに情報の保管を行う。また、状況に応じて、現場写真、航空写真等を撮影して被害状況の収集にあたる。被害に関する報告のない市町村に対しては確認を行うものとし、被害が甚大であるために情報収集伝達が困難な市に対しては、その活動を支援するため、要員を派遣する等の措置をとる。

なお、収集した情報については、指定行政機関等に伝達するも のとする。

- ② 県各部局は、関係機関、出先機関等の組織を通じて所掌する事務に係わる被害及び措置情報を収集し、防災情報システム等を利用して県災害対策本部に報告するとともに、同システム等を利用して関係機関との情報の共有化を図る。
- 3) 防災関係機関の活動------【指定地方公共機関等】 指定地方公共機関等は、所掌する事務または業務に係る被害 状況について速やかに市災害対策本部に報告するとともに、必 要と認める関係機関に伝達するように努める。

# 改 訂 後

エ 地域住民等から 119 番への通報が殺到している状況下にあっては、直ちに県及び国 (消防庁) へ同時に報告する。

#### 2) 県の活動

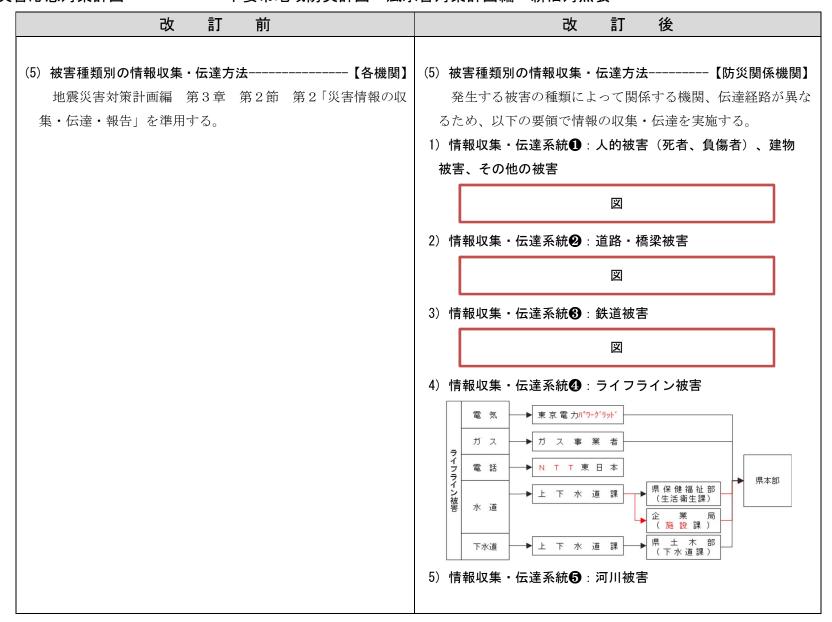
ア 県災害対策本部は、市町村からの報告を取りまとめ、災害情報共有システム等を利用して防災関係機関との情報の共有化を図るとともに情報の保管を行う。また、状況に応じて、現場写真、航空写真等を撮影して被害状況の収集にあたる。被害に関する報告のない市町村に対しては確認を行うものとし、被害が甚大であるために情報収集伝達が困難な市町村に対しては、その活動を支援するため、要員を派遣する等の措置をとる。

なお、収集した情報については、指定行政機関等に伝達するものとする。

イ 県各部局は、防災関係機関、出先機関等の組織を通じて所 掌する事務に係わる被害及び措置情報を収集し、災害情報共 有システム等を利用して県災害対策本部事務局に報告すると ともに、同システム等を利用して防災関係機関との情報の共 有化を図る。

#### 3) 防災関係機関の活動

指定地方公共機関等は、所掌する事務または業務に係わる被 害状況について速やかに市災害対策本部に報告するとともに、 必要と認める防災関係機関に伝達するように努める。



### 下妻市地域防災計画 風水害対策計画編 新旧対照表

改 前 訂 後 訂 改 义 6) 情報収集・伝達系統❻:農産物、農地、農業基盤、林産 物、林地、林業基盤、山地被害 農林事務所 県農林水産部 (企画調整部門) 業関連被害 (経営普及部門) 農村計画課 (土地改良部門) 7) 情報収集・伝達系統(2): その他公共施設被害 义 3 国への報告 3 国への報告 県は、次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した 次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合に 場合には、直ちに被害の状況及び応急対策の推移に応じその都 は、県は、直ちに被害の状況及び応急対策の推移に応じて、そ 度概要を報告するものと定められている。県が報告できない事 の都度概要を報告するものと定められている。県が報告できな 態が発生した場合は、市が直接国(消防庁)に対して報告し、そ い事態が発生した場合は、市が直接国(消防庁)に対して報告し、 の後速やかに県への報告を行う。 その後速やかに県への報告を行う。 【消防庁へ報告を行う事態】 【消防庁へ報告を行う事態】 1) 県及び市災害対策本部が設置されたとき 1) 県及び市災害対策本部が設置された時

#### 改 訂 後 前 ĒΤ 改 2) 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生 2) 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生し したとき た時 3) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要す 3) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要する るとき 4) 災害が当初は軽微であっても、以後拡大する恐れが 4) 災害が当初は軽微であっても、以後拡大、発展するお あるものまたは2都道府県以上にまたがるもので、 それがあるもの、または2都道府県以上にまたがるも 県における被害が軽微であっても、全国的に見た場 ので、県における被害が軽微であっても、全国的に見 合に同一災害で大きな被害が生じているとき た場合に同一災害で大きな被害が生じている時 5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報 5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報 告する必要があると認められるとき 告する必要があると認められる時 (2) 防災関係機関の報告-----【指定地方行政機関】 (2) 防災関係機関の報告-----【指定地方行政機関】 指定地方行政機関は、それぞれの防災業務計画に基づいて、 指定地方行政機関は、それぞれの防災業務計画に基づいて、 上位機関、所轄官庁に対して報告を行うとともに、その内容を 上位機関、所轄官庁に対して報告を行うとともに、その内容を 茨城県災害対策本部に対して逐次連絡する。県災害対策本部 茨城県災害対策本部に対して逐次連絡する。県災害対策本部は、 は、必要に応じて市災害対策本部へその内容を伝達する。 必要に応じて市災害対策本部へその内容を伝達する。 第4 通信計画 地震災害対策計画編 第3章 第2節 第1「通信手段の確 保」を準用する。

#### 第5 広報計画

地震災害対策計画編 第3章 第2節 第3「災害情報の広報」を準用する。

## 第4 広報計画

#### ■ 基本事項

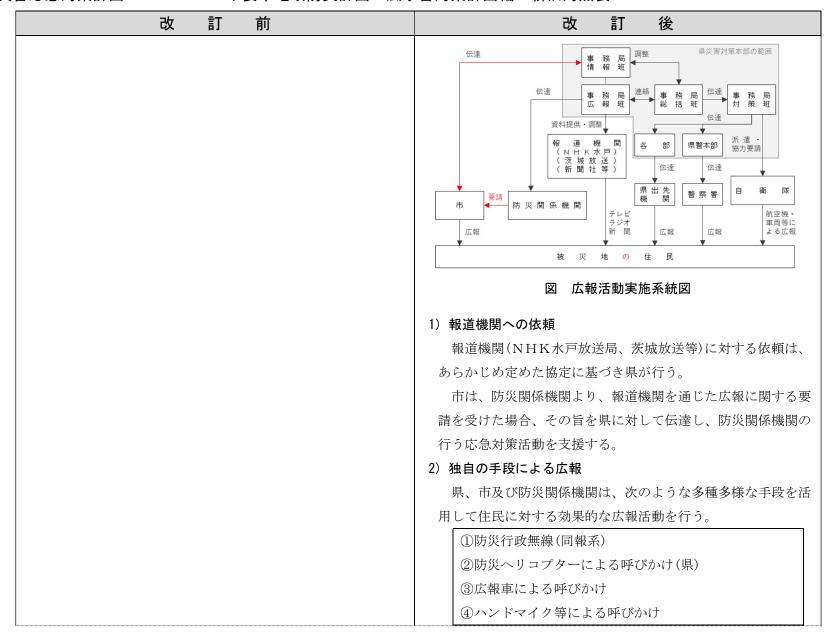
改 訂 前	改 訂 後
	1 趣 旨
	災害発生後、速やかに市民及び報道機関等に対して被害状
	況・気象情報・生活情報等の各種情報を正確、迅速に提供し、
	市民の適切な行動の促進と人心の安定及び災害応急対策の円滑
	な推進を図るとともに、異なる情報の同時発信や流言、飛語な
	どの誤った情報流布による混乱の発生を防止するため、市及び
	防災関係機関は相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と伝
	達を行う。
	2 留意事項点
	(1) 組織的な対応と情報の一元的な管理
	災害時における広報の適否は、市の災害応急対策に対する内
	外からの理解と協力を得、その円滑かつ適切な推進に大きな影
	響を及ぼすものであることから、市災害対策本部は、防災関係
	機関との連携のもと <del>を含め</del> 、組織的な広報体制の確立と情報の
	<del>を</del> 一元的な管理により、伝えたい情報の選別と能動的な発信を
	行うことが必要である。
	(2) 報道機関との連携
	市及び一防災関係機関は、報道機関各社と連携を密にし、特には、
	に被災住民への情報提供媒体として活躍してもらえるよう、必
	要な情報の提供を適時適切に行うことが必要である。
	(0) \\ \dagger \dagger  \
	(3) 情報が入手困難な被災者への対応

改 訂 前	改 訂 後
	市は、要配慮者、災害により孤立する危険のある地域の被災
	者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅
	への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者、在日
	外国人及び訪日外国人等、情報の入手困難な被災者等に対する
	情報の伝達に配慮するものとする。
	(4) 各種情報伝達手段の住民への周知
	市及び防災関係機関は、災害情報を市民に提供するための各
	種情報伝達手段について、あらゆる機会を利用して平常時より
	周知するものとする。
	(5) 各種情報伝達手段を用いた訓練の実施
	市及び防災関係機関は、災害時に使用する各種情報伝達手段
	を用いた訓練を、平常時より実施するものとする。
	   (6) 危機感が伝わる情報提供の実施
	市及び防災関係機関が避難情報等の災害情報を市民に伝達す
	る際は、一人ひとりに確実に事態の危機感が伝わるよう、わか
	りやすい情報提供、状況に応じた切迫感のある情報の発信に留
	意する。
	3 対策項目
	1 広報活動
	2 報道機関への対応

改 訂 前	改 訂 後	
	■ 対 策	
	1 広報活動	
	(1) 広報内容【市(総務部)、防災関係機関】	
	1) 被災地の住民に対する広報内容	
	市及び防災関係機関は、被災者の情報ニーズが時期的に変化	
	することを踏まえつつ、住民の安全・安心と生活再建に関わる	
	以下の情報を優先的に広報する。	
	また、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文	
	書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。	
	被災者の中に、配偶者からの暴力等(DV)を受け加害者か	
	ら追及されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、	
	その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個	
	人情報の管理を徹底するよう努める。	
	ア 安全・安心に関する情報	
	①防災行政無線等による呼びかけ	
	・通電火災の防止、ガスもれの警戒、放火警戒等	
	・避難情報 <del>指示等</del> の出されている地域及びその内容	
	・流言、飛語の防止	
	・近隣の助け合い、避難誘導等	
	・犯罪の防止	
	②気象等の情報	
	③災害の発生状況	
	④市の体制、災害応急対策の状況	

改 訂 前	改 訂 後
	⑤二次災害に関する情報(火災、崖崩れ、建物倒壊)
	⑥避難情報の発令状況、避難所の開設状況
	⑦安否情報
	⑧応急救護所、医療機関の開設状況
	⑨道路・交通規制情報
	イ 生活の維持に関する情報
	①被災者への相談サービスの開設状況
	②ライフラインの情報(電気、ガス、電話、水道、下水
	道等の被害状況と復旧見込み)
	③食料、物資等の配布の情報
	④風呂、店舗等開業の状況
	⑤鉄道・バス等交通機関の運行、復旧見込みの情報
	⑥道路の情報
	⑦医療機関の活動状況
	⑧治安情報
	⑨廃棄物・し尿処理、衛生に関する情報
	⑩遺体の安置場所、死亡手続き等の情報
	⑪臨時休校等の情報
	⑫家屋・宅地の被害調査に関する情報
	③ボランティア組織からの連絡
	④全般的な被害状況
	⑤市及び防災関係機関が実施している対策の状況

改 訂 前	改 訂 後
	ウ 生活の再建に関する情報  ①住宅情報(応急仮設住宅、空家あっせん等) ②各種相談窓口の開設情報 ③り災証明書の発行情報 ④税・手数料等の減免措置の状況 ⑤災害援護金等の融資  2) 被災地外の住民に対する広報内容 市及び防災関係機関は、被災地外の住民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送等による。また、必要に応じて、被災地の住民向けの情報と同様の内容についても広
	報する。 (2) 広報手段【県、市(総務部)、防災関係機関】



改 訂 前	改 訂 後
	⑤ビラの配布
	⑥防災アプリ
	⑦インターネット(緊急速報メール、ホームページ、防
	災ポータル、SNS)
	⑧立看板、掲示板
	⑨広報紙
	3) 自衛隊等への広報要請
	市は、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合は、自衛
	隊等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の実施を依頼す
	る。要請方法の詳細は、第3章 第4節 第1「自衛隊派遣要
	請・受入体制の確保」を参照する。
	4) Lアラートの活用
	市は、避難情報を発令または解除した場合及び避難所を開設
	または閉鎖した場合、Lアラートに迅速・確実に情報を送信す
	るものとする。
	なお、庁舎の被災等、特段の事情により市が上記の情報送信
	を実施することができない場合は、市に代わって県が実施す
	る。
	5) 民間アプリの活用
	市、防災関係機関は、TwitterやLINE、Yahoo!防災速報など
	の民間アプリを活用して市民に情報提供するものとする。
	また、迅速性・拡散性に優れている Twitter などのSNSに
	ついては、市等が発する信頼のおける情報を積極的にリツイー
	トするなどして拡散するとともに、他の公的機関等が発する被

改 訂 前	改 訂 後
	災者支援に有益な情報等についても、複数の者で正確性を確認
	しながら、情報の拡散を行うものとする。
	2 報道機関への対応
	(1) 報道活動への情報提供【市(各部)、防災関係機関】
	報道機関の独自の記事、番組制作にあたっての資料提供依頼
	については、市及び防災関係機関は可能な範囲で提供するもの
	とする。
	(2) 報道機関の取材対応【市(総務部)、防災関係機関】
	1) 災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災
	害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののう
	ち、災害対策本部が必要と認める情報について、あらかじめ定
	めた様式に基づき、速やかに実施するものとする。
	2) 発表は、原則として本部長または各部長が行うものとする。
	なお、発表を行う場合は、あらかじめ総務部情報班長に発表事
	項及び発表場所等について調整するものとし、発表後速やかに
	その内容について報告するものとする。
	3) 指定公共機関、指定地方公共機関及び市内に事業所を有する
	事業者が災害に関する情報を公表・広報する場合は、原則とし
	て総務部情報班と協議の上実施する。ただし、緊急を要する場
	合は、発表後速やかにその内容について報告する。
	4) 総務部情報班長は、報道機関に発表した情報を、災害対策本

改 訂 前	改 訂 後
	部各部、各班のうち必要と認められる部、班及び防災関係機関
	に送付する。
	5) 報道関係者への対応は、総務部情報班が行うものとし、職員
	個々の取材対応は禁止する。また、報道関係者の災害対策本部
	事務局及び各部執務室への立入りは禁止する。
	6) 災害対策本部会議は原則非公開とし、状況により会議開始冒
	頭の取材のみ許可することとする。
	会議の内容については、会議終了後に記者会見及び資料提供
	等により発表する。
第3章 災害応急対策計画	第3章 災害応急対策計画
第3節 応援・派遣	第4節 応援・派遣
第 1 自衛隊派遣要請・受け入れ体制の確保	第1 自衛隊派遣要請・受入体制の確保
地震災害対策計画編 第3章 第3節 第1「自衛隊派遣要	
請・受け入れ体制の確保」を準用する。	■ 基本事項
	1 趣 旨
	市長は、災害が発生し、人命または財産の保護のため必要が
	あると認めた場合は、県知事に対し自衛隊の災害派遣を要求す
	るものとする。
	2 留意事項

改 訂 前	改 訂 後
	(1) 被害状況の早期把握
	市は自衛隊の災害派遣を必要とする被害が発生しているか否
	かを、災害発生後できるだけ早期に判断しなければならない。
	そのためには被害の概要をできるだけ短時間で把握する必要が
	ある。
	(2) 自衛隊と県・市との情報連絡体制の確保
	自衛隊は独自の情報網により、被害状況を把握するとともに、
	独自の判断による派遣もできることとなっているが、その場合
	であっても受入れ側である県・市との連携や、被害状況に鑑み
	た活動先・活動内容等の調整は不可欠である。そのため県・市
	及び自衛隊は情報連絡体制の確保に積極的に努めることが必要
	である。
	3 対策項目
	1 自衛隊に対する災害派遣要請
	2 自衛隊の判断による災害派遣
	3 自衛隊の受入体制の確立
	4 災害派遣部隊の撤収要請
	5 経費の負担
	■ 対策
	1 自衛隊に対する災害派遣要請
	(1) 災害派遣要請の要求 <del>依頼</del> 【市】

改 訂 前	改 訂 後
	市長は、地震の規模や収集した被害情報から判断し、次の災
	害派遣判断の要件の範囲に照らして必要があれば直ちに自衛隊
	の災害派遣を県知事に要求 <del>依頼</del> する。
	【災害派遣判断の要件】
	①公共性
	公共の秩序を維持するため、人命または財産を社会的
	に保護しなければならない必要性があること
	②緊急性
	差し迫った必要性があること
	③非代替性
	自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がな
	いこと
	(2) 災害派遣要請の手続き【市(総務部)】
	1) 市長は、当該地域に係る災害が発生し、または発生しようと
	している場合において、応急措置を実施するため必要があると
	認める時は、資料編「自衛隊に対する災害派遣要請依頼書」によ
	り、県知事に対してその旨を申し出る。ただし、緊急を要する場
	合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。
	2) 市長は前記 1)の要求 <del>依頼</del> ができない場合には、その旨及び当
	該地域に係る災害の状況を、直接最寄りの部隊に通知し、速やか
	に県知事に対してその旨を通知するものとする。
	(3) 災害派遣の活動範囲【自衛隊】

改 訂 前	i	改 訂 後
	自衛隊が災害派遣	時に実施する救援活動の内容は、災害の状
	況、他の救援機関等の	の活動状況、要請内容、現地における部隊
	等の人員、装備等に。	よって異なるが、通常、次に示すものとす
	る。	
	項目	内容
	块 口	
	本本小河の神井	車両、航空機等状況に適した手段
	被害状況の把握	によって情報収集活動を行なって被 害状況を把握する。
		避難の命令等が発令され、避難、
		立退き等が行なわれる場合で必要が
	避難の援助	ある時は、避難者の誘導、輸送等を
		行い、避難を援助する。
	避難者の	行方不明者、負傷者等が発生した
	捜索・救助	場合は、通常、他の救援活動に優先
	1文	して捜索活動を行なう。
	1 71 51	堤防、護岸等の決壊に際しては、
	水 防 活 動	土のう作成、運搬、積込み等の水防
		活動を行なう。 火災に際しては、利用可能な消防
		車その他の防火用具(空中消火が必
		要な場合は航空機)をもって、消防
	消防活動	機関に協力して消火にあたるが、消
		火薬剤等は、通常、関係機関の提供
		するものを使用するものとする。
	道路または	道路もしくは水路が損壊し、また
	水路の啓開	は障害物がある場合は、それらの啓
	// ju	開または除去にあたる。
	   応急医療、救護	被災者に対し、応急医療、及び防
	及び防疫	疫を行なうが、薬剤等は通常、防災
		関係機関の提供するものを使用する

改 訂 前	改 訂 後
	ものとする。
	緊急患者、医師その他救援活動に 必要な人員及び援助物資の緊急輸送 必要な人員及び援助物資の緊急輸送 を実施する。この場合において航空 機による輸送は、特に緊急を要する と認められるものについて行なう。
	炊飯及び給水 施する。
	「防衛省の管理に属する物品の無 徴援物資の無償 貸与または譲与 「昭和33. 総理府令第1号)に 基づき、被災者に対し救援物資を無 償貸付けし、または譲与する。
	危険物の保安 及び除去 能力上可能なものについて火薬 類、爆発物等危険物の保安措置及び 除去を実施する。
	通 信 支 援 通信機器を用いて情報の収集及び 伝達を行う。
	広 報 活 動 航空機、車両等を用いて、住民に 対する広報を行う。
	その他臨機に必要なもので、自衛 そ の 他 隊の能力で対処可能なものについて は、所要の措置をとる。
	(4) 自衛隊との連絡【市(総務部)、自衛隊】
	市長は、自衛隊の派遣要請が予測される災害が発生し、また
	は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把
	握し、陸上自衛隊施設学校(警備課)または当該地域を担当する
	古河・霞ヶ浦分区(第1施設団長、古河駐屯地所在部隊)に通報

改 訂 前	改 訂 後
	するほか、必要な情報の交換をするものとする。
	2 自衛隊の判断による災害派遣【自衛隊】
	自衛隊は、災害が発生または発生のおそれがある場合で、災
	害派遣要請を受けた場合は、要請の内容及び自ら収集した情報
	に基づいて部隊等の派遣の必要性の有無を判断し、部隊等を派
	遣する。
	ただし、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要
	請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たないで部
	隊等を派遣する。
	なお、要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基
	準とすべき事項については、次に掲げるとおりである。
	①災害に際し、防災関係機関に対して当該災害に係る情
	報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があ
	ると認められること
	②災害に際し、都道府県知事等が自衛隊の災害派遣に係
	る要請を行うことができないと認められる場合に、直
	ちに救援の措置をとる必要があると認められること
	③災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場
	合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると
	認められること
	④その他災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、都道
	府県知事等からの要請を待ついとまがないと認められ
	ること

改 訂 前	改 訂 後
	3 自衛隊の受入体制の確立
	(1) 受入れのため側の活動【市(総務部)】
	災害派遣要請を要求 <del>依頼</del> した市長は、派遣部隊の受入れに際
	しては、次の事項に留意して、派遣部隊の救援目的が十分に達
	成できるように努めなければならない。
	1) 災害派遣部隊到着前
	①応援を求める活動内容について、速やかに作業が開始
	できるよう計画し、資機材等を準備する。
	②連絡職員を指名する。
	③派遣部隊の展開や宿営のための活動拠点等を提供す
	る。
	2) 災害派遣部隊到着後
	①派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の防
	災関係機関と競合・重複しないよう、かつ最も効果的に
	分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。
	②派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及
	び作業進捗状況等を県に報告する。
	(2) ヘリコプターの受入れ【市(総務部)】
	市長は、本計画に定める箇所、または他の適切な箇所に下記
	1) の基準によりヘリコプター受入れ箇所を選定し、2) 及び
	3) の要領によりヘリポートを設営する。なお、ヘリコプター
	受入れ箇所は、障害物等を除去し、整備するものとする。
	1) ヘリポートの確保

改 訂 前	改 訂 後
	下記基準を満たすヘリポートを確保する。この際、土地の所
	有者または管理者との調整を確実に実施する。
	図
	①離着地点及び無障害地帯の基準は以下のとおり。
	・小型機(OH-6)の場合
	図
	・中型機(UH-1(1j)、UH-60 JA) の場合
	図
	・大型機(CH-47)の場合
	図
	②離着地点の地盤は堅固で平坦であること
	2) 着陸地点の設置物等
	着陸地点には、下記標準のH記号を風と平行方向に向けて標
	示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判
	定ができる吹き流しを掲揚する。なお、夜間使用時においては、
	着陸に必要な灯火施設を設置する。
	図
	3) 危害予防の措置
	①離着陸地帯への立入禁止

改 訂 前	改 訂 後
	離着陸地帯及びその近傍において運行上の障害と
	なるおそれのある範囲には、立ち入りを禁止する。
	②防塵措置
	表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進
	入方向に留意して散水等の措置を講ずる。
	4 災害派遣部隊の撤収要請【県、市(総務部)】
	市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成した時は、速やかに
	県知事に対して撤収要請を依頼する。
	5 経費の負担【市(総務部)】
	自衛隊の災害派遣活動に要した経費のうち、要求 <del>依頼</del> 者が負
	担する経費は概ね次のとおりである。
	①派遣活動に必要な資機材(自衛隊装備に係るものは除
	く。)等の購入費、借上げ料及び修繕費
	②派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上
	げ料
	③派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
	④派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害(自衛隊装
	備に係るものを除く。)の補償
	なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と要求 <del>依頼</del> 者が協議する。
	■ 資料編 「自衛隊に対する災害派遣要請依頼書」
	■ 資料編 「自衛隊活動拠点候補地一覧」

# 改 訂 前 改 訂 後

#### 第2 応援要請・受入体制の確保

地震災害対策計画編 第3章 第3節 第2「応援要請・受 入体制の確保」を準用する。

#### 第2 応援要請・受入体制の確保

#### ■ 基本事項

#### 1 趣 旨

市は、市内において災害が発生し、自力による応急対策等が 困難な場合、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、迅 速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入れ体制の確 保を図る。

#### 2 留意事項

#### (1) 広域的な相互応援・受援体制の整備実施

大規模災害時には、被災地の地方公共団体だけですべて対策を行うことは困難であり、また、隣接する地方公共団体は、同時に大きな被害を受ける可能性もある。このため、市は、近隣の都県及び市町村のみならず、防災関係機関等及び広域的な地方公共団体間の相互応援・受援を円滑に実施するために必要な応援・受援の関する計画・マニュアルの作成、組織の確立及び訓練による習熟に努めることが必要である。

#### (2) 密接な情報交換

災害時の相互応援を効果的に実施するために、市は、平常時より他都道府県・市町村等と応援要請・受入れ体制等についての情報交換を密接に行うことが必要である。

改 訂 前	改 訂 後
	(3) 応援手続きの迅速化
	市は、応援要請実施の判断等を迅速に行うため、被害の的確
	な把握を速やかに行うことができるよう被害情報の収集・伝達
	体制を整備することが必要である。
	3 対策項目
	1 県等への応援要請
	2 応援受入体制の確保
	3 消防機関の応援要請・受入体制の確保
	■ 対 策
	1 県等への応援要請
	(1) 他市町村への要請【市(総務部)、他市町村】
	市長は、市域に係る災害について適切な災害応急対策を実施
	するために支援を受ける必要があると認める時は、あらかじめ
	締結した応援協定に基づき、他の市町村長に対して応援要請を
	行う。
	応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救
	助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置
	については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。
	応援に従事する者は、災害応急対策の実施について市の指揮
	の下で行動するものとする。
	(2) 県への応援要請または職員派遣のあっせん

改 訂 前	改 訂 後
	【県、市(総務部)】
	市長は、県知事(または指定地方行政機関等)に応援または
	職員派遣のあっせんを求める場合は、県に対し、次の事項を記
	載した文書をもって要請する。
	ただし、緊急を要し、文書をもってすることができない時
	は、口頭または電話等により要請し、事後速やかに文書を送付
	する。
	1) 応援要請時に記載する事項
	①災害の状況
	②応援(応急措置の実施)を要請する理由
	③応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び
	数量
	④応援(応急措置の実施)を必要とする場所
	⑤応援を必要とする活動内容(必要とする応急措置内容)
	⑥その他必要な事項
	2) 職員派遣あっせん時に記載する事項
	①派遣のあっせんを求める理由
	②派遣のあっせんを求める職員の職種別人員
	③派遣を必要とする期間
	④その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項
	(3) 国の機関に対する職員派遣の要請【国、市(総務部)】
	市長は、市域における災害応急対策または災害復旧のため、
	必要があると認める時は、指定地方行政機関の長に対し、次の

改 訂 前	改 訂 後
	事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請す
	<u> </u>
	①派遣を要請する理由
	②派遣を要請する職員の職種別人員
	③派遣を必要とする期間
	④その他職員の派遣について必要な事項
	(4) 民間団体等に対する要請【市(総務部)、各公共団体】
	市長は、市域における災害応急対策または災害復旧のため、
	必要があると認める時は、民間団体等に協力を要請する。
	2 応援受入体制の確保
	(1) 連絡体制の確保【市(各部)】
	市長は、応援要請が予測される災害が発生し、または発生す
	るおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国
	及び関係都道府県・市町村等に通報するほか、必要な情報交換
	を行うものとする。
	(2) 受入体制の確保
	1)連絡・調整窓口の明確化
	市長は、国及び関係都道府県・市町村等との連絡を速やかに
	行うため連絡窓口を定めておくものとする。また、市災害対策
	本部内における応援受援に関する連絡・調整を円滑に行うため
	の組織や手順等を周知しておくものとする。

改 訂 前	改 訂 後
	2) 応援を円滑に受入れ、活動を容易にするための体制 <del>施設</del> の整
	備
	市長は、国及び関係都道府県・市町村等からの職員及び物資
	等の応援を円滑に受入れ、業務の実施を容易にするため、あら
	かじめ応援を受けることが必要な業務の選別、業務の実施要
	領、資器材及び受入れるための施設等を整備しておくものとす
	る。また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじ
	め受入施設を定めておくものとする。
	3) 海外からの支援の受入れ
	市長は、国の非常(緊急)災害対策本部等が海外からの支援
	の受入れを決定した場合には、その円滑な受入れに努める。
	(3) 経費の負担【市(総務部)】
	応援に要した費用は次に掲げるものとし、原則として応援を
	受けた本市が負担する。
	①職員等の応援に要した交通費、諸手当、食料費
	②応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費
	等
	また、指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担につい
	ては、各計画に定めるもののほかは、その都度定めたもの、あ
	るいは事前に相互に協議して定めた方法に従う。
	3 消防機関の応援要請・受入体制の確保
	(1) 応援要請【市(総務部)、下妻消防署、他消防機関】

改 訂 前	改 訂 後
	市は、消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合、
	県内の他の消防機関に対し、茨城県広域消防相互応援協定に基
	づく応援要請を速やかに行うものとする。
	【応援派遣要請を必要とする災害規模】
	①大規模災害または災害の多発等により、災害の防御が困
	難または困難が予想される災害
	②災害が拡大し茨城県内の他市町村または茨城県外に被
	害が及ぶおそれのある災害
	③多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が
	必要な災害
	④特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災
	害
	⑤その他応援派遣要請の必要があると判断される災害
	(2) 応援受入体制の確保【市(総務部)、下妻消防署】
	1) 受入窓口の明確化
	消防応援の受入窓口は、原則的に市総務部消防交通課または
	下妻消防署とする。ただし、災害対策本部が設置された場合
	は、市災害対策本部総務部本部班とする。
	2) 応援隊等の受入体制 <del>施設</del> の整備
	市長は、市外からの応援隊等の応援を速やかに受入れ、消防
	活動を容易にするため、受援計画等に基づき体制をあらかじめ
	整備しておくものとする。
	3) 応援隊との連携

改 訂 前	改 訂 後
	指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、茨城県消防広域応援
	基本計画に基づき、応援隊との連携により効率的な消防活動を
	行う。
	【応援隊との連携を容易にするための措置事項】
	①災害状況の情報提供、連絡・調整(応援部隊指揮本部等の
	設置)
	②応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示(指揮本部と
	代表消防機関協議)
	③部隊の活動、宿営等の拠点の整備・提供(公園等)
	④消防活動資機材の調達・提供
	4) 経費負担
	応援隊が応援活動に要した費用は、原則として応援を受けた
	本市が負担する。
第3 他市町村被災時の応援	第3 他市町村被災時の応援
地震災害対策計画編 第3章 第3節 第3「他市町村被災	
時の応援」を準用する。	■基本事項
	1 趣 旨
	他市町村で発生した災害において、自力による応急対策等が
	困難な場合には、災害時相互応援協定等に基づき、物的・人的
	応援を迅速・的確に実施する。
	2 留意事項 <del>点</del>

改 訂 前	改 訂 後
	(1) 密接な情報交換 災害時の他市町村への応援を効果的に実施するために、平常 時より他市町村と応援についての情報交換を密接に行うことが 必要である。
	(2) 被害情報の収集・伝達体制の整備 応援実施の判断等を迅速に行うためには、他市町村との被害 情報の収集・伝達体制の整備が必要である。
	(3) 職員派遣の際の自己完結型体制の整備 被災地に職員を派遣する際、派遣先から援助を受けることの ないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで、各自で賄 うことができる自己完結型の体制であることが必要である。
	(4) 地域や災害の特性を考慮した派遣職員の選定 市は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した 職員の選定に努めるものとする。
	3 対策項目 他市町村への応援・派遣
	<ul><li>■ 対策</li><li>1 他市町村への応援・派遣</li><li>他市町村において災害が発生し、または発生するおそれがあ</li></ul>

改 訂 前	改 訂 後
	る場合で、自力による応急対策が困難なため応援要請がされた
	場合は、災対法及び災害時相互応援協定に基づき、他市町村に
	対し応援を実施する。ただし、緊急を要し要請を待ついとまが
	ないと認められる場合は、自主的に他市町村に応援を実施す
	る。
	(1) 支援対策本部の設置【市(総務部)】
	他市町村において大規模な災害が発生した場合には、関係部
	局から構成する支援対策本部を速やかに設置し、被災市町村へ
	の物資の供給や職員の派遣等の指示及び調整を行うものとす
	る。
	(2) 被害情報の収集【支援対策本部】
	(2) 被告情報の収集 できません で援を迅速かつ的確に行うため被災都道府
	県へ職員を派遣するなどし、被害情報の収集を速やかに行うも
	のとする。
	(3) 応援の実施【支援対策本部】
	支援対策本部は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を
	行い、被災市町村への職員の派遣、物資の供給等の応援を実施
	する。その際、職員は派遣先において援助を受けることのない
	よう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで、各自で賄うこ
	とができる自己完結型の体制とする。

改 訂 前	改 訂 後
	(4) 被災者受入れ施設の提供等【支援対策本部】
	支援対策本部は、被災市町村の被災者を一時受入れするため
	の公的住宅、医療機関並びに要配慮者を受入れるための社会福
	祉施設等の提供もしくはあっせんを行うものとする。
第3章 災害応急対策計画	第3章 災害応急対策計画
第 4 節 被害軽減対策	第5節 被害軽減対策
第 1 警備対策	第1 警備対策
地震災害対策計画編 第3章 第4節 第1「警護対策」を	
準用する。	■ 基本事項
	大規模災害が発生した場合には、防災関係機関による応急対
	策及び復旧・復興対策を迅速・的確に推進し、災害から市民の生
	命、身体、財産を保護することが極めて重要である。
	発災時の市に係る警察事務に関しては、下妻警察署の災害時
	警備計画に記されており、この計画に沿って警備対策を行う。
	0. 阿辛克茨
	2 留意事項
	(1) 初期的段階においては、被害実態を早期に把握するとともに、
	人命の保護を第一とし、避難誘導、負傷者等の救出救助及び必要
	な交通規制を行う。

改 訂 前	改 訂 後
	(2) 初期的段階以降は、交通の秩序回復、犯罪の予防等各種地域安
	全活動、人心の安心を図るための広報及び情報活動にあたる。
	(3) 関係機関の行う救援復旧活動及び防災活動に対しては、必要
	により所要の警備要員または部隊を派遣して協力支援する。
	3 対策項目
	1 警備体制
	2 警備の実施
	3 警備活動に対する援助要請
	■ 対策
	1 警備体制【県警察本部、下妻警察署】
	(1) 職員の参集、招集
	別に定める「茨城県警察災害警備計画」及び「下妻警察署災
	害警備計画」による。
	(2) 警備本部の設置
	大規模な災害が発生した時は、県警察本部に警備本部を、下
	妻警察署には下妻警察署警備本部を設置し指揮体制を確立す
	る。
	(3) 警備部隊の編成及び配置運用

改 訂 前	改 訂 後
	別に定める「茨城県警察災害警備計画」及び「下妻警察署災
	害警備計画」による。
	2 警備の実施【県警察本部、下妻警察署】
	(1) 被害状況の把握
	被害状況の把握は、次の事項について行う。
	1) 初期的段階における被害状況の把握
	【把握事項】
	①災害の発生状況
	②死傷者等人的被害の発生状況
	③家屋等の倒壊等建物被害の状況
	④住民の避難状況
	⑤主要道路、橋梁及び鉄道の被害状況
	⑥危険物貯蔵所等及び重要施設の被害状況
	⑦電気・上下水道・ガス及び通信施設等ライフラインの
	被害状況
	⑧堤防・護岸等の損壊状況
	2) 初期的段階以降における被害状況の把握
	【把握事項】
	①被災者の動向
	②被災地・避難所等の被害状況及び流言飛語の状況
	③被災道路・橋梁及び鉄道の復旧状況及び見通し
	④電気・上下水道・ガス及び通信施設等ライフラインの
	復旧状況及び見通し

改 訂 前	改 訂 後
	⑤市町村・日本赤十字社・病院等の救護対策の状況
	(2) 救出救助活動等
	大規模な災害発生時等において、速やかに所要の部隊を編成
	し、人命を最優先とした被災者の救出救助活動及び行方不明者
	の捜索活動を実施する。
	また、災害の種別、規模等に応じて必要があると認める時は、
	市と連携して被災地域に居住する住民の安否確認活動を実施す
	る。
	(3) 避難誘導等
	避難誘導等は、緊急性及び重要性を踏まえて次により実施す
	る。
	1) 避難情報発令避 <del>難</del> 時の措置
	市長が避難情報を発令した時は、被災地及びその周辺の災害
	危険箇所等の現状を把握した上で、安全な避難経路を選定し、
	市及び消防の職員等と連携及び協力の上、避難誘導、広報等を
	実施する。
	また、避難のための立退きを行うことにより、かえって危険
	を伴う場合は、屋内での安全確保の措置を考慮する。
	2) 雑踏事故等予想時の措置
	大規模な災害発生時等において、鉄道の途絶、道路の寸断等
	により、駅、大規模集客施設等に帰宅困難者が集中的に滞留し、
	雑踏事故等の発生が予想される時は、施設等の管理者及び防災

改 訂 前	改 訂 後
	関係機関の職員と連携及び協力の上、入場規制、避難所等への
	誘導、広報等を実施する。
	3) 災害危険箇所における災害発生時の措置
	災害危険箇所等について、災害発生が予想される時は、市災
	害対策本部に連絡し、避難情報の発令を促す。
	4) 通報受理時の措置
	災害危険箇所等の管理者等から災害発生等の通報を受けた時
	は、滞在者及び周辺住民の避難誘導、交通規制、立入禁止措置
	等被害の拡大を防止するための措置を講ずる。
	5) 危険性切迫時の措置
	災害発生の危険性が切迫している時は、法令(警察官職務執
	行法)に規定する避難等の措置を講ずる。
	(4) 交通対策
	第3章 第5節 第3「緊急輸送」を準用する。
	(5) 死体の見分及び検視
	大規模な地震発生時等における死体の見分及び検視について
	は、消防及び市等と協力の上、法令等に基づき、迅速かつ的確
	な措置に努める。
	その他、細部は、第3章 第9節 第5「行方不明者の捜索」
	による。
	·
	(6) 地域安全対策

改 訂 前	改 訂 後
	被災地における安全な生活を確保するため、災害の発生に便
	乗するなどの各種犯罪の予防活動等を次により実施する。
	1) 犯罪の予防等
	①地域安全情報の収集、提供
	被災地における各種犯罪の発生状況及び被災地住民の要望な
	ど、各種地域安全情報を収集するとともに、必要な情報を地域
	安全ニュースとして積極的に提供し、被災地における犯罪の未
	然防止等に努める。
	②地域安全活動
	ア 被災地及びその周辺における警戒活動を強化して一
	般防犯活動に努めるとともに、避難場所、食料、救援
	物資、復旧資材その他生活必需物資の集積所等に対す
	る重点的な警戒活動を行う。
	イ 必要により警察安全相談所を開設し、避難行動要支
	援者に対する便宜供与、死傷者の確認、その他の相談
	活動を行う。
	2) 行方不明者の調査及び迷子等の保護
	①行方不明者相談所の開設
	必要に応じ、警察署及び交番その他の場所に、行方不
	明者相談所を開設し、行方不明者の捜索及び要保護者等
	の保護に関する相談活動を行う。
	②要保護者等の措置
	ア 要保護者を保護した時は、避難所、病院その他関係
	機関・施設に対する必要な照会、手配を行い、保護者

改 訂 前	改 訂 後
	等の発見に努める。
	イ 保護した要保護者のうち、保護者等の引取人がない
	者、及びそれが容易に判明しない者については、児童
	相談所、福祉事務所、病院その他の適当な機関もしく
	は施設に通告し、または引き継ぐ。
	③行方不明者に関する届出を受理したときの措置
	ア 行方不明者に関する届出を受理した時は、避難所、
	病院その他関係機関または施設に必要な手配を行うな
	ど、該当者の発見に努める。
	イ 行方不明者が多数に及ぶ時は、必要により部隊を編
	成し、被災地域を重点とした大規模な捜索活動を行い、
	行方不明者の発見に努める。
	3) 流言飛語に対する措置
	災害の発生時には流言飛語が発生して人心の不安を招くほ
	か、各種犯罪を誘発する要因ともなることから、被災地域等の
	住民に対し、災害の実態、避難者の状況、関係防災機関の活動
	状況等の情報を積極的に提供し、住民の不安除去に努める。
	(7) 保安対策
	1) 危険物等への対策
	火薬類、高圧ガス、石油類等の貯蔵、または取扱施設におい
	て、事故の発生、または発生のおそれがある時は、防災関係機
	関と連携を図るほか、所要の部隊を派遣して周辺住民の避難、
	警戒線の設定等の危険予防措置を講ずる。

改 訂 前	改 訂 後
	2) 各種犯罪への対策
	大規模な地震発生後速やかに、所要の部隊を編成し、被災地
	の混乱に乗じた各種犯罪の予防、警戒、取締り等を実施する。
	(8) 防災関係機関に対する協力
	1) 消防活動に対する協力
	消防自動車の通行の確保、警戒区域(警戒線)の設定等にあ
	たっては、警備要員を派遣して協力する。
	2) 水防活動に対する協力
	堤防、護岸の決壊・亀裂等が発生した場合は、必要な警備要
	員を派遣し、水防関係車両の優先通行及び警戒区域内の立入り
	禁止の措置を行うとともに、水防活動に協力する。
	3) その他
	防災関係機関が行う防疫、緊急物資及び救援物資の輸送、道
	路の応急復旧、救護等の活動に対しては、必要により所要の警
	備要員または部隊を派遣して側面から支援する。
	3   警備活動に対する援助要求【県警察本部、下妻警察署】
	(1) 他の都道府県警に対する援助要求
	災害の規模が大きく、被災地域内の警備要員、車両及び資機
	材をもって対処できない時は、茨城県警察本部を通じて警察庁
	または他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊(広域緊急援
	助隊) の派遣等警察法第 60 条第1項の規定による援助要求を行
	う。

改 訂 前	改 訂 後
	(2) 防災関係機関に対する援助要請 警備実施上必要がある時は、防災関係機関に援助要請を行う。 この場合、自衛隊に対しては、 <del>茨城</del> 県災害対策本部を通じて行 い、その他の防災関係機関に対しては当該機関に対し直接行う。
第2 避難勧告・指示・誘導	第2 避難指示、誘導
地震災害対策計画編 第3章 第4節 第2「避難勧告・指	市は、災害に際し、あらかじめ作成した避難誘導に係る計画
示・誘導」を準用する。	(水害と土砂災害、複数河川のはん濫等の複合的な災害の発生
	を考慮する。)に基づき、危険地域の住民等を安全地域に避難さ
	せ、人身被害の軽減を図る。また、災害のために現に被害を受
	け避難しなければならない者を一時的に学校、公民館、神社、
	寺院、公園・緑地等の既存の建物または野外に設置した仮設物
	等に受入れ保護する。
	特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避
	難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水
	害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を
	促進するなど、あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避
	難支援を行うことが重要である。
	また、市は、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場
	合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなく
	なるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達するこ
	とに努めるものとする。さらに、高齢者等の要配慮者に配慮す
	るとともに、避難の長期化等必要に応じた男女のニーズの違い

改 訂 前	改 訂 後
	等男女双方の視点に十分配慮するよう努め、必要に応じ、県の
	「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用を
	図るほか、被災地以外の地域にある施設を含め、旅館やホテル
	等多様な施設の確保に努めるものとする。
	なお、細部については、地震災害対策計画編 第3章 第4
	節 第2「避難指示、誘導」を準用する。
第3 緊急輸送	第3 緊急輸送
地震災害対策計画編 第3章 第4節 第3「緊急輸送」を	
準用する。	■ 基本事項
	1 趣 旨
	災害応急対策の実施において、人員及び救援物資の輸送を迅
	速かつ円滑に行うことは極めて重要である。
	このため、市は災害時の緊急輸送を効率的に行うため、防災
	関係機関と協議の上、指定の緊急輸送道路の被害状況を迅速に
	把握し、必要に応じて啓開作業を行う。また、人員及び物資の
	輸送についての調整、輸送車両等の確保及び救援物資の輸送拠
	点の整備等を行うとともに、緊急交通路の確保、被災地並びに
	その周辺道路の交通渋滞の解消等を目的とした、交通規制を迅
	速・的確に実施する。
	2 留意事項
	(1) 迅速な道路被害状況等の収集
	緊急輸送道路の各管理者は、迅速に緊急輸送道路の応急復旧

改 訂 前	改 訂 後
	に着手することから、災害発生後、防災関係機関と協力し、また、交通情報提供者、トライアル車等を効果的に活用して、迅速に緊急輸送道路及び沿道の被害状況等を収集することが必要である。
	(2) 人員及び資機材等の確保のための建設業者等との協力体制の強化 道路管理者等は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者等との協定の締結に努めるものとする。また、道路啓開等を迅速に行うため、相互の連携のもと、あらかじめ道路啓開等の計画を立案しておくものとする。
	(3) 車両、船舶、ヘリコプターによる総合的な輸送体制の構築 各種災害応急対策を円滑かつ効果的に推進するためには、道 路、河川、ヘリポート等を活用し、災害対策活動の拠点間を効 率的に結ぶ緊急輸送ネットワークの整備などによる総合的な輸 送体制を構築することが必要である。また、災害時の物流拠点 となる施設については、このような輸送手段の連結性を考慮し て整備を進めていくことが必要である。
	(4) 運送事業者等との連携体制の整備 実際の緊急輸送にあたっては、県や市の物資調整業務等への 運送事業者等の参加や、運送事業者等との協定などを通じて、

改 訂 前	改 訂 後
改訂前	改 訂 後 物資輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点としての運送事業者等の施設の活用に努めることが必要である。  (5) 隣接県警察及び防災関係機関との連携 緊急交通路における交通規制等が迅速・的確に実施できるよう、隣接県警察、防災関係機関、道路管理者、隣接市町等と平常時から連絡を密にし、有事における協力体制を確立しておくことが必要である。  (6) 交通規制に関する情報の市民に対する周知措置
	(b) 又通焼制に関する情報の制度に対する周知措置 一般車両等の混乱を防止するため、 ①緊急交通路指定路線及び災害発生時の交通規制内容 ②災害発生時における運転者の採るべき措置 等について、各種広報媒体、パンフレット等により、広く市民に知らせることが必要である。  3 対策項目 1 緊急輸送の実施 2 緊急輸送道路の確保
	2 素芯制送りが低保         3 輸送車両、ヘリコプターの確保         4 緊急輸送状況の把握         5 交通規制

改 訂 前	改 訂 後
	■ 対 策
	1 緊急輸送の実施
	緊急輸送は次の優先順位に従って行う。
	(1) 総括的に優先されるもの
	①人命の救助、安全の確保
	②被害の拡大防止
	③災害応急対策の円滑な実施
	(2) 災害発生後の各段階において優先されるもの
	1) 第1段階(災害発生直後の初動期)
	①救助・救急活動、医療活動等人命救助に要する人員、
	物資
	②消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
	③被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者
	④自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員
	等、初動期の応急対策要員及び物資
	⑤緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交
	通規制等に必要な人員、物資
	2) 第2段階(応急対策活動期)
	①前記 1) の続行
	②食料、水等生命の維持に必要な物資
	③傷病者及び被災地外へ退去する被災者
	④輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

## 第3章 災害応急対策計画

改 訂 前	改 訂 後
	3) 第3段階(復旧活動期)
	①前記 2) の続行
	②災害復旧に必要な人員、物資
	③生活用品
	④郵便物
	⑤廃棄物の搬出
	2 緊急輸送道路の確保
	(1) 被害状況の把握【市建設部)、道路管理者】
	市及び各道路管理者は、所管する緊急輸送道路の被害状況、
	緊急輸送道路上の障害物の状況を把握するため、県防災ヘリコ
	プター、トライアル車等を効果的に活用し、速やかに調査を実
	施するとともに、災害応急対策を実施する防災関係機関に対し
	調査結果を伝達する。また、防災関係機関に対して把握した道
	路の被害状況等の情報を提供するよう要請する。
	(2) 緊急輸送道路啓開の実施【市(建設部)】
	市は、行政区域内の緊急輸送道路の被害状況、緊急輸送道路
	上の障害物の状況を把握し、速やかに県土木・工事事務所(常
	総工事事務所)に報告するとともに、所管する緊急輸送道路に
	ついては、啓開作業を実施する。
	(3) 放置車両対策【市(総務部、建設部)、道路管理者】
	市及び各道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生

改 訂 前	改 訂 後
	し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある時
	は、防災関係機関と協力して、運転者等に対し車両の移動等の
	命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道
	路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。
	(4) 啓開資機材の確保【市(建設部)、道路管理者】
	市及び各道路管理者は、建設業者等との災害協定等に基づ
	き、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものと
	する。
	3 輸送車両、ヘリコプターの確保
	(1) 車両、ヘリコプターの調達【県、市(各部)】
	県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認める
	時は、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関
	に対し、運送すべき物資または資材並びに運送すべき場所及び
	期日を示して、必要な物資または資材の運送を要請するものと
	する。
	市は、本計画に基づき、車両等の調達先、予定数を明確にし
	ておくとともに、災害発生時に必要とする車両等が調達不能と
	なった場合、県に対して調達・あっせんを要請する。
	(2) 輸送車両等の配車【市(各部)】
	輸送車両等の配車手続きの流れは、以下のとおり。
	1) 配 車

改 訂 前	改 訂 後
	各部への車両等の配分は、使用できる車両数及び実施する災
	害応急対策の緊急度や重要度等を勘案して定める。
	2) 配車手続き
	各部は必要とする車両等の請求を総務部財務班に提出し、総
	務部財務班は所要車両等を請求部局に引き渡す。
	3) 料金の支払い
	調達した車両等の料金については、総務部会計班において支
	払い手続きを行う。
	(3) 緊急通行車両の確認(緊急通行車両標章及び証明書の交付
	【県、県警察本部、市(総務部)】
	災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資
	の緊急輸送及びその他の災害応急対策を実施するため運転中の
	車両(道路交通法に規定する緊急自動車を除く。)について、
	緊急通行車両としての申請に基づき、緊急通行車両標章及び証
	明書を以下の手続きにより適正に交付する。
	①緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用者は、
	県知事または県公安委員会に対し、緊急通行車両確認
	申請書により当該車両が緊急通行車両であることの
	確認を求めるものとする。
	②前記により確認した時は、県知事または県公安委員会
	は、緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用者
	に対し、災対法施行規則第6条に規定する標章及び証
	明書を交付する。

改 訂 前	改 訂 後
	③交付を受けた標章は当該車両の前面の見やすい部位
	に表示する。なお、緊急通行車両の標章及び証明書の
	様式は、資料編「緊急通行車両確認証明書等」のとお
	りである。
	④県公安委員会は、緊急通行車両についてあらかじめ災
	害応急対策用として届出があった場合、事前に審査
	し、災害時に速やかに標章等の交付を図るものとす
	る。また、この事前届け出の取扱いについて、災害応
	急対策に携わる見込みのある者に対し、平常時から周
	知に努める。
	4 緊急輸送状況の把握【市(各部)】
	市は、緊急輸送道路・緊急交通路の応急復旧状況、交通規制
	の状況、交通量の状況等の情報を、県及び関係機関等から入手
	してとりまとめ、各部で共有するとともに防災関係機関や緊急
	輸送主体からの問い合わせに対応できるよう努める。
	5 交通規制
	(1) 初動期及び応急対策活動期【県警察本部、下妻警察署】
	1)被災地への流入車両の制限
	災害発生直後において、速やかに被災地を中心としたおおむ
	ね 30 km地点の主要交差点において、被災地方面に進行する緊
	急通行車両以外の通行を禁止または制限する。
	2) 緊急交通路の交通規制

改 訂 前	改 訂 後
	災対法の規定に基づき、被災者の救難、救助のための人員の
	輸送車両、緊急物資輸送車両等緊急通行車両の円滑な通行を確
	保するため、緊急通行車両以外の通行を禁止または制限する。
	同法の規定に基づく標識の様式は、次のとおりである。
	図
	備考1 色彩は文字、縁線及び区分線を青色、斜めの線及び枠
	を赤色、地を白色とする。
	2 縁線及び区分線の太さは、1 cm とする。
	3 図示の長さの単位は、cmとする。
	4 道路の形状または交通の状況により特別の必要がある
	場合にあっては、図形の寸法の2倍まで拡大し、また
	は図形の寸法の2分の1まで縮小することができる。
	なお、被災想定地区ごとの緊急交通路指定予定路線は、次の
	とおりである。
	【緊急交通路指定予定路線】
	常磐道、東関道、北関東道、圏央道、東水戸道路、常
	陸那珂道路、日立有料道路
	3) 区域指定による規制
	災害状況により、災害現場及びその周辺の道路すべてを緊急
	輸送のため確保することが必要な場合には、その必要な区域を
	   指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止または制限す
	。 る。

改 訂 前	改 訂 後
	4) 緊急交通路等における警察官等の措置
	警察官は、緊急交通路等に放置車両その他交通障害となる車
	両その他の物件がある場合は、直ちに立退き・撤去の広報・指
	示を行う。また、著しく障害となる車両その他の物件について
	は、道路管理者等の協力を得て排除するほか、状況により必要
	な措置を講じるものとする。
	なお、災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官及び消防吏員
	は、警察官がその場にいない場合に限り、警察官の職務を代行
	するものとし、自衛隊、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確
	保するため必要な措置を実施する。
	5) 広報活動
	交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報につい
	て、交通情報板、警察車両、立看板、横断幕、現場の警察官に
	よる広報のほか、テレビ、ラジオ等のあらゆる広報媒体を通じ
	て、ドライバーをはじめ居住者等広く市民に周知する。
	(2) 復旧活動期【県警察本部、下妻警察署】
	1)復旧・復興のための輸送路の交通規制
	緊急交通路については、被災地における活動が、災害応急対
	策から復旧・復興対策に重点が移行する段階においては、災害
	の状況、災害応急対策の状況等を勘案して漸次見直しを行い、
	復旧・復興のための輸送路(復旧、復興関連物資輸送ルート)と
	して運用する。
	この場合、復旧・復興の円滑化のため、原則として、復旧・

改 訂 前	改 訂 後
	復興関連物資輸送車両以外の車両の通行を禁止または制限す
	る。
	2) 応急対策活動期の交通規制の見直し
	緊急交通路のほか、応急対策活動期から実施中の交通規制に
	ついても災害応急対策等の推移を勘案しながら、規制区間、箇
	所等の見直しを行い、実態に即した交通規制を実施する。
	3)広報活動
	復旧・復興期における交通関連情報について、あらゆる広報
	媒体を通じて市民への周知を図る。
	(3) 運転者のとるべき措置【運転者】
	1)走行中の運転者がとるべき行動
	走行中の車両の運転者は、次の要領により行動する。
	①できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停
	止させること
	②停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報
	を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する
	こと
	③車両を置いて避難する時は、できるだけ道路外の場所
	に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難
	する時は、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切
	り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドア
	はロックしないこと
	④駐車する時は、避難する人の通行や災害応急対策の実

改 訂 前	改 訂 後
	施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
	2) 車両による避難
	避難のために車両を使用しない。
	3) 通行禁止区域等内の運転者がとるべき行動
	災対法に基づく交通規制が行われた時には、通行禁止区域等
	(交通規制が行われている区域または道路の区間をいう。以下
	同じ。)における一般車両の通行は禁止または制限されること
	から、同区域等内に至る運転者は次の措置をとる。
	①速やかに、車両を次の場所に移動させること
	⑦道路の区間を指定して交通の規制が行われた時は、
	規制が行われている道路の区間以外の場所
	<ul><li>①区域を指定して交通の規制が行われた時は、道路外</li></ul>
	の場所
	②速やかな移動が困難な時は、車両をできる限り道路の
	左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨
	害とならない方法により駐車すること
	③通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けた時
	は、その指示に従って車両を移動または駐車するこ
	と。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者
	が現場にいないために措置することができなかった
	りした時は、警察官が自らその措置をとることがあ
	り、この場合、やむを得ない限度において、車両等を
	破損することがある。

## 第3章 災害応急対策計画

改 訂 前	改 訂 後
	■ 資料編 「緊急輸送車両確認証明書等」
第4 水防計画	第4 水防計画
■ 基本事項	■ 基本事項
1 趣旨	1 趣 旨
水防は市長及び県知事の定める水防計画及び本計画の定める	水防は市長及び県知事の定める水防計画及び本計画の定める
ところにより行う。なお、当該区域に係る水防計画の作成及び、	ところにより行う。なお、当該区域に係る水防計画の作成及び、
水害防御に関しては次に定めるところにより行う。	水害防御に関しては次に定めるところにより行う。
2 対策項目	2 対策項目
1 水防の責任	1 水防の責任
2 指定水防管理団体	2 指定水防管理団体
3 市の水防組織	3 市の水防組織
■対策	┃■ 対 策
1 水防の責任	1 水防の責任
(1) 市の責任(水防法第3条)【市(関係各部)】	(1) 市の責任(水防法第3条)【市(各部)】
市は、管轄区域内の水防活動が十分に行われるよう次の事項	市は、管轄区域内の水防活動が十分に行われるよう次の事項
を整備確立し、その責任を果たさなければならない。	を整備、確立し、その責任を果たさなければならない。
【整備確立する事項】	1) 水防組織の確立
1) 水防組織の確立	2) 水防団、消防団の整備
2) 水防団、消防団の整備	3) 水防倉庫、資機材の整備

### 改 訂 前

- 3) 水防倉庫、資機材の整備
- 4) 通信連絡系統の確立
- 5) 平常時における河川、海岸、堤防、ため池等の巡視
- 6) 水防時における適切な水防活動の実施
- (ア) 水防に要する費用の確保
- (イ) 水防団または消防団の出動体制の確保
- (ウ) 通信網の再点検
- (エ) 水防資機材の整備、点検及び調達並びに輸送の確保
- (オ) 雨量、水位観測を的確に行うこと
- (カ) 農業用取水堰及び水閘門、ため池等の操作
- (キ) 堤防、ため池等決壊及び決壊後の措置を講ずること
- (ク) 水防上緊急に必要あるときの公用負担権限の行使
- (ケ) 住民の水防活動従事の指示
- (コ) 警察官の出動を要請すること
- (サ) 避難のための立退きの指示
- (シ) 水防管理団体相互の協力応援
- (ス) 水防解除の指示
- (t) 水防てん末報告書の提出

なお、市は、上記のほかに義務として次の事項を必ず行わな ければならない。

【市の義務】

# 改 訂 後

- 4) 通信連絡系統の確立
- 5) 平常時における河川、海岸、堤防、ため池等の巡視
- 6) 水防時における適切な水防活動の実施
- (ア) 水防に要する費用の確保
- (イ) 水防団または消防団の出動体制の確保
- (ウ) 通信網の再点検
- (エ) 水防資機材の整備、点検及び調達並びに輸送の確保
- (オ) 雨量、水位観測を的確に行うこと
- (カ) 農業用取水堰及び水閘門、ため池等の操作
- (キ) 堤防、ため池等決壊及び決壊後の措置を講ずること
- (ク) 水防上緊急に必要あるときの公用負担権限の行使
- (ケ) 住民の水防活動従事の指示
- (コ) 警察官の出動を要請すること
- (サ) 避難のための立退きの指示
- (シ) 水防管理団体相互の協力応援
- (ス) 水防解除の指示
- (セ) 水防てん末報告書の提出

なお、市は、上記のほかに義務として次の事項を必ず行わな ければならない。

①水防機関の整備をすること

### 改 訂 前

改

- ① 水防機関の整備をすること
- ② 水防計画を樹立すること
- ③ 水防団員数を確保すること
- ④ 毎年水防訓練を行うこと

### 

県は、水防管理団体が行う水防活動が十分に行われるよう水 防事務を遂行しなければならない。なお、県の水防事務内容に 関しては、茨城県地域防災計画を参照のこと。

### 2 指定水防管理団体

本市は、水防法第4条に基づき水防上公共の安全に重大な関係があるとして、知事の指定を受けた指定水防管理団体となっている。

### 3 市の水防組織

次の各号の予報及び警報が発せられたときから洪水の危険が 解消されるまでの間、市に水防本部を設置し水防事務を処理す る。なお、水防本部は市災害対策本部が設置されたときは市災 害対策本部組織に統合され、引き続き水防事務に当る。

### 【水防組織】

(1) 水防法第 10 条第 1 項及び第 2 項による予報が発せられたとき。

- ②水防計画を樹立すること
- ③水防団員数を確保すること
- ④毎年水防訓練を行うこと

### (2) 県の責任(水防法第3条の6)-----【県】

ĒΤ

後

県は、水防管理団体が行う水防活動が十分に行われるよう水 防事務を遂行しなければならない。なお、県の水防事務内容に 関しては、茨城県地域防災計画(風水害等対策計画編)を参照 のこと

### 2 指定水防管理団体

本市は、水防法第4条に基づき水防上公共の安全に重大な関係があるとして、知事の指定を受けた指定水防管理団体となっている。

### 3 市の水防組織

次の各号の予報及び警報が発せられた時から洪水の危険が解消されるまでの間、市は水防本部を設置し、水防事務を処理する。なお、水防本部は、市災害対策本部が設置された時は市災害対策本部組織に統合され、引き続き水防事務にあたる。

- (1) 水防法第10条第1項及び第2項による予報が発せられた時
- (2) 水防法第16条による水防警報が発せられた時

### 第3章 災害応急対策計画

### 下妻市地域防災計画 風水害対策計画編 新旧対照表

### 改 訂 前

- (2) 水防法第 16 条 1 項による水防警報が発せられたと き。
- (3) 気象業務法第 13 条による予報及び警報が発せられたとき。
- (4) 市長が水防上必要と認めたとき。

#### 【水防本部】

1 組織 3	1)	本部長	副市長
	2)	副本部長	教育長
	2) 未如目	<del>人</del> 如 昌	各部長及び予め定められた職
	3)	3) 本部員	員、防災関係部署、消防団長

# 改 訂 後

- (3) 気象業務法第14条の2による予報及び警報が発せられた時
- (4) 市長が水防上必要と認めた時

### (1) 災害対策本部

	本部長	市長
	副本部長	副市長
	шттырх	教育長
		市長公室長
		総務部長
	本部員	市民部長
		保健福祉部長
組織		経済部長
		建設部長
		議会事務局長
		教育部長
		消防署長
		消防団長
		本部長が必要と認めた者(防
		災関係機関職員等)

### 【水防団】

河川等の洪水に際し災害を警戒し、防御するため水防団 を組織し、下妻市消防団員をもって構成する。

### (2) 水防団

河川等の洪水に際し、災害を警戒し防御するため水防団を組織し、下妻市消防団員をもって構成する。

# 改 前 訂 後 訂 改 第5 救助•救急活動、水防活動 第5 消火活動、救助・救急活動、水防活動 地震災害対策計画編 第3章 第4節 第4「消火活動、救 助・救急活動、水防活動」を準用する。 ■ 基本事項 1 趣 旨 大規模な災害による建物の倒壊、がけ崩れなどの災害による 死傷者等をできる限り軽減するため、市及び防災関係機関は相 互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもと に効果的な対策を実施する。 2 留意事項点 (1) 被害情報の早期把握 通信回線が途絶した場合等を想定した情報収集体制を確立 し、被害情報を早期に把握する必要がある。 (2) 災害応急対策活動の優先度をの考慮した対応 大規模な災害では、建物倒壊による救助事案、がけ崩れなど が同時に多発する。特に災害発生初期においては、これらに対 処する要員、資機材、車両等の資源は限られるため、活動の優 先順位を適切に判断し、それに応じた人的・物的資源の配分を 的確に<del>配分</del>する必要がある。 (3) 応援隊との連携 大規模な災害では、被災地域のみでの対応は困難であるた め、他地域からの応援隊との連携をいかにうまくとって対応す

改 訂 前	改 訂 後
	るかが鍵となる。このため、早期に指揮系統、役割分担や活動 地域、情報伝達方法及び連携協力要領などを明確にし、混乱な く効率的な対策活動を行うことが必要である。
	(4) 活動障害発生をの考慮した対応 発災直後の混乱期には消火栓の水圧低下による使用不能や、 道路通行支障による緊急車両の到着遅れなどの、様々な障害が 発生することがある。このため、あらかじめ発生が予想される 障害への対策を検討しておくとともに、災害時は臨機応変な活動を実施する必要がある。
	(5) 住民及び自主防災組織等による防災行動の呼びかけ 大規模な災害が発生した際の死傷者の発生を予防し、拡大を 防ぐためには、被災地域の住民や自主防災組織等による防災行 動が極めて重要である。このため、市及び消防は災害発生後直 ちに住民等に対し、安全を確保しつつ、救助・救急等の活動を 行い、被害の発生と拡大の防止に努めるよう呼びかける。
	3 対策項目         1 救助・救急活動         2 水防活動         3 危険区域の調査及び被害想定図の作成         4 消防通信体制の確立

改 訂 前	改 訂 後
	■ 対策
	1 救助・救急活動
	(1) 消防署、消防団による救助・救急活動【下妻消防署】
	1) 情報収集、伝達
	①被害状況の把握
	119 番通報、駆け込み通報、参集職員からの被害の状況
	を総合的に把握し、初動体制を整える。
	②災害状況の報告
	消防署長は、被害の状況を市長及び茨城西南広域消防本
	部長に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅
	れのないよう努める。
	2) 救助・救急要請への対応
	発災後、多発すると予想される救助・救急要請に対して、あ
	らかじめ定めた救助・救急計画に基づき次の組織的な対策をと
	る。
	①救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、
	その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせる
	とともに、他の防災関係機関との連携の上実施する。
	②同時に多数の救助・救急事案が発生した場合は、収集
	した情報を総合的に判断し緊急度、重症度等を勘案し
	て救助・救急活動を行う。
	3) 救助資機材の調達
	家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対

改 訂 前	改 訂 後
	応困難な被害が生じた時は、民間の建設業者等の協力を得て迅
	速な救助活動を行う。
	4) 応急救護所の設置
	災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、自
	主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者の応急手
	当、トリアージを行う。
	5) 後方医療機関への搬送
	①応急救護所ではトリアージの結果によって、傷病者の
	傷病程度に応じ必要な応急手当を行い医療機関に搬
	送する。
	②消防署、消防団は、搬送先の医療機関が施設・設備の
	被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合
	も考えられるため、いばらき消防指令センター等か
	ら、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救護
	班、救急隊に対して情報伝達する。
	③県防災ヘリコプターによる重篤傷病者等の搬送につ
	いて、搬送体制の整備を行い、積極的に活用を図る。
	6)応援派遣要請
	下妻消防署は自らの消防力で十分な活動が困難である場合に
	は、消防相互応援協定に基づき代表消防本部を通じて他の消防
	本部に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基
	づく応援をもってしても対応できない時は、代表消防本部は、
	県知事に対し、電話等により他都道府県への応援要請を依頼す
	る。

改 訂 前	改 訂 後
	7) 応援隊の派遣
	下妻消防署は、消防相互応援協定及び県知事の指示により、
	また緊急消防援助隊の一部として、救助隊、救急隊を被災地に
	派遣し、現地の救助・救急活動を応援する。特に、近隣都県で
	の被害に対してはあらかじめ定めた救助・救急計画等により直
	ちに出動できる体制を確保する。
	(2) 自主防災組織等による救助・救急活動
	【自主防災組織、住民】
	住民及び自主防災組織等は、自発的に被災者の救助・救急活
	動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各防災関係機関
	に協力するよう努める。
	3 水防活動
	災害時における水防活動は、茨城県地域防災計画及び県水防
	計画、水防管理者が定める水防計画によるほか、本計画の定め
	るところによる。
	(1) 市の措置【市(総務部、建設部)】
	災害時には、ため池、河川等の堤防の決壊、または放流によ
	る洪水の発生が予想されるので、市長は、水防計画またはその
	他水防に関する計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御
	体制を強化するとともに、水防活動にあたっては、ダム、堤防
	等の施設の管理者、警察・消防の各防災関係機関及び自主防災

改 訂 前	改 訂 後
	組織等との連携を密にし、特に避難及び被災者の救出に重点を
	置く。
	(2) その他の措置
	1)施設の管理者【市( <del>経済</del> 建設部)、水防施設管理者】
	ため池、堤防、水閘門等の管理者は、洪水などの危険がある
	と判断した時には、直ちに施設の巡視、点検を行い、被害の有
	無、予想される危険等を把握し、必要に応じ防災関係機関及び
	地域住民に連絡するとともに、ダム、水閘門等の操作体制を整
	え、状況により適切な開閉等の措置を講じる。
	2) 水防警報【県、国】
	国土交通省及び県は、ダムからの事前放流、ダム等が決壊し
	または決壊が予想され、洪水などの危険があると認める時に
	は、迅速・的確に水防警報を発表するとともに、防災関係機関
	に伝達し、地域住民に周知させる。
	4 危険区域の調査及び被害想定図の作成
	【市(総務部、 <del>経済</del> 建設部)】
	市は、市域内における防災上危険な地域のうち、次に掲げる
	危険区域についてあらかじめ調査し、必要に応じ具体的な被害
	想定図を作成して消防活動の円滑な実施に努める。
	①住宅密集地帯の火災危険区域
	②がけ崩れ等の危険区域
	③浸水危険区域

## 第3章 災害応急対策計画

改 訂 前	改 訂 後
	④特殊火災危険区域(高層建築物、地下街、危険物及び放
	射線関係施設等)
	5 消防通信体制の確立
	災害時における市町村間の相互応援が円滑に行われるよう、 通信体制の整備を図る。とくに、消防無線通信については、全
	世信体制の整備を図る。とくに、何め無縁地信については、主 県共通波の活用を図ることとし、この運用等にあたり県は、必
	要な指導・助言を行うよう努める。なお、有線通信について
	も、市は相互に専用線の確保に努める。
	3, 4, 4, 4, 4, 4, 4, 4, 4, 4, 4, 4, 4, 4,
	   ■ 資料編 「消防関係施設一覧」
	■ 資料編 「消防施設及び資機材」
第6 応急医療	第6 応急医療
地震災害対策計画編 第3章 第4節 第5「応急医療」を	
準用する。	■基本事項
	1 趣旨
	災害発生時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護を
	必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害 時における応急医療体制を確立し、関係医療機関及び各防災関
	「特にわける心忌医療体制を確立し、関係医療機関及い各的火関 係機関との密接な連携のもとに一刻も速い医療救護活動を行
	2 留意事項 <del>点</del>

改 訂 前	改 訂 後
	(1) 地域レベルでの災害対策の強化
	市は、保健医療行政の第一線機関である保健所や、地域の医
	療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、消防本部
	等の防災関係機関と連携し、医療救護に関する情報を収集する
	とともに、県災害対策本部保健福祉部等と連携を図りながら、
	医療救護チーム、災害派遣医療チーム(DMAT)及び災害派
	遣精神医療チーム(DPAT)(以下「DMAT等」とい
	う。)の配置調整等を行う必要がある。
	(2) 情報途絶を前提とした医療救護体制の確立
	浸水等による医療施設の被災による医療機能の低下及び情報
	通信設備の損傷によるアクセス障害を前提とした医療救護体制
	を構築する必要がある。
	(3) 後方搬送体制の確立
	傷病者搬送を円滑に行うため、消防機関と医療機関との間に
	おいて災害に強い通信手段を確保する。また、消防機関以外の
	車両等を使った搬送手段の確保やヘリコプターによる広域医療
	搬送体制を確立する必要がある。
	(4) 医療ボランティアの確保
	災害における多数の傷病者に対する医療救護活動において
	は、あらかじめ計画された医療救護チームやDMATだけでは
	十分な対応が困難になることが予想されるため、医療ボランテ

改 訂 前	改 訂 後
	ィアを確保し、災害時に迅速に対応できる体制を整備する必要
	がある。
	3 対策活動項目
	1 応急医療体制の確保
	2 応急医療活動
	3 後方支援活動
	■ 対 策
	1 応急医療体制の確保
	(1) 初動体制の確保【医療機関】
	災害時に迅速かつ的確に救援・救助を行うため、市の災害対
	策本部設置に併せ、各医療機関、医療関係団体においても災害
	対策部門を設置し、初動体制を整える。
	また、全ての医療関係者は、可能な手段を用いて迅速かつ正
	確な情報の把握に努め、被災により医療機能の一部を失った場
	合においても可能な限り医療の継続を図る。また、自らの施設
	において医療の継続が困難と認めた場合には、自発的に医療救
	護所等に参集するなど応急医療の実施に協力するよう努めるも
	のとする。
	(2) 現地対策班の設置等【県】
	県における、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動
	に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調

改 訂 前	改 訂 後
	整を遅滞なく行うための本部(「保健医療調整本部」)の役割
	は、県災害対策本部保健福祉部が担うものとする。
	また、県は、保健福祉部に、茨城県災害医療コーディネータ
	ーを招聘して、医療救護活動に係る助言・調整等を要請する。
	保健福祉部長は、被災地域内の保健所ごとに各保健所長を長
	とする現地対策班を設置し、保健所長は地域災害医療コーディ
	ネーターを招聘して、災害医療情報の収集・提供、防災関係機
	関との連絡調整、医療救護チーム等の配置調整等の現地業務を
	効率的に遂行する。
	(3) 災害医療コーディネート体制の確保【県】
	県は、被災地において、必要とされる医療が迅速かつ的確に
	提供できる体制の構築を図るため、茨城県災害医療コーディネ
	ーター及び地域災害医療コーディネーターを設置する。
	茨城県災害医療コーディネーターは、県の要請により県災害
	対策本部保健福祉部に出務し、地域災害医療コーディネーター
	は、県の要請により県災害対策本部保健福祉部保健所現地対策
	班に出務する。なお、茨城県災害医療コーディネーターと地域
	災害医療コーディネーターは、相互に連携・協力して業務を行
	うものとする。
	(4) 医療救護チーム・DMAT等の編成、派遣
	【国、県、市(保健福祉部)、医療機関】
	市長は、必要に応じて医療救護班を編成し出動するととも

改 訂 前	改 訂 後
	に、災害の種類及び程度により地区医師会に出動を要請し、災
	害の程度に即応した医療救護活動を行う。
	また、災害の程度により市の能力をもってしては十分な医療
	救護活動ができないと認められる時は、県及び防災関係機関に
	協力を要請する。
	県は、市から医療救護に関する協力要請があった時、または
	医療救護を必要と認めた時は、県立病院をはじめ国立病院機構
	病院、日赤茨城県支部、県医師会、県歯科医師会等関係団体、
	災害拠点病院及びDMAT指定医療機関に対し協力を要請す
	る。
	また、必要に応じ、国及び県医師会を通じ日本医師会の災害
	医療チーム(以下「JMAT」という。) の派遣を要請する。
	なお、DMATによる活動と並行して、また、DMAT活動
	の終了以降、JMAT、日本赤十字社、独立行政法人国立病院
	機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日
	本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等
	からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所
	も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図る。そ
	の調整にあたっては災害医療コーディネーターを活用し、医療
	チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被
	災地における引継ぎを適切に行う。
	日赤茨城県支部は、県の要請または自主的な判断に基づき、
	医療救護班を派遣する。医療救護班は「災害救助法に基づく委
	託契約書」の定めにより救護活動を行うものとする。なお、他

改 訂 前	改 訂 後
	都道府県支部からの応援救護班の行動等については、県支部救護班と同様の取扱いとする。 また、日赤茨城県支部職員及び日赤災害医療コーディネートチームを県災害対策本部保健福祉部に派遣し、県災害医療コーディネーター等と協議・調整等を行う。
	(5) 医療救護所の設置
	2 応急医療活動 (1) 医療施設による医療活動【医療機関】 被災地域内の国立病院機構病院、国立大学法人病院、公立病院、日赤病院及び災害拠点病院等は、設備・人員等において患者の急増に即応できる体制を確保するとともに、トリアージを効果的に実施する。
	<ul><li>(2) 医療救護チーム・DMAT等による医療活動</li><li>【県、市(保健福祉部)、医療機関】</li><li>1) 医療救護チーム・DMAT等の輸送</li></ul>

改 訂 前	改 訂 後
	医療救護チーム・DMAT等は、自らの移動手段の確保等に
	努めるものとする。
	市は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、県が派遣する
	医療救護チーム・DMAT等の輸送にあたっては、輸送手段の
	優先的確保など特段の配慮を行う。
	2) 医療救護チーム・DMAT等の配置
	県DMAT調整本部及び県DPAT調整本部は、県及び市の
	災害対策本部等と調整の上、DMAT等を被災地等に派遣・配
	置する。
	また、県は、病院等から派遣されてきた医療救護チーム(日
	赤救護班、国立病院や県医師会等による医療救護チーム、JM
	AT等)を、市災害対策本部等と協議しながら県保健福祉部及
	び保健所等において調整した上で、被災地の医療救護所、病院
	等に配置する。
	災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン
	は、調整・配置についての助言を行うものとする。
	3) 医療救護チームの業務
	医療救護チーム(日赤救護班、国立病院や県医師会等による
	医療救護チーム、JMAT等)は、次の活動を実施する。
	①被災者のスクリーニング(症状判別)
	②傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
	③医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
	④死亡の確認
	⑤死体の検案

改 訂 前	改 訂 後
	⑥その他状況に応じた処置
	4) DMAT等の業務
	DMAT等は、被災地における活動(域内搬送病院内支援、
	現場活動を含む。)及び広域医療搬送を行う。
	当医療圏では、茨城県西部メディカルセンターにDMATが
	待機しており、県の要請を受け大規模災害時には現場に出動
	し、救急救命処置とトリアージ、さらに後方病院への迅速な搬
	送を担当することとなっている。
	5) 巡回相談チーム・ボランティアとの連携
	医療救護チームは、被災者の健康相談を行うために医師及び
	保健師等で構成された巡回相談チームやボランティアとの連携
	を図り、医療を必要とする被災者の情報収集に努め、医療活動
	を行う。
	(3) ドクターヘリの活用
	県及び基地病院は、被災地域等にドクターへリを派遣し、救
	命医療及び患者の搬送を行う。
	(4) 医薬品等の供給
	県及び市は、医療機関や救護所で活動している医療救護チー
	ムから医薬品等の供給要請があった場合は、茨城県医薬品卸業
	組合、日本産業・医療ガス協会関東支部または茨城県医療機器
	販売業協会に連絡し、流通備蓄している災害用品等を速やかに
	供給するものとする。また、輸血用血液製剤については、茨城

改 訂 前	改 訂 後
	県赤十字血液センターが供給する。
	なお、医薬品等の陸路での供給が困難な場合には、県は速や
	かにヘリコプターによる搬送の措置を講じる。
	3 後方支援活動
	(1) 患者受入れ先病院の確保【県、下妻消防署、医療機関】
	1)後方医療施設の確保
	医療救護所では対応できない重傷者については、後方医療施
	設(被災をまぬがれた全医療施設)に搬送し、入院・治療等の医
	療救護を行う。
	県は、広域災害救急医療情報システム(EMIS)を中心と
	して、県全域の救急医療施設の応需情報などを収集・提供し、
	これにより消防機関は重傷者を搬送するための応需可能な後方
	医療施設を選定する。
	2) 被災病院等の入院患者の受入れ
	県は、県内外の病院等における患者受入れ可否についての情
	報を逐次収集し、各病院等に情報提供する。病院等は、被災に
	より当該施設の入院患者に継続して医療を提供できない場合、
	あるいは治療困難等により被災地域外の後方医療施設へ重傷者
	を転院搬送する必要性が生じた場合は、この情報に基づき、病
	院等間で転院調整を図るよう努めるものとし、病院等間での調
	整が困難な時は、県に調整を要請する。
	県は、病院等からの要請を受けて、後方医療機関(精神科病
	院を含む。)の確保に努める。

改 訂 前	改 訂 後
C5X #1 #1/1	(2) 搬送体制の確保

改 訂 前	改 訂 後
	(3) 人工透析の供給等【県、市(保健福祉部)、医療機関】
	1) 人工透析の供給
	透析医療については、慢性透析患者に対し、災害時において
	も継続して提供する必要があるほか、クラッシュ・シンドロー
	ム(長時間、体が挟まれたりして圧迫された場合に筋肉の組織
	が破壊され、その破壊された筋肉から発生した有毒な物質が、
	圧迫が解けた後に、血液中に溶けだして全身にまわる事)によ
	る急性的患者に対して提供することが必要である。県及び市
	は、茨城透析医災害対策連絡協議会と連携し、被災地域内にお
	ける人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況等の
	情報を収集し、透析患者、患者団体及び病院等へ提供するなど
	受療の確保に努める。
	病院等は、断水時にも人工透析医療を継続するため、備蓄や
	災害用井戸等透析用水の確保に努めるものとする。なお、人工
	透析の提供ができなくなった場合は、他の病院等へのあっせん
	に努めるものとし、病院等間での調整が困難な時は、県に調整
	を要請する。
	県は、市及び病院等からの要請を受けて、透析医療機関の確
	保に努める。
	2) 人工呼吸療法、酸素療法、経静脈栄養療法、経管栄養療法
	等
	市は、県、保健所、医療機関、訪問看護ステーション等と協
	力して被災地内の在宅患者等の被災状況を確認するとともに、
	必要に応じ在宅患者のために医療提供を行う。さらに、経静脈

改 訂 前	改 訂 後
	栄養剤、経管栄養剤、人工呼吸用酸素等の医療品に不足があっ
	た場合は、県を通じて医療関係団体(県薬剤師会、日本産業・
	医療ガス協会等)に供給を依頼する。
	また、消防機関への依頼等により適切な患者の搬送を実施す
	る。
	病院等は、人工呼吸器のバッテリー、非常用発電機等を準備
	している場合は、在宅患者への貸し出しを行うほか、人工呼吸
	用酸素等の必要な医療材料についての提供に努める。
	3) 周産期医療
	県は、広域災害救急医療情報システム(EMIS)及び周産
	期センター等から周産期医療機関及び小児医療機関の受入れ状
	況を把握する。また、保健所及び市の保健師は、被災地の小児
	慢性疾患児及び妊婦の巡回相談や訪問指導を実施する。併せ
	て、消防機関への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。
	患者搬送のコーディネート等については、災害時小児周産期
	リエゾンを活用する。
	(4) 医療ボランティア活動【県、医療機関】
	1) 受入れ体制の確保
	災害発生後、直ちに各医療関係団体は医療ボランティア調整
	本部を設置し、医療ボランティア活動を希望する者の登録を行
	い、医療ボランティアを確保する。
	また、その状況を県(保健福祉部現地対策班)に報告する。
	2) 受入れ窓口の運営

改 訂 前	改 訂 後
	各医療関係団体が運営する医療ボランティア調整本部におけ
	る主な活動内容は、次のとおりである。
	①ボランティアの協力依頼、派遣
	②県保健福祉部との連絡調整
	③各種医療関係団体との連絡調整
	3) 医療ボランティアの配置及び活動内容
	県は、医療ボランティアの現地従事に関し、被災地域におけ
	る医療従事者のニーズを把握した上で、各医療ボランティア調
	整本部と必要な調整を行い、応援派遣された医療ボランティア
	を受入れ、被災地内保健所において、必要な医療救護所等に配
	置する。
	医療ボランティアの活動内容は、次のとおりである。
	①医師
	⑦医療救護チームに加わり、医療救護所で診療を行う。
	<ul><li></li></ul>
	⑦後方医療施設において診療を行う。
	田避難所等を巡回し診察等を行う。
	⑦遺体の検案を行う。
	※精神科の医師についてはイ、エの精神科領域を担当
	②看護師
	⑦医療救護チームに加わり、医療救護所で診療補助を行う。
	<ul><li></li></ul>
	⑦後方医療施設において診療補助を行う。
	田避難所等を巡回し診察の補助等を行う。

改 訂 前	改 訂 後
	③臨床検査技師
	⑦被災地の医療機関において臨床検査を行う。
	<ul><li>⑦後方医療施設において臨床検査を行う。</li></ul>
	の避難所等において避難者の血栓症検診等を行う。
	④診療放射線技師
	⑦被災地の医療機関において放射線を用いた検査・治療を
	行う。
	<ul><li>⑦後方医療施設において放射線を用いた検査・治療を行う。</li></ul>
	⑤理学療法士
	⑦被災地の医療機関等において理学療法を行う。
	<ul><li>⑦後方医療施設等において理学療法を行う。</li></ul>
	の避難所等において被災者の健康管理のための運動指導等
	を行う。
	⑥作業療法士
	⑦被災地の医療機関等において作業療法を行う。
	⑦後方医療施設等において作業療法を行う。
	の避難所等において被災者の健康管理のための生活指導
	等を行う。
	⑦薬剤師
	⑦医療救護チームに加わり、医療救護所で調剤業務及び服
	薬指導を行う。
	<ul><li>⑦被災患者の持参薬識別と必要に応じた医師への代替薬</li></ul>
	の提案を行う。なお、薬を滅失した被災患者からは、聞
	き取り情報等により、服用薬の特定を行う。

改 訂 前	改 訂 後
	⑦医薬品集積センターにおいて、医薬品の仕分け・在庫管
	理等の業務を行う。
	国避難者等の健康相談(一般用医薬品の服用に係る相談
	等)を行う。
	⑦避難所等において、環境検査、飲料水の検査等の衛生管
	理を行う。
	8保健師
	避難所等を巡回し、被災者の健康管理や栄養指導を行うと
	ともに、医療ニーズを把握し、医療救護チームに連絡する。
	⑨助産師
	避難所等において母子の健康指導・育児相談等を行う。
	⑩栄養士
	避難所等を巡回し、給食の管理や被災者の栄養指導を
	行う。
	⑪歯科医師
	避難所等を巡回し、被災者の歯科診療を行う。
	⑫歯科衛生士
	避難所等を巡回し、被災者の歯科診療の補助、口腔ケア
	指導等を行う。
	⑬歯科技工士
	避難所等において歯科医師の指示を受け歯科技工物の
	簡易な修理等を行う。
	⑭精神保健福祉士

改 訂 前	改 訂 後
	被災地の精神科病院、精神障がい者福祉施設等におい
	て精神障がい者の相談・援助を行う。
	⑮臨床心理士
	⑦避難所等を巡回し、被災者の心の相談を行う。
	<ul><li>①県、市町村が設置する心の相談窓口において相談を行</li></ul>
	う。
	⑦災害対策要員のメンタルケアを行う。
	<b>⑯あん摩マッサージ指圧師</b>
	避難所等において、あん摩マッサージ指圧の施術を行う。
	⑪はり師
	避難所等において、はりの施術を行う。
	⑱きゅう師
	避難所等において、きゅうの施術を行う。
	■ 資料編 「救急告示病院」
	■ 資料編 「災害拠点病院」
第7 交通計画	第7 交通計画
■ 基本事項	■ 基本事項
1 趣旨	1 趣 旨
災害により道路、橋梁等の道路施設に被害が発生し、交通の	災害により道路、橋梁等の道路施設に被害が発生し、交通の
安全と施設保全上必要があると認められるとき、または交通の	安全と施設保全上必要があると認められる時、または交通の混

#### 下妻市地域防災計画 風水害対策計画編 新旧対照表

#### 改 訂 前

改 訂 後 乱により応急対策に支障をきたすおそれがある時の交通規制並

混乱により応急対策に支障をきたすおそれがあるときの交通規 制並びにこれに関連した応急の対策は、本計画の定めるところ

による。

#### 2 対策項目

- 1 規制の種別等
- 2 発見者の通知
- 3 各機関別実施者
- 4 道路、橋梁の応急対策
- 5 関東鉄道の汙回計画

#### ■ 対策

1 規制の種別等

災害時における規制の種別及び根拠は、おおむね次による。

-----【市(経済建設部)、道路管理者】

災害時において道路施設の破損等により施設構造の保全ま たは交通の危険を防止するため必要があるときは、道路管理者 が交通を禁止しまたは制限(重量制限を含む)する。

(2) 道路交通法に基づく規制(同法第4条、5条及び6条)------ │(2) 道路交通法に基づく規制(同法第4条、5条及び6条)------

災害において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円

びにこれに関連した応急の対策は、本計画の定めるところによ る。

#### 2 対策項目

- 1 規制の種別等
- 2 発見者の通知
- 3 各機関別実施者
- 4 道路、橋梁の応急対策
- 5 関東鉄道㈱の迂回計画

#### ■ 対策

1 規制の種別等

災害時における規制の種別及び根拠は、おおむね次による。

-----【市(建設部)、道路管理者】

災害時において道路施設の破損等により施設構造の保全また は交通の危険を防止するため必要がある時は、道路管理者が交 通を禁止し、または制限(重量制限を含む。)する。

-----【県警察本部、公安委員会】

災害において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円

#### 改 訂 前

改 訂 後

滑を図るため必要があると認められるときは、公安委員会、警察署長、警察官(以下「警察関係機関」という。)は、歩行者または車輌の通行を禁止しまたは制限する。

滑を図るため必要があると認められる時は、公安委員会、警察 署長、警察官(以下「警察関係機関」という。)は、歩行者また は車両の通行を禁止し、または制限する。

(3) 災害対策基本法に基づく規制(同法第76条)--【公安委員会】 災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保のため必 要があると認められるときは、公安委員会は緊急通行車両以外

の通行を禁止し、または制限する。

(3) 災害対策基本法に基づく規制(同法第76条)--【公安委員会】 災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保のため必 要があると認められる時は、公安委員会は緊急通行車両以外の

通行を禁止し、または制限する。

- (4) 豪雨・地震等の災害時に、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準及び具体的対策については、「異常気象時における道路通行規制要綱」及び「異常気象時における道路通行規制の強化対策に関する実施要領」に基づき実施する。
- (4) 異常気象時における道路通行規制要綱及び異常気象時における道路通行規制の強化対策に関する実施要領

豪雨・地震等の災害時に、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準及び具体的対策については、「異常気象時における道路通行規制要綱」及び「異常気象時における道路通行規制の強化対策に関する実施要領」に基づき実施する。

道路情報の連絡系統は、次の図のとおりである。

#### 下妻市地域防災計画 風水害対策計画編 新旧対照表

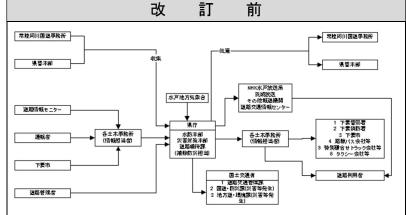


図 道路情報連絡系統図

#### 2 発見者の通知-----【交通災害発見者、警察官】

災害時に道路施設の被害その他により通行が危険であり、または極めて混乱している状態を発見した者は、すみやかに警察官または市長に通知する。

通知を受けた警察官または市長は、相互に連絡するものとする。市長はその路線管理機関にすみやかに通知するものとする。

#### 3 各機関別実施者

(1) 道路管理者----【市(経済建設部)、道路管理者、下妻警察署】 道路施設の被害により危険な状態が予想され、若しくは発見 したとき、または通報等により承知したときは、すみやかに必 要な範囲の規制をする。この場合に警察関係機関と緊密に連絡

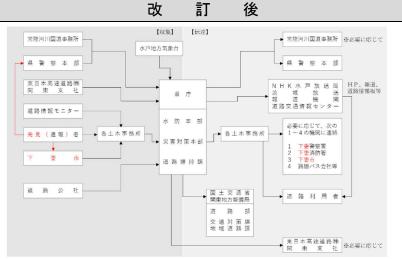


図 県を中心とした道路情報連絡系統図

#### 2 発見者の通知-----【県警察本部】

災害時に道路施設の被害その他により通行が危険であり、または極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに警察官または市長に通知する。

通知を受けた警察官または市長は、相互に連絡するものとする。 市長はその路線管理機関に速やかに通知するものとする。

#### 3 各機関別実施者

(1) 道路管理者------【市(建設部)、道路管理者、下妻警察署】 道路施設の被害により危険な状態が予想され、もしくは発見 した時、または通報等により承知した時は、速やかに必要な範 囲の規制をする。この場合に警察関係機関と緊密に連絡をする

改 訂 前

改 訂 後

をするものとする。

(2) 市-----【市(経済建設部)、下妻警察署】

市以外のものが管理する道路施設でその管理者に通知して 規制をするいとまがないときは、市はただちに警察官に通報し て道路交通法に基づく規制を実施し、または市長が災害対策基 本法第60条により避難の指示をしまたは同法第63条により 警戒区域を設定し、立入を制限し若しくは禁止しまたは退去を 命ずるなどの方法によって応急的な規制を行うものとする。

(3) 警察関係機関-----【公安委員会、県警察本部】

公安委員会、警察署長、警察官等警察関係機関は、道路交通 法に基づき、危険防止及び交通の安全と円滑を図り、または災 害対策基本法第76条による緊急輸送を確保するために、一時 通行を禁止しまたは制限を行う。なお、警察関係機関が行う規 制の細則については、茨城県地域防災計画を参照のこと。

4 道路、橋梁の応急対策-----【市(経済建設部)、道路管理者】 道路、橋梁の被害によって、交通が阻害されることは、災害の 救助作業、復旧作業等に重大な支障をきたす。従って、道路、橋 梁の災害は万難を排して応急処理により交通確保に努める。応 急対策の基本的な構想として、次の段階による対策を考慮する。

【応急対策の基本的な構想】

ものとする。

(2) 市-----【市(建設部)、下妻警察署】

市以外のものが管理する道路施設でその管理者に通知して規制をするいとまがない時は、市はただちに警察官に通報して道路交通法に基づく規制を実施し、または市長が災害対策基本法第60条により避難の指示をし、または同法第63条により警戒区域を設定し、立入を制限、もしくは禁止、または退去を命ずるなどの方法によって応急的な規制を行うものとする。

(3) 警察関係機関-----【公安委員会、県警察本部】

等警察関係機関は、道路交通法に基づき、危険防止及び交通の安全と円滑を図り、または災害対策基本法第76条による緊急輸送を確保するために、一時通行を禁止し、または制限を行う。なお、警察関係機関が行う規制の細則については、茨城県地域防災計画(風水害等対策計画編)を参照のこと

4 道路、橋梁の応急対策-----【市(建設部)、道路管理者】

道路、橋梁の被害によって、交通が阻害されることは、災害の 救助作業、復旧作業等に重大な支障をきたす。従って、道路、橋 梁の応急対策を迅速、適切に実施する必要がある。応急対策の基 本的な構想は以下のとおり。

(1) 市及び工事事務所の職員により交通制限等の処置をする。

する。

#### 下妻市地域防災計画 風水害対策計画編 新旧対照表

#### 改 前 ĒΤ

- (1) 市及び工事事務所の職員により交通制限等の処置を
- (2) 迂回路を確保し、これを表示する。
- (3) 市の管理する交通施設において、被害規模が大きく、 市の能力だけでは十分な応急対策ができないと認め られる場合は、県に援助を要請し、応急対策に当た る。
- (4) 隣接工事事務所または被害の少ない工事事務所から 機械、労力の応援をえて、上記処置にあたる。

#### 5 関東鉄道の迂回計画------【関東鉄道株式会社】

発災時において関東鉄道の鉄道施設に被害が生じ、通常の運 行ができない場合は、バス等代替機関を用いて速やかに迂回路 を確保する。なお、発災時の迂回計画については、関東鉄道で あらかじめ対応計画を作成する。

# 第3章 災害応急対策計画 第5節 被災者生活支援

#### 第1 被災者の把握

地震災害対策計画編 第3章 第5節 第1「被災者の把握」 を準用する。

#### ĒΤ 後 改

- (2) 迂回路を確保し、これを表示する。
- (3) 市の管理する交通施設において、被害規模が大きく、市 の能力だけでは十分な応急対策ができないと認められる 場合は、県に援助を要請する。
- (4) 隣接工事事務所または被害の少ない工事事務所から機 械、労力の応援を得る。

#### 5 関東鉄道株式会社の迂回計画-----【関東鉄道】

発災時において関東鉄道㈱の鉄道施設に被害が生じ、通常の 運行ができない場合は、バス等代替機関を用いて速やかに迂回 路(手段)を確保する。なお、発災時の迂回計画については、関 東鉄道であらかじめ対応計画を作成する。

# 第3章 災害亦急対策計画 第6節 被災者生活支援

#### 第1 被災状況者の把握及び生活再建支援

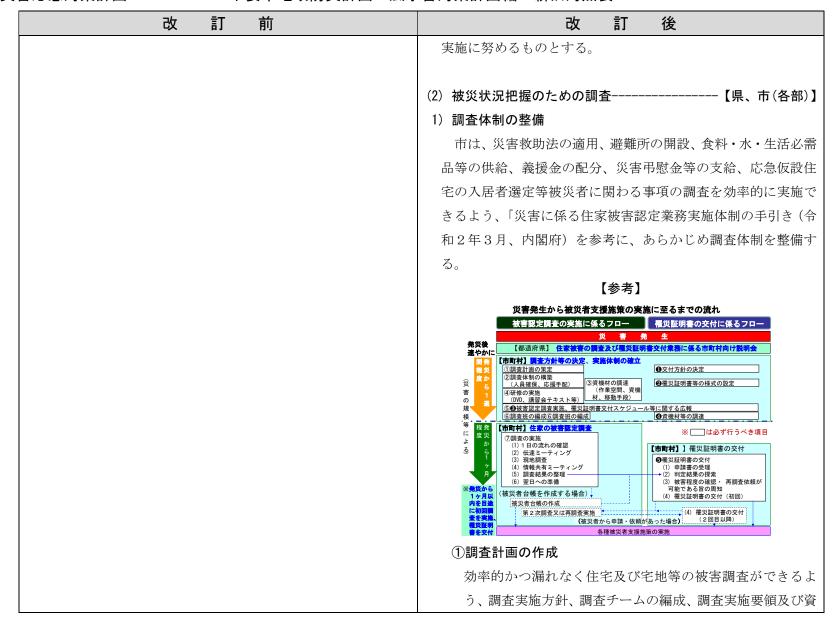
#### ■ 基本事項

#### 1 趣 旨

**地**災害が発生した場合には、迅速かつ的確な災害応急・復旧

改 訂 前	改 訂 後
	対策を推進していくことが必要である。特に、避難所の開設・
	運営、避難者の状況の把握、保健衛生支援、災害救助法の適用、
	救援物資の供給、応急危険度判定・被害認定調査、り災証明の発
	行、応急仮設住宅入居者の選定、義援金の配分、災害弔慰金や
	生活再建支援金の支給など、被災者の避難生活支援や生活再建
	支援に関わる対策については、被災者の状況を十分に把握する
	とともに支援体制を確立し、被災者に寄り添った(実情に即し
	た)対策を推進していくことが重要である。
	2 留意事項
	(1)避難者等の把握
	避難者の状況を迅速かつ的確に把握するため、避難所に登録
	窓口を設置するとともに <del>など</del> 、避難所以外の場所(自宅、車中、
	テント等)で生活し、食料や水等のみを受け取りに来ている被
	災者等に係る情報の早期把握に努めるものとする。
	(2) 被災状況把握のための調査体制の整備
	効率的かつ漏れなく住宅及び宅地等の被害調査ができるよ
	う、調査実施方針、各関係部局の職員、他自治体からの応援職
	員及びボランティア等からなる調査チームの編成、調査実施要
	領及び資器材の調達等を網羅した被害認定調査計画を作成する
	とともに、各調査チームが調査した事項の調査結果を共用化で
	きるようなシステムを構築するなど、あらかじめ調査体制を整
	備しておくことが必要である。

改 訂 前	改 訂 後
	(3) 被災者相談窓口の設置及び広報 住民の被災状況の把握を容易にするとともに被災者の生活再 建等についての不安を軽減するため、被災者の相談窓口を設置 するとともに、市が実施する被害調査並びに罹災証明書の発行、 住宅あっせん及び給付金等の生活再建支援策について広報を行 うことが必要である。  3 対策項目  1 避難所避難者、疎開者、在自宅避難者等の把握 2 被災状況把握のための調査 3 り災証明書の交付
	■ 対策  1 避難者、疎開者、在自宅避難被災者等の把握  (1) 登録窓口の設置及び被災者台帳の作成



改 訂 前	改 訂 後
	器材の調達等を網羅した被害認定調査計画を作成する。
	②調査チームの編成
	各関係部局の職員、他自治体からの応援職員及びボランテ
	ィア等からなる調査チームを地域別に編成し、調査責任者
	を定め調査を行う。
	③調査・報告方法の確立
	調査用紙、報告用紙を作成し、その周知徹底を図るととも
	に、調査方法、報告方法についても、あらかじめ定めておく
	ものとする。
	2) 調査の実施
	市の調査チームは、 1)に基づき調査を実施する。必要があれ
	ば、県に調査を要請する。
	3) 調査結果の報告
	市の調査チームは、調査結果を統括し、災害救助法の適用、
	避難所の開設、食料・水・生活必需品等の供給、義援金品の配
	分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定について、
	関係部局及び県に対し調査結果を報告する。
	2 り災証明書の交付【県、市(市民部)】
	市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種
	の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の
	程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住
	家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付するも
	のとする。

改 訂 前	改 訂 後
	なお、市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危
	険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査
	が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必
	要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等につい
	て、被災者に明確に説明するほか、住家等の被害の程度を調査
	する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写
	真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法
	により実施するものとする。
	また、市では、市民部と建設部等の非常時の情報共有体制に
	ついて、あらかじめ検討し、発災後に応急危険度判定の判定実
	施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実
	施できるよう努めるものとする。
	県は、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の
	交付について、被害の規模と比較して市の体制・資機材のみで
	は不足すると見込まれる場合には、必要な支援を行うとともに、
	定期的に、り災証明の交付に係る業務のノウハウの提供等を実
	施する。
第2 避難生活の確保、健康管理	第2 避難生活の確保、健康管理
地震災害対策計画編 第3章 第5節 第2「避難生活の確	
保、健康管理」を準用する。	■ 基本事項
	1 趣 旨
	災害によって住居等を喪失した被災者に対しては、避難所等
	を開設し一時的に受入れ保護する必要がある。しかしながら、

改 訂 前	改 訂 後
	不特定多数の被災者を受入れる場合、感染症や食中毒の発生及 びプライバシー保護の困難性からくる精神不安定など等の様々 な弊害が現れる。このため、避難所の生活環境の整備を図り、 良好な避難生活の提供及び維持ができるよう、避難所の開設、 運営及び健康管理等に関する業務を積極的に推進していくもの とする。
	2 留意事項 (1) 使用可能施設・設備の把握 災害時において、避難所として使用可能な施設及び設備を、 あらかじめ把握しておく。特に、避難生活に不可欠なトイレ、 手洗い場、床の状態等は詳細に把握し、また、これらについて は、避難生活時にも常に把握しておくことが必要である。
	(2) 協力体制の確保 災害が発生した場合、市職員の被災、参集の遅れ及び膨大な 災害対応業務の発生などにより、市職員のみでは避難所の開 設・運営を行うことが不可能であるため、避難所の開設・運営 時について、自主防災組織等との協力体制の確保に努めること が必要である。また、避難所に指定されている学校について は、任命権者と協議し、負傷した際の補償等を確保した上で、 学校長以下教職員の協力体制を確保しておくことが必要であ る。

改 訂 前	改 訂 後
	(3) 避難者の状態把握
	避難所を円滑に運営するため、避難者の人数、性別、年齢、
	疾病の有無等を把握することが必要である。特に、高齢者等の
	要配慮者については、病状の悪化等に対応するため、その状態
	を詳細に把握することが必要である。
	3 対策項目
	1 避難所の開設・運営
	2 避難所における生活環境の整備
	3 健康管理
	4 精神保健、心のケア対策
	■ 対 策
	1 避難所の開設・運営
	(1) 避難所の開設【市(総務部、保健福祉部、教育部)】
	市は、発災時に、必要に応じて、避難所及び要配慮者のため
	の福祉避難所の開設を決定し、市民等に周知徹底を図るものと
	する。
	また、指定された避難所だけでは施設が量的に不足する場合
	には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に
	対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開
	設する。
	なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協
	力を得て、緊急の避難所を近隣市町村に設けることとする。

改 訂 前	改 訂 後
	さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に
	配慮して、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」
	に基づき、被災地域外の地域にあるものを含め、公共用地等の
	活用や旅館・ホテル等を避難所として借り上げ、実質的に福祉
	避難所として開設するなど、多様な避難所の確保に努めるもの
	とする。
	また、市は、避難所は災害種別に応じて指定がなされている
	こと及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難
	所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から市
	民等への周知徹底に努めるものとする。
	なお、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込ま
	れる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合
	は、あらかじめ避難所に指定されていたとしても原則として開
	設しないものとする。
	1)基本事項
	①対象者
	ア 家が被害を受け、居住の場所を失った者
	イ 現に災害に遭遇(旅館の宿泊人、通行人等)した者
	ウ 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者
	②設置場所
	ア 避難所としてあらかじめ指定している施設
	イ 広域避難地等に設置する小屋、テント等の野外収
	容施設
	③災害救助法による設置費用の範囲及び限度額

改 訂 前	改 訂 後
	ア 費用の範囲
	(7) 賃金職員等雇上費
	(イ) 消耗器材費
	(ウ) 建物の使用謝金
	(エ) 器物の使用謝金、借上費又は購入費
	(オ) 光熱水費
	(カ) 仮設便所等の設置費
	イ 限度額
	(ア) 基本額
	避難所設置費1人1日あたり320円以内
	(1) 加算額
	⑦冬季(10 月~3 月)については、その都度定め
	る額
	⑦福祉避難所の設置のための費用については、当
	該地域における通常の実費
	④設置期間
	災害発生の日から7日以内とする。
	ただし、状況により期間を延長する必要がある場合
	には、県知事の事前承認(内閣総理大臣の同意を含む。)
	を受ける。
	2) 避難所開設の要請
	市は、避難所が不足する場合は、県に対し、避難所の開設及
	び野外収容施設の設置に必要な資材の調達への協力を要請す
	る。

改 訂 前	改 訂 後
	県は、市から要請があった場合、または市からの報告及び被
	害状況により必要だと認められる場合は、他市町村に対し避難
	所開設を指示するとともに、野外収容施設の設置に必要な資材
	の調達を行う。
	3) 避難所開設の報告
	市は、避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報
	告する。
	①避難所開設の目的
	②箇所数及び収容人員
	③開設期間の見込み
	(2) 避難所の運営管理【市(総務部、市民部)】
	市は、避難所の開設に伴い、職員及び自主防災組織・ボラン
	ティアを各避難所に配置し、あらかじめ策定したマニュアルに
	基づいて避難所の運営管理を行う。その際、避難者主体の避難
	所運営体制の構築及び女性の参画を推進し、以下のような女性
	の視点を踏まえた運営や避難所の安全性の確保に十分配慮する
	よう努めるとともに、公営住宅や空き家屋など等の利用可能な
	既存住宅のあっせん等により避難場所利用者の早期解消に努め
	る。さらに必要があれば、県、近隣市町に対しても協力を要請
	する。また、避難所の安全確保及び秩序の維持のため警察官の
	配置についても配慮する。
	県は、市の要請があった場合、職員を派遣するとともに、他
	市町に対し職員の派遣を指示する。

改 訂 前	改 訂 後
	1) 女性の視点を踏まえた運営
	①女性専用の物干し場、授乳室の設置、男女別の更衣室等
	②生理用品・女性用下着等の女性用品の女性による配付
	2) 避難所の安全性の確保
	①防犯と安全・安心を考慮した施設の配置
	②防犯の呼びかけ、防犯ブザーの配布及び巡回警備
	(3) 避難所における住民の心得【住民】
	避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び
	生活環境の悪化防止に努め、次のような点に心掛ける。また、
	市は平常時から避難所における生活上の心得について、市民に
	周知を図る。
	【避難所における住民の心得】
	①自治組織の結成と主体的な運営及びリーダーへの協力
	②正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等へ
	の協力
	③ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールの遵守
	④要配慮者への配慮
	⑤プライバシーの保護
	⑥その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項
	(4) 福祉避難所の開設・運営
	【市(保健福祉部)】
	1) 福祉避難所の指定

改 訂 前	改 訂 後
	要配慮者は、心身の状態や障がいの種別によっては、一般的
	な避難スペースでは、避難所の生活に順応することが難しく、
	症状を悪化させたり、体調を崩したりしやすいので、市は、必
	要に応じて福祉避難所を事前に指定し、必要な介護や情報提供
	等の支援を行う体制を整備する必要がある。
	その際、避難生活が長期にわたることも想定し、要配慮者が
	過ごしやすい設備を整備し、必要な物資・機材を確保する。ま
	た、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受
	けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在さ
	せるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定す
	る。
	2) 福祉避難所の周知
	市は、様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く
	市民に対して周知する。特に、要配慮者やその家族、避難支援
	者に対しては、直接、広報紙を配布するなどして、周知を徹底
	する。
	3) 食料品・生活用品等の備蓄
	市は、食料品の備蓄にあたっては、メニューの多様化、栄養
	バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障がい者
	や食物アレルギーがある者などへ配慮する。
	4) 福祉避難所の開設
	市は、一般の避難所において福祉避難所の対象となる者がお
	り、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、対応可能な福
	祉避難所を開設するものとする。

改 訂 前	改 訂 後
	5) 福祉避難所開設の報告
	市は、福祉避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県
	に報告する。
	①避難者名簿(名簿は随時更新する。)
	②福祉避難所開設の目的
	③箇所名、各対象収容人員(高齢者、障がい者等)
	④開設期間の見込み
	2 避難所における生活環境の整備
	(1) 生活環境の維持【市(保健福祉部、市民部、教育部)】
	市は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう
	努めるものとする。そのため、被災者が健康状態を損なわずに
	生活を維持するために必要な、密集回避を考慮した避難者の収
	容、各種生活物資及び感染症予防や清潔保持に必要な消毒液・
	石鹸・うがい薬・マスク・フェースガード等の提供、間仕切り
	や段ボールベットの設置、仮設トイレの管理、必要な消毒及び
	し尿処理を行うとともに、入浴の提供を行うほか、食事供与の
	状況等の把握・改善に努めるなどの、必要な対策を講じるもの
	とする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のための
	スペースの確保や、災害応急対策に必要な車両の駐車のための
	スペースの確保に努めるものとする。
	避難の長期化等必要な場合には、避難者の健康状態や避難所
	の衛生状態の把握に努め、季節に応じて扇風機、暖房器具の提
	供等の暑さ寒さ対策等を講じるよう努めるものとする。

改 訂 前	改 訂 後
	また、やむを得ず避難所以外の場所に滞在する被災者に対し
	ても、食料等必要な物資の配布等により、生活環境の確保が図
	られるよう努めることとする。
	(2) 避難者の特性に合わせた場所の確保
	【市(保健福祉部、教育部)】
	市は、避難所の開設にあたり、避難所に部屋が複数ある場合
	には、乳幼児用や高齢者、障がい者、体調不良者など等の避難
	者の特性を踏まえて居住場所を割り当てる。体育館等の場合に
	は安全のための通路の確保や着替えの場所等の確保を行う。
	なお、一般の避難所で対応が困難である場合は、必要に応じ
	て福祉避難所を設置する。
	(3) 感染症や食中毒の予防に必要な知識の普及
	【市(保健福祉部)】
	市は、インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染予防の
	ため、手洗い、うがい、部屋の換気及びトイレ消毒等の保健指
	導や健康教育を行う。
	3 健康管理
	(1) 被災者の健康(身体・精神)状態の把握【市(保健福祉部)】
	1) 市は、避難所において、被災者の健康(身体・精神)状態の
	把握及び健康相談などの災害時保健活動を実施する。また、必
	要に応じ、県に災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)

改 訂 前	改 訂 後
	の派遣を要請し、医師及び保健師等で構成する健康管理チーム
	を編成して対応する。
	2) 災害時保健活動については、「茨城県災害時保健活動マニュ
	アル」に基づき健康ニーズの把握や継続治療、避難所生活等に
	よる生活不活発病等の二次的疾病の予防など、災害発生からの
	保健活動の各フェイズに応じた活動を実施する。
	3) 災害時保健活動で把握した内容や問題等は、災害時保健活動
	マニュアルに示す記録様式に記載し、その内容等は、チームカ
	ンファレンスにおいて、情報の共有と効果的な処遇検討ができ
	るよう努める。
	(2) 避難所の感染症対策【市(保健福祉部、教育部)】
	市は、避難所において、感染症の発生を防止するため、「避
	難所感染症対策の手引き」を参考に、感染症予防対策を実施す
	る。また、避難所感染症サーベイランスを行い、感染症発生状
	況を把握して、感染症の拡大防止に努める。
	(3) 要配慮者の把握【市(保健福祉部)】
	市は、避難者の中から要配慮者を早期に把握し、処遇に十分
	配慮する。必要に応じて福祉避難所への移動、社会福祉施設へ
	の緊急入所、避難所内の個室利用等を行う。
	(4) 防災関係機関との連携の強化
	【市(保健福祉部)、医療 <del>関連</del> 機関】

改 訂 前	改 訂 後
	市は、支援を必要とする高齢者、障がい者等に必要なケアの
	実施やニーズに応じて介護・福祉サービス、ボランティア等の
	支援につなぐための連携や調整を行う。
	4 精神保健、心のケア対策
	県、精神保健福祉センター、保健所、市は連携して心のケア
	活動を実施する。
	(1) 相談窓口
	1) 県は、精神保健福祉センター及び保健所に開設された心の健
	康相談窓口について、各種広報媒体を活用し、広報を図る。
	2) 精神保健福祉センターは、心のケアに対する正しい知識の普
	及を図るため、災害時の心のケアや心的外傷後ストレス障害
	(PTSD) に関するパンフレット等を作成し、保健所及び市
	を通じて被災者に配布する。
	(2) 精神保健医療体制
	1) 県(障害福祉課)は、災害派遣精神医療チーム(DPAT)
	調整本部を厚生総務課内に設置し、原則として、精神科医療機
	関の現状、保健所や市が行う心のケア活動の情報収集、関係者
	への情報提供(FAX等)を一元的に行う。
	また、県(障害福祉課)及び精神保健福祉センターは、DP
	ATと連絡・調整を行い、被災地の保健・医療の現況等に応じ
	た心のケア活動の方針等を示す。DPATは、保健所、市、日
	赤こころのケアチーム、その他の防災関係機関との連携を図り
	ながら、精神保健医療の支援にあたる。

改 訂 前	改 訂 後
	2) 保健所及び市は、連携して次のことを実施する。  ア フェイズ1~2 ・心の健康相談、DPATによる避難所への巡回診療のサポート及び必要時のDPATとの同行訪問 イ フェイズ3 (近隣の精神科医療機関による診療再開)・継続的な対応が必要なケースの把握、対応、DPATへの情報提供ウフェイズ4 ・仮設住宅入居者及び帰宅者等への巡回診療、訪問活動(必要時同行訪問)・PTSD(心的外傷後ストレス障害)への対応 3) 保健所及び市は、特に、心理的サポートが必要となる遺族、安否不明者の家族、高齢者、子ども、障がい者、外国人に対しては十分に配慮するとともに、適切なケアを行う。
	(3) DPATの派遣要請 県は市の要請もしくは必要に応じ、国や医療関係団体へDPATの派遣を要請する。DPATは、保健師派遣チーム等と連携し、精神科医療が必要な者への治療にあたるとともに、相談、カウンセリング等適切な対応を行う。さらに、被災者のケアを行っている職員の精神的ケアも行う。  (4) 精神科救急医療の確保

改 訂 前	改 訂 後
	化し、緊急に入院が必要な精神障がい者に対して、県精神科病
	院協会、精神科医療機関の協力を得ながら、受入れ可能な医療
	機関の確認、オーバーベッドの許可、搬送の手続きなど、入院
	できるための体制を確保するものとする。
	こうした病状の悪化した精神障がい者を受け入れる病床の確
	保については、各医療機関と調整を行い、保健所、精神保健福
	祉センター等に情報の提供を行う。
	(5) 市町村における災害時のこころのケアへの対応
	1) 災害後の一過性ストレス反応(急性ストレス障害、ASD)
	や心的外傷後ストレス障害(PTSD)の情報や災害時の心的
	反応プロセスを、被災者や関係者に周知する。相談機関や相談
	窓口を明示し、必要な支援が得られるようにする。
	2) 災害直後から、見守りの必要があると思われる住民に対し
	て、こころのチェックリスト等を用いてスクリーニングを行
	う。
	3) 医療が必要と判断される場合は、避難所を巡回しているDP
	ATの医師等に相談する。また、かかりつけ(精神科)医療機
	関がある場合は、その精神科医療機関の受診につなげ、その後
	も継続して支援する。
	■ 資料編 「避難所一覧」

改 訂 前	改 訂 後
第3 ボランティア活動の支援	第3 ボランティア活動の支援
地震災害対策計画編 第3章 第5節 第3「ボランティア	
活動の支援」を準用する。	■ 基本事項
	1 趣 旨
	大規模な災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確
	に実施するためには、県、市及び防災関係機関だけでは、十分
	に対応できないことが予想される。
	このため、県及び市は、ボランティアの協力を得ることによ
	り被災者の生活再建を支援する。
	2 留意事項 <del>点</del>
	(1) 被災者ニーズの把握
	災害時には、効果的なボランティア活動が行えるよう、被災
	者のニーズを十分に把握し、ボランティアの活動内容の検討、
	調整及び派遣について速やかに判断することが必要である。
	(2) 被災者ニーズの行政サービスへの反映
	ボランティアが被災地で収集した被災者の支援ニーズを災害
	対策本部各部及び関係機関等と共有・調整し、行政サービスに
	反映させるようにすることが必要である。
	3     対策 <del>活動</del> 項目
	1 ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営
	2 ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力

改訂前	改訂後
「汉 引 門	以高」後
	■ 対 策 1 ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営
	次に記載するボランティアは、一般ボランティアに関する内
	容であり、医療・語学・アマチュア無線の専門ボランティアに
	ついては、次表を参照のこと
	区分項目
	医療   第3章 第5節 第6 応急医療 3 後方支援     活動 (4)医療ボランティア活動
	語   学   第3章 第6節 第6 要配慮者安全確保対策     3 外国人に対する安全確保対策
	<b>アマチュア</b> 第3章 第3節 第1 通信手段の確保 3 ア
	無線 マチュア無線ボランティアの活用
	(1) 受入れ体制の確保【市 (保健福祉部、下妻市社会福祉協議会)】 災害発生後、市社会福祉協議会にボランティア現地本部を設
	置するとともに、県社会福祉協議会にボランティア支援本部を
	設置して、ボランティアの受入れ体制を確保する。
	(2) 「受入れ窓口」の運営
	【市(保健福祉部、下妻市社会福祉協議会)】
	市福祉協議会が運営するボランティア現地本部における主な
	活動内容は、次に示すとおりである。

改 訂 前	改 訂 後
	①市及び防災関係機関からの情報収集
	②被災者からのボランティアニーズの把握
	③ボランティア活動用資機材、物資等の確保
	④ボランティアの受付
	⑤ボランティアの調整及び割り振り
	⑥防災関係機関へのボランティア活動の情報提供
	⑦必要に応じて、ボランティアコーディネーターの応援
	要請
	⑧ボランティア保険加入事務
	⑨防災関係機関とのボランティア連絡会議の開催
	⑩その他被災者の生活支援に必要な活動
	2 ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力
	(1) ボランティア現地本部との連携
	【市(保健福祉部、下妻市社会福祉協議会)】
	市は、災害発生後、保健福祉部に設置されるボランティア
	「担当窓口」に、コーディネートを担当する職員を配置し、市
	とボランティア現地本部との連絡調整、情報収集・提供活動等
	を行う。
	(2) ボランティアに協力依頼する活動内容
	【市(保健福祉部、下妻市社会福祉協議会)】
	ボランティアに協力を依頼する活動内容は、主として次のと
	おりとする。

改 訂 前	改訂後
	①災害・安否・生活情報の収集・伝達
	②避難生活者の支援(水くみ、炊き出し、救援物資の仕
	分け・配布、高齢者等の介護等)
	③在宅者の支援(高齢者等の安否確認・介助、食事・飲料
	水の提供等)
	④配送拠点での活動(物資の搬出入、仕分け、配布、配達
	等)
	⑤その他被災者の生活支援に必要な活動
	(3) 活動拠点の提供【市(保健福祉部)】
	市は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、
	必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支
	援に努めるほか、市社会福祉協議会、地元や外部から被災地入
	りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織
	(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)
	を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置する
	などし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものと
	する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏ま
	え、片付け、ごみなどの収集・運搬を行うよう努める。これら
	の取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努める
	とともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとす
	る。
	(4) ボランティア保険の加入促進【市(保健福祉部)】

改 訂 前	改 訂 後
	市は、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険
	についての広報を実施するなどボランティア保険への加入を促
	進するとともに、ボランティア保険の助成に努める。
第4 ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供	第4 被災者のニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の
地震災害対策計画編 第3章 第5節 第4「ニーズの把握・	提供
相談窓口の設置・生活情報の提供」を準用する。	
	■ 基本事項
	1 趣 旨
	災害時に被災者が余儀なくされる、不便で不安な生活を支援
	し、できるだけ早期の自立を促していくため、きめこまやかで
	適切な情報提供を行う。
	また、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓
	口を設置するものとする。
	2 留意事項点
	(1) 要配慮者への配慮
	高齢者、外国人、障がい者等多様な要配慮者の抱える問題は
	通常より深刻である場合が多いため、ボランティア、医療救護
	班等 <del>と</del> の協力のもと積極的にコンタクトをとるよう努めること
	が必要である。
	(2) 昨然間を地間・団体との連伸
	(2) 防災関係機関・団体との連携 発災後の被災者の相談内容は、その人の生活すべての問題に

改 訂 前	改 訂 後
	係るため、行政のみの体制では十分な対応は困難であることか
	ら、日常から防災関係機関・団体との連携を図ることが必要で
	ある。
	(3) 的確な情報窓口への振り分け
	様々な形で寄せられる問い合わせに対して、的確な情報窓口
	への振り分けを行うよう努め、「たらい回し」が発生しないよ
	うに十分配慮する必要がある。
	3 対策項目
	1 被災者ニーズの把握
	2 相談窓口の設置
	3 被災者への情報伝達
	4 安否情報の提供
	■ 対策
	1 被災者ニーズの把握
	(1) 被災者のニーズの把握
	【市(総務部、保健福祉部、市民部)】
	市は、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派
	遣するとともに、住民代表、民生委員、ボランティア等との連
	携により、ニーズを集約する。
	さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置され
	た場合には、数カ所の避難所を巡回するチームを設けて、ニー

改 訂 前	改 訂 後
	ズの把握にあたる。
	【予測されるニーズの内容】
	①家族、縁故者等の安否
	②不足している生活物資の補給
	③避難所等の生活環境及び衛生管理(入浴、洗濯、トイ
	レ、ごみ処理等) の改善
	④介護サービスやメンタルケアの実施
	⑤家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し(荷物の搬入・
	搬出)の支援
	⑥家屋・宅地の被害調査、生活再建支援に関する情報の
	提供
	(2) 要配慮者の二一ズの把握【市(総務部、保健福祉部)】
	自力で生活することが困難な高齢者(寝たきり、独居)、障
	がい者等のケアニーズの把握については、市職員、民生委員、
	ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡
	回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るととも
	に、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語
	学ボランティアの活用等により、ニーズ把握に努める。
	【予測されるニーズの内容】
	①介護サービス(食事、入浴、洗濯等)
	②病院通院介助
	③話し相手
	④応急仮設住宅への入居募集

⊐h ≣T <del>ài</del>	□h =T %
改訂前	改 訂 後
	⑤縁故者への連絡
	2 相談窓口の設置【市(各部)、防災関係機関】
	(1) 総合窓口の設置
	市は、次の(2)に示す各種の相談窓口を代表する総合窓口を
	速やかに設置し、市、防災関係機関、その他団体の設置する窓
	口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問い合わせに対
	して、適切な相談窓口を紹介する。
	この総合窓口は、被害の程度及び原子力事故等の複合災害の
	状況に応じて開設時間を延長するなど、弾力的な運営を行う。
	   (2) 各種相談窓口の設置
	市は、被災者のニーズに応じて以下の様な相談窓口を設置す
	る。 
	これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、
	業界団体、ボランティア組織等の協力を得て準備、開設及び運
	営を実施する。
	また、災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を
	行う。
	設置する相談窓口・相談内容
	No 相談窓口 相談内容
	<ul><li>● 生命保険、損害保険 支払い条件等</li><li>② 家電製品 感電、発火等の二次災害</li></ul>
	************************************
	<b>③</b>   法律相談   損害補償等
	● 心の悩み 恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、

改 訂 前		改	<b>〕</b> 後
			人間関係等
	6	外国人	安否確認、災害関連情報等
			応急危険度判定、被害調査、罹災
	0	住宅	証明書等の発行、仮設住宅・空き
			家・公営住宅の情報、復旧工事
	0	   雇用、労働	失業、解雇、休業、賃金未払い、
	•	准用、刀倒	労災補償等
	8	消費	物価、必需品の入手
	9	教育	学校
	•	福祉	障がい者、高齢者、児童等
	•	医療・衛生	医療、薬、風呂
	1	   廃棄物	ガレキ、ごみ、産業廃棄物、家屋
			の解体
	<b>B</b>	金融	融資、税の減免
	•	ライフライン	電気、ガス、水道、下水道、電
			話、交通
	<u> </u>		り災証明、死亡認定等
	•	複合災害に関する相	原発事故に伴う健康・避難・風評
		談	被害等
	O ++***	t . o.l± +0/= \±	
		者への情報伝達	
	各防災関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、風水害に		
	よる <del>地</del> 震	<del>この</del> 被害、気象情報、	安否情報、ライフラインや交通施
	設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、交		
	通規制、被災者生活支援に関する情報など、被災者等に役立つ		
	情報を適切に提供するものとする。		
	なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅へ		
	の避難者	音、広域避難者等それ	ぞれに配慮した伝達を行うものと

改 訂 前	改 訂 後
	する。
	(1) テレビ、ラジオの活用【市(総務部)】 テレビ、ラジオ局、CATV局の協力を得て、定期的に被災 者に対する放送を行い、生活情報の提供を行う。なお、聴覚障 がい者のために文字放送による情報の提供に努める。
	(2) インターネットメールの活用【市(総務部)】 インターネットポータル会社の協力を得て、災害情報サービスの提供入手が可能となる場を設けるとともに、防災関係機関は情報の提供に努める。
	(3) インターネットの活用【市(総務部)】 ホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービス等 を活用して、被災者に不可欠な生活情報の提供を行う。
	(4) FAXの活用【市(総務部)】 避難所に対する文書情報の同時提供のため、NTT、電器メ ーカー等の協力を得て、FAXを活用した、定期的な生活情報 の提供を行う。
	(5) 災害ニュースの発行【市(総務部)】 様々な生活情報を集約して、新聞紙面を借り切るなどの措置 を講じ、災害ニュースとして、避難所、各防災関係機関等に広

改 訂 前	改 訂 後
	く配布する。
	(6) 臨時FM局の設置、運営
	門局として位置付け、運営する方法も考えられる。
	設置にあたっては、NHK他の技術的協力及びボランティア
	の企画運営協力を得るものとする。
	4 安否情報の提供 市は、被災者の安否情報について照会があった時は、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り回答するよう努めるものとする。 安否情報の適切な提供のために必要と認める時は、関係地方公共団体、消防署、消防団、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとするとともに、安否情報の提供にあたっては、被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。
第5 生活救援物資の供給	第5 生活救援物資の供給
地震災害対策計画編 第3章 第5節 第4「生活救援物資	

改 訂 前	改 訂 後
の供給」を準用する。	■ 基本事項
	1 趣 旨
	災害により生活を維持していくために必要な物資の確保が困
	難になった場合においても、市民の基本的な生活は確保されな
	ければならない。このため、食料、生活必需品、飲料水等の生
	活救援物資について迅速な供給活動を行うものとする。
	2 留意事項 <del>点</del>
	   (1) 季節及び被災者の状況を踏まえた物資の調達・供給
	物資の供給にあたっては、災害発生時の季節、時間及びライ
	フライン機能の被害状況を地域別に把握し、状況に即した品目
	を供給するとともに、被災者が求める物資は、時間の経過とと
	もに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留
	意することが必要である。
	夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるな
	ど、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや
	男女のニーズの違いに配慮するものとする。
	また、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、広域避難
	者等に対しても物資が提供されるよう努めるものとする。
	(2) 避難所等における被災者数及び被災者の状況の把握
	避難所等における被災者数及び被災者の年齢構成、健康状態
	等を把握し、状況に即した品目の選定及び必要数量の設定を行
	うことが必要である。

改 訂 前	改 訂 後
	(3) 協力体制の確保 被害が一部の地域に限られる災害が発生した場合には、生活 救援物資の供給について、地域間の相互応援が必要である。ま た、広域的な災害においては、都道府県間等広域での相互応援 が必要であるため、日頃より、企業との応援協定も含め、窓口 の確認など体制を整備しておく必要がある。
	(4) 通信途絶を想定した調達・供給体制の確保 発災直後は、安否確認等により一般電話回線等の輻輳が予想 されるため、代替手段を含めた通信手段の確保や公的備蓄の強 化など、通信途絶時の物資の調達・供給体制の整備を図る必要 がある。
	(5) 災害時支援物資提供体制の構築 上記の課題を踏まえ、災害時に、各指定避難所における避難 者等のニーズを迅速に把握し、適時、的確に物資を供給するた めの仕組みを構築する必要がある。
	<ul><li>3 対策項目</li><li>1 食料、生活必需品等の供給</li><li>2 応急給水の実施</li><li>■ 対 策</li></ul>

改 訂 前	改 訂 後
	1 食料、生活必需品等の供給
	(1)食料、生活必需品等の給与
	【県、市(総務部、経済部)、他市町村】
	1) 炊き出しの実施及び食品、生活必需品等の配分
	市は、あらかじめ定めた供給計画に基づき、被災者等に対す
	る食料等の供給を行う。
	2) 県、近隣市町への協力要請
	市は、市域に多大な被害を受けたことにより、市において炊
	き出し等による食料、生活必需品の給与の実施が困難と認めた
	時は、県及び災害時相互応援に関する協定に基づき近隣市町
	に、炊き出し等について協力を要請する。県は、市から食料の
	給与要請を受けた時は、次により措置を講ずる。
	①日赤奉仕団、自衛隊等への応援要請
	②集団給食施設への炊飯委託
	③調理不要なパン、おかゆ等の供給
	3) 供給品目
	アー食 料
	パックごはん、おにぎり、弁当、パン、ビスケット・クッ
	キー、即席めん、味噌汁・スープ、レトルト食品、缶、詰、
	乳児用粉ミルク・液体ミルク、飲料水等
	イ 生活必需品等
	①寝具(毛布等、段ボール製ベッド・シート・間仕切り)
	②日用品雑貨(消毒液、石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き
	粉、マウスウォッシュ、フェースガード、トイレットペー

改 訂 前	改 訂 後
	パー、ごみ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バ
	サミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタン
	ク、生理用品、ティシュペーパー、ウェットティシュ、乳
	児・小児用おむつ、大人用おむつ、おしりふき、使い捨て
	カイロ、マスク、ガムテープ)
	③衣料品(作業着、下着、靴下、運動靴、雨具等)
	④炊事用具(鍋、釜、やかん、ケトル、包丁、缶切等)
	⑤食器(箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等)
	⑥光熱材料(発電機、ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電
	池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコン
	口等)
	⑦その他(ビニールシート、仮設トイレ、土嚢袋等)
	(2) 集積地の指定及び管理【市(教育部)】
	1)集積地の指定
	市は、あらかじ定めた集積地を活用して速やかに地域内輸送
	拠点を開設し、避難所までの輸送体制を確保して、調達した物
	資の集配を行う。
	2)集積地の管理
	市は、物資の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及
	び警備員等を配置し、食品等の管理の万全を期す。また、効率
	的な管理を行うため、トラック協会等との災害時応援協定に基
	づき、フォークリフト、パレット等の資機材や物流専門家等必
	要な人材を確保するとともに、積込みに際しては、ボランティ

## 第3章 災害応急対策計画

改 訂 前	改 訂 後
	ア等の活用を図る。
	2 応急給水の実施
	【県、市( <del>経済</del> 建設部)】
	市は、給水状況や住民の被害状況など必要な情報を把握し、
	次に示す応急給水の行動指針に基づき、応急給水を実施する。
	①被災者が求める給水量は、経時的に増加するので、そ
	れに応じた供給目標水量を設定すること
	②保管上の注意事項の広報等、応急給水された水の衛生
	の確保の方策を盛り込むこと
	③市等が果たす役割、他の公共機関が果たす役割、自治
	区等による住民相互の協力やボランティア活動に期待
	する役割を定めること
	④高齢者等の要配慮者や中高層住宅の住人等が行う水の
	運搬への支援方策を盛り込むこと
	⑤継続して多量の給水を必要とする救急病院等の施設を
	明らかにすること
	⑥応急給水実施時に行うべき広報について、給水の場所
	や時間等の内容及び文字情報等の迅速かつ確実に伝達
	できる方法を明らかにすること
	(4) + (7, (A, L) \( \sigma \) (10) + (3, (A, L) \( \sigma \) (
	(1) 応急給水資器材の調達
	市は、あらかじめ定めた給水計画に基づき、必要となる応急
	給水資機材(給水タンク、ポリ容器、浄水器等)等の調達を実

改 訂 前	改 訂 後
	施する。被害状況により必要と認められる場合は、県に調達を
	要請する。
	(2) 応急給水活動の実施
	1) 給水の手段
	   市は、給水拠点において応急給水を実施する。給水拠点から
	   の輸送は、下妻市の保有車及び調達車両等によって行うものと
	する。
	   また、市は、配水池や飲料水兼用耐震貯水槽の水を有効利用
	し、給水車等により応急給水を実施する。
	   県は、市から要請があった場合または県が必要と認める場合
	は、防災関係機関に支援を要請する。
	2) 給水基準
	1人1日3リットルを基準とし、次の応急給水目標に基づき
	給水を行う。
	応急給水の目標
	災害発生か らの期間 目標水量 市民の水の 主な給水方法 運搬距離
	~3日 3 0/人・日 概ね 1 km 以内 耐震貯水槽、タ ンク車
	~10 日 20 ℓ/人・日 概ね 250m 以内 配水幹線付近の 仮設給水栓
	~21 日 100 ℓ/人・日 概ね 100m 以内 配水支線上の仮 設給水栓
	~28 日     被災前給水量 250 ℓ/人・日     概ね 10m 以内 戸給水共用栓     仮配管からの各 戸給水共用栓

改 訂 前	改 訂 後
	(注) 医療施設、避難所、災害対策本部拠点等の重要施設への給
	水は、災害発生直後から確保する。
	3) 給水拠点及び給水能力
	資料編「給水拠点」を参照する。
	(3) 検査の実施【市(建設部)、県】
	市は、車両輸送が困難な場合や配水管の破損等による一時的
	な断水が生じた場合など、井戸水等を飲用しなければならない
	場合は、飲用の適否を調べるための検査を行う。検査を行うこ
	とができない場合は、県に検査の実施を要請することができ
	る。
	県は、市から要請があった場合または県が必要と認める場合
	は、検査機関に検査を依頼する。
	■ 資料編 「給水拠点」
第 6 避難行動要支援者安全確保対策(避難行動要支援者	第6 要配慮者安全確保対策(要配慮者の安全確保計画)
の安全確保計画)	
地震災害対策計画編 第3章 第5節 第6「避難行動要支	■ 基本事項
援者安全確保対策」を準用する。	1 趣 旨
	災害時には、要配慮者は自力では避難できないことや、視聴
	覚や音声・言語機能の障がいから的確な避難情報の把握や地域
	住民との円滑なコミュニケーションが困難になること等によ
	り、非常に危険な、あるいは不安な状態に置かれることとな

改 訂 前	改 訂 後
	る。
	このため、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提
	供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆ
	る段階で要配慮者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図る
	とともに、必要な救助を行うものとする。
	2 留意事項
	(1) 要配慮者への配慮
	市は、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、自宅や避難
	所等で生活する避難行動要支援者の安全確保に努めるととも
	に、避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への入居に
	あたって、要配慮者へ十分配慮するものとする。特に、避難所
	での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住
	宅への高齢者の優先入居、障がい者向け応急仮設住宅の設置等
	に努め、情報提供についても十分配慮するものとする。
	(2) 行政と地域住民及びボランティア等との協力体制の確保
	要配慮者に対する応急救助活動の実施にあたっては、地域住
	民やボランティア組織等、地域全体での協力体制を確保する必
	要がある。
	a 41/6-7-17
	3 対策項目
	1 社会福祉施設入居者等に対する安全確保対策
	2 在宅要配慮者に対する安全確保対策

改 訂 前	改 訂 後
	3 外国人に対する安全確保対策
	■ 対策
	1 社会福祉施設入居者等に対する安全確保対策
	(1) 救助及び避難誘導
	【市(保健福祉部)、社会福祉施設等管理者】
	施設等管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等を安全か
	つ速やかに救助及び避難誘導を実施する。
	市は、施設等管理者の要請に基づき、必要な援助の内容を把
	握し、速やかに援助のために必要な連絡調整を行う。また、援
	助可能な社会福祉施設及びボランティア組織等にも協力を要請
	する。
	(2) 搬送及び受入れ先の確保
	【市(保健福祉部)、社会福祉施設等管理者】
	施設等管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するた
	めの手段や受入れ先の確保を図る。
	市は、施設等管理者の要請に基づき、防災関係機関と連携
	し、安全に搬送するための救急自動車等を確保するとともに、
	病院等の医療施設及び他の社会福祉施設等受入れ先を確保す
	る。
	(3) 食料、飲料水及び生活必需品等の調達
	【市(総務部、経済部、建設部)、社会福祉施設等管理者】

## 第3章 災害応急対策計画

改 訂 前	改 訂 後
	施設等管理者は、食料、飲料水、生活必需品等についての必
	要数量を把握し供給するとともに、不足が生じた時は、市に対
	し応援を要請する。
	市は、施設等管理者の要請に基づき、食料、飲料水、生活必
	需品等の調達及び配布を行う。
	(4) 介護職員等の確保
	【市(保健福祉部)、社会福祉施設等管理者】
	施設等管理者は、介護職員等を確保するため、施設間の応援
	協定に基づき、他の社会福祉施設及び市等に対し応援を要請す
	る。
	市は、施設等管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図
	るため、他の社会福祉施設やボランティア等へ協力を要請す
	る。
	(5) 巡回相談の実施【市(保健福祉部)、自主防災組織等】
	市は、被災した施設入所者や他の社会福祉施設等に避難した
	入所者等に対して、地域住民(自主防災組織)、ボランティア
	等の協力により巡回相談を行い、要配慮者の状況やニーズを把
	握するとともに、各種サービスを提供する。
	(6) ライフライン優先復旧
	【市(建設部)、東京電力パワーグリッド、ガス事業者】
	電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、社会福祉施

改 訂 前	改 訂 後
	設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。
	2 在宅要配慮者に対する安全確保対策
	(1) 安否確認、救助活動【市(総務部、保健福祉部)】
	市は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難
	行動要支援者名簿を効果的に利用し、民生委員、地域住民(自
	主防災組織)、福祉団体(社協、老人クラブ等)、ボランティ
	ア組織等の協力を得て、居宅に取り残された要配慮者の安否確
	認、救助活動を行う。
	特に、あらかじめ定める避難の情報に関する伝達マニュアル
	や避難支援計画、各避難行動要支援者に関する個別計画に基づ
	く適切な避難支援を実施する。
	(2) 搬送体制の確保【市(保健福祉部)、下妻消防署】 市は、要配慮者の搬送手段として、地域住民(自主防災組
	織)等の協力を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有
	の自動車を確保する。また、これらが確保できない場合、県等
	が確保した輸送車両により、要配慮者の搬送活動を行う。
	(3) 要配慮者の状況調査及び情報の提供【市(保健福祉部)】
	市は、民生委員、ホームヘルパー、点訳・朗読・手話・要約
	筆記の奉仕員等及びボランティア等の協力を得てチームを編成
	し、自宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握な
	ど、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情

改 訂 前	改 訂 後
	報を随時提供する。
	(4) 食料、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の
	要配慮者への配慮【市(総務部、経済部、保健福祉部)】
	市は、要配慮者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等を確
	保する。なお、市は、福祉避難所の食料品の備蓄にあたって
	は、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療
	法を必要とする内部障がい者や食物アレルギーがある者などへ
	配慮する。また、配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮
	者に配慮した配布を行う。
	(5) 保健・医療・福祉巡回サービス【市(保健福祉部)】
	市は、医師、民生委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケ
	アシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し、自宅
	や避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービ
	ス、メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施す
	る。
	(6) 保健・医療・福祉相談窓口の開設【市(保健福祉部)】
	市は、災害発生後、直ちに保健・医療・福祉相談窓口を開設
	し、総合的な相談に応じる。
	3 外国人に対する安全確保対策
	(1) 外国人の避難誘導【県、市(総務部)、県国際交流協会】

改 訂 前	改 訂 後
	県及び県国際交流協会は、市の要請に基づき、語学ボランテ
	ィアに協力を要請する。
	市は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災無線、
	インターネット通信などを活用して、外国語による広報を実施
	し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。
	(2) 安否確認、救助活動
	【県、市(総務部、市民部)、下妻警察署、語学ボランティア】
	市は、警察、地域住民(自主防災組織)、語学ボランティア
	等の協力を得て、住民登録等に基づき外国人の安否の確認や救
	助活動を行う。
	県は、各関係団体への連絡担当者を定め、各関係団体の被災
	状況、外国人の安否等の確認や在住外国人に関する情報の収集
	など、避難・救助の支援を行う。
	   (3) 情報の提供【県、市(総務部、市民部)、県国際交流協会】
	1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供
	県、市及び県国際交流協会は、避難所や在宅の外国人の安全
	な生活を支援、確保するため、災害多言語支援センターを設置
	し、地域国際化協会連絡協議会や、語学ボランティア(県国際
	交流協会登録者)等の協力も得て、外国人に配慮した継続的な
	生活・防災・気象情報の提供を行う。また、外部からの語学ボ
	ランティアの「受入れ窓口」を設置・運営し、外国人の避難誘
	導等への支援を行う。

改 訂 前	改 訂 後
	2) テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供 市は、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジ オ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供に 努める。
	(4) 外国人相談窓口の開設
	■ 資料編 「社会福祉施設一覧」
第7 応急教育(文教対策計画) 地震災害対策計画編 第3章 第5節 第7「応急教育・応 急保育」を準用する。	<ul><li>第7 応急教育(文教対策計画)</li><li>■ 基本事項</li><li>1 趣 旨</li></ul>
	災害のため、平常の学校教育の実施が困難となった場合は、 市教育委員会並びに私立学校設置者は緊密に連携し、防災関係

改 訂 前	改 訂 後
	機関の協力を得て児童・生徒等の安全及び教育を確保していく
	ものとする。
	2 留意事項
	(1) 発災時間と応急対策との関連
	災害の発生時間が登校時間、在校時間、あるいは夜間・休日
	となる場合も考えられ、そうしたすべてのケースにも対応し得
	るよう、発災時の対応マニュアル、連絡体制等の整備及び訓練
	の充実等が必要である。
	(2) 想定される地震の種類と対策の対応
	被災地域が局所的となるような災害に対しては、特に地域間
	の応援協力体制の整備が重要であり、学校間での施設、教職員
	等に関する相互協力体制の整備が必要である。
	(0) 1544/
	(3) 避難所との共存
	学校等は、教育施設であると同時に避難所となる場合もある
	ことから、学校関係者と地域住民との融和・共存を図ることが
	必要である。
	(4) 保護者への引き渡し
	市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童・
	生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを、あらかじめ定
	めるよう促すものとする。

め、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の設と市との間及び施設間の連絡・連携体制の構築に努めるもとする。  3 対策項目  1 児童・生徒等の安全確保  2 応急教育  3 応急保育  ■ 対 策  1 児童・生徒等の安全確保【市(教育部)、学校(1)情報等の収集・伝達  ①市は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、学校の長(以下「校長等」という。)に対し、災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。 ②校長等は、防災関係機関から災害に関する情報を受けた場合、教職員に対して速やかに伝達するとともに、	改 訂 前	改 訂 後
-	改訂前	(5) 保育所等の連携体制の構築 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のた め、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施 設と市との間及び施設間の連絡・連携体制の構築に努めるもの とする。  3 対策項目  1 児童・生徒等の安全確保 2 応急教育 3 応急保育  ■ 対 策 1 児童・生徒等の安全確保
報の収集に努める。		報の収集に努める。 なお、児童・生徒等への伝達にあたっては、混乱を防

改 訂 前	改 訂 後
	止するよう配慮する。
	③校長等は、児童・生徒等及び学校施設に被害を受け、
	または、そのおそれがある場合は、直ちにその状況を、
	市その他防災関係機関に報告する。
	④県、市、各学校は、停電等により校内放送設備等が使
	用できない場合を想定し、電池式可搬型拡声器等の整
	備に努めるとともに、情報の連絡方法や伝達方法を定
	めておくものとする。
	(2) 児童・生徒等の避難等
	1) 避難の指示
	校長等は、的確に災害の状況を判断し、屋外への避難の要否、
	避難場所等を迅速に指示する。なお、状況によっては、教職員
	は個々に適切な指示を行う。
	2) 避難の誘導
	校長等及び教職員は、児童・生徒等の安全を確保するため、
	あらかじめ定める計画に基づき誘導を行う。
	なお、状況により校外への避難が必要である場合は、市その
	他防災関係機関の指示及び協力を得て行う。
	3) 下校時の危険防止
	校長等は、下校途中における危険を防止するため、児童・生
	徒等に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ、通学区域毎
	の集団下校、または教員による引率等の措置を講ずる。なお、
	通学路の安全について、日頃から点検に努めるものとする。

改 訂 前	改 訂 後
	4)校内保護
	校長等は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させるこ
	とが危険であると認める場合は、校内に保護し、速やかに保護
	者へ連絡し、引き渡しの措置を講ずるものとする。なお、この
	場合、速やかに県や市に対し、児童・生徒数等や保護の状況等
	必要な事項を報告する。また、保護者との連絡がとれない場合
	や保護者が迎えに来ることが困難な場合は、保護者への引き渡
	しができるまで校内での保護を継続するものとする。
	なお、通信網の遮断等を想定し、児童・生徒等の引き渡し方
	法等について、日頃から保護者と連携を図り、共通理解に努め
	るものとする。
	5) 保健衛生
	県、市、各学校は、帰宅できず校内で保護する児童・生徒等の
	ため、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとす
	る。
	また、校長等は、災害時において、建物内外の清掃、給食、飲
	料水等に留意し、児童・生徒等の保健衛生について必要な措置
	を講ずる。
	2 応急教育
	(1) 教育施設の確保【市(教育部)、学校等】
	市教育委員会並びに私立学校設置者は、相互に協力し、教育
	施設等を確保して、教育活動を早期に展開するため次の措置を
	講ずる。

改 訂 前	改 訂 後
	①校舎の被害が軽微な時は、速やかに応急修理をして授
	業を行う。
	②校舎の被害は相当に大きいが、一部校舎の使用が可能
	な場合は、残存の安全な校舎で、合併または二部授業
	を行う。
	③学校施設の使用不可能または通学が不可能な状態にあ
	るが、短期間に復旧できる場合は、臨時休校し、家庭
	学習等の適切な指導を行う。
	④校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場
	合は、公民館、体育館その他の公共施設の利用、また
	は他の学校の一部を使用し授業を行う。
	⑤施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設
	の状況等を勘案し、必要があれば仮校舎を設営する。
	⑥校舎の被害状況を速やかにかつ安全に確認する体制を
	日頃から整備するよう努める。
	(2) 教職員の確保【市(教育部)、学校】
	市教育委員会並びに私立学校設置者は、災害発生時における
	教職員の確保のために、次の措置を講じるものとする。
	①災害の規模、程度に応じた教職員の参集体制を整備す
	る。
	②教職員の不足により、応急教育の実施に支障がある場
	合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採
	用等必要な教職員の確保を図る。

改 訂 前	改 訂 後
	(3) 教科書・学用品等の給与【県、市(教育部)、学校等】 ①市は、災害により教科書・学用品等(以下「学用品等」 という。)を喪失または損壊し、就学上支障をきたしている小・中学校の児童生徒等に対して学用品等を給与する。 ②市は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合は、県へ学用品等の給与の実施、調達について応援を要請する
	(4) 避難所との共存【市(総務部、教育部)、学校等】 学校が教育の場としての機能と、避難所としての機能を有す るために、災害応急対策を行う総務部、市教育委員会、学校は 事前に次の措置を講ずる。
	①市は、学校を避難所に指定する場合、教育機能維持の視点から使用施設について、優先順位を市教育委員会と協議する。 ②市は、避難所に指定する学校の担当職員を決め、教育委員会、学校、自主防災組織等と災害時の対応を協議し、
	それぞれの役割分担を明確にする。 ③避難所に指定された学校は、あらかじめ教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、マニュアル等を整備する。 ④学校は、帰宅できず校内で保護している自校の児童・生

## 第3章 災害応急対策計画

改 訂 前	改 訂 後
	<ul><li>徒等への対応と、避難してきた地域住民等への対応の双方に留意する。</li><li>⑤避難所に指定されていない学校においても、災害時には地域住民等が避難してくることを想定し、避難所と同様の対応ができるよう努める。</li></ul>
	3 応急保育
	(1) 保育施設の確保【市(保健福祉部)、保育施設等】
	保健福祉部等は、保育施設等を確保する。
	(2) 保育士の確保
	(3) 幼児の受入れ【市(保健福祉部)、保育施設等】 受入れ可能な幼児は、保育園にて保育する。また、被災により通所できない幼児については、地域ごとに実情を把握する。 ■ 資料編 「文教施設一覧」

# 改 訂 前 第3章 災害応急対策計画 第6節 農地農業計画

#### ■ 基本事項

1 趣旨

災害時、特に水害における農作物及び農耕地に対する応急対 策は本計画の定めるところによる。

2 対策項目

- 1 農地
- 2 農業

#### ■ 対策

1 農地-----【市(経済建設部)】

(1) 農地

農地が湛水し農作物の生産に重大な支障を生ずる恐れがある場合は応急ポンプ排水等の応急仮工事を行う。

- (2) 農業用施設
- 1) 堤防

ため池堤防ののり崩れの場合は、腹付工及び土止杭柵工等の 工事を行う。

2) 水路

 改
 訂
 後

 第3章
 災害応急対策計画

第7節 農地・農業計画

#### ■ 基本事項

1 趣 旨

災害時、特に水害における農作物及び農耕地に対する応急対 策は本計画の定めるところによる。

2 対策項目

- 1 農 地
- 2 農業

#### ■ 対 策

- ·---【市(経済建設部)】 1 農 地------------------【市(経済<del>建設</del>部)、土地改良区】
  - (1) 農 地

土地改良区等は、農地が湛水し農作物の生産に重大な支障を 生ずるおそれがある場合は、応急ポンプ排水等の応急仮工事を 行う。

- (2) 農業用施設
- 1) 堤 防

土地改良区等は、ため池堤防等の法崩れが発生した場合、腹付工及び土止杭柵工等の工事を行う。

2) 水 路

#### 改 訂 訂 後 前 改 素堀仮水路の設置及び必要に応じ管敷設工事等を行う。 土地改良区等は、素堀仮水路の設置及び必要に応じ管敷設工 事等を行う。

#### (3) 頭首工

一部被災の場合は土俵積等、全体被災の場合は石積工、杭柵 工等を行う。

#### (4) 農道

特に重要な農道については必要最小限度の仮設道の建設を 行う。

#### 

#### (1) 農作物の応急措置

災害時においては、所要の応急措置を行い、被害の発生また は拡大の防止を図る。

#### (2) 家畜の応急措置

#### 【風害】

- ① 被害畜舎の早期修理、復旧に努めること
- ② 外傷家畜の治療と看護に努めること
- ③ 事故畜等の早期処理に努めること

#### 【水害】

- ① 畜舎内浸水汚物の排除清掃をはかること
- ② 清掃後畜舎内外の消毒を励行すること

#### (3) 頭首工

十地改良区等は、頭首工が一部被災の場合は十のう積等、全 体被災の場合は石積工、杭柵工等を行う。

#### (1) 農作物の応急措置

農業従事者等は、災害時においては、所要の応急措置を行い、 被害の発生または拡大の防止を図る。

#### (2) 家畜の応急措置

#### 1) 風 害

- ①被害畜舎の早期修理、復旧に努めること
- ②外傷家畜の治療と看護に努めること
- ③事故畜等の早期処理に努めること

#### 2) 水 害

- ①畜舎内浸水汚物の排除清掃を行うこと
- ②清掃後畜舎内外の消毒を励行すること

#### 改 訂 前

改 訂 後

- ③ 家畜防疫員による災害地域家畜の一斉健康診断を 実施し、あわせて病傷家畜に対する応急手当を受けること
- ④ 栄養回復のための飼料調達並びに給与に努めること
- ⑤ 必要に応じ発病が予想される家畜伝染病の緊急予 防注射を実施すること

- ③家畜防疫員による災害地域家畜の一斉健康診断を実施 し、あわせて病傷家畜に対する応急手当を受けること
- ④栄養回復のための飼料調達並びに給与に努めること
- ⑤必要に応じ発病が予想される家畜伝染病の緊急予防注 射を実施すること

## 第3章 災害応急対策計画 第7節 災害救助法の適用

地震災害対策計画編 第3章 第6節「災害救助法の適用」 を準用する。 第3章 災害応急対策計画 第8節 災害救助法の適用

#### ■ 基本事項

#### 1 趣 旨

市の被害が一定基準以上であり、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法(以下「救助法」という。)の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るものとする。

#### 2 留意事項

#### (1) 被災情報の迅速な収集及び伝達体制の整備

救助法の適用の判断及びその手続きを行うにあたり、被害の 把握及び認定の作業を迅速かつ的確に行う必要がある。このた め、被害情報の収集及び伝達体制を整備しておくことが必要で ある。

改 訂 前	改 訂 後
	(2) 救助の実施に必要な関係帳票の整備 救助の実施にあたっては、救助毎に帳票の作成義務があるの で、災害時に遅滞なく救助業務を実施するため、救助関係帳票 を事前に準備するとともに、作成方法等についても習熟してお くことが必要である。
	3 対策項目         1 被害状況の把握及び認定         2 救助法の適用基準         3 救助法の適用手続き         4 救助法による救助         5 郵便事業に係る特別取扱い
	■ 対策  1 被害状況の把握及び認定-【市(総務部、保健福祉部)】  救助法の適用にあたっては、市が被害状況の把握及び認定を、 次の基準で行う。
	(1) 被災世帯の算定  1) 住家が全壊、全焼、流失等により滅失した世帯については1世帯  2) 住家が半焼、半壊等著しく損傷した世帯については1/2世帯  3) 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となっ

改 訂 前	改 訂 後
	た世帯については1/3世帯
	(2) 住家の滅失等の算定
	1) 住家の全壊、全焼、流失
	住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、そ
	の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または、住家
	の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害
	割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度
	のもの
	2) 住家の半壊、半焼
	住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、そ
	の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または、住家の
	主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割
	合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のも
	0
	3) 住家の床上浸水
	1)及び2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の
	床上に達した程度のもの、または、土砂、竹木等の堆積等
	により一時的に居住することができない状態となったも
	0
	(3) 住家及び世帯の単位
	1) 住 家
	現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、

改 訂 前	改 訂 後
	耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮
	断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているも
	の等は、それぞれ1住家として取り扱う。
	2) 世 帯
	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
	2 救助法の適用基準
	救助法の適用基準は、救助法施行令第1条に定めるところに
	よるが、災害による被害が、次に掲げる基準に該当し、県知事
	が救助を必要と認めた時、市町村単位にその適用地域を指定し
	実施する。
	(1) 市における全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数が
	それぞれ次の別表第1に示す世帯以上に達した時(救助法施行
	令第1条 第1項 第1号)
	表 施行令 別表第1
	市 町 村 の 人 口 住家滅失世帯数
	5,000 人未満 30 世帯
	5,000 人以上 15,000 " 40 "
	15,000 " 30,000 " 50 "
	30,000 " 50,000 " 60 "
	50,000 " 100,000 " 80 "
	100,000 " 300,000 " 100 "
	300,000 " 150 "

改	訂	前					改	訂	後		
				(2) 市の	区域を	包括す	ける県	の区域	内の被害	<b>『世帯数が、そ</b>	の人
				応じ、	それぞ:	れ次の	別表第	育2に示	きす数以_	上であって、市	の区
				の被害	世帯数	がその	人口人	に応じ、	次の別	表第3以上であ	あるこ
				(救助	法施行	令第1	条	第1項	第2号	•)	
						į	表が	拖行令	別表第	2	
				都	道 府	県の	区域	内人		住家滅失世	帯数
							1, 0	00,000	人未満	1,000	世神
				1,000,	000 人	 以上	2, 0	00,000	IJ	1,500	)
				0.000	000	]]	3, 0	00,000	"	2,000	) ,
				2,000,							
				3,000,			表 が	  拖行令	別表第:	2, 500	) ,
							表がの	施行令	別表第:口	2, 500	
				3,000,	000	į		人		2,500 3 住家滅失世	帯数
				3,000,	町	į	の	人	<b>口</b> 人未満	2,500 3 住家滅失世	<b>帯数</b> 5 世春
				3,000,	町	村 人以上	<i>o</i>	人 5,000	人未満	2,500	<b>帯数</b> 5 世春
				3,000,	的00 町 5,000	村 人以上 "	の =	人 5,000 15,000	口 人未満 "	2,500 3 住家滅失世 15	<b>帯数</b> 5 世 <sup>持</sup> ) , ,
				市	町 5,000 5,000	<b>村</b> 人以上 "	<i>o</i>	人 5,000 15,000 30,000	口 人未満 " "	2,500 3 住家滅失世 15 20 25	<b>帯数</b> 5 世春 ) , ,
				市	Б 5, 000 5, 000 60, 000	村 人以上 "	<u>の</u>	人 5,000 15,000 30,000 50,000	口 人未満 " "	2,500 3 住家滅失世 1! 20 29	<b>帯数</b> 5 世 7 6

改 訂 前	改 訂 後
	数あること (救助法施行令第1条 第1項 第3号)
	表 施行令 別表第4
	都 道 府 県 の 区 域 内 人 口 住家滅失世帯数
	1,000,000 人未満 5,000 世帯
	1,000,000 人以上 2,000,000 " 7,000 "
	2,000,000 " 3,000,000 " 9,000 "
	3,000,000 " 12,000 "
	(4) 市の被害が(1)(2)及び(3)に該当しないが、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失した場合、または多数の者が生命、身体に危害を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当した時(救助法施行令第1条第1項 第3号、第4号)
	3 救助法の適用手続き (1) 市の被害状況報告【県、市(総務部、保健福祉部)
	(1) 市の被告状沈報音
	し、資料編「被害状況等報告様式(茨城県)」を用いて県知事に
	対して報告する。
	(2) 県の被害状況報告及び救助法の適用【県】
	県知事は、市長の報告により、救助法を適用する必要がある
	と認める時は、同法に基づく救助の実施について、市長及び県

## 第3章 災害応急対策計画

改 訂 前	改 訂 後
	各部局に指示するとともに、内閣総理大臣に報告する。なお、
	救助法を適用した時は、速やかに告示するものとする。
	なお、救助法を適用した時は、速やかに告示するとともに、
	被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する
	情報を提供するものとする。
	4 救助法による救助
	市は、地域防災計画に基づき速やかに救助を実施する。
	(1) 救助の実施機関【国、県、市(各部)】
	救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施
	に関する事務は、県の法定受託事務となっている。
	ただし、救助活動を迅速に実施するため必要な時は、救助の
	実施に関する事務の一部を市長が行うこととする。この場合、
	県は、事務の内容及び期間を市長に通知する。
	なお、市長は、救助を実施した時は、速やかにその内容を県
	知事に報告することとする。
	(2) 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等
	【市(総務部、保健福祉部)】
	救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等に
	ついては、資料編「災害救助法による救助の内容」のとおりで
	ある。
	5 郵便事業に係る特別取扱い【日本郵便】

改 訂 前	改 訂 後
	(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
	救助法が発動された場合、被災1世帯あたり、郵便葉書5枚及
	び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。
	(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
	被災者が差し出す郵便物(速達郵便及び電子郵便を含む。)の
	料金免除を実施する。なお、取り扱いは日本郵便㈱が指定した郵
	便局とする。
	(3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
	日本郵便㈱が、公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、
	日本赤十字社、共同募金会または共同募金会連合会にあてた救
	助用物品を内容とするゆうパック及び救助用または見舞用の現   
	金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受場所は全ての郵
	便局(簡易郵便局を含む。)とする。
	(4) 利用の制限及び業務の停止
	重要な郵便物の伝達の確保または交通の途絶のため、やむを
	得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、または郵便の
	業務の一部を停止することがある。
	(5) 郵便局窓口業務関係
	災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を
	図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局において、

改 訂 前	改 訂 後
	仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口 取扱い時間または取扱い日の変更等の措置を構ずる。
	■ 資料編 「災害救助法による救助の内容」
第3章 災害応急対策計画	第3章 災害応急対策計画
第8節 応急復旧・事後処理	第9節 応急復旧・事後処理
第1 建築物の応急復旧 地震災害対策計画編 第3章 第7節 第1「建築物の応急	第1 建築物の応急復旧
復旧」を準用する。	■ 基本事項
<b>返回」とデ/ロケン。</b>	1 趣旨
	・ ~ 1   風水害の発生により破損した建築物が、その後の災害に対し
	て安全に使用できるか否かの判定(以下「応急危険度判定」と
	いう。)を行い、被災建築物による二次災害を防止していくも
	のとする。
	また、災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資
	力で住宅を確保できない者に対しては、応急仮設住宅を提供し、
	または、災害のため住家が半壊した者または大規模な補修を行
	わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者
	に対しては、応急修理を行って保護していくものとする。
	2 留意事項
	2 田心事項   (1) 想定される災害への対応体制の整備

改 訂 前	改 訂 後
	本市に被害を及ぼすと想定される災害により発生する建築物
	の被害に迅速に対応するためには、地域間及び組織間の住宅応
	急復旧における応援協力体制の整備や、資材輸送のための緊急
	輸送路の確保が必要である。
	(2) 要配慮者に配慮した応急仮設住宅の建設
	応急仮設住宅の建設にあたっては、避難行動要支援者の実情
	に応じ、その構造、配置に十分配慮することが必要である。
	また、応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引
	きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュ
	ニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、
	女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するもの
	とする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物
	の受入れに配慮するものとする。
	3
	1 応急危険度判定
	2 住宅の応急修理
	3 応急仮設住宅の提供
	4 建築物の応急復旧への支援
	■ 対策
	1 応急危険度判定
	(1) 判定士等派遣要請・派遣【県、市(建設部)】

改 訂 前	改 訂 後
	1) 判定士等派遣要請
	市は、二次災害を防止するため、判定士及び被災宅地判定士
	(以下「判定士等」という。)の派遣を県に要請する。
	2) 判定士等の派遣
	県は市の要請を受け、必要と認められた場合には、直ちに判
	定士等の派遣を行うとともに、関係団体と判定士等の派遣につ
	いて協議する。
	(2) 応急危険度判定活動【県、市(建設部)、判定士】
	1) 判定の基本的事項
	①判定対象建築物は、市が定める判定街区の建築物とす
	る。
	②判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、原則と
	して1人の判定士は3日間を限度に判定作業を行う。
	③判定結果の責任については、市が負う。
	2) 判定に関する役割等
	①市は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士
	の指揮、監督を行う。
	②県は、判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。
	3) 判定作業概要
	①判定作業は、市の指示に従い実施する。
	②応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マ
	ニュアル」 ((一財)日本建築防災協会発行) の判定基
	準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種

改 訂 前	改 訂 後
	類の構造種別ごとに行う。
	③判定調査票を用い、項目にしたがって調査の上判定を
	行う。
	④判定は、原則として「目視」により行う。
	⑤判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合に
	は、内部の調査を省略する。
	⑥判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に
	区分し、表示を行う。
	⑦被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査及び民間
	の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に
	説明を行う。
	(3) 被災宅地危険度判定活動【県、市( <del>経済</del> 建設部)、判定士】
	1) 判定の基本的事項
	①被災宅地危険度判定は、市長が行う。
	②県は、市の要請により、市の区域内における被災宅地
	の危険度判定活動を支援する。
	③判定結果の責任については、市長が負う。
	2) 判定に関する役割等
	①市は、判定の実施主体として判定作業に携わる被災宅
	地判定士の指揮、監督を行う。
	②県は、被災宅地判定士の派遣計画や後方支援を行う
	3) 判定作業概要
	①判定作業は、市長の指示に従い実施する。

改 訂 前	改 訂 後
	②被災宅地危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」(被災宅地危険度判定連絡協議会発行)により行う。 ③判定調査票を用い、項目にしたがって調査の上判定を行う。 ④判定の結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」に区分し、表示を行う。 ⑤被災建築物の応急危険度判定調査、住家被害認定調査及び民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明を行う。  2 住宅の応急修理 (1) 基本事項

改 訂 前	改 訂 後
	(2) 資材調達【県、市(建設部)】
	市において資材が不足した場合は、県(土木部)に要請し、調
	達の協力を求めるものとする。
	3 応急仮設住宅の提供
	(1)基本事項
	応急仮設住宅の建設は、災害発生の日から 20 日以内に着工す
	るものとし、その供与期間は完成の日から2年以内とする。設
	置にあたってはリース方式や民間賃貸住宅などの借り上げによ
	る方法も検討し、設置方法を決定する。
	(2)設置基準
	応急仮設住宅は、住宅が全壊または流出し、居住する住宅が
	ない世帯であって、自らの資力では住宅を得ることができない
	世帯を対象に設置する。
	(3) 設置計画の作成等【県、市(総務部)】
	市は被災状況等を基に必要となる応急仮設住宅の戸数を県へ
	報告する。県は市からの報告を基に全体計画を作成する。
	(4) 設置場所の提供等【国、県、市(総務部)】
	1) 設置場所の提供
	国及び県は、応急仮設住宅の設置計画に応じて、国・県公有
	地を提供する。

改 訂 前	改 訂 後
	2)設置場所
	設置予定場所は、国、県または市公有地とするが、私有地の
	場合は所有者と市との間に賃貸契約を締結するものとする。な
	お、その場所の選定に当たっては災害に対する安全性や洪水、
	土砂災害の危険性に配慮するとともに、飲料水が得やすく保健
	衛生上適当な場所とする。
	また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合
	には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。
	(5) 建設資材の調達【市(総務部)】
	応急仮設住宅の建設は、協定締結団体の協力を得て建設する。
	(6) 応急仮設住宅の借り上げ等
	県は借り上げる民間賃貸住宅の仕様基準や標準契約書、協定
	締結団体から提供された借り上げ可能な民間賃貸住宅の情報な じたま。提供する。まは以票な民間賃貸住宅の供りしばな行う。
	どを市へ提供する。市は必要な民間賃貸住宅の借り上げを行う。
	   (7) 入居者の選定等【県、市(総務部)】
	果が、市の協力を得て被災者の状況を調査の上、次の基準に
	基づき決定する。
	1) 住家が全焼、全壊、または流失した者であること
	2) 居住する住家がない者であること
	3) 自らの資力をもってしては、住家を確保することので
	きない者であること

改 訂 前	改 訂 後
	①生活保護法の被保護者並びに要保護者
	②特定の資産のない失業者
	③特定の資産のない未亡人、母子世帯、老人世帯、身
	体障がい者世帯、病弱者等
	④特定の資産のない勤労者、中小企業者
	⑤前各号に準ずる経済的弱者
	また、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、避難行
	動要支援者に配慮した仮設住宅を建設するとともに、避難行動
	要支援者の優先入居に努める。
	(8) 応急仮設住宅の管理【県、市(総務部)】
	応急仮設住宅の管理は、市の協力を求めて県が行う。ただし、
	状況に応じ市に委任することができる。
	4 建築物の応急復旧への支援
	(1) 災害復旧用材(国有林材)の供給【国、県、市(経済部)】
	農林水産省(林野庁)は被災者の救助、災害の復旧及び木材需
	給の安定のため国有林材の供給を行うこととしている。なお、
	関東森林管理局への災害復旧用材供給の要請は県が行う。市は、
	県に対して災害復旧用材供給要請を願い出る。
	(2) 応急仮設住宅に必要な資機材の調達【県、国】
	県は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の
	必要がある場合には、必要に応じて、非常災害本部等を通じ、

改 訂 前	改 訂 後
	または応急収容資機材関係省庁(農林水産省、経済産業省、国
	土交通省)に、直接、あるいは派遣したリエゾンを通じて資機
	材の調達を要請することとしている。
第2 土木施設の応急復旧	第2 土木施設の応急復旧
地震災害対策計画編 第3章 第7節 第2「土木施設の応	
急復旧」を準用する。	■ 基本事項
	1 趣 旨
	災害時の避難、救護及びその他応急対策活動上重要な公共施
	設を始め、道路、鉄道等の交通施設、河川及びその他の公共土
	木施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動、また、災害時
	の応急対策活動において重要な役割を果たす。
	このため、これらの施設については、それぞれ応急体制を整
	備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。
	2 留意事項
	(1) 被害情報の収集・伝達体制の整備
	施設の応急対策は、災害後の利用者の安全確保や市民生活及
	び社会・経済活動の確保の面からも迅速に行っていく必要があ
	るため、災害発生後各施設の被害状況を速やかに把握し、それ
	に対応した応急対策計画を策定し、実施することが重要であ
	る。このため、事前対策として各施設管理者が施設の被害状況
	の収集・伝達体制の整備を行っておくことが必要である。

改 訂 前	改 訂 後		
	(2) 地域間及び事業者間の協力体制の整備		
	各施設を所管する市及び事業者は、あらかじめ災害時の施設		
	の応急対策に関し、地域間または事業者間の協力体制の整備を		
	行っておくことが必要である。		
	11つ C43へことが必要である。		
	3 対策項目		
	1 道路の応急復旧		
	2 鉄道の応急復旧		
	3 その他土木施設の応急復旧		
	■ 対 策		
	1 道路の応急復旧		
	(1) 情報収集【国、県、市(建設部)】		
	機関名 情報収集等の方針		
	被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速		
	やかに把握するため、各工事事務所において		
	はパトロールカーにより巡視を実施する。ま		
	た、市町村及び地域住民等からの道路情報の		
	県(土木 収集に努める。		
	部)、市情報収集に基づき、道路、橋梁に関する被		
	害状況を把握し、交通規制及び広報等の対策		
	と、必要に応じて迂回路の選定を行い交通路		
	の確保に努める。		

改 訂 前			改 訂 後
		関東地方整備 局	被害状況を速やかに把握するため、工事事務所、出張所においてはパトロールカーによる巡視を実施する。また、道路情報モニター等からの情報の収集に努める。これらの情報を基に、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の応急処置を行い交通路の確保に努める。
	(2)	応急復旧	【国、県、市(建設部)】
		機関名	応急復旧措置の方針
		県(土木 部)、市	被害を受けた道路は速やかに復旧し、交通 の確保に努める。特に緊急輸送道路を最優先 に復旧作業を行う。
		関東地方整備 局	パトロール等による調査結果等を基に、被 害状況を把握し、速やかに応急復旧工事を行 い、道路の機能確保に努める。
	(1) 場	組織及び動員 関東鉄道㈱は 場合において必	は、災害が発生し、または発生するおそれがある 公要があると認めた時は、災害対策本部を本社内 に定める動員計画に基づき職員を動員して、応急
		表 関東総	株道㈱の災害対策本部の構成及び担当事項
		公 因不见	班 班長 担 当 事 項
		本部 長 総	域     域     段       3     務     班       3     業務課長     ・事故関係者との一般的

改	訂	前			改	訂	後
				(鉄道部長)			応接
							・事故に関する情報の収
							集及び発表
							・負傷者、遺族等に対す
							る乗車証の発行
							・自動車の運用
							・部外に対する応援依頼
				•			・他の班に属さない事項
							・列車の運転計画及び整
						運転車両	理
					運転車両班	課長	・旅客貨物の輸送手配及
							び復旧資材の輸送手配
					口类 承与		・上記等についての伝達
					保護・電気 通 信 班	施設課長	・線路、通信、信号保安 設備等の復旧及び点検
			(2	駅、ラジオが災害の情報を	は、災害が発 放送事業者、	消防機関及し、災害の	、東日本旅客鉄道㈱連絡 び警察機関等と連携を図り 状況に応じ、必要と認める 配を行う。
			(3	3)応急措置の	の実施		
			1	)初動措置			
				ア 乗務員の	の措置		
				列車運輸	云中に異常を見	感知した場	合は、橋梁、架道橋、築
				堤、切取り	) 箇所等を避	け、速やか	に列車を安全箇所に停止さ
					つ有無を確か		
				· 、 大田 v	~ 口 灬 色 雅りつ	√ · o o	

改 訂 前	改 訂 後
	なお、付近に異常が認められない時は、次の停車場まで時
	速 25 km以下で注意運転(建物、土砂崩壊、地盤沈下等に注
	意する。)し、異常の有無を次の停車場の駅長に通告する。
	イ 駅の措置
	①を感知し運転上危険と認めた時は、列車の運転を見合わせ
	て、直ちに、その状況を運転車両課長に報告する。
	②最初に到着した列車の乗務員から異常の有無を確かめる。
	③隣接停車場の駅長と打合せて異常が認められない時は、運
	転車両課長の指令を受けて、最初にその区画に進出する列
	車の運転士に注意運転の通告をして出発させる。
	2) 旅客の救出救護
	災害により列車または鉄道施設に被害が生じた場合は、駅長
	及び乗務員はその状況を速やかに判断し、まず旅客を安全な場
	所に誘導するとともに、関係箇所、地元機関と連絡をとる。負
	傷者が生じた場合は、その救護に全力を尽くし、居合わせた職
	員は、その職種を問わずこれに協力する。
	3) 災害時の輸送
	災害により鉄道施設に被害が生じ列車の運転が不能となった
	場合は、その状況により列車の折返し運転、不通箇所のバス代
	行輸送等の手配を行うとともに、線路及びその他被害箇所の復
	旧に全力をつくし、早急に輸送の回復に努める。
	(4) 広報活動の実施
	災害の状況、復旧の見通し及び列車の運行、バス代行輸送状

改 訂 前	改 訂 後
	況等については、駅改札口、待合室の見やすい場所への掲示等
	により、周知徹底を図る。
	3 その他土木施設の応急復旧
	(1) 河川、砂防及び治山施設の応急復旧
	【河川、砂防、治山施設管理者】
	河川、砂防及び治山施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合
	には施設の応急復旧に努め、被害が拡大しない措置を講ずる。
	1) 河川施設
	堤防及び護岸の破壊等については、クラック等からの雨水の
	浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに
	速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機場
	等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になる
	ことが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締め切り
	を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。
	2) 砂防施設
	砂防施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安
	全確保を図る。
	3) 治山施設
	治山施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安
	全確保を図る。
	(2) 農地・農業用施設の応急復旧
	【市(経済部)、土地改良区、農業従事者】

改 訂 前	改 訂 後
	農地・農業用施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やか
	に調査し、応急復旧に努める。
	1) 点 検
	農地・農業用ため池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹
	線管水路施設については受益土地改良区が点検を行う。
	2) 用水の確保
	農業用ため池、用水施設、幹線管水路については、人命、人
	家、公共施設等に被害を及ぼすおそれの高いと判断されるもの
	を優先に補修を行う。
	3) 排水の確保
	排水機による常時排水地帯については、可搬ポンプを確保
	し、優先的に排水を行う。
第3 ライフライン施設の応急復旧	第3 ライフライン施設の応急復旧
地震災害対策計画編 第3章 第7節 第3「ライフライン	
施設の応急復旧」を準用する。	■ 基本事項
	1 趣 旨
	上下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設は、市
	民の日常生活及び社会、経済活動、また、災害発生時における
	被災者の生活確保などの応急対策活動において重要な役割を果
	たすものである。
	これらの施設が災害により被害を受け、その復旧に長期間要
	した場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態も予想され
	る。

改 訂 前	改 訂 後
	このため、それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置
	を講じるとともに、応急体制を整備する。また、市及び各事業
	者は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図る。
	2 留意事項
	(1) 被害状況の把握
	ライフライン施設の応急対策活動を迅速に進めるためには、
	災害発生後、各施設の被害状況を速やかに把握して、それに対
	応した応急対策計画を策定し、実施していく必要がある。この
	ため、あらかじめ各事業者が被害情報の収集・伝達体制を整備
	しておくことが必要である。
	また、県、市及び防災関係機関は、情報収集で得た航空写
	真・画像、地図情報等について、ライフライン施設等の被害状
	況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、
	GISの活用等による情報提供に努めるものとする。
	(2) 事業者間の協力体制の整備
	風水害時におけるライフライン施設の被害は、雨量、台風の
	規模や経路、地盤等によって異なる。このため、特に被害の集
	中した施設については、市内及び市外の事業者による協力が必
	要となってくることから、事業者間の協力体制の整備を図って
	おくことが必要である。
	3 対策項目

改 訂 前	改 訂 後
	1 電力施設の応急復旧
	2 電話施設の応急復旧
	3 ガス施設の応急復旧
	4 上水道施設の応急復旧
	5 下水道施設の応急復旧
	■ 対策
	1 電力施設の応急復旧【東京電カパワーグリッド】
	(1) 応急復旧の実施
	1) 通報、連絡
	通報、連絡は、通信連絡施設、通信連絡設備及び加入電話等
	を利用して行う。
	2) 災害時における情報の収集、連絡
	ア 情報の収集、報告
	災害が発生した場合は、(総)支社の(本)支部長は、次
	に掲げる情報を迅速、的確に把握し、速やかに上級(本)支
	部に報告する。
	①一般情報
	• 気象、河川情報
	<ul><li>一般被害情報(一般公衆の家屋被害情報及び人身災害</li></ul>
	発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、
	通信、放送施設、道路、橋梁等公共の用に供する施設
	をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報)
	・対外対応状況(地方公共団体の災害対策本部、官公

改 訂 前	改 訂 後
	署、報道機関、需要家等への応対状況)
	・その他災害に関する情報 (交通状況等)
	②当社被害情報
	・電力施設等の被害状況及び復旧状況
	・停電による主な影響状況
	・復旧機材、応援隊、食料等に関する事項
	・従業員の被害状況
	・その他災害に関する情報
	イ 情報の集約
	上級(本)支部は、下級(本)支部からの被害情報等の報
	告及び独自に地方公共団体から収集した情報を集約し、総合
	的被害状況の把握に努める。
	ウ 通話制限
	①災害時の保安通信を確保するため、(本)支部長は、必
	要と認めた時は、通話制限その他必要な措置を講じる。
	②非常体制の発令前であっても、保安通信を確保する上で
	必要と認めた時は、(総)支社にあっては(本)支部長
	の判断により通話制限その他必要な措置を講じる。
	3) 災害時における広報
	ア 広報活動
	災害の発生が予想される場合、または発生した場合は、停
	電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧
	状況についての広報を行う。

改 訂 前	改 訂 後
	また、災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感
	電事故や通電による火災を未然に防止するため、一般公衆に
	対し次の事項を中心に広報活動を行う。
	①無断昇柱、無断工事はしないこと
	②電柱の倒壊・折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発
	見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること
	③断線、垂下している電線には絶対に触らないこと
	④浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等
	は危険なため使用しないこと
	⑤屋外に避難するときは安全器またはブレーカーを必ず
	切ること
	⑥その他事故防止のため留意すべき事項
	4) 対策要員の確保
	ア 対策要員の確保
	①夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ
	定められた各対策要員は、気象、河川情報その他の情報
	に留意し、非常体制の発令に備える。
	②非常体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属
	する(本)支部に出動する。
	③交通途絶等により所属する(本)支部に出動できない対
	策要員は、最寄りの事業所に出動し、所属する(本)支
	部に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事
	する。
	イ 対策要員の広域運営

改 訂 前	改 訂 後
	復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員
	の応援を必要とする事態が予想され、または発生した時は応
	援の要請を行う。
	5) 災害時における復旧資材の確保
	ア 調達
	(本) 支部長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調
	達が必要となる資材は、次のいずれかの方法により可及的速
	やかに確保する。
	・現地調達
	・(本)支部相互の流用
	イ 輸送
	災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ調達契約をして
	いる請負会社の車両、舟艇等により行う。
	ウ 復旧資材置場等の確保
	災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必
	要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共
	団体の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。
	6) 災害時における危険予防措置
	電力需要の実態に鑑み、災害時において原則として供給を継
	続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、
	(本)支部長は送電停止等適切な危険予防措置を講じる。
	7) 災害時における基本方針
	災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並
	びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

改 訂 前	改 訂 後
	【応急工事基準】
	災害時における具体的応急工事については、次の基準に
	より実施する。
	①送電設備
	ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧の標
	準工法に基づき、迅速に行う。
	②変電設備
	機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧
	器等の活用による応急措置で対処する。
	③配電設備
	非常災害仮復旧標準工法により迅速、適切な復旧を行
	う。
	④通信設備
	可搬型電源、車載型衛星通信地球局、移動無線機等の活
	用による通信を確保する。
	8) 復旧計画
	ア (本)支部は、設備ごとに被害状況を把握し、次に揚げる
	各号の事項を明らかにした復旧計画を立てると同時に、上級
	(本) 支部に速やかに報告する。
	①復旧応援要員の必要の有無
	②復旧要員の配置状況
	③復旧資材の調達
	④電力系統の復旧方法
	⑤復旧作業の日程

改 訂 前	改 訂 後
	⑥仮復旧の完了見込
	⑦宿泊施設、食料等の手配
	8その他必要な対策
	イ 上級(本)支部は、前項の報告に基づき下級(本)支部に
	対し、復旧対策について必要な指示を行う。
	9)復旧順位
	復旧計画の策定及び実施に当たっては、次表に定める各設備
	の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被
	害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効
	果の最も大きいものから復旧を行う。
	設備名 復旧順位
	①全回線送電不能の主要線路
	②全回線送電不能のその他の線路 <b>送 電 設 備</b>
	④一部回線送電不能のその他の線路
	①主要幹線の復旧に関する送電用変電所
	②都心部に送配電する送電系統の中間変電所
	変 電 設 備 ③重要施設に配電する配電用変電所(この場合
	重要施設とは、配電設備に記載されている
	施設をいう。)
	①病院、交通、通信、報道機関、水道、ガ
	ス、官公庁等の公共機関、避難場所、その配 電 設 備 いっこい いいっぱ
	②その他の回線
	①給電指令回線(制御・監視及び保護回線)
	通 信 設 備 ②災害復旧に使用する保安回線
	③その他保安回線

改 訂 前	改 訂 後
	2 電話施設の応急復旧
	(1) 東日本電信電話株式会社(茨城支店)の対策
	【東日本電信電話】 1) 電話停止時の応急措置
	ア 通信のそ通に対する応急措置
	災害時措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更 (*)
	等そ通確保の措置、及び臨時公衆電話の設置等を実施する。
	イ 災害時用公衆電話(特設公衆電話)の設置
	市が指定する避難所等に設置され、災害発生時に緊急連絡
	手段として使用できる。
	ウ 通信の利用制限
	通信が著しく輻そうした場合は、重要通信を確保するた
	め、通話の利用制限等の措置を行う。
	エ 災害用伝言サービスの運用
	大規模災害時における電話の輻そうの影響を避けながら、
	家族や知人との間での安否の確認や避難場所の連絡等を可能
	とする災害用伝言ダイヤル"171"を提供する。
	2) 災害等応急復旧の実施
	重要通信の確保に留意し、災害等の状況、電気通信設備の被
	害状況に応じ、次の各号に示す復旧順位を参考とし、適切な措
	置をもって復旧に努める。
	表 電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等
	重要通信を確保する機関(各社の契約約款に別の定めがある場
	合はその定めによる)

改 訂 前	改 訂 後
	第 ー 順 位 気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機 関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関が、ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・
	第 二 順 位 関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機 関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第一順 位以外の国または地方公共団体
	第三順位 第一順位、第二順位に該当しないもの
	3) 復旧を優先する電気通信サービス
	①電話サービス(固定系・移動系)
	②総合ディジタル通信サービス ③専用サービス(国際・国内通信事業者回線、社内専用線を含
	の守用リーころ (国际・国内通信事業有回線、任内等用線を含む。)
	4)パケット交換サービス(インターネット接続サービスを含
	む。)
	⑤衛星電話サービス
	4) 大規模災害時における復旧順位と応急復旧の目標
	復旧順位 応急復旧の目標
	2)に示す復旧第一順位 及び第二順位機関が利用 する、3)に示す復旧優先 サービスの復旧のほか、 避難所への災害時用公衆 電話 (特設公衆電話)の 取付け及び街頭公衆電話 の復旧を行う。 災害救助機関等、重 要通信を扱う機関の業 務継続及び災害等応急 復旧に最低限必要とな るサービスについては 24 時間以内、その他サービス及び重要加入者 については3 目以内を 目標とする。
	第二段階 第一段階の復旧を拡大 第一段階に引き続き

改 訂 前	改 訂 後
	するとともに、住民の復 できるだけ迅速に行 帰状況等に合わせて一般 う。長くても 10 日以内 加入電話等の復旧も逐次 を目標とする。 行う。
	(2) 株式会社NTTドコモ(茨城支店)の対策【NTTドコモ】
	1) NTTドコモ(茨城支店)災害対策本部の設置 洪水 <del>地震</del> 等による災害が発生した場合は、災害対策本部を設 置し、当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行う。
	図 株式会社NTTドコモ(茨城支店)災害対策本部組織図
	本部長 本部統括班 設備復旧班 お客様対応班 (法人ユーザ) お客様対応班 (マスユーザ・代理店)
	避難所支援班 総務厚生班
	2) N T T ドコモ茨城支店災害対策本部の各班の役割 洪水 <del>地震</del> 等による災害が発生した場合、災害対策本部各班
	は、下記の役割に基づいて行動する。
	班     主な役割       本部     支店全体の基本方針決定、総指揮・判断の実施
	本 部 統 括 班 災害対策本部の運営・調整、各班 の取りまとめ業務

改 訂 前	改 訂 後
	設 <b>備 復 旧 班</b> 設備の復旧・応急復旧に関する業 務
	お客様対応班重要法人・自治体・代理店法人等(法人ユーザ)の支援に関する業務
	お 客 様 対 応 班 ドコモショップの運営に関する業 (マスユーザ・代理店) 務
	避 難 所 支 援 班 避難所等での避難者支援業務
	総務厚生班 社印等の安否/服務/経理、報道 機関等に関する業務
	3 ガス施設の応急復旧
	(1) ガス停止時の代替措置
	被災者救援対策としては、LPガス供給の早期復旧が最優先
	ではあるが、防災上重要な施設を点検し、機能及び安全性の確
	認と復旧作業を行うとともに、臨時供給を含めた代替熱源を確
	保する。
	1) 需要家情報から、設備の復旧方法を整備し、臨時供給を
	含めた供給方法を想定しておく。
	2) 一般需要家の代替熱源として、カセットコンロ等による
	対応が図れるよう、調達できる体制を整備しておく。
	(2) LPガスの復旧
	LPガスは、容器にて各戸別に供給されるため、都市ガス等
	と異なり、管路の破損による供給の遅滞は発生しないが、ガス
	事業者は、家庭内ガス供給設備が損傷した場合の対策を十分に
	考慮するとともに、付近のガス供給施設が損害を受けた場合の

改 訂 前	改 訂 後
	代替調達対策を講じる必要がある。
	4 上水道施設の応急復旧【市(建設部)】
	(1) 上水道停止時の代替措置
	第3章 第6節 第5「生活救援物資の供給」を参照する。
	(2) 応急復旧の実施
	1) 作業体制の確保
	市は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立す
	る。また、広域的な範囲で被害が発生し、本市のみでは作業が
	困難な場合は、県に対し協力を要請する。
	2) 応急復旧作業の実施
	市は、次に示す応急復旧の行動指針に基づき応急復旧作業を
	実施する。その際、医療施設、避難所、福祉施設、老人施設等
	の施設については、優先的に作業を行う。
	【応急復旧の行動指針】
	・施設復旧の完了の目標を明らかにすること
	・施設復旧の手順及び方法を明らかにすること。特に、応
	急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や避難所等への配管
	経路を明らかにすること
	・施設復旧にあたる班編成(人員・資機材)の方針を明らか
	にすること。その際、被災して集合できない職員がある
	ことを想定すること
	・被災状況の調査、把握方法を明らかにすること
	・応急復旧の資機材の調達方法を明らかにすること

改 訂 前	改 訂 後
	・応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ご
	との復旧完了予定時期の広報等、応急復旧実施時に行
	うべき広報の内容及び方法を明らかにすること
	ア 配管設備破損の場合
	配水管の破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開
	始するほか、弁操作により他系統の管網から給水を行う。ま
	た、配水管の破損が大規模な場合は、復旧が困難な地区に対
	して路上または浅い土被りによる応急配管を行い、仮設共用
	栓を設置する。
	イ 水源施設破壊の場合
	取水施設が破壊され復旧困難な場合は、河川水路の最寄り
	地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水路
	へ連絡する。
	ウ 水道水の衛生保持
	上水道施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が
	混入しないよう処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が
	流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時停止するよ
	う住民に周知する。
	3) 応急復旧資機材の確保
	市は、削岩機、堀削機等の応急復旧用資機材が不足する場合
	は、県に対し調達を要請する。
	県は、市からの要請があった場合は、他の関係機関に対し、
	協力を要請するなど資機材の確保に努める。
	4) 市民への広報

改 訂 前	改 訂 後
	市は、断減水の状況、応急復旧の見通し等について、市民へ
	の広報を実施する。
	5) 災害対策マニュアルの作成
	市は、被災施設の被害の最小化と迅速な復旧を図るため、「災
	害対策マニュアル」を整備し、災害対応体制や防災関係機関と
	の連絡方法、応急復旧の具体的方針を定める。
	また、発災直後の巡視や応急工事実施を円滑に行うため、あ
	らかじめ建設業者等と協定を締結しておく。
	アー作業体制の確保
	災害時は直ちに災害対策本部、現地災害対策本部を設置す
	るとともに、受水団体や防災関係機関との連携により、速や
	かな応急復旧を図るための体制を確保する。
	イ 災害復旧資機材の備蓄
	①応急復旧用の資材は、水道用水供給事業者の備蓄品を利用
	するが、不足がある場合はメーカーや各工事会社等の貯蔵
	品で対応する。
	②車両、その他機材は、緊急工事の協定業者から動員する。
	5 下水道施設の応急復旧【市(建設部)】
	(1) 下水道停止時の代替措置
	1) 緊急汲み取りの実施
	市は、便槽等が使用不能となった地域に対し、応急的に部分
	汲み取りを実施する。
	2) 仮設トイレの設置

改 訂 前	改 訂 後
	市は、避難場所、避難所等に仮設トイレを設置する。
	(2) 応急復旧の実施
	1) 作業体制の確保
	市は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立す
	る。また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困
	難な場合は、県に対し協力を要請する。
	県は、市から協力要請があった場合は、他の防災関係機関に
	対し協力を要請するなど、広域的な作業体制の確保に努める。
	2) 応急復旧作業の実施
	市は、次のとおり応急復旧作業を実施する。
	アー下水管渠
	管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧
	送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管
	渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。
	イ ポンプ場
	停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発
	電により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措
	置をとる。また、断水等による二次的な被害に対しても速や
	かな対応ができるよう努める。
	ウ 市民への広報
	市は、被害状況、応急復旧の見通し等について、市民への
	広報を実施する。

## 改 前 訂 後 改 ĒΤ 第4 清掃・防疫・障害物の除去 第4 災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去 地震災害対策計画編 第3章 第7節 第4「清掃・防疫・障 ■ 基本事項 害物の除去」を準用する。 1 趣 旨 災害による大量の廃棄物(粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、 し尿等)や倒壊物・落下物等による障害物の発生、並びに感染 症等の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想 される。このため、災害時の特に処理施設の被害、通信、交通 の輻輳等を十分考慮した上で、同時大量の廃棄物処理、防疫、 解体・がれき処理等の活動を迅速に行い、地域住民の保健衛生 及び環境の保全を積極的に図っていくものとする。 2 留意事項 (1) 災害時のごみ及びし尿発生量の推計 ごみ及びし尿処理については、あらかじめ災害時のごみ及び し尿の発生量を想定し、各々の作業計画に反映させておくこと によって処理活動の円滑化を図ることが必要である。 (2) 広域処理体制の整備 清掃事業は、市が個別に行う事業であるため、被災地域が局 所的となるような場合は、特に市町村間での協力が必要であ る。このため、県内及び近隣県の市町村、また、民間の関連事 業者に対しても応援を要請できるようあらかじめ広域処理体制 を整備しておくことが必要である。

改 訂 前	改 訂 後
	(3) 防疫措置体制の整備 防疫措置を講ずるために必要な消毒薬・器具機材や要員の確 保が迅速にできるシステムを作っておくことが必要である。
	(4) 被災住宅、避難所及び仮設住宅における衛生確保 応急的な避難所などで避難生活が夏期に遭遇したり長期化し たりする場合などでは、避難所等における衛生確保を図るとと もに生活者に対し必要な啓発を行うことが必要である。
	(5) 食品の安全確保 被災地において供給される炊き出しによる食事及び他の場所 から調達される弁当などの食品の安全を確保するため、炊き出 し場所や弁当調製施設における衛生指導が必要である。
	3 対策項目 1 災害廃棄物の処理 2 防 疫 3 障害物の除去
	■ 対 策 1 災害廃棄物の処理【市(市民部)】 (1) ごみ処理 1) ごみ排出量の推計

改 訂 前	改 訂 後
	市は、被害状況を把握し、被害棟数の情報と発生原単位を用
	いて災害時のごみの発生量を推計し、仮置場内の測量等による
	実績値を用いて、適宜、発生量の見直しを図る。
	また、市は、災害時に処理するごみを、災害により排出され
	るものと一般生活により発生するものとに区分し、災害時のご
	み処理計画を策定する。
	表 ごみ処理算出基準
	区 分     被災世帯 1 ㎡       当 た り
	全 壊 1.0 t
	<b>災害発生</b>
	による予     水害による被害     流     失     1.0 t       根排出量     水害による被害     床 上 浸 水     0.2 t
	大災による延焼   焼失木造家屋   0.2 t
	- 般 生 活 ご み 排 出 量 1人1日当たり 1.0 kg
	2) 作業体制の確保 市は、ごみ処理の主体として、組織体制及び指揮系統を定め るとともに、業務委託等による作業員の確保について検討す る。また、災害時に備え、近隣市町、民間の廃棄物処理事業 者、土木・運送業者等と連携体制を構築する。
	3) 処理対策
	①状況把握
	市は、職員による巡視、住民の電話等による要請等
	から迅速に被災地域の状況把握に努める。

改 訂 前	改 訂 後
	②市民への広報
	市は、速やかにごみの分別方法や収集方法、仮置き
	場の利用方法を定めて市民に広報する。
	③処理の実施
	市は、速やかに仮置き場を設置し災害時のごみを
	適正に管理するとともに、災害時のごみを可能な限
	り再生利用するため分別を徹底する。
	また、収集運搬車両を確保し、災害時のごみの収集
	運搬を効率的に行う。
	4) 県との連携
	県は、県内5地区に分かれ締結している「相互支援」協定に
	基づく適切な相互支援が図られるよう市町村間の調整を行うと
	ともに、災害廃棄物処理の協力協定締結団体である県産業資源
	循環協会と連携し、収集運搬業者や処分先の確保等を支援する
	等により災害廃棄物の円滑な処理を推進する。
	また、県内の市町村や事業者で災害廃棄物処理に対応しきれ
	ない場合、県は、他都道府県との災害時の相互支援協定や、
	「大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動
	計画」に基づき、広域的な処理を実施する。
	さらに、県及び市は、災害廃棄物処理支援ネットワーク
	(D. Waste-Net) へ人材・資機材の支援を要請し、災害廃棄物
	の適正かつ効率的な処理を進める。
	(2) し尿処理【市(市民部)】

改 訂 前	改 訂 後
	1) し尿処理排出量の推計
	市は、倒壊家屋等の汲み取り式便槽のし尿については、被災
	地における防疫上、収集可能になった日からできるかぎり早急
	に収集処理を行うことが必要である。このため、市は各地域別
	の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲み取り式便槽のし
	尿排出量を推計するとともに、作業計画を策定する。
	2) 作業体制の確保
	市は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、
	また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急
	に処理する必要がある場合は、近隣市町へ収集、処理の応援要
	請を行う。
	3) 処理対策
	①状況把握
	市は、職員による巡視、住民の電話等による要請等
	から迅速に被災地域の状況把握に努める。
	②市民への指導
	水洗トイレを使用している世帯に対しては、使用
	水の断水に対処するため、水の汲み置き、生活用水の
	確保等を指導する。
	③処理の実施
	市は、必要に応じて避難所、または地区毎に仮設ト
	イレを設置する。また、必要があれば、県、近隣市町、
	民間のし尿処理関連業者等に応援を要請する。

改 訂 前	改 訂 後
	4) し尿処理の広域応援態勢
	市は、一般廃棄物処理事業を行う市町村及び一部事務組合で
	構成される「茨城県清掃協議会」の協議等を通して、災害時の
	し尿処理に関する相互応援協力について推進し、災害時のし尿
	処理に関する広域連携体制の構築を図る。
	2 防 疫
	(1) 防疫組織の設置【市(市民部、保健福祉部)】
	市は、防疫関係の組織をつくるとともに、必要な教育訓練を
	行う。
	(2) 防疫措置情報の収集・報告
	【県、市(市民部、保健福祉部)、医療機関】
	市は、災害の発生後において、気象庁、警察及び消防等との
	連絡をとり、その被害の状況などの情報を収集するとともに、
	防疫措置の必要な地域または場所などを把握し、相互に情報の
	伝達を行う。
	また、医療機関においても、被災者に係る感染症患者や食中
	毒の発見に努めるとともに、発見した場合または疑いのある場
	合など、保健所への通報連絡を迅速に行う。
	なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救
	護所との連絡を密にするとともに、避難所感染症サーベイラン
	スシステムを活用し、定期的な状況の把握に努める。

改 訂 前	改 訂 後
	(3) 防疫計画及び対応策【市(市民部、保健福祉部)】
	市は、地理的、環境的諸条件や被害の状況などを勘案し、災
	害予想図を作成するとともに、できるだけ詳しい防疫計画を樹
	立しておく。
	災害発生後においては、防疫計画に基づき当該災害の被害状
	況に応じた防疫対応策を講じる。
	(4) 消毒薬品・器具機材等の調達
	【県、市(市民部、保健福祉部)、薬業団体】
	市は、災害時の防疫措置に必要な消毒薬等を迅速に調達す
	る。また、必要に応じ、薬業団体及び県、近隣市町などの協力
	を求める。
	(5) 防疫措置等の実施【県、市(市民部、保健福祉部)】
	県は、市の実情に応じ、保健所職員をもって組織する防疫班
	等により、次の事項を行う。
	また、被災状況に応じ、自衛隊に対して防疫活動を要請す
	る。
	1)被害状況の調査及び市町村指導
	2) 積極的疫学調査
	3) 避難所における防疫上必要な設備整備の指導及び被災住宅・
	仮設住宅住人に対する衛生指導
	4) 井戸水の消毒指導
	5) その他の防疫措置に必要な事項市は、感染症の予防及び感染

改 訂 前	改 訂 後
	症の患者に対する医療に関する法律に基づく県の指示によるほか、必要な防疫措置等を行うものとする。 市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する 法律に基づく県の指示によるほか、必要な防疫措置等を行うも のとする。
	(6) 食品衛生指導及び検査の実施
	(7) 患者等の措置

改 訂 前	改 訂 後
	(8) 予防教育及び広報活動の実施【市(市民部、保健福祉部)】 市は、平常時から、災害時の感染症や食中毒予防等に関する 教育を行う。また、災害発生地域や避難所において同様の教育 を行うとともにパンフレット、広報車及び報道機関等を活用し て広報活動を実施する。
	(9) 記録の整備及び状況等の報告
	【県、市(市民部、保健福祉部)、下妻消防署、下妻警察署】 市は、警察、消防等の防災関係機関や関係団体等の協力を得 て被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況等を管轄保健所 長に報告する。 保健所長は市からの報告をとりまとめ、災害防疫に関する記 録を整備するとともに、早急、また必要に応じて逐次、次の事 項を県保健福祉部長に報告するものとする。 なお、県は保健所から報告をとりまとめ、県が実施する防疫 活動状況とともに厚生労働省に報告する。
	【報告事項】         1)被害状況         2)防疫活動状況         3)防疫活動に必要な物品及び経費         4)防疫活動の終息と事務処理の結果等
	(10) 医療ボランティア【市(保健福祉部)、医療関係団体】 市は必要に応じて薬剤師会等関係団体に医療ボランティアの

改 訂 前	改 訂 後
	確保を依頼し、消毒の指導等について協力をあおぐ。
	(11) その他
	(2) 道路関係障害物の除去【市(建設部)、道路管理者】 道路管理者は、管理区域内の道路について路上障害物の状況 を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。その際、 あらかじめ指定された緊急輸送道路を最優先とし、各道路管理 者間の情報交換は緊密に行う。

改 訂 前	改 訂 後
	(3) 河川関係障害物の除去【市(建設部)、河川管理者】 河川管理者は、所管する河川内の航路等について沈船、漂流物等障害物の状況を把握し、船舶の航行が危険と認められる場合は除去を実施する。  ■ 資料編 「ごみ焼却施設等一覧」
第5 行方不明者の捜索 地震災害対策計画編 第3章 第7節 第5「行方不明者の 捜索」を準用する。	第5 行方不明者の捜索  ■ 基本事項  1 趣 旨  災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される行方不明者等を捜索し、または災害の際に死亡した者について死体識別等の処理を行い、かつ死体の埋葬を実施する。
	<ul> <li>2 留意事項</li> <li>(1) 医師会、歯科医師会等との協力体制         死者が多数発生した場合は、死体の身元確認、検案は救護班         のみでは困難となると考えられるが、医師会、歯科医師会等の         協力を得て、速やかに実施する必要がある。     </li> <li>(2) 周辺自治体との協力         死者が多数発生した場合や火葬場に支障が生じた場合等、市     </li> </ul>

改 訂 前	改 訂 後
	の保有する火葬能力では短期間での火葬が困難となる状況が考
	えられる。周辺自治体との協力のもと、速やかな火葬により人
	心の安定を図る必要がある。
	(3) 衛生状態への配慮
	死者が多数発生した場合には、身元確認、死亡認定の諸手続
	き、火葬場の手配等にかなりの時間を要する場合も考えられ
	る。特に夏期は衛生状態を良好に保つため、棺、ドライアイス
	の準備等を周辺自治体、業者の協力を得て十分に行う必要があ
	る。
	(4) 死者の人格の尊重
	災害という混乱状況の中でも、死者の人格を尊重し、遺族、
	親近者の感情に十分配慮した対処をすることが必要である。
	3
	1 行方不明者等の捜索
	2 遺体の処理
	3 遺体の火葬
	■ 対策
	1 行方不明者等の捜索
	【県、市(各部)、下妻消防署、自主防災組織等】
	市は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事

改 訂 前	改 訂 後
	情により既に死亡していると推定される行方不明者等を、消防署、消防団、自主防災組織をはじめとする地元のボランティア等と協力して捜索する。 市だけでは十分な対応ができない場合、県及び周辺市町、自衛隊等に対し応援の要請を行い、これらの機関の応援を得て実施するものとする。応援要請の手続きは、第3節 第2「応援・派遣」を参照のこと。 発見した遺体については、国家公安委員会規則に基づき、県警察が検視等所要の措置を講ずる。  2 遺体の処理 遺体の処理 遺体の処理は市が実施するものとする。ただし、救助法を適用した時には県及びその委任を受けた市町村が行う。遺体が多数にのぼる等、市で対応が困難な場合には、県は市からの要請に基づき、周辺市町に応援を要請するものとする。県内での対応が困難な場合は、県は近県に応援の要請を行うものとする。また、県が行う遺体の処理は、日赤茨城県支部と締結した委託契約に基づき、日赤城県支部が組織する救護班とがり実施し、必要に応じて国立病院等の医療関係機関の協力を得て実施する。 上記での対応が困難な場合は、国、その他防災関係機関の応援を得て実施するものとする。

改 訂 前	改 訂 後
	(1) 遺体の洗浄・縫合・消毒【県、市(市民部)】
	災害後の混乱により遺族が遺体の処理を行うことができない
	場合には、救護班は、人心の安定上、腐敗防止または遺体の識
	別作業上必要な措置である遺体の洗浄・縫合・消毒等の措置を
	行い、遺体を一時保存し、身元確認、検案、埋葬に備える。
	(2) 検 案【県、医療機関】
	(2) 検 系
	た場合、または、医師の診療中の患者が、最後の診療後24時
	に場っ、または、医師の診療中の患者が、取後の診療後 24 時間以上を経過した後に死亡した場合に、その遺体について、死
	因やその他の医学的検査を行うことである。
	検案は、救護班により実施する。ただし、遺体が多数の場合
	等で救護班のみで十分な対応が困難な場合には、一般開業の医
	師の協力を得て実施する。また、県(保健福祉部)、日赤茨城
	県支部、関東信越地方医務局等は救護班の検案活動に協力する
	ものとする。
	(3) 遺体の収容(安置)、一時保存【県、市(市民部)】
	検視、検案を終えた遺体は、市の設置する遺体収容所(安置
	所)に収容する。
	1) 遺体収容所(安置所)の設置
	市は被害地域の周辺の適切な場所(寺院、公共建物、公園等)
	に遺体の収容所(安置所)を設置する。
	被害が集中した場合には遺体の収容、収容所の設営が困難な

改 訂 前	改 訂 後
	場合も考えられるため、必要に応じて周辺市町は、設置、運営
	に協力する。
	2) 棺の確保
	市は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイ
	ス等を確保する。
	県は必要に応じ、全国霊柩自動車協会との災害時応援協定に
	基づき、搬送車両、棺、ドライアイス、遺体収納袋等を確保する
	とともに、製氷業者等との協力体制の確保に努める。
	3) 身元不明遺体の集中安置
	市は、堤防決壊や土石流等の発生により身元不明遺体が多数
	発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間
	を有する場合も考えられることから、寺院等に集中安置場所を
	設定し、身元不明遺体を集中安置する。
	4) 身元確認
	市は、警察の協力を得て、遺体の身元を確認し、遺体処理票
	及び遺留品処理票を作成の上、納官する。また、埋火葬許可証
	を発行する。
	3 遺体の火葬【県、市(市民部)】
	遺体を葬る方法は、原則として火葬とし、市が実施する。た
	だし、救助法適用時に県が自ら行うことを妨げない。
	県は火葬場の状況等情報を収集し、市の火葬能力を超える遺
	体が発生した場合は、周辺市町に対して遺体の火葬受入を要請
	する。県内の火葬能力を超える場合は、近隣県に応援の要請を

<b>论害</b> 応急对策計画			卜要市地域防災計	一	(害对策計삘編 新旧对照表
	改	訂	前		改 訂 後
					行うものとする。 身元の判明しない遺骨は、公営墓地または寺院等に一時保管 を依頼し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。
第6 労務計画					第6 労務計画
■ 基本事項					■ 基本事項
1 趣旨					1 趣 旨

災害時の応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害応急 対策要員の動員及び他の防災関係機関からの応援をもってして も十分にその効果を上げることが困難な場合に、労務者等の雇 用及び民間団体の協力により必要な要員を確保し、応急対策活 動の万全を期する。

#### 2 対策項目

1 労務体制の整備

#### ■ 対策

1 労務体制の整備------【市(総務部)】

#### (1) 実施機関

市が実施する災害応急対策に必要な労務の確保は、市長が実施する。ただし、災害の程度、規模等により、市において労務の確保ができないときは、必要な労務の応援を県に調達または斡旋を要請する。

災害時の応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害応急 対策要員の動員及び他の防災関係機関からの応援をもってして も十分にその効果を上げることが困難な場合に、労務者等の雇 用及び民間団体の協力により必要な要員を確保し、応急対策活 動の万全を期する。

#### 2 対策項目

1 労務体制の整備

#### ■ 対策

1 労務体制の整備------【市(総務部)】

#### (1) 実施機関

市が実施する災害応急対策に必要な労務の確保は、市長が実施する。ただし、災害の程度、規模等により、市において労務の確保ができない時は、必要な労務の応援を県に調達またはあっせんを要請する。

### 第3章 災害応急対策計画

改 訂 前	改 訂 後
(2) 雇上げの方法	(2) 雇上げの方法
災害応急対策、災害応急復旧等の作業を実施するために必要	災害応急対策、災害応急復旧等の作業を実施するために必要
な労務者等の雇上げは、公共職業安定所を通じて行う。	な労務者等の雇上げは、公共職業安定所を通じて行う。
(3) 民間団体への協力要請	(3) 民間団体への協力要請
市は、円滑に災害応急対策を実施するため、下妻市赤十字奉	市は、円滑に災害応急対策を実施するため、下妻市赤十字奉仕
仕団等の民間団体への協力要請を行うものとする。	団等の民間団体への協力要請を行うものとする。

旧復興計画 卜婁市地域防災計画 風水	善对汞計画編 新旧对照表
改 訂 前	改 訂 後
第4章 復旧復興計画	第4章 復旧復興計画
第 1 節 被災者の生活の安定化	第 1 節 被災者の生活の安定化
第 1 義援金品の募集及び配分	第1 義援金品の募集及び配分
地震災害対策計画編 第4章 第1節 第1「義援金品の募	
集及び配分」を準用する。	■ 基本事項
	1 趣 旨
	大規模な災害時には、多くの人々が生命または身体に危害
	を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度
	の混乱に陥る可能性がある。そこで、市は、災害時における被
	災者の自立的生活再建を支援するため、防災関係機関、関係団
	体等と協力し、被災者に対する義援金品の募集及び配分等の
	措置を講ずるものとする。
	2 留意事項
	(1) 義援金の範囲
	本計画で記載する義援金には、特定の個人、施設、団体等へ
	配分を指定する見舞金、寄附金等は含まないものとする。
	(2) 義援金の公平かつ適正な配分
	被災者あてに寄託された義援金を、公平かつ適正に配分す
	ることを目的として「義援金配分委員会」(以下、「委員会」

という。)を設置する。

改 訂 前	改 訂 後
	(3) 手続きの迅速化
	県、市、日赤茨城県支部及び茨城県共同募金会は、被災者に
	対する義援金の募集及び配分等の手続きについて、防災関係
	機関、関係団体等と協力し、迅速化を図ることが必要である。
	3 対策項目
	1 義援金品の募集及び受付
	2 委員会の設置
	3 義援金品の保管
	4 義援金品の配分
	■ 対策
	1 義援金品の募集及び受付【市(保健福祉部)】
	市は、市民への義援金品の募集が必要と認められる災害が
	発生した場合、直ちに義援金品の受付窓口を設置し、義援金品
	の募集及び受付を実施する。また、募集に当たっては、新聞、
	テレビ、ラジオ等の報道機関と協力し、義援金品の受付方法等
	について広報・周知を図る。
	なお、義援品は被災地のニーズに応じた物資を周知し、梱包
	に際しては品名を明示することなど被災地における円滑かつ
	迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう求めるも
	のとする。
	義援金品の受付窓口は、保健福祉部とする。

改 訂 前	改 訂 後
	2 委員会の設置
	【県、市(保健福祉部)、日赤茨城県支部、茨城県共同募金会】
	(1) 委員会の設置
	被災者あてに寄託された義援金を、被災者に公平かつ適正
	に配分することを目的として委員会を設置する。
	(2) 委員会の構成
	委員会は、次の関係機関をもって構成するが、被害の状況に
	よりその他の防災関係機関、関係団体等を構成員に加えるこ
	とができる。
	1) 下妻市
	2) 下妻市議会
	3) 下妻市社会福祉協議会
	3 義援金 <del>品</del> の保管【県、市
	(保健福祉部)、日赤茨城県支部、茨城県共同募金会】
	一般市民及び全国から寄託された被災者に対する義援金に
	ついては、各受付機関において適正に保管する。
	なお、委員会が設置された場合は、委員会が各受付機関より
	義援金の引継ぎを受け、市を通じて被災者に配分するまでの
	間、適正に保管する。
	4 義援金の配分
	-【県、市(保健福祉部)、日赤茨城県支部、茨城県共同募金会】

改 訂 前	改 訂 後
	(1) 配分方法の決定
	委員会は、各受付機関で受付けた義援金の被災者に対する
	配分方法(対象、基準、時期並びにその他必要な事項)につい
	て、協議の上決定する。
	(2) 配分の実施
	委員会において決定された義援金の配分方法に基づき、市
	は、被災者に対し、迅速かつ適正に義援金を配分する。
	(3) 配分の公表
	市は、被災者に対する義援金の配分結果について、報道機関
	等を通じて公表する。
第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金などの貸付	第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金などの貸付
地震災害対策計画編 第4章 第1節 第2「災害弔慰金等	
の支給及び災害援護資金などの貸付」を準用する。	│ ■ 基本事項
	1 趣 旨
	大規模な災害時には、多くの人々が生命または身体に危害
	を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極
	度の混乱に陥る可能性がある。そこで、県、市及び市社会福
	社協議会は、災害時における被災者の自立的生活再建を支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	するため、防災関係機関、関係団体等と協力し、災害弔慰金
	及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付等の措
	置を講ずるものとする。

改 訂 前	改 訂 後
	2 留意事項
	(1) 被災者への広報及び相談窓口の設置
	市及び市社会福祉協議会は、被災者の自立的生活再建に対
	する支援措置について、被災地以外へ疎開等を行っている
	個々の被災者も含め広報するとともに、相談窓口を設置する
	ことが必要である。
	(2) 事務処理の迅速化
	市及び市社会福祉協議会は、被災者の自立的生活再建を的
	確に支援するため、手続きの簡素化、事務処理の迅速化を図
	ることが必要である。
	3 対策項目
	1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援
	護資金の貸付
	2 茨城県等による資金の貸付等
	3 住宅復興資金
	4 り災証明書の発行
	■ 対策
	1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護
	資金の貸付
	【市(市民部、保健福祉部)、下妻消防署、下妻市社会福祉協議会】
	災害により家族を失い、精神または身体に著しい障がいを

改 訂 前		改 訂 後		
	受け、または住居	や家財を失った被災者を救済するため、		
	「災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82			
	号) 」に基づき、下妻市条例に定めるところにより、災害弔			
	慰金及び災害障害	見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付を		
	   行う。また、各種	<ul><li>支援措置の実施に資するため、発災後早期</li></ul>		
		付体制を確立し、被災者にり災証明書を交		
	付するものとする	, , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
	1111000000000	20		
	<b>1</b>	4Λ (〒★+∀ RI) ¶		
	【災害中慰金の文	給(下妻市条例)】		
		・市内において住居が5世帯以上滅失した		
		自然災害 ・県内において、住居が5世帯以上滅失し		
		た市町村が3以上ある場合の自然災害		
	対象災害	・県内において災害救助法が適用された市		
		町村が1以上ある場合の自然災害		
		・災害救助法が適用された市町村をその区		
		域に含む都道府県が2以上ある場合の自		
		然災害		
	支給限度額	①生計維持者が死亡した場合 500 万円 ②その他の者が死亡した場合 250 万円		
		ア 配偶者、子、父母、孫、祖父母		
		イ ア項の遺族がいずれも存在しない場合		
	    遺族の範囲	は、死亡した者の死亡当時における兄弟		
	退 佚 の 配 囲   	姉妹(死亡した者と死亡当時その者と同		
		居し、または生計を同じくしていた者に		
	# # # # # #	限る。)		
	費用負担割合	国(1/2)、県(1/4)、市(1/4)		

改 訂 前	改 訂 後
	【災害障害見舞金の支給】
	・市内において住居が5世帯以上滅失した 自然災害 ・県内において住居が5世帯以上滅失した 市町村が3以上ある場合の自然災害 対象災害 ・県内において災害救助法が適用された市 町村が1以上ある場合の自然災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区 域に含む都道府県が2以上ある場合の自 然災害
	上記の災害により精神または身体に次に 掲げる程度の障害を受けた者 ①両眼が失明したもの ②咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③神経系統の機能または精神に著しい障害 を残し、常に介護を要するもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、 常に介護を要するもの ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥両上肢の用を全廃したもの ⑦両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧両下肢の用を全廃したもの ⑨精神または身体の障害が重複する場合に おける当該重複する障害の程度が前各号 と同程度以上と認められるもの
	・ 大名
	費用負担割合 国(1/2)、県(1/4)、市(1/4)

改 訂 前					改言	Ţ	後
	【災	災害援	暖護資	<b>全</b> 0	O貸付】		
	5.1	免	災	宇	・ 県内に	おい	て災害救助法が適用された市
	[/X		火	古	町村が	1以.	上ある場合の自然災害
							ヵ月以上の負傷 150 万円
					②家財の	1/	3以上の損害 150 万円
					③住居の		
							250 (350) 万円
	貸	付『	限 度	額			が滅失 350 万円
					6022		
							複 270(350)万円
					8024	が重	
							()は特別の事情がある場合
					世帯人員	市	町村民税における前年の総所
					- 1	0.07	得金額
					1人	+	0 万円
				2人	+	0 万円	
		所得	得制	刂限	3人	1	0 万円
	貸				4人	+	) 万円
	貸付条件				5人以上		人増すごとに 730 万円に 30 円を加えた額
	件				ただし スの	-	けの住居が滅失した場合にあ
					っては、1,2		
		貸	付利	率			
		_	置期				青のある場合は5年)
		償	還期	月間	10年(据置其	期間を	を含む。)
		_	還方		年賦または半		
	貸	付原	資負	担	国 (2/3)		
					,		
	2 🗦	を はし	旦笙	i J	る資金の貸	计台	<del>_</del>
	<u>د</u> - خ						
					- 【県、巾(谷	7 尚(	、下妻市社会福祉協議会等】

改 訂 前	改 訂 後
	大規模災害時において、県及び社会福祉協議会等で実施さ
	れる資金等の貸付や融資等には以下のようなものがある。
	市は、県に対し迅速かつ円滑な措置が行われるよう要請す
	るとともに、関係各部、防災関係機関・関係団体等の協力を
	得て、必要な広報活動に努める。
	(1) 災害見舞金の支給
	県は、県内において発生した災害により被害を受けた者等
	に対して、「茨城県見舞金支給要項(平成 21 年 11 月 24 日
	制定。平成 21 年 10 月 8 日から適用)」に基づき、見舞金を
	支給する。
	(2) 生活福祉資金の貸付
	県社会福祉協議会は、「社会福祉法人茨城県社会福祉協議
	会生活福祉資金貸付規程」に基づき、災害により被害を受け
	た低所得世帯等に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進
	等が図れると認められるものについて、民生委員及び市社会
	福祉協議会の協力を得て生活福祉資金の貸付を行う。
	(3) 母子父子寡婦福祉資金の貸付
	県は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」(昭和 39 年法律
	第 129 号)に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び
	父子家庭並びに寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助
	長促進を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行う。

改 訂 前	改 訂 後
	(4) 農林漁業復旧資金の融資等
	県は、災害により被害を受けた農林漁業者または団体に対
	し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定
	を図るため、天災融資法及び茨城県農林漁業災害対策特別措
	置条例並びに株式会社日本政策金融公庫法により融資する。
	1) 天災融資法に基づく融資
	2) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資
	3) 株式会社日本政策金融公庫(農林漁業施設資金)による貸
	付
	4) 農業保険法に基づく農業災害補償
	(5) 中小企業復興資金の融資
	県は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策
	として、一般金融機関(普通銀行、信用金庫、信用組合)及
	び政府系金融機関(株式会社日本政策金融公庫、株式会社商
	工組合中央金庫)の融資並びに信用保証協会による融資の保
	証、災害融資特別県費預託等により、施設の復旧事業の継続
	に必要な資金対策が迅速かつ円滑に行われるよう措置し、国
	に対しても要望する。
	3 住宅復興資金【県、市(建設部)】
	災害により住宅に被害を受け次に該当する者に対しては、
	独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により災害復興住宅

改 訂 前	改 訂 後			
	資金の融通を適用し、建設資金または補修資金の貸付を行			
	う。			
	県及び市は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、			
	独立行政法人住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金			
	の融資適用災害に該当する時は、災害復興住宅資金の融資に			
	ついて、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調			
	査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れ			
	の促進を図るよう努める。			
	(1) 災害復興住宅建設資金			
	住宅が「全壊」、「大規模半壊」または			
	「半壊」した旨の「り災証明書」の交付を受賞付対象者			
	<b>員 刊 対 家 有</b>   けた者で、13 ㎡以上 175 ㎡以下の住宅部分を			
	有する住宅を建設する者			
	<b>貸付限度</b> 原則 1,500 万円以内			
	<b>土 地 取 得 費</b> 原則 970 万円以内			
	整 地 費 400万円以内			
	①木造(一般)25 年以内 <b>償 還 期 間</b>			
	②耐火、準耐火、木造(耐久性)35年以内			
	(2) 新築購入、リ・ユース(中古住宅)購入資金			
	住宅が「全壊」、「大規模半壊」または			
	「半壊」した旨の「り災証明書」の交付を受			
	<b>貸付対象者</b> けた者で、50 ㎡ (共同建ての場合 30 ㎡) 以上			
	175 ㎡以下の住宅部分を有する住宅を購入する 者			
	貸 付 限 度   一			

改	訂	前						改 訂 後
								②リ・ユース住宅:原則2,170万円以内
								(土地取得資金を含む。)
				償	還	期	間	25~35 年以内
			(3)	補佣	多資	金		
								補修に要する費用が 10 万円以上の被害を受
				貸	付支	村 ≸	象 者	け、「り災証明書」の発行を受けた者
				貸	付	限	き度	660 万円以内
				土	地耳	取彳	得 費	400 万円以内
				整	ŀ	也	費	400 万円以内
				償	還	期	間	20 年以内
			与 有 2 4 (1)	市局合いに対しているのでは、あるのでは、これでは、いいのでは、いいのでは、これでは、いいのでは、これでは、いいのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	は、対出申 災災は、りするし 訂台、	災災ると込   即帳災	者 貸 付 る み <b>書</b> の 害 対 り も り た り り た り り た り り た り り た り り り り	より滅失家屋がおおむね10戸以上となった希望により災害の実態を調査した上で、り災金の融資を独立行政法人住宅金融支援機構にに、り災者の融資制度の周知徹底を図り、借希望者に対して借入れの指導を行うものとす
				いし、 証明				課税台帳及び住民登録基本台帳を活用する。

改 訂 前	改 訂 後
	災対法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について
	証明するものとする。
	ア 全 壊 (全 焼)
	イ 流 失
	住家  ウ 半 壊(半 焼)
	工床上浸水
	オ 床下浸水       ア 死 亡
	ウ質傷
	(3) り災証明書の交付 各種の被災者への支援措置を早期に実施するため、「災害時職員行動マニュアル」により被災者にり災証明書を交付する。申請の受付・交付は、市役所本庁舎で行う。 原則として、り災証明書の交付は1回限りとする。また、り災証明書については、証明手数料を徴収しない。  「資料編」「り災証明書申請書」
第3 租税及び公共料金の特例措置計画 地震災害対策計画編 第4章 第1節 第3「租税及び公共	第3 租税及び公共料金の特例措置計画
料金の特例措置計画」を準用する。	■ 基本事項
	1 趣 旨
	災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定し

改 訂 前	改 訂 後
	た生活の早期回復を図るため、租税の徴収猶予措置、公共料
	金の特例措置等の対策を積極的に推進していくものとする。
	2 留意事項
	(1) 広報の徹底
	災害時、市民に対して、対策に関わる情報の提供を充分に
	行っていくことが必要である。
	(2) 手続きの簡素化及び迅速化
	災害により被害を受けた事業者が本対策を迅速かつ有効に
	活用し、自立復興を進めていくため、手続きの簡素化、迅速
	化に努める必要がある。
	   3 対策項目
	1 租税等の徴収猶予措置及び減免の措置
	2 その他公共料金の特例措置
	■ 対 策
	1 租税等の微収猶予措置及び減免の措置
	【国、県、市(市民部)】
	(1) 市税の納税緩和・減免措置
	市は、被災者の納付すべき市税について、法令及び条例の
	規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出または
	納付もしくは納入に関する期日の延長、市税(延滞金等を含

改 訂 前	改 訂 後
	む。)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施
	する。
	(2) 国・県税の納税緩和・減免措置
	国及び県は、被災者の納付すべき国税及び県税について、
	法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書
	類の提出または納付もしくは納入に関する期限の延長、国
	税、県税(延滞金等含む。)の徴収猶予及び減免の措置を災
	害の状況により実施するものとする。
	(3) 租税の納税緩和・減免措置等に関する広報
	市は、租税の納税緩和・減免措置等に関して広報活動を行
	う。なお、災害対策本部廃止後においても、適宜、市広報紙
	もしくはチラシの配布等により行う。
	2 その他公共料金の特例措置
	1) 被災者に対する郵便葉書などの無償交付
	対助法が適用された場合、被災1世帯当たり、郵便葉書5
	枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお、交付場
	所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。
	2) 被災者の差し出す郵便物の料金免除
	   被災者が差し出す郵便物(速達郵便物及び電子郵便物を含
	む。)の料金免除を実施する。なお、取扱場所は日本郵便株

改 訂 前	改 訂 後
	式会社が指定した郵便局とする。
	3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
	日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助を行う地方公
	共団体、日 <del>本</del> 赤、茨城県共同募金会または共同募金連合会に
	あてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用または
	見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受
	場所は全ての郵便局(簡易郵便局を含む。)とする。
	(2) 通信事業
	1) 東日本電信電話㈱(茨城支店)
	「電話サービス契約約款通則 15」に基づき、災害が発生
	し、または発生するおそれがある時は、臨時に料金または工
	事に関する費用を減免することがある。
	2) ㈱NTTドコモ(茨城支店)
	㈱NTTドコモの各種サービスの契約約款に基づき、災害
	が発生し、または発生するおそれがあるときは、臨時にその
	料金または工事費を減免することがある。
	(3) 電気事業【東京電カパワーグリッド】
	救助法適用地域の被災者に対し、経済産業大臣の許可を得
	て託送料金支払いに関する特別措置を行うことがある。

改 訂 前	改 訂 後
第4 雇用対策	第 4 雇用対策
地震災害対策計画編 第4章 第1節 第4「雇用対策」を	
準用する。	■ 基本事項
	1 趣 旨
	災害により、離職を余儀なくされたり災者に対し、国は、
	職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策を積極
	的に推進していくものとする。また、市は、県や国と連携を
	図り、再就職の支援を行うものとする。
	2 留意事項
	(1) 広報の徹底
	雇用対策を効率的に行っていくため、災害時、市民に対し
	て、対策に関わる情報の提供を充分に行っていくことが必要
	である。
	(2) 手続きの簡素化及び迅速化
	災害により被害を受けた事業者が本対策を迅速かつ有効に
	活用し、自立復興を進めていくため、手続きの簡素化、迅速
	化に努めることが必要である。
	3対策項目
	1 離職者への措置
	2 雇用保険の失業給付に関する特例措置
	3 雇用調整助成金の特例適用の要請

職業安定所(下妻出張所)】
長所の長は、大規模な災害
F就職を促進するため、離
可等の情報を速やかに把握
戦へのあっせんを行うもの
美安定所下妻出張所の長と
かっせんに努める。
3 D 。
目談窓口を設置する。
]難な地域への措置
は職業安定所下妻出張所に
戦業相談所の開設、または
以来作成月9月前以、よたは
出張所は、職業訓練受講指
と活用する。

改 訂 前	改 訂 後
	(4) 労働者のあっせん 救助法が適用された場合、市は、市内の労務需要が見込ま れる時は、労働者のあっせんを、国に対し要請する。また、 県は、茨城労働局及び筑西公共職業安定所と連携を図り、災 害により離職を余儀なくされた者を対象に職業訓練を実施 し、再就職を支援するものとする。
	2 雇用保険の失業給付に関する特例措置
	(1) 証明書による失業の認定 筑西公共職業安定所下妻出張所長は、災害により失業の認 定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後 に失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。
	(2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給 筑西公共職業安定所下妻出張所長は、発生した災害に対し 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法 律」(昭和37年法律第150号)第25条に定める措置が適用

### 第4章 復旧復興計画

改 訂 前	改 訂 後
	された場合は、災害による休業のため賃金を受け取ることが
	できない雇用保険の被保険者(日雇労働被保険者は除く。)
	を、失業しているものとみなして、基本手当を支給するもの
	とする。
	3 雇用調整助成金の特例適用の要請
	【市(経済部)、筑西公共職業安定所(下妻出張所)】
	筑西公共職業安定所下妻出張所長は、次の休業等をさせる
	場合、休業手当にかかる賃金負担の一部を助成できるよう厚
	生労働省へ要請する。
	【雇用調整助成金の適用範囲】
	(1) 被災地域の事業主が労働者を休業させる場合
	(2) 被災地域以外の災害関連下請け事業所が労働者を休
	業させる場合
	(3) 被災地域の事業主が新卒者等の内定取り消しの回避
	を図る場合
	4 被災事業主に関する措置
	国は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付する
	ことができない事業主に対して、必要があると認める時は、
	概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金もしくは追徴金の徴収金除。または労働保険料の独仕の様子な行うものいま
	の徴収免除、または労働保険料の納付の猶予を行うものとす
	る。

改 訂 前	改 訂 後
第5 住宅建設の促進	第5 住宅建設の促進
地震災害対策計画編 第4章 第1節 第5「住宅建設の促	
進」を準用する。	■ 基本事項
	1 趣旨
	自力で住宅建設できない被災者に対する恒久的な住宅確保
	のため、市が実施する災害公営住宅の建設及び既設公営住宅
	の復旧に対する指導、支援を適切に行い、市で対応が困難な
	場合は県が代わって災害公営住宅を建設し、居住の安定を図
	る。また、自力で住宅を建設する被災者に対しては、独立行
	政法人住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に対する情報
	の提供と指導を行う。
	2 留意事項
	(1) 計画の作成と県からの支援
	迅速な災害公営住宅の建設、復旧を図るため、市は災害住
	宅建設計画、復旧計画の作成を行い、予算の確保、用地の確
	保等を含めて県からの支援受けを検討することが必要であ
	る。
	(2) 情報提供及び事務処理体制
	独立行政法人住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に関
	する情報の提供と、迅速な事務処理体制の検討を行うことが
	必要である。

改 訂 前	改 訂 後
改訂前	3 対策項目     1 建設計画の作成     2 事業の実施     3 入居者の選定  ■ 対 策     市は、住宅建設に関し、市だけで対応可能かどうかを検討し、市と県の役割分担を明確にする。また、県は市との役割分担を踏まえ、支援の内容を決定するものとする。  1 建設計画の作成【市(建設部)】市は、住宅被害の実態を把握し、住宅災害確定報告書、り災者名簿、滅失住宅地図を作成するものとし、県はこれを助言・指導するものとする。
	2 事業の実施【県、市(建設部)】 県及び市は、建設計画に基づき、災害公営住宅の建設、既 設公営住宅の復旧を実施する。
	3 入居者の選定【市(建設部)】 市は、特定入居を行うときの選定基準の作成及び選定を行 うものとし、県はこれを助言・指導するものとする。

# 改 訂 前 改 訂 後

#### 第6 被災者生活再建支援法の適用

地震災害対策計画編 第4章 第1節 第6「被災者生活再 建支援法の適用」を準用する。

#### 第6 被災者生活再建支援法の適用

#### ■ 基本事項

#### 1 趣 旨

市域ないし県域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった 場合等、法に定める基準を満たした場合に、被災者生活再建 支援法(以下「支援法」という。)を適用し、被災者に支援 金を支給することにより、生活の再建を支援し、もって市民 の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

#### 2 留意事項

#### (1) 住家全壊世帯数情報の迅速な収集及び伝達体制の整備

支援法の適用の判断及びその手続きを行うにあたり、全壊 世帯等の被害の把握及び認定の作業を迅速かつ的確に行う必 要がある。このため、救助法担当との連携を図り、被害情報 の収集及び伝達体制を整備しておくことが必要である。

#### (2) 支援金支給手続き等の説明

支給決定時に申請者の誤解等による不服等の発生を避けるとともに支援金支給手続きが迅速かつ円滑に進むようにするため、支援法が適用された場合は、制度の対象となる被災世帯に対して、支援金の趣旨、申請書の記載方法、申請期限などその手続きについて懇切・丁寧に説明する必要がある。

改 訂 前	改 訂 後
	3 対策項目
	1 被害状況の把握及び被災世帯の認定
	2 支援法の適用基準
	3 支援法の適用手続き
	4 支援金の支給額
	5 支援金支給申請手続き
	6 支援金の支給
	■ 対 策
	1 被害状況の把握及び被災世帯の認定【市(保健福祉部】
	支援法の適用にあたっては、市が住家の被害状況を把握
	し、次の基準で被災世帯の認定を行う。
	(1) 被災世帯の認定
	支援法の対象となる被災世帯は、次に掲げるものをいう。
	(支援法第2条第2号)
	①当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯。 
	②当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、またはそ
	の居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊によ
	る危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住す
	るために必要な補修費等が著しく高額となること、その他
	これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体
	し、または解体されるに至った世帯。
	③当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な
	状況が継続すること、その他の事由により、その居住する

改 訂 前	改 訂 後
	住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわ
	たり継続することが見込まれる世帯。
	④当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基
	礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政
	令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ
	当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯。
	(②及び③に掲げる世帯を除く。)
	(2) 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位
	救助法における基準を参照(第3章 第6節「災害救助法
	の適用」)
	2 支援法の適用基準【市(保健福祉部)】
	支援法の対象となる自然災害は、支援法施行令第1条の定
	めにより、次に掲げるとおりである。
	(1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号のいず
	れかに該当する被害(同条第2項のいわゆるみなし規定によ
	り該当することとなるものを含む。)が発生した市町村の区
	域に係る自然災害(支援法施行令第1条第1号)
	(2) 10 以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市町村の区
	域に係る自然災害(支援法施行令第1条第2号)
	(3) 100 以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した都道府県
	の区域に係る自然災害(支援法施行令第1条第3号)
	(4) (1)または(2)に規定する被害が発生した都道府県の区域内

改 訂 前	改 訂 後
	の他の市町村(人口 10 万人未満のものに限る。)の区域で、
	5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害(支援
	法施行令第1条第4号)
	(5) (3)または(4)に規定する都道府県の区域に隣接する都道府
	県の区域内の市町村(人口 10 万人未満のものに限る。)の区
	域で(1)~(3)に規定する区域のいずれかに隣接し、5世帯以
	上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害(支援法施行令
	第1条第5号)
	(6) (3)または(4)に規定する都道府県が2以上ある場合におけ
	る市町村(人口 10 万人未満のものに限る。)の区域で、その
	自然災害により5(人口5万人未満の市町村にあっては2)
	世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害(支援法
	施行令第1条第6号)
	3 支援法の適用手続き【県、市(総務部、保健福祉部)】
	(1) 市の被害状況報告
	市長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、資料編
	「被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書」によ
	り、県知事に対して報告する。
	当該報告については、自然災害発生後の初期段階では、救
	助法適用手続きにおける報告(資料編「被害状況等報告様式
	(茨城県)」) で兼ねることができるものとする。
	   (2) 県の被害状況報告及び支援法の適用

改 訂 前		改	訂	後		
		県知事は、市長の報	告を精査した	結果、発	生した災	害が支
	1	爱法の適用基準に該当	すると認めた	時は、内	閣府政策	統括官
		(防災担当)及び被災	者生活再建支	援法人に	報告する	ととも
	1					
	に、支援法対象の自然災害であることを速やかに公示するも			• 7 5 0		
		のとする。	VI VAN		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
		なお、市には、支援	法が適用され	たことを	通知する	0 0
	4	支援金の支給額				
	(1)	複数世帯の場合				
					(単位	: 万円)
		<b>四八</b>	住宅の再建	基礎支	加算支	<b>△=</b> L
		区分	方法	援金	援金	合計
		全 壊(1-(1)-1))	建設・購入	100	200	300
		半 壊(1-(1)-2))	補修	100	100	200
		長距避難(1-(1)-3))	賃貸	100	50	150
		   大規模半壊	建設・購入	50	200	250
		(1-(1)-4))	補修	50	100	150
			賃貸	50	50	100
	(2)	単数世帯の場合				
					(単位	: 万円)
		区分	住宅の再建	基礎支	加算支	合計
		巨刀	方法	援金	援金	ны
		全 壊(1-(1)-1))	建設・購入	75	150	225
		半 壊(1-(1)-2))	補修	75	75	150
		長距避難(1-(1)-3))	賃貸	75	37. 5	112.5
		大規模半壊	建設・購入	37. 5	150	187. 5

改 訂 前	改 訂 後
	(1-(1)-4)) 補修 37.5 75 112.5
	賃貸 37.5 37.5 75
	5 支援金支給申請手続き【市(保健福祉部)】
	(1)支給申請手続き等の説明
	市は、制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続
	き等について説明する。
	(2) 必要書類の発行
	市は、支給申請書に添付する必要のある書類について、被
	災者からの請求に基づき発行する。
	1) 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が
	確認できる証明書類
	2) り災証明書類
	(3) 支給申請書等の取りまとめ
	市は、被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確
	認し、取りまとめの上、速やかに県に送付する。
	6 支援金の支給【市(保健福祉部)】
	支給申請書類は、被災者生活再建支援法人で審査が行わ
	れ、支援金の支給が決定される。決定内容は、被災者生活再
	建支援法人から申請者に通知書が交付されるとともに、支援
	金は支給決定に基づき、原則として被災者生活再建支援法人
	から直接口座振替払いにより、申請者に支給される。

改 訂 前	改 訂 後
	(1) 支援金の現金支給 市は、口座振替払いによる支援金支給ができないものについて、被災者生活再建支援法人からの委託に基づき、申請者に現金による支援金の支給事務を行う。 ■ 資料編 「被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書」
第4章 復旧復興計画 第2節 被災施設の復旧	第4章 復旧復興計画 第2節 被災施設の復旧
第 1 災害復旧事業計画の作成 地震災害対策計画編 第 4 章 第 2 節「被災施設の復旧」を 準用する。	<ul> <li>第1 災害復旧事業計画の作成</li> <li>■ 基本事項</li> <li>1 趣旨</li> <li>災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、その実施を図るものとする。</li> </ul>
	2 留意事項 (1) 地域間・組織間の応援協力体制の整備 災害後の施設の復旧に関しては、迅速かつ的確な対応が求

改 訂 前	改 訂 後
	められるが、災害時の混乱の中、復旧事業計画の作成及び実施
	等に当たる十分な人員が確保できない場合も想定されるた
	め、地域間、組織間の人員の応援協力体制の整備が必要であ
	る。
	(2) 迅速な復興のための意思決定等の必要性
	災害発生後、被災状況を的確に把握し、原状復旧とするか、
	復興とするかを、迅速に意思決定し、早急に災害復興対策本部
	の設置、災害復興方針・計画の策定、関連事務手続き等を実施
	することが必要である。
	(3) 国、県、市間の密接な連携
	都市計画決定や事業認可等行政上の手続きを迅速に進める
	ためには、国、県、市の密接な連携を行っていくことが必要で
	ある。
	3 対策項目
	1 災害復旧事業計画の作成
	2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成
	3 災害復旧事業の実施
	4 解体、がれきの処理
	■ 対策
	1 災害復旧事業計画の作成【市(各部)、防災関係機関】

改 訂 前	改 訂 後
	市は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査・検
	討し、所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やか
	に作成する。
	災害復旧事業計画の基本方針を次に示す。
	(1) 災害の再発防止
	市は、災害復旧事業計画の策定にあたって、被災原因、被災
	状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう防災関
	係機関と十分連絡調整を図り、計画を作成する。
	MUNICIPAL CELATION OF THE CHAMPS OF
	(2) 災害復旧事業期間の短縮
	市は、災害復旧事業計画の策定に当たっては、被災状況を的
	確に把握し、速やかに効果のあがるよう、防災関係機関と十分
	連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。
	災害復旧事業の種類を次に示す。
	1) 公共土木施設災害復旧事業計画
	2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
	3)都市災害復旧事業計画
	4) 上、下水道災害復旧事業計画
	5) 住宅災害復旧事業計画
	6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
	7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
	8) 学校教育施設災害復旧事業計画
	9) 社会教育施設災害復旧事業計画

改 訂 前	改 訂 後
	10) 復旧上必要な金融その他資金計画
	11) その他の計画
	2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成
	【市(各部)、防災関係機関】
	市は、被災施設の災害復旧事業計画を速やかに作成すると
	ともに、国または県が費用の全部または一部を負担または補
	助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受ける
	ための査定計画を策定し、査定実施が速やかに行えるよう努
	める。
	このうち特に公共土木施設の復旧については、被災施設の
	被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復
	旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう
	必要な措置を講じる。なお、災害復旧事業として採択され得る
	限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、
	国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により運営される。
	災害復旧事業費の決定は、県知事の報告その他地方公共団
	体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律
	または予算の範囲内において国が全部または一部を負担また
	は補助して行う災害復旧事業並びに激甚災害に対処するため
	の特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業
	は、次のとおりである。
	(1) 法律等に基づき一部負担または補助するもの

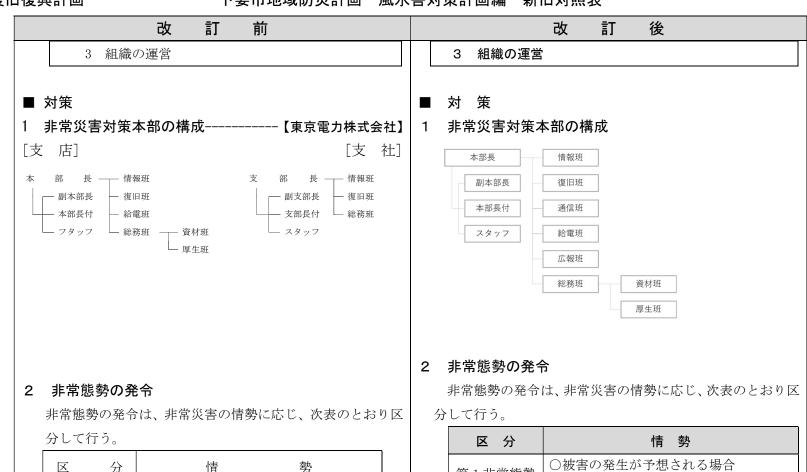
改 訂 前	改 訂 後
	1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
	2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
	3) 公営住宅法
	4) 土地区画整理法
	5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関す
	る法律
	6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
	7) 予防接種法
	8) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
	9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置
	に関する法律
	(2) 激甚災害に係る財政援助措置
	災対法に規定する著しく激甚である災害(以下「激甚災害」
	という。) が発生した場合には、市は災害の状況を速やかに調
	査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう
	措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施でき
	るようにするものとする。
	激甚災害の指定の手続き等の対策及び激甚災害に係る公共
	施設等の復旧に対する財政援助措置の対象については、第4
	章 第3節「激甚災害の指定」に示す。
	3 災害復旧事業の実施【市(各部)、防災関係機関】
	災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、市

改 訂 前	改 訂 後
	及び防災関係機関等は、復旧事業の事業費が決定され次第、早
	急に復旧作業を実施するため、必要な職員の配備、職員の応援
	及び派遣等について措置する。
	4 解体、がれきの処理【市(各部)、防災関係機関】
	(1) 作業体制の確保
	市は、迅速に解体及びがれき処理を行うため、組織体制及び
	指揮系統を定めるとともに、業務委託等による作業員の確保
	について検討する。また、県、近隣市町、民間の廃棄物処理業
	者、土木・運送業者等と、災害時における人員、資機材等の確
	保について協力が得られるよう連携体制を構築する。
	(2) 処理対策
	1)状況把握
	市は、職員による巡視等により迅速に被災地域の状況を把握
	する。
	2) 処理の実施
	市は、1)に基づき、住宅、所管の道路及び河川施設について、
	解体、がれき処理を実施する。必要があれば、県、近隣市町、
	民間の廃棄物処理業者等に応援を要請する。
	3) 仮置場の確保
	市は、解体、収集後のがれき等を一時的に集積するため、仮
	置場を確保する。仮置場が不足する場合は、交通に支障のない
	路上や公園等に一時集積するとともに、近隣市町に対して仮置

改 訂 前	改 訂 後
	場の提供を要請する。
	4) 再生利用・最終処分
	市は、がれき等の処理・処分に当たって、再生利用を推進し、
	最終処分量の削減に努める。
	5) 石綿飛散防止対策
	市は、解体及びがれき処理に伴う石綿飛散防止対策につい
	て、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」
	(平成 29 年 9 月環境省水・大気環境局大気環境課) により行
	うものとする。
第2 電力施設の復旧計画	第2 電力施設の復旧計画【東京電カパワーグリッド】
■ 基本事項	■ 基本事項
1 趣旨	1 趣 旨
市域内において災害が発生した場合、東京電力株式会社下館	市域内において災害が発生した場合、東京電力パワーグリ
支社は電力設備被害の早期復旧並びに被災地に対する電力供給	ッド株式会社茨城総支社は、電力設備被害の早期復旧並びに
の確保をはかるため下記に基づき対策を講ずるものとする。な	被災地に対する電力供給の確保を図るため、下記に基づき対
お、市域を越える広域災害が発生した場合は、東京電力株式会	策を講ずるものとする。
社茨城支店による対策を行うものとする。広域災害が発生した	
場合の復旧計画は、茨城県地域防災計画を参照のこと。	
2 対策項目	2 対策項目
1 非常災害対策本部の構成	1 非常災害対策本部の構成
2 非常態勢の発令	2 非常態勢の発令

#### 第4章 復旧復興計画

#### 下妻市地域防災計画 風水害対策計画編 新旧対照表



区	分	情	勢
第1非	常態勢	○被害の発生が予想され	る場合
		○被害が発生した場合	
第2非	常態勢	○大規模な被害が発生し	た場合(大規模
		な被害の発生が予想され	る場合を含む)
第3非	常態勢	○大規模な被害が発生し	、復電復旧に長
		期化が予想される場合	

# 区分 情勢 第1非常態勢 ○被害の発生が予想される場合 ○被害が発生した場合 ○大規模な被害が発生した場合(大規模な被害が発生した場合(大規模な被害の発生が予想される場合を含む。) ○大規模な被害が発生し、復電復旧に長期化が予想される場合 ○警戒宣言が発せられた場合

○警戒宣言が発せられた場合は、上記区分に基づき、全て

### 訂 改 後 前 訂 の事業所は非常態勢を発令する。 ○判定会が招集された場合 ○第1~第3非常態勢は、地震・台風・雪等の自然災害、社 ○警戒宣言が発せられた場合 会的影響の大きい設備事故等の電力供給上著しく支障と ○ 県内の他地域の災害にあっても、警戒宣言が発せられた場 なる災害について、被害の規模(局地的・広範囲)、停電 合は、上記区分に基づき、非常熊勢を発令する。 復旧の状況に応じて関係部門と協議の上、適用区分を決 ○ 第1~第3非常態勢は、地震・台風・雪等の自然災害、社 める。 会的影響の大きい設備事故等の電力供給上著しく支障と なる災害について、被害の規模(局地的・広範囲)、停電復 旧の状況に応じて関係部門と協議のうえ、適用区分を決め る。 3 組織の運営-----【東京電力株式会社】 3 組織の運営 (1) 非常態勢の発令手続き (1) 非常態勢の発令手続き 総支社長および支社長は、情勢に応じ適用すべき態勢区分 発災時等の、非常態勢の発令は、情勢に応じ適用すべき態勢 区分(第1~第3非常態勢)を鑑みた上で、下館支社長が行う。 (第1~第3非常態勢)を発令する。 第3 東日本電信電話株式会社茨城支店の非常災害対策計 | 第3 東日本電信電話株式会社(茨城支店)の対策 地震災害対策計画編 第3章 第7節 第3「ライフライン 1 電話停止時の応急措置 (1) 通信のそ通に対する応急措置 施設の応急復旧」を準用する。 災害時措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変 更等そ通確保の措置、及び臨時公衆電話の設置等を実施す る。 (2) 災害時用公衆電話(特設公衆電話)の設置

市が指定する避難所等に設置され、災害発生時に緊急連

改 訂 前	改 訂 後			
	絡手段として使用できる。			
	(3) 通信の利用制限			
	通信が著しく輻そうした場合は、重要通信を確保するた			
	め、通話の利用制限等の措置を行う。			
	(4) 災害用伝言サービスの運用			
	大規模災害時における電話の輻そうの影響を避けなが			
	ら、家族や知人との間での安否の確認や避難場所の連絡等			
	を可能とする災害用伝言ダイヤル"171"を提供する。			
	2 災害等応急復旧の実施			
	重要通信の確保に留意し、災害等の状況、電気通信設備の			
	   被害状況に応じ、次の各号に示す復旧順位を参考とし、適切			
	な措置をもって復旧に努める。			
	│ │ 表 電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等			
	重要通信を確保する機関(各社の契約約款に別の定めがある場			
	合はその定めによる)			
	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機			
	第 一 順 位 関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機			
	関、電力の供給の確保に直接関係のある機関			
	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機			
	第二順位 関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機			
	関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第一順			
	位以外の国または地方公共団体 第 三 順 位 第一順位、第二順位に該当しないもの			
	N - W - N MEN N - WEIGHT C. W. O.			
	│ │3 復旧を優先する電気通信サービス			
	(1) 電話サービス (固定系・移動系)			

改 訂 前			改訂	後
			タル通信サービス	
			ス(国際・国内通信事業	者回線、社内専用線を含
		P <sub>0</sub> )		
	(4)パケット交換サービス(インターネット接続サービスを含			
		P <sub>0</sub> )		
	(5)	衛星電話サ	ービス	
	4	十担措巛写	言時における復旧順位とM	た今後にの日博
	4	<b>復旧順位</b>		日の目標
		第一段階	2に示す復旧第一順位 及び第二順位機関が利用 する、3に示す復旧優先 サービスの復旧のほか、 避難所への災害時用公衆 電話(特設公衆電話)の 取付け及び街頭公衆電話 の復旧を行う。	災害救助機関等、重 要通信を扱う機関の業 務継続及び災害等応急 復旧に最低限必要とな るサービスについては 24 時間以内、その他サ ービス及び重要加入者 については3 日以内を 目標とする。
		第二段階	第一段階の復旧を拡大 するとともに、住民の復 帰状況等に合わせて一般 加入電話等の復旧も逐次 行う。	第一段階に引き続き できるだけ迅速に行 う。長くても 10 日以内 を目標とする。
第4 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ茨城支店の非常 災害対策計画	第4	1 株式会	社 NTT ドコモ(茨城	支店)の対策

### 改 前 改 訂 後 ■ 基本事項 ■ 基本事項 1 趣旨 1 趣 旨 管内において災害が発生した場合は、電気通信設備被害の早 管内において災害が発生した場合の電気通信設備被害の早 期復旧を計るための計画である。 期復旧を計るための計画である。 2 対策項目 2 対策項目 1 組織 1 組織 2 各班の役割 2 各班の役割 ■ 対策 ■ 対策 1 組織(ドコモ茨城支店災害対策本部組織図)- ----------- │ 1 組 織 (NTTドコモ (茨城支店) 災害対策本部組織 -----【NTTドコモ】 風水害等による災害が発生した場合は、災害対策本部を設 茨城県地域防災計画を参照のこと。 置し、当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行う。 図 株式会社NTTドコモ (茨城支店) 災害対策本部組織図 本部統括班 -本部長 設備復旧班 お客様対応班 (法人ユーザ) お客様対応班 (マスユーザ・代理店) 避難所支援班 総務厚生班

改 訂 前	改 訂 後					
2 各班の役割【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】 茨城県地域防災計画を参照のこと。	2 各班の役割 風水害等による災害が発生した場合、災害対策本部各班					
次処界地域的火計画を参照のこと。	は、下記の役割に基づいて行動する。					
	班 主な役割					
	本部長支店全体の基本方針決定、総指 揮・判断の実施					
	本 部 統 括 班 災害対策本部の運営・調整、各班 の取りまとめ業務					
	設 備 復 旧 班 設備の復旧・応急復旧に関する業 務					
	お 客 様 対 応 班 重要法人・自治体・代理店法人等 ( 法 人 ユ ー ザ ) の支援に関する業務					
	お 客 様 対 応 班 ドコモショップの運営に関する業 (マスユーザ・代理店) 務					
	避 難 所 支 援 班 避難所等での避難者支援業務					
	<b>総務厚生班</b> 社印等の安否/服務/経理、報道機関等に関する業務					
第4章 復旧復興計画	第4章 復旧復興計画					
第3節 激甚災害の指定	第3節 激甚災害の指定					
第1 激甚災害の指定計画 地震災害対策計画編 第4章 第3節「激甚災害の指定」を	第1 激甚災害の指定計画					
準用する。	■ 基本事項					
	1 趣 旨					

改 訂 前	改 訂 後
	「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法
	律」(以下「激甚法」という。)に基づく激甚災害の指定を
	受けるため、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して
	早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の
	災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講じる
	ものとする。
	2 留意事項
	激甚災害の指定を受けるためには、公共施設の被害情報を
	激甚法に定める事項に従って迅速に調査、収集を行う必要が
	ある。このため、災害後迅速かつ正確に公共施設の被害情報
	を把握するための体制整備を行っておくことが必要である。
	3 対策項目
	1 災害調査
	2 激甚災害指定の手続き
	■ 対策
	1 災害調査【県、市(各部)】
	市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等
	について協力するものとする。
	激甚災害の基準は次のとおり。

改 訂 前		改 訂 後
		表 激甚災害基準
	適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
	法第3条(公共 土木施設災害復 旧事業等に関す る特別の財政援 助)	次のいずれかに該当する災害 A基準 事業費査定見込額 >全国都道府県及び市町村の当該年度 の標準税収入総額×100分の0.5  B基準 事業費査定見込額 >全国都道府県及び市町村の当該年度 の標準税収入総額×100分の0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する 都道府県が1以上あるもの (1)都道府県負担事業の事業費査定見込 額 >当該都道府県の当該年度の標準税
		収入総額×100分の25 (2) 一の都道府県内の市町村負担事業の 事業費査定見込総額 >当該都道府県内全市町村の当該年 度の標準税収入総額×100分の5
	法第5条(農地 等の災害復旧事 業等に関する補 助の特別措置)	次のいずれかに該当する災害 A基準 事業費査定見込額 >当該年度の全国農業所得推定額×100 分の 0.5  B基準 事業費査定見込額 >当該年度の全国農業所得推定額×100

改 訂 前		改 訂 後
	法第6条(農林 水産業実 を が設災 を で が で が り	分の 0. 15 かつ、次の要件のいずれかに該当する 都道府県が 1 以上あるもの (1) 一の都道府県内の事業費査定見込額 >当該都道府県の当該年度の農業所 得推定額×100 分の 4 (2) 一の都道府県内の事業費査定見込額 >10 億円 (1) 激甚第 5 条の措置が適用される激 甚災害 または (2) 農業被害見込額 >当該年度の全国農業所得推定額× 1. 5%で、第 8 条の措置が適用される場合 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係る漁業である。 (3) 漁船等の被害見込額 >全国漁業所得推定額×0. 5% または (4) 漁業被害見込額 >全国漁業所得推定額×1. 5%で第 8 条の措置が適用される場合 ただし、(3) (4) とも、水産業共同利用 施設に係る被害見込額が 5 千万円以下の 場合を除く
	法第8条(天災	次のいずれかに該当する災害。ただし、

改 訂 前	改 訂 後	改 訂 後	
	漁業者等に対す る資金の融通に 関する暫定措置 の特例)       害であって、災害の態様から次の基準に よりがたい場合は、被害の実情に応じて 個別に考慮         A基準 農業被害見込額 >当該年度の全国農業所得推定額×100 分の 0. 5         B基準	の融通に 暫定措置 個別に考慮 <b>A基準</b> 農業被害見込額 >当該年度の全国農業所得推定額× 分の 0.5	
	農業被害見込額 >当該年度の全国農業所得推定額×100 分の 0.15 かつ、次の要件に該当する都道府県が 1以上あるもの ・一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数 >当該都道府県内の農業を主業とする者の数×100分の 3	農業被害見込額 >当該年度の全国農業所得推定額× 分の 0.15 かつ、次の要件に該当する都道府県 1以上あるもの ・一の都道府県内の当該災害に係る 別被害農業者数 >当該都道府県内の農業を主業と	持
	次のいずれかに該当する災害 A基準	A基準 林業被害見込額(樹木に係るものに る。以下同じ。) >当該年度の全国生産林業所得(木 生産部門)推定額×100分の5 B基準 林業被害見込額 >当該年度の全国生産林業所得(木 生産部門)推定額×100分の1.5 かつ、次の要件のいずれかに該当す	オ オ

改訂前		 丁   後
rix ei Bii		J 18 道府県内の林業被害見込額
	>当該	都道府県の当該年度の生産林
	業所得(	木材生産部門)推定額×100
	分の 60	
	(2) 一の都	道府県内の林業被害見込額
	>当該	年度の全国生産林業所得(木
	材生産部	門)推定額×100 分の 1
	次のいずれ	かに該当する災害
	A基準	
	中小企業	関係被害額
	>当該年	度の全国中小企業所得推定額
	(第二次産	業及び第三次産業国民所得×
	中小企業付	加価値率×中小企業販売率。
	以下同じ。	)×100 分の 0.2
	   B基準	
	中小企業	関係被害額
	法第 12 条、13 >当該年	度の全国中小企業所得推定額
	条、15条(中小 ×100分の	0. 06
	企業信用保険法かつ、次	の要件に該当する都道府県が
	による災害関係 1以上ある	もの
	保証の特例等) (1) 一の都	道府県内の当該災害に係る中
	小企業関	係被害額
	>当該	年度の当該都道府県の中小企
	業所得推	定額×100 分の 2
	(2) 一の都	道府県内の当該災害に係る中
	小企業関	係被害額
	>1400	億円
	ただし	、火災の場合または激甚法第
	12 条の通	5月がある場合の全国中小企業
	所得推定	額に対する中小企業関係被害

改 訂 前	改 訂 後
	額の割合は、被害の実情に応じ特例措
	置が講ぜられることがある。 法第 16 条 (公立 社会教育施設災 害復旧事業に対する補助)、第 17 条 (私立学校施設災害復旧事業の補助)、第 19 条 (市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例)
	次のいずれかに該当する災害 A基準 滅失住宅戸数 >被災地全域で 4,000 戸以上 B基準 次の(1)、(2)のいずれかに該当する被害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。 (1) 滅失住宅戸数 >被災地全域で 2,000 戸以上かつ、次のいずれかに該当するもの①一市町村の区域内で 200 戸以上②一市町村の区域内で 200 戸以上②一市町村の区域内の住宅戸数の10%以上 (2) 滅失住宅戸数 >被災地全域で 1,200 戸以上

改 訂 前	改 訂 後	
	かつ、次のいずれかに該当するもの ①一市町村の区域内で 400 戸以上 ②一市町村の区域内の住宅戸数の 20%以上  注第 24 条 (小災 害債に係る元利 償還金の基準財 政需要額への参入等)  上記以外の措置  2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第 2 条 の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第 5 条 の措置が適用される災害	
第4章 復旧復興計画 第4節 復興計画の作成	第4章 復旧復興計画 第4節 復興計画の作成	
地震災害対策計画編 第4章 第4節「復興計画の作成」を 準用する。	<ul><li>■ 基本事項</li><li>1 趣 旨</li><li>災害により被災した市民の生活や企業の活動等の健全な回</li></ul>	

改 訂 前	改 訂 後
	復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。
	復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決
	し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いも
	のに改変する事業と位置付けられる。復興事業は、市民や企
	業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業であ
	る。これを効果的に実施するためには、被災後速やかに復興
	計画を作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、
	計画的な復興事業を推進するものとする。
	2 留意事項
	(1) 迅速な意思決定等の必要性
	災害発生後、被災状況を的確に把握し、原状復旧とする
	か、復興とするかを、迅速に意思決定し、早急に災害復興対
	策本部の設置、災害復興方針・計画の策定、関連事務手続き
	等を実施することが必要である。
	(2) 事前復興対策の実施
	災害復興では、地震発生後の限られた時間内に、復興に関
	する意思決定、都市計画決定や事業認可等の行政上の手続
	き、土地区画整理や市街地再開発等の事業を行う上での人材
	の確保や情報の収集等、膨大な作業を処理する必要があるた
	め、手続きの流れや人材の確保等事前に確認しておけること
	や対応できることについては、事前復興対策として実施して
	おくことが必要である。

改 訂 前	改 訂 後
	(3) 国、県、市間の密接な連携 災害復興は、国、県、市の密接な連携の中で実施しなけれ ば、円滑な事業遂行は望めない。特に、都市計画決定や事業 認可等の行政上の手続きを迅速に進めるためには、県、市間 の十分な調整作業等が重要であり、また、復興にあたっての 財源の確保等においては、国との調整等が重要であるため、 国、県、市間が密接に連携することが必要である。
	(4) 民意の反映 災害復興を進めていく際には、復興計画のあり方から復興 事業・施策の展開に至るまで、住民の意見を十分反映させて いくことが必要である。その際、女性を始めとする多様な主 体の意見を反映できるよう配慮するものとする。
	3 対策項目 1 事前復興対策の実施 2 災害復興対策本部の設置 3 災害復興方針・計画の策定 4 災害復興事業の実施 ■ 対 策
	■ 対 束 1 事前復興対策の実施【市(各部)】 (1) 復興手順の明確化

改 訂 前	改 訂 後
	市は、過去の復興事例等を参考として、方針の決定、計画
	の策定、法的手続き、市民の合意形成等の復興対策の手順を
	明らかにしておくものとする。
	(2) 復興基礎データの整備
	市は、災害後、復興対策に必要となる測量図面、建物現
	況、土地の権利関係等の各種データをあらかじめ整備し、デ
	ータベース化を図るよう努めるものとする。
	2 災害復興対策本部の設置【市(各部)】
	市は、災害による被害状況を速やかに把握し、災害復興の
	必要性を認識・確認した場合に、市長を本部長とする災害復
	興対策本部を設置する。
	3 災害復興方針・計画の策定【市(各部)】
	(1) 災害復興方針の策定
	市は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政
	関係職員から構成される災害復興検討委員会を設置し、災害
	復興方針を策定する。災害復興方針を策定した場合は、速や
	かにその内容を市民に公表する。
	(2) 災害復興計画の策定
	市は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策
	定を行う。災害復興計画では、市街地復興に関する計画、産

## 第4章 復旧復興計画

改 訂 前	改 訂 後
	業復興に関する計画、生産復興に関する計画、及びその事業
	手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。
	4 災害復興事業の実施【市(各部)】
	(1) 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施
	市は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都
	市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制
	限等をすることができる。
	被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続き
	と同様の手順で行う。
	(2) 災害復興事業の実施
	1) 専管部署の設置
	市は、災害復興に関する専管部署を設置する。
	2) 災害復興事業の実施
	市は、災害復興に関する専管部署を中心に災害復興計画に
	基づき、災害復興事業を推進する。